

460

第三十七會議

387
162

拓務議事詳録

臺 拓 南 拓 の 事 業	南 洋 群 島 の 諸 問 題	樺 太 私 鐵 補 助 改 正	東 拓 法 中 改 正 法 案	パ ル プ 資 材 増 伐 論	産 金 増 産 政 策	中 支 振 興 會 社 問 題	北 支 開 發 會 社 問 題	事 變 下 に 於 け る 臺 灣	滿 洲 移 民 の 大 量 送 致	滿 洲 重 工 業 會 社 問 題	朝 鮮 志 願 兵 制 度 施 行
---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---

東京中央情報社發行



0007312-000

特234-734

拓務議事詳録

中央情報社編纂部・編

中央情報社

第73議會（昭和13年4月）

昭和13

ABH

234
734



第九十三議會

拓務議事詳録

—昭和十三年四月—

東京中央情報社



務

源 燐 燐
タマール樹脂採取
棉花栽培

訂正

二二七頁から二四〇頁までの間柱種算總會とあるは特別委員會（樺太地方鐵道補助法中改正法案）の誤り、二二八頁の寫眞中松浦、倉成氏は入選ひに付き訂正。

電話銀座（自二一九七番

内島次郎

第234
734



第九十三議會

拓務議事詳錄

—昭和十三年四月—

東京 中央情報社



南洋興發株式會社

取締役社長 松江春次

本社 南洋サイパン島
事務所 東京市麴町區内幸町一東拓ビル内

電話銀座(自二一九七番至二一九七番)

務

殖移 糖製油 糖製油 糖製油
漁業製氷 燐礦澱粉 燐礦澱粉
タマール樹脂採取 花栽培

一、創立 大正八年十一月

資本金 四千萬圓

事業地

南洋廳下サイパン島、テナアン島、ロタ島、バラオ島
ボナヘ島、ペリリユー島、トコベ島、クサイ島、蘭領
ニューギニヤ島、葡領チモール島、比島ポホール島

南洋興發關係會社

資本金一千萬圓

南太平洋貿易會社

本社 南洋群島サイパン
東京出張所 東京市麹町區内幸町東拓ビル

資本金三百萬圓

日本眞珠株式會社

本社 東京市芝區田村町二ノ一五
社長 水野恒路

資本金一百二十萬圓

南方産業株式會社

本社 南洋群島パラオ
社長 峯整藏
取締役 色部米作

資本金二十萬圓

鵬南運輸株式會社

本社 東京市麹町區内幸町東拓ビル
取締役社長 布施保次

資本金一拾萬圓

南洋石油株式會社

本社 南洋群島パラオ

資本金二百七十萬圓

南興水産株式會社

本社 南洋群島パラオ
社長 松江春次
専務取締役 杉原芳藏

資本金二十萬圓

南興化學工業株式會社

本社 大阪府大正區船町七
社長 熊谷康次郎
取締役 松江一郎

序

第六十九議會臨時特別と二回、本議會が一回あつたが、何れも半端で本議會が解散になつた爲めに議事録を編纂に至らなかつた

而して第七十三議會を迎ふるに至つたのである、前回の議事録は拓務省文書課の好意に依り同課編纂のものを中央情報が発行することゝ致したのである、拓務省の利用としては頗る便利に出来てゐて大に歓迎されたのであるが、之を外地關係者よりすれば大に物足らず、省略が多過ぎて困ると云ふ聲が高かつた、其處で今回は從來の如く多少不便でも羅列式及網羅的にすることにした、つまり資料に對して編纂者が出来得るだけ作意を加へないで讀者諸彦が羅列の中より必要なものを探究するに便ならしむる方法を採つた次第である

右様の次第故に何卒御諒承の上御高讀を願ふ次第である

昭和十三年四月

中央情報社

菱沼右一

凡例

- 一、本書は第七十三回帝國議會に於ける貴、衆兩院本會議及び各委員會の速記録中拓務行政に關するものを抜萃輯録したるものである、事務的説明及簡單なる質疑應答も必要と認むるものは採録した
- 一、輯纂に當つては質疑及び答辯は可成詳細に、而し重複等に依り省略差支へなきものは割愛した
- 一、新情勢に依る北支、中南支に關する重要な部分特に北、中支兩會社關係、及び滿洲の諸問題をも抜萃輯纂した

編輯部

第七十三議會 拓務議事詳録 目次

衆議院

本會議

- ◇各國務大臣の施政演説 (近衛首相、廣田外相、賀屋藏相)..... 〇
- ◇國務大臣の演説に對する質疑應答 (稲羊の自給策(堤康次郎君)——有馬農相)公債消化對策(小笠原三九郎君)——賀屋藏相)滿洲重工業、事變と滿洲移民滿化問題、(宮澤胤勇君)——有馬農相)滿洲移民問題、林政の内外地統一、内外地一體の馬政確立(三善信房君)——有馬農相、杉山陸相、八角拓務政務次官)海外邦人企業の擁護(小池四郎君)——吉野商相廣田外相)..... 〇
- 法律豫算案審議..... 三
- 赤字公債に關する法律案(賀屋藏相説明)内鮮間の差別觀念除去せよ志願兵制度施行(松尾三藏君)——大野政務總監——八角政務次官——町尻軍務局長)志願兵制度、内幣幣制統一、北支事變、關稅撤廢(朴春琴君)——大野政務總監——太田大藏政務次官——松本外務政務次官)..... 三
- 國民保險法案..... 三
- 大和民族移住は大陸政策の基本(西川貞一君)..... 三
- 農地調整法案..... 三
- 内地移民に力を至せ、ハルブ國策と植林(伊東岩男君)——有馬..... 三

目次

農相)朝鮮農地令(長野君)日本と北支の工業化問題(赤城宗徳君)——有馬農相)

裁判所設立に關する法律案外一件 (樺太知取町に區裁判所を設

置)..... 三

(鹽野法相提案理由説明)

臨時租稅増徴法中改正法律案外..... 三

大正九年法律第十二號中改正法律案(南洋群島に所得稅新設)

支那事變特別稅法案..... 三

日本産金振興株式會社法案..... 三

(木暮商工政務次官提案理由説明)臺灣金鑛開發せよ(世耕弘一君)産金五ヶ年計畫(木暮商工政務次官答辯)(八角拓務政務次官)..... 三

漁業法中改正法律案..... 三

鯉節の濫賣防止、南興水産問題(高木條太郎君)——大谷拓相)

水産界の不振挽回に南支那海へ進出せよ(西川貞一君)——大谷拓相)..... 三

石油資源開發法律案..... 三

(吉野商相提案理由説明)燃料國策と大陸(山田清君)——吉野商相)..... 三

樺太地方鐵道補助法中改正法律案及び東拓法中改正法律案..... 三

(大谷拓相提案理由を説明)ハルブ問題外(田原春次君)——大谷拓相)..... 三

日滿司法事務共助法案..... 三

(久山司法政務次官説明)防共政策の徹底に内外地及び大陸をも含めよ(三田村武夫君)——木村、久山兩政府委員)..... 三

關東局、朝鮮、臺灣兩總督府及樺太廳の特別會計に於ける租稅收..... 三

目次

入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入ること
に關する法律案……………五五

本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案……………五六

北支那開發株式會社法案、中支那振興株式會社法案……………五六

(吉野商相兩法案說明)對支機關設置(松村謙三君—杉山陸相)
官僚的經營排擊(高橋圓三郎君—吉野商相)開發と外交工作、
對支根本方針、幣制の爲替管理、治安維持(田村秀吉君—廣
田外相、吉野商相、杉山陸相、賀屋藏相)事變參加國民の福利
を増進せよ、現地機關の聯絡東亞省設置、子會社の運籌伊豆富
人君—吉野商相、杉山陸相)日支國民の繁榮方針、人口問題
(山崎劍二君—吉野商相、廣田外相)……………六四

昭和十一年第一號備金支出外……………六四

帝國造林株式會社法案……………六四

(議員提出松浦周太郎君外)

△豫算及各法律案委員會經過報告……………六六

十三年度豫算(田子一民君)……………六六

各政黨の贊成演說……………六九

赤字公債發行に關する法律案(一松定吉君)……………七〇

裁判所設立法律案(長田良吉君)……………七〇

産金振興會社、重要礦物増産法案(森田福市君)……………七〇

昭和十二年法律第八、十四號中改正法律案外(高橋熊次郎君)……………七〇

樺太地方鐵道補助法中改正法律案、東拓法中改正法律案(沖島
謙三君)……………七〇

日滿司法事務共助法案(松永東君)……………七〇

國家總動員法案(小川郷太郎君)……………七〇

飼料配給統制法案(寺田市正君)……………一〇九

兌換銀行券の保證發行限度臨時擴張(岡田忠彦君)……………一〇九

輸出入臨時措置に關する件(寺島權藏君)……………一一〇

昭和十一年度第一號備金支出の件(駒井重次君)……………一一〇

入營者職業保險法中改正法律案(田中亮一君)……………一一〇

昭和十三年度追加豫算(田子一民君)……………一一一

北支開發、中支振興兩會社法案(山道襄一君)……………一一二

對論小林三郎君(民)小谷節夫君(政)齋井義道君(第一)前川正一君(社大)
航空擴充の決議……………一一三

滿洲移民の金融に關する質問書……………一一三

昭和十一年度決算報告(小林精治君)……………一一三

△豫算委員會及各分科會……………一一三

十二年度豫算の節減と繰延額……………一一三

(勝委員と政府委員問題)(滿洲開發、近衛首相)滿重滿化問題
(砂田委員杉山陸相)……………一一三

滿鐵の重工業部内滿重委讓問題(小山委員—杉山陸相)……………一一三

半島の鐵道網(津雲委員、大野政務總監)……………一一三

臺灣の交通網(津雲委員、森岡總務局長)……………一一三

北支農業政策、北樺太の利權問題(石坂委員—廣田外相)……………一一三

バルブ自給策(豊田委員、吉野商相)……………一一三

半島人の參政權、靖國神社の末社分祀、半島に師團を増設せよ、
米穀問題、産金問題(村委員—近衛首相、賀屋藏相、米内
海相、末次内相、大谷拓相)……………一一三

佛教に依る日支親善(加藤委員—大谷拓相)……………一一三

滿洲移民の大量送致、分村計畫、移民の經濟的條件、文化施設、
……………一一三

滿拓貸付利率、(須永委員—大谷拓相、有馬農相)……………一〇七

北支棉花買付問題(漢那委員—廣田外相)……………一〇七

ベル—移民問題、滿炭増産(漢那委員—原對滿事務局次長)……………一〇七

第一分科會經過(土屋主亮報告)……………一〇七

十二年度追加第二號及特別會計第一號……………一〇七

滿重移讓と滿鐵(宮澤委員、杉山陸相、原對滿事務局次長)滿鐵
の鐵道關係、滿重設立の目的(杉山陸相)東邊道の鐵道(原對滿
事務局次長)外資誘致に不安(北委員宮澤委員—杉山陸相)大
陸開發の前線で奮闘の滿鐵社員(宮澤委員)……………一〇七

昭和十三年度追加豫算第一號案(賀屋藏相說明)……………一〇七

朝鮮産金獎勵(松山委員)米國邦人二世の國籍教育方針(鈴木
文)委員—内ヶ崎文部政務次官)百萬移民計畫不變(平野委
員—大谷拓相)滿洲移民と人口食糧問題(稻田委員、大谷拓相)
對支強力中央機關設置(近衛首相)ダバオの耕地問題(野中委員
—廣田外相)……………一〇七

十三年度追加第二號豫算中拓務省所管(大谷拓相說明)……………一〇九

臺灣の島内事業は民間と摩擦(小笠原委員—大谷拓相、森岡
臺灣總督府總務局長)本島人の志願兵制(小笠原委員—大谷拓
相)外地官吏の網紀弛緩(福田委員—大谷拓相)半島の礦物増
産(大野朝鮮總督府政務總監)臺灣の南方對策、南拓、臺銀、華
銀の利害(福田委員—森岡臺灣總督府總務局長)外地官吏の網
紀問題(濱野委員—大谷拓相)北樺太石油事業(福田委員—
廣田外相)……………一〇九

△分科會

第一分科會(外務、司法、拓務)

滿洲移民の定着性、日支事變と移民、南米移民の狀態(豊田委
員、安井拓務局長)外南洋對策に拓務省の對策如何、平和的經
濟的に南方發展を企圖(豊田委員—八角政務次官)産金獎勵策
電力送電計畫(豊田委員—大野朝鮮總督府政務總監)内鮮の對
立感情、青年層の感情、朝鮮林業開發、南洋群島の航空路及び
放送局問題、臺灣の氣象臺(松山委員—大野朝鮮總督府政務
總監、北島南洋長官、森岡臺灣總督府總務局長)拓殖政策の實
因性(須永委員—八角政務次官)國策會社の近情南拓、臺拓と
既設會社の摩擦(葉梨委員—植場拓務省殖産局長)アラフラ海
の眞珠採取統制、水産業は南拓南興兩社協力、鐵道は南拓中心
(葉梨委員—北島南洋長官)北鮮警備問題(利田委員—大野
朝鮮總督府政務總監)……………一〇七

第四分科會……………一〇七

滿重と重工業問題(采山委員—原對滿事務局次長)……………一〇七

第五分科會……………一〇七

石炭液化の計畫(宮澤委員、竹内燃料局長、小金礦山局長)……………一〇七

各法律案委員會……………一〇七

樺太地方鐵道補助法中改正法律案委員會……………一〇七

將來適當な時機に滿鐵、南樺兩線を買收樺太の計畫線、王子と
不正關係なし、樺太の保有炭田、國境警備員を増員(牧山委員
—今村樺太長官、八角政務次官)赤鹿ソ聯と接壤樺太の警備
堅めよ、北樺太買收問題樺太の林積と伐採計畫、王子偏重事實
無し(立川委員—今村樺太長官—加藤陸軍政務次官、松本
外務政務次官)……………一〇七

東拓法中改正法律案委員會……………一〇七

大陸進出の線に東拓事業網を擴充、社債限度擴張、産金會社は十月に設立、副總裁天降り排撃(牧山委員、松山委員)——八角政務次官、植場拓務殖産局長) 社債發行限度、臺拓の事業目標(星委員——植場拓務殖産局長、森岡臺灣總務局長) 南興小作人間題、南洋と臺灣の製糖事業、南興の小作人間題(小谷委員——北島南洋長官) 拓務省に労働對策課設置せよ(田原委員) 北支開發と東拓(葉梨委員)——町尻陸軍事務局長、八角拓務政務次官) 南興への補助(鹽川委員、星委員葉梨委員)——植場拓務殖産局長、八角拓務政務次官) 小作人金融問題、南洋眞珠船統制、捕鯨新會社(葉梨委員)——北島南洋長官、八角拓務政務次官)

赤字公債委員會……………三三三
滿移關係輸送運賃の高率(今成委員、野溝委員)——原對滿事務局次長) 海外發展思想演義(小谷委員)——大谷拓相) 拓務省の積極化(櫻井委員、大谷拓相、安井拓務局長)……………三三四
臨時増徴法案委員會……………三三四
外地増徴額は過少、北支開發費は見込つかず(前田委員)——賀屋藏相) 國家總……………三三四
國家總動員法委員會……………三三四
外地實施の機構、内外地一體になり帝國の指針を定めよ(河野委員、三田村委員)——大谷拓相、棟居管理局長)……………三三五
北支開發會計法案委員會……………三三五
農業部内に關して拓務は發言權を握る(田中(源)委員)——八角政務次官)……………三三五

△請願委員會……………三三六

樺太北海道より一般用材供給のため増伐を請願……………三三六

委員——大谷拓相) 鮮臺の産金計畫(松本(勝)委員)——吉野商相、八角拓務政務次官) 南洋ダイヤ——船合同統制を企圖(岩倉委員)——大谷拓相)……………三三六
豫算總會……………三三六
(茂山の鐵礦場問題)……………三三六

△分科會……………三三九

第一分科會……………三三九
特別會計の一般繰入(裏松委員)——賀屋藏相)……………三三九
第六分科會……………三三九
アジア大陸の國策、臺灣、朝鮮兩總督の地位、臺灣米の專賣、朝鮮運輸狀況、臺灣の支那貿易(大藏委員)——大谷拓相) 朝鮮總督政務總監、森岡臺灣總督府總務局長)……………三三九
群島のゴム栽培(大藏委員)——北島南洋長官)……………三三九
決算委員會……………三三九
鮮農の滿洲移民を政府は極力助成、鮮農十五ヶ年十六萬戸を送致(松平委員、永田委員)——副島拓務省會計課長、水田朝督府財務局長) バルブ問題(松本委員)——今村樺太長官)……………三三九
各委員會……………三三九
樺太地方鐵道補助法中改正法律案委員會……………三三九
沿線住民及び旅客、建設費と運賃歩合、補助年限の見込、三菱石炭油化工業會社への補助(山隈委員)——今村樺太長官) 鐵道と國防(戸田委員)——大谷拓相、今村樺太長官) 補助率の遞減(高倉委員)——今村樺太長官) 在樺白系露人間題(戸田委員)——町尻陸軍事務局長、今村樺太長官) 改正の年限問題(橋本委員)——

惠須取區裁設置の請願……………三三六
北方航空路新設請願……………三三六
人絹製産統制中に滿鮮向き織物統制解除の請願……………三三七
東北より滿洲移民を多數送致され度き旨の請願……………三三七
△建議委員會……………三三七
帝國造林會社設立に關する建議案……………三三七
長崎救養擴充の建議案……………三三八

貴族院

本會議

◇國務大臣の演說に對する質疑……………三三九
人口増殖問題(淺田男)——近衛首相、廣田外相) 朝鮮同胞の愛國精神(阪谷男)——大谷拓相)……………三三九
◇豫算及法律案委員會報告……………三三九
裁判所設立に關する法律案(委員長周布兼道君) 豫算委員會報告(委員長長林博太郎君) 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(委員長高倉篤麿君) 重要礦物増産法律案、日本産金振興株式會社法律案(委員長副島道正君) 東拓法中改正法律案(委員長肝付兼英君) 北支開發、中支振興兩會社法案(委員長柳原義光君)……………三三九
◇意見書案……………三三九
廣島築港の朝、臺、支、南洋航路發展案……………三三九
◇豫算委員會……………三三九
樺太の内務省移管(松村委員)——大谷拓相) 集團移民を獎勵(岡

植場拓務省殖産局長)……………三三九
◇昭和十二年度法律第九十二號中改正法律案委員會(輸出入品臨時措置法)……………三三九
運用の實際情況(東郷委員)——寺島商工省貿易局長) 國內バルブの増産(稻畑委員)——吉野商相) 臺灣のバルブ資源(會我委員)——吉野商相) 外地に於ける措置(山川委員)——吉野商相)……………三三九

◇赤字公債特別委員會……………三四五

滿洲の事業の經濟化(大河内委員)——原對滿事務局次長) 朝鮮の事業公債と鐵道建設の改良(大河内委員)——大野朝督政務總監) 産金の金額(後藤委員)——大野朝督政務總監) 滿洲國の産業計畫(遠藤委員)——原對滿事務局次長)……………三四五

◇裁判所設立に關する法律案特別委員會……………三四六

惠須取敷香に將來區裁を設置(岡田委員、白根委員)——鹽田法相、大森民事局長) 地元民の寄附問題(松本委員)——大森局長)……………三四六
◇東洋拓殖株式會社法中改正法律案委員會……………三四七
業務地域の擴張、樺太進出をも考慮(山川委員)——八角拓務政務次官) 臺灣南洋等に對し東拓で資金を援助(山川委員)——植場拓務殖産局長) 投資額の地方別(山川委員)——植場拓務省殖産局長) 東拓今後の方針債券發行の擴張(山川委員)——八角拓務政務次官、植場拓務省殖産局長)……………三四七

◇北支開發中支振興兩會社法案委員會……………三四八

東拓との事業競争(勝田委員)——吉野商相) 臺拓の擴充考慮(大藏委員)——大谷拓相) 兩會社の監督(大谷委員)——吉田商相、杉山陸相、近衛首相)……………三四八
第七十三議を審議成績……………三四八

資本金三千萬圓

株式會社 朝鮮殖産銀行

頭取 林 繁 藏
副頭取 渡 邊 彌 幸
京城府南大門通二ノ一四〇

樺太唯一の化學用無煙炭礦
資本金三百萬圓

諸津炭業株式會社

社長 塚越卯太郎
副社長 久留島政治
專務取締役 山 際 競
東京事務所 丸ノ内海上ビル六階

鮮滿拓殖株式會社

朝鮮・京城府
總裁 二宮治重

滿鮮拓殖股份有限公司

滿洲國・新京市

金及各鑛山經營

東京市日本橋區小傳馬町二ノ九

大東産業株式會社

社長 北澤 登
電話 浪花園二二七三番

衆議院本會議

各國務大臣の施政演說

近衛內閣總理大臣

東亞安定勢力たる

帝國の責任益々重し

今日の犠牲同胞への義務



○國務大臣（公爵近衛文麿君）事變下に新年を迎へ、重大時局に直面する第七十三回帝國議會に臨み、諸君と共に聖壽の萬歳と、皇室の御繁榮とを壽ぎ奉り、茲に政府の所信を開陳致すの機會を得ましたことは私の光榮とする所でありませぬ、今期議會開院式に當りましては、特に優渥なる勅語を賜はり、時局に對する深き御矜念の程を拜しまして是に恐懼感激に堪へぬ次第であります

防共協定

申すまでもなく日滿支の鞏固なる提携を樞軸として、東亞永遠の平和を確立し、以て世界の平和に貢獻せんとするは帝國不動の國策であります、先般無反省なる支

近衛國務大臣の演說

那國民政府に對し、斷乎之を對手とせざるの方針を採るに至りましたのも、將又列國との友好關係の増進に不斷の努力を怠らざるも、共に此國策の命ずる所であります、殊に昨秋防共の理想を同じくする盟邦伊太利を加へまして、日獨伊三國の間に防共協定が成立致しましたことは、世界平和の爲に眞に御同慶の至りであります

支那事變

顧るに事變勃發以來茲に半歲餘、戰線は北支より中南支に及び、皇軍の勇武果敢なる行動に依り、戰捷相踵ぎ、忽ち首都南京を攻略し、戰局は極めて有利に展開しつつあるものであります、是れ固より御稜威の然らしむる所でありませぬが、皇軍將兵諸士の忠勇と銃後國民諸君の熱誠に對しては、是に感謝措く能はざるものであります

今や政府は帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立、發展を期待し、是と兩國國交を調整致しまして、更生新支那の建設に協力し依て以て東亞長久平和の基礎を確立せんとするものであります、勿論帝國が支那の領土並に主權及び支那に於ける列國の正當なる權益を尊重するの方針には、毫も變る所はないのであります

惟ふに東亞の安定勢力たる帝國の使命は益々大にして、其責任は益々重きを加ふるに至れるものと言はねばなりません、此使命を果し、此任務を盡す爲には、今後と雖も多大の犠牲を拂ふの決意を要するは固よりであります、而も今日に於て此決意を爲すにあらざれば、結局不幸を將來に貽すものであります、隨て現代の吾々が其犠牲を忍ぶと云ふことは、正に吾々が後代同胞に對する崇高なる義務であることを信ずるものであります

豫算編成

政府は斯の如き見解に基き、全力を擧げて支那事變に對處し、其目的の達成に邁進せんとするものであります、是が爲には物心兩様に互り國家總動員態勢の完成を

圖り、之に必要な諸般の施策の實現を期するものであります。政府は此方針に依りまして、先づ軍備の充實と國費の調達とに遠算なからしむることが極めて緊要なるを信じ、財政經濟何れの方面に於きましても、此處に重點を置くことと致したのであります。昭和十三年度豫算案の編成に付きましては、事變の長期に互るに備へ、物資及び資金を出來得る限り軍事の需要充足に集中致しまして、軍需に關係ある資材及び資金の一般消費は成べく之を減少せしめる立前の下に之を編成したのであります。

生産擴充

産業方面に於きましては、日滿支を通ずる全體計畫の下に我國生産力の擴充を圖るを以て基調とし、殊に國防上緊切なる物資の供給、重要産業の振興、輸出貿易の伸張に力を致して参りたいと存するのであります。又銃後の處理に最善を盡し、出征將兵をして後顧の憂なからしむるは固より、戦死傷病者と其遺族家族に對する扶助援護に付きましては、適切機宜の措置を講ずる積りであります。

國民決意

惟ふに事變の前途は遠慮で有ます。是が解決は長期に互ることを覺悟せねばなりません。而して實に事は曠古の大業であります。此大業を前にしては、國民擧つて勇躍難に赴く精神を發揮するにあらざれば、到底成果を收め難いのであります。政府は堅忍持久、不退轉の決意を以て事變の解決に努めんとするものであります。

以上の如き考に依りまして、政府は茲に必要な法律案及び豫算案を提出するものであります。宜しく政府の意のある所を諒とせられ、協贊を與へられんことを切望する次第であります。

(拍手)

廣田外務大臣

防共の旗旆の下に

世界平和確立に邁進

東亞新秩序建設協力を希望

○國務大臣(廣田弘毅君)支那事變に對する帝國政府の方針に付きましては、曩に第七十二回帝國議會に於て開陳する所ありましたが、本日茲に其後の情勢及び我が對外關係の全般に付て所見を開陳致したいと存じます。

支那事變に對する帝國の態度

今次事變に對する帝國政府の態度は、屢次に互る政府所信の披瀝に依つて明かでありまして、帝國政府は支那に對し何等の領土的野心を有せず、又北支を支那より分離せしめんとするが如き意圖をも有して居ないのであります。即ち帝國の求むる所は唯支那が大局に目覺め、日支提携共存共榮の理想に協力するに至らんことにあるのであります。隨て事變勃發の後に於きましては、國民政府にして排日抗滿の政策を捨て、右帝國の理想に協力するの誠意を披瀝して参りまするに於きましては、帝國は之と手を携へ東亞平和の確立に邁進せんことを期して居つたのであります。然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、多年自ら鼓吹し來れる排日抗日の主張に依り自編自



(拍手)

續に陥り、冷靜に大局を顧念して喜處することを得ず、或は第三國に頼り、或は共產黨と結び、今なほ長期抵抗を唱へ、四億の民衆を塗炭の苦みに投じて敢て顧みないのであります。今や帝國の忠勇なる軍隊は、北に南に勇戦奮闘し、爲に國民政府は首都南京を捨てて遠く長江上流に遁竄せざるを得ないことになりましたが、而も尙ほ自ら悟ることなく、自暴自棄の抵抗を續けて居るのであります。斯の如きは支那民衆の爲にも、將又東亞の大局の爲にも、痛惜措く能はざる所であります。帝國政府は曩に獨逸政府より、日支兩國の間に立ち直接交渉の橋渡しを爲すべき旨の好意的申出に接したのであります。國民政府に對し最後の反省の機會を與へんが爲め、事變解決の基礎條件として次の四點を提示したのであります。其第一は支那は容共政策抗、日滿政策を拋棄し、日滿兩國の防共政策に協力することであり、其第二は所要地域に非武装地帯を設け、且つ該地方に特殊の機構を設定することであり、其第三は日滿支三國間に密接なる經濟協定締結することであり、其第四は支那は帝國に對し所要の賠償を爲すこととあります。右は何れも帝國政府の絕對必要と認める最小限度の要求を概括致したものであります。私は國民政府が速に此基礎條件に依りて和を求め來らんことを切望して居つたのであります。然るに東亞の大局に目覺めざる同政府は、我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し虚心担懐に、和を乞ふの態度に出でないで、徒に遷延を事としたる末に、遂に何等誠意の認むべき回答を寄越さなかつたのであります。

廣田國務大臣の演説

後帝國政府は眞に帝國と提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待致しまして、是と兩國の國交を調整し、更生支那の建設に協力する決意でありまして、私は是が帝國の理想とする日支提携に依る東亞の安定を得る唯一の途たることを、信じて疑はないのであります。

日滿兩國の關係

次に日滿兩國關係を見まするに、滿洲國をして帝國と緊密不可分の關係を持しつゝ、獨立國として其健全なる發展を遂げしむることは、帝國對滿洲國策の基調であります。帝國が多年滿洲國に於て享有せる治外法權及び日露戰爭の代償たる南滿洲鐵道附屬地行政權に付きましても政府は右國策の基調に遵據して、成べく速に是が撤廢乃至移讓を爲すべき方針を決定し、右實現の爲め昭和十一年六月の條約に昨年十一月の條約を締結したのであります。而して右兩條約の實施狀況は極めて順調に參つて居るのであります。一方國際政局に於ける滿洲國の地位を見まするに、建國以來帝國の協力の下に庶政の革新に邁進致しました結果、今や列國も其對滿認識を新にするに至りまして、昨年

十一月末、先づ伊太利國の正式承認を得まして、次で十二月初には西班牙「フランコ」將軍の政府との間に、相互に正式承認を行ひましたことは、御同慶の至りであります

ソ聯邦との關係

「ソビエト」聯邦との關係に付きましては、帝國政府としては、由來兩國の關係を出來得る限り正常なる状態に置くことが、東亞平和の爲め喫緊と信じまして、此方針を以て措置し來つたのであります。即ち兩國間年來の懸案たる漁業條約の修正問題を昨年中に解決せんと努力致しましたことも、一に此方針に基くものであります。が「ソビエト」政府當局の態度に依りまして、昨年末も遂に一昨年と同様の暫定取極を結ぶの己むを得ざるに至りましたことは、私の遺憾とする所であり、尤も「ソビエト」政府に於ても、現行條約を修正する協定を締結するが爲に必要な國內的準備を進めて居りますが故に、引續き交渉を行つて、成べく速に新協定の實現を見るやう折角手配中であります。尙ほ政府は北極太に於ける利權事業の正常なる進行を極めて重視するものであります。日「ソ」基本條約に由來する此種の利權が不當なる壓迫に依つて有名無實となるが如きことは、帝國政府として默し得ない所であります。又「ソビエト」聯邦と支那との關係に付きましては、我國一般の特に注意を惹いて居る所でありまして、支那は昨年八月「ソ」聯邦との間に不侵略條約を結び、殊に國際共產黨員が支那の各層に喰入つて同國の社會秩序を破壊し、延いて東亞の安定に禍して居りますことは、東亞の文明と諸民族の福祉を念とする帝國として、多大の關心を持たざるを得ない次第であります

を持ち、東亞に於ける帝國の立場を正しく解し、我方と協力して、兩國の親善増進に努力せんとする態度に出で來るべきことを期待致しますと共に、我が國民も亦能く此時局の重大なるに鑑み、右政府の方針に努力するの態度に出でられんことを希望して已まない次第であります

獨逸と親善深む

獨逸との關係に付きましては、昨年秩父宮殿下英國より御歸朝の途次同國を御訪問遊ばされ、又帝國軍艦足柄の「キール」廻航等のことがありまして、帝國の關係益々親善を加へましたことは、御同慶に堪へない所であり、殊に同國が日獨防共協定の精神を體して、我方に對し極めて理解ある態度に出でつゝあることは、帝國政府のたいに多とする所であり、政府は今後益々兩國の提携強化に努力致したいと考へて居るのであります

伊國と防共協定成立

次に伊國政府は今時事變の當初より帝國の眞意を了解し、各方面に互り努力を吝まなかつたのであります。が、殊に昨年十一月「ブラッセル」に於て九國條約關係國會議の開催に當りまして、終始一貫極力我方支持の態度を示されたことは、御承知の通りであります。が、前述の本事變解決方に付きまして、伊國政府は同情ある關心を示して居つたのであります。右伊國側段々の好意は、帝國の深く感謝する所であり、拍子も同國は豫て反共の點に於て帝國と事實上共通の立場に在りましたが、昨年十一月日獨防共協定に参加し、茲に日獨伊三國が防共の旗幟の下に提携するに至りましたことは、世界平和確保の見地より慶賀に堪へない所であり、政府は獨伊兩國と協力して今

事變に於ける英、米兩國軍艦事件解決

帝國は對支軍事行動を進むるに當りまして、在支第三國人及び第三國權益に不測の被害を及ぼさざるやう特に留意して参つたのであります。が、不幸にして英米との間に、昨年末米艦「バナイ」號及び英艦「レディバード」號事件が起りましたことは、甚だ遺憾とする所であり、是等の事件が我方の故意に出でたるものでないと云ふことは、申す迄もない所であり、右兩事件は、一時我國と右兩國の感情疎隔の因を成すことなきやを氣遣はしめたのであります。が、幸にして兩國政府の冷靜且つ公正なる態度と、我が官民一致の誠意とに依りまして、事件の圓滿なる解決を見ましたことは、邦家の爲め欣快に堪へない所であり、

米國政府の公正態度

今次事變勃發以來、米國政府は常に公正の態度を持しまして、能く日米關係の大局を顧念して善處し、前述「バナイ」號事件の如き不詳事件の突發にも拘らず、兩國友好關係に何等累を及ぼさなかつたことは、私の欣幸とする所であり、帝國の外交上米國の理解認識の必要な點に付きましては、今更茲に言ふを俟たない所であり、此上とも日米親善の爲に、出來得る限りの努力を續けて行きたいと云ふ考であります

英國との友好關係維持に努む

英國との關係に付きましては帝國政府が日英兩國の傳統的友好關係を維持せんとする從來の方針には、何等渝る所がないのであります。私は英國政府及び國民に於ても、日英關係の重大性に付て十分の理解

後益々本協定の効果を發揮せんことを期して居る次第であります

フランコ政府承認

西班牙に於きましては、一昨年七月内亂勃發以來戰況は次第に「フランコ」將軍の政府側に有利に展開し、最近同政府は西班牙の大半を其勢力の下に收め政府の基礎も大いに鞏固を加へたのであります。他方同政府が防共を以て國策とする點は、帝國政府の方針と相通する所があるものであります。帝國政府は是等諸般の事情に鑑み、同政府を承認するを適當と認め、昨年十二月初め承認の手續を執つたのであります

通商關係

次に昨年に於ける通商關係を概観致しまするに、一昨年に比し輸入金額に於て三割五分餘又輸出金額に於て一割八分餘、の激増を示し、貿易總額實に七十二億七千餘萬圓と云ふ未曾有の巨額に達したのであります。併ながら諸外國に於ける經濟的障礙は、其後依然として存續して居りますので、政府と致しましては、諸國の事情並に其措置に應じ、各個に外交手段等に依る打開を圖りつゝある一方、貿易促進の爲め、不斷の努力を致しつゝある次第であり、昨年中英領印度、「ビルマ」及び「トルコ」との間には通商協定の締結を完了し又「シヤム」との間の通商條約及び伊領植民地に關する日伊間通商追加協定も、舊臘調印を了した次第であり、更に尙ほ新舊市場に互り、諸國と通商に關し必要なる取極の締結を交渉中であり、諸國中に於ては事變に關する支那側の虚構の宣傳に惑はされ、若くは多數在住する華僑の策動の結果、本邦品排斥の舉に出でたるものもありましたことは、洵に遺憾に堪へない所であり、我が官民一致の努力と諸國

民一般の公正なる態度とに依りまして、其擴大を見るに至らなかつたことは誠に幸とする所であり、日滿支三國の生産力を合理的に擴充し、其經濟的連繫を鞏固すると共に、是と諸外國との貿易關係の發展を圖ることは日滿支三國、延いては東亞全體の繁榮と世界協和とを齎すべき必須條件の一と信するものでありまして、是が實現の爲め政府は目下内外に互り萬全の措置を講じつゝあるものであります

對支文化事業に一層努力

最後に附言致したいと思ひますことは、文化事業に付てであります。國際間の親善を増進し人類の眞の平和を招来せんとせば、各國民が相互に文化的連繫を緊密にし、相互の眞意を十分に理解することが必要であります。今次事變の如きも、一面に於て、支那側が此點に於て欠くる所あつたことに起因する所が尠くないのであります。日支間の恆久の親善關係を樹立する爲には日支兩國が相互に其國情と國民性とを理解し、東洋本然の精神に立脚し、文化的提携の實を擧ぐるの必要があるのであります。政府は此見地より對支文化事業に一層の努力を爲し、之を以て兩國間百年の計の基礎たらしめんとすることを期して居る次第であります。尙ほ右と同時に我國文化の海外一般に對する紹介を行ふことに依り、正義と平和とを愛好する我が國民性と、我が固有の文化とを海外に宣揚することは、現下の國際情勢に鑑み特に緊要なるものと考へますので、政府は益々國際文化事業に努力せんとするものであります。以上述べ致しました所に依り、今次事變並に對外問題の全般に關する政府の所見を、大體御諒察願へることと存するのであります。之を要するに政府の對外政策の根柢を成すものは、一に東亞の禍根を除きつゝ大義を宇内に顯揚し、以て世界平和の基を樹てんとするにありま

して、此目的の爲め政府は最善を盡して居るのであります。何卒諸君に於かせられても政府の意のある所を御了解の上、現下非常重大の時局に處する帝國外交の目的達成の爲め、切に御協力あらんことを希望する次第であります(拍手)

賀屋大藏大臣

事變勃發中と雖も

我財經界微動せず

長期聖戰に備へ豫算を編成

○國務大臣(賀屋興宣君) 茲に昭和十三年度歳入歳出總豫算の主要並に事變下に於ける我國經濟界の現状に付き説明致しますことは、私の最も光榮とする所であります

事變對處

支那事變の經過は諸君御承知の通りでありました。國民政府の無反省なる態度に鑑み、帝國政府は爾後之を對手とせず、新興支那政權の成立發展を期待して、更生新支那の建設に協力するの根本方針を確立致しましたので、今後に於ては愈々事變の長期に互る立前を持し、財政經濟上諸般の對策に遺憾なきを期する必要があるものであります。而して今後事變の關係に於て必要とする多量の物資と資金との需要に備へ、其供給を確保致しますことと共に、國民經濟の維持に萬全を期しますことは、持久戰に處する我が財政經濟政策の基礎的方針と信するのであります。政府は昨年事變擴大と共に、我が財政經濟の態勢をして非常時態に即應せしむる



豫算編成

昭和三十三年度豫算の編成に當りまして、事變の長期に互ることを立前と致しまして、物資と資金は之を軍の需要充足に集中致し、軍需に關係する資材及び資金の他の方面に於ける消費は成べく之を減少する方針の下に、事變關係施設の充實を期し、其他の諸経費は眞に緊急差遣き難きものの外是が計上を見合ふことと致したのであります

斯くして編成致しました昭和十三年度歳入歳出總豫算の金額は、歳入歳出共に二十八億六千七百餘萬圓であります。之を前年度豫算額と比較致しますると、前年度總豫算の中には臨時軍事費特別會計の設置に伴ひ、同會計に移し整理せらるゝ歳入歳出を含んで居りますので、之を控除して改算したものと比較致しますると、歳入に於て四千萬圓、歳出に於て七千六百餘萬圓をそれぞれ減少することとなります

而して歳入豫算中普通歳入は經常部二十億二千三百餘萬圓、臨時部一億五千餘萬圓、合計二十一億七千三百餘萬圓でありまして、之を前年度改算豫算額と比較致しますると、經常部に於て一億九萬五千餘萬圓を増加し、臨時部に於て八千二百餘萬圓を減少し、差引一億二千二百餘萬圓の増加となります

此歳入經常部の増加は、大體に於て租稅收入、印紙收入、官業及び官有財産收入の増加に基くものでありまして、此中租稅收入の増加は一億七千二百餘萬圓であります。此増加は主として經濟界の好況に伴ふ自然増加に依るものであります

又臨時普通歳入の減少致しますのは、主として特別會計より一般財源受入の減少六千餘萬圓に依るものであります。是は本年度に於ては南洋廳を除く外地各特別會計並に帝國鐵道、通信事業の兩特別會計より、臨時軍事費特別會計へ財源を繰入れることと致しました結果、是等特別會計より一般會計への一般財源繰入は之を行はざることと致した爲であります。次に歳出豫算の内譯は經常部十六億四千餘萬圓、臨時部十二億二千七百餘萬圓でありまして、之を前年度改算豫算額と比較致しますると、經常部に於て一億三千七百餘萬圓を増加し、臨時部に於て二億四千四百餘萬圓を減少致して居ります。右歳出豫算の大體に付き概略の説明を致しますると、軍備の充實に付きましては、既定計畫の遂行を期しますと共に、緊急已むを得ざる新規計畫に要する経費に付きまして、努めて之を計上致したのであります

軍事關係

次に事變に伴ふ陸海軍兩省以外に於ける施設に關する経費として、軍事扶助費の増加、軍事援護事業の充實に要する経費等五千六百餘萬圓を新規に計上し、此外に防空に關する経費、農産資源開發に關する経費、輸出増進に關する経費、液體燃料に關する経費、技術員養成に關する経費、民間航空に關する経費、現下の時局に顧み緊要なる経費を計上致したのであります。尙ほ地方財政補助金は前年度と同様一億圓を計上し、又事變に伴ふ豫算超過及び豫算外支出の必要に應ずる等の爲め、國庫豫備金を三千七百餘萬圓だけ増加致したのであります

而して右以外一般の新規経費は極力是が計上を見合せますと共に既定経費に付き一億四千餘萬圓の節減繰延を行ふことと致したのであります

捨することなく、極めて平穩堅實に運行せられつゝあるものであります。私は國民が愛國の至情より堅忍不拔、以て事變終局の目的貫徹に努力せらるゝことを信じて疑はないのであります。我が充實せる經濟力に加ふるに此國民の一致協力を以て致しますれば、事變が如何に

長期に互る場合に於ても、毫も憂慮の要なきものと確信致す次第であります。終りに臨み政府提出の豫算案に付きましては、何卒速に協賛を與へられんことを希望致します(拍手)

國務大臣の演説に對する質疑應答

緬羊の自給自足策

農相の所
信を叩く
堤 康次郎君

○堤康次郎君 首、藏、陸、外各大臣への所管事項質問後、農林大臣に對して「開墾助成に關する經費が要求せぬことは、國耕作面積の擴張を要する現狀に於ては些が附に落ちぬ」とその所論を質し、も緬羊問題に關して左の如く質問した



羊毛が國策であると云ふことは、農林省も痛切に感じて居る、所が緬羊の費用が十二年度には百五十萬圓計上せられて居つたものを、今度は百三十萬圓に減らした、其二十萬圓減らしたそれはどうかと云ふと、種付所を設置する所の費用の削減である、農家に種羊を飼ふことを奨励する一番の要點は、種付所を造ると云ふ

ことなのである、牡を飼うたのでは、農家は引合はない、牝を飼ひたい、併ながら牡がない、大體牡は牝、二十頭乃至三十頭に對して一頭づゝ居ればそれで宜しいのでありますから、組合を拵へるなり何なりして、牡を其處に置いてやつたならば、農家の種羊の獎勵になるのである、それに其種付所の費用を削減して居ると云ふことは、實に私は實情を知らないものであると思ふ、大體羊毛の自給自足策と云ふことは、さう困難なものではありませぬ、大體内地と朝鮮とに於て、農家がどの位飼へば宜いかと云ふと、八百七十萬戸の農家が、一戸に三頭づゝの種羊を飼へば、是で大體二千八百萬頭になる、一頭から一年に七封度半づゝ位の毛が取れるのでありますから、是だけのことをすると羊毛の自給自足策は出来るのである、濠洲は世界一の種羊國でありますけれども、歴史は極く短い、今から百五十年前に僅に九頭の種羊を連れて來たのであるが百五十年後の今日、一億二千萬頭になつて居る、種羊はやはり日本に於ても歴史が極く短い、世界大戦の時に、羊毛の輸入が止つた、大に慌てゝ、南阿から南米と探し廻つた、あの時に大問題になつて、議會でも羊毛國策と云ふことがやかましい問題に

なつたが、其當時の農商務大臣の河野廣中氏に對して議員の質問が起つた、種羊は現在何頭居るかと云ふ質問に對して、主管の農商務大臣が、種羊と云ふことを知らない、羊と言へば分るけれども種羊と言ふから分らない、そこで困つて、數が全然分らないものであるから、時々是は仔を産むから何頭居るかよく分らないと云ふやうな胡麻化しを言つて居つた、それはついで此間であるが、現在は九萬頭になつて居るのである、此自給自足策をやると云ふことは、さう大したことではない、農林大臣は此問題の眞髓を考へられて、斯う云ふ銃後の對策にも必要であり、又國策としても重要な事には、十分努力せられんことを望むのであります

内地の不足分は 滿蒙方面に仰ぐ

増産に十
分留意
有馬農相の答辯



○國務大臣(伯耆有馬權宰君) 來年度の豫算に開墾助成に關する經費が要求致してございませぬ點に付きまして御尋がございました、是は財政上の都合に現下農村大部分勞力の不足を來して居りますと云ふ、色々の點がございませぬ、此點は本年度は計上致してございませぬ、併し開墾のことが全部ない譯ではないのでありまして、他の農産資源開發と云ふ費目に於きまして、相當開墾の

國務大臣演説に對する質疑應答

出來ますやうな費用が計上致してあるのであります、將來農村の過剩なる人口と耕地との關係に付きましては、勿論開墾を奨励致しまして、耕地を擴張しなければならぬことは當然であります、一方に滿洲に於ける移民等に依りまして農村の人口を多少調節する必要はあらうかと考へて居ります、もう一つ種羊に關する御質問でございませぬが、内地の羊毛の生産は到底日本の莫大な羊毛の需要に對しましては、之を充たすことは出来ないのであります、併し出來るだけの増産致しまして供給を十分にしたいと云ふことは努めて居るのであります、政府の現在の施設は其豫定に向つて進めて居るのでございませぬ、唯只今申上げましたやうに需要が非常に多いのでありますから、此不足の分は他の纖維に依つて補ひまするか、或は滿洲蒙古等に於きまして生産される羊毛を利用致しまして、其不足を補ふより外にないと考へて居ります(拍手)

公債の消化對策如何

これを議
場に表示
小笠原三九郎君



○小笠原三九郎君 昭和十二年度一般會計、特別會計に依る公債の發行額は三十三億九千四百萬圓の巨額に達して居りますが、昨年四月以降現實發行せられたる額は十三億圓であつて、中「シンヂケート」銀行團、預金部引受等の外は全部が日銀の引受となつて居つて、此日銀引受分は今日までに四億四千四百萬圓を賣却したに過ぎない狀況であります、經費の節約等もありまして、十二年度

分の公債も若干は減るでありませうと思はれますが、併し十三年度の事件費公債は、相當巨額に上るでありませうし、自然此巨額なる公債消化の問題に付ては、政府に於ても御對案がなければならず、御苦心の程は御察し申すけれども、國民を安心せしむるだけの政策を此議場に於て御發表に相成るべきであると存じます(拍手)

短期公債も考慮

消化には 賀屋藏相答ふ
萬全期す

○國務大臣(賀屋藏相) 公債政策に付きましての御話であります。此公債の消化の重要なことは勿論であります。本年に於きましては數十億の消化を必要と致すのであります。昨年には其消化即ち日銀の公債買入が少かつたと云ふ御話でありましたが、是は昨年の經濟事情が其方が適當であつたのであります。公債の發行は十數億に上りましたが、輸入資金の爲に正金銀行、其他の爲替銀行を通じて、日本銀行に兌換券の還流を致しますものが相當多額に上つたのであります。勢ひ金融上、日銀の公債保有高の殖えまことは已むを得ませぬのみならず、寧ろ適當でありまして、御承知の如く只今の日銀の通貨の發行量と云ふものは、經濟事情に對して決して過度のものではないのであります。本年は其事情は昨年とは相當異るとは思ひます。而して此公債の消化の基本であります。御説の如く政府の信用であります。此公債の價格は即ち政府の信用を現して居ります。是は一昨年より稍々動搖を致し掛けたのであります。事變以後は政府の公債の價格は上昇を致しまして、些の下落の傾向はない

實情に對し商工大臣の卒直なる御答辯を承りたいと思ふのであります(拍手)

事變は移民計畫に好機を與ふ

從來我國の農家經營は、一戸當りの耕作面積の過小なることが一大缺陷とせられて居つたのであります。是が爲に最近十數年來我が農家戸數及び其職業人口は、耕地面積に制せられて増加し能はざる状態に置かれて居つたのであります。是が爲に我國に於ては先づ農村の人口を他に移し、以て農家一戸當りの耕地面積を多くすることに依つて其収入を増加せしめんとし、滿洲に對し百萬戸、五百萬人の農業移民を二十箇年計畫を以て出さんと致しますことも、滿洲經營の必要からのみではなく、我國農家經營の改善と云ふ點をも考慮せられたる所の政策であります。此點より致しますれば支那事變に依る農家努力の不足は、それが突發的なるが故に困ると云ふ問題であつて、我國農家經營改善の大局から見ますれば、却て好機會が與へられたとも言ひ得るのであります。農林當局としては斯る機會を捉へて農家經營の根本的改善を斷行すべき時であつて、徒に逡巡すべきではないと思ふのであります。之に對する農林大臣の御所見を承りたいのであります

滿洲化學問題

對滿事務局總裁たる陸軍大臣に御尋を致したのであります。滿洲化學は國策的見地に立つて設立せられたる會社でありまして、滿洲に於ける豊富なる石炭と低廉なる勞銀とに依り、極めて低き價格を以て内地に硫酸を供給すべき使命を持つて生れたる所の會社であります。當時我黨は時の永井拓務大臣を促して、九萬噸計畫を十八萬噸に擴大

國務大臣演説に對する質疑應答

であります。金融界は十分に此政府の公債に對する信用を現して居るのであります。而して是が消化の方法に付きましては、小笠原君も御承知でありませうが、是は技術的に色々の方法を執らなければなりません。私は公債の條件に致しまして、非常に巨額の發行を致します場合は、或は長期の公債の外に短期の公債も要るかと思ふのであります。是は世界戰爭の實例も證明を致して居ります。今年に短期公債の發行も、場合に依つては考へて居るのであります。趣きはそれと同じく、主たるものは金融機關の信任に依る公債の大口消化であります。同時に各般のことを考へまして小額公債賣出であるとか、貯蓄債券の賣出であるとか、大小兼ね備へたる方策を以て、其消化の萬全を期して居るのであります

滿洲重工業部門の

鮎川氏委讓の問題

産業界の清 宮澤胤勇君
新氣分希望



○宮澤胤勇君 國家統制の本山たる滿洲國に於ては、官僚的事業管理に依つては最早事業の進展は期し難いとして、堂々たる大滿鐵をして一企業家鮎川氏の前に膝を屈せしむるの實情を見ます時に、私は商工行政の實情に通じて居らるる所の商工大臣が、是等宿弊を一掃し、我が産業界に對し清新潑刺たる空氣を注入せられんことを望んで居るのであります(拍手) 此行詰らんとする

し、吾々は此會社に大なる期待を掛けて居つたのであります。然るに同會社は今は全く資本家の傀儡となつて、硫酸價格釣上の道具に使はれて居るのではないかと思はるのであります。若し然らずとすれば、同會社の經營が滿洲式の放漫に流れ、大雜把に失して、低廉に供給し能はざる事情にあるのであります。私は茲に同會社の硫酸製造費、販賣費等の内容を示されて其疑を解かれんことを望む者であります(拍手)

耕地不足の緩和に

移民を積極的獎勵

滿洲の方 有馬農相答辯
針は不變

耕地不足の問題に付きましては、開墾助成と云ふことのみならず、然るに之を達することが出来ませぬので、私共は一方に滿洲に對する移民を積極的に行ひまして、内地の農村振興と土地の均衡と云ふことに付きまして、將來十分に考へたいと思つて居ります。滿洲の問題に付きましては、私は此會社の設立の本旨が、今日も尙ほ決して變へられて居るとは考へて居りませぬ、將來もさう云ふ風に進んで参るだらうと考へて居ります

拓農兩省協力して

移民問題を處すべし

漫然移民
防止せよ
三善信房君



○三善信房君 農業移民の問題でありますが、我國の耕地の面積は一戸當り僅に一町五畝歩であります、所謂五段百姓と稱する所の一戸平均五段内外の耕地、是が農家の耕作して居る所の實情であります、其農家は恐らく全農家の半數であります、此狭小なる面積を耕作致しましては、文化發展の今日に於て、而も生活程度の日々進んで居ります所の現狀に於きましては、一戸五人の生活を維持することは到底困難なることであり、生活不安の起ると云ふのは即ち此點であります、支那事變以來労働力の不足が唱へられて居ります、勿論労働力は季節的には不足致して居りますけれども、耕作面積と農村人口とを全面的に考へて見ますれば、相當の剩餘労働力があると言はなければなりません、即ち耕地の割合に人間が多いと云ふことが、農村不況の原因の一つであると致しましたならば、速に此病根を退治することに努むることが、爲政者の爲すべき途であると思はれるのであります、政府は數年來滿洲移民を奨励致されて居りますが、即ち二十箇年に百萬戸の移民を爲すとのことであり、我國の耕地面積は地方に依つて非常に廣い所と狭い所があります、北海道の

ふのは即ち此點であります、支那事變以來労働力の不足が唱へられて居ります、勿論労働力は季節的には不足致して居りますけれども、耕作面積と農村人口とを全面的に考へて見ますれば、相當の剩餘労働力があると言はなければなりません、即ち耕地の割合に人間が多いと云ふことが、農村不況の原因の一つであると致しましたならば、速に此病根を退治することに努むることが、爲政者の爲すべき途であると思はれるのであります、政府は數年來滿洲移民を奨励致されて居りますが、即ち二十箇年に百萬戸の移民を爲すとのことであり、我國の耕地面積は地方に依つて非常に廣い所と狭い所があります、北海道の

會に於て災害保險法案を提出せらるゝのであります、災害を救済することも勿論必要であります、併ながら私共は災害を未然に防止すると云ふことが、是れ以上必要ではないかと信するものであります、(拍手) 歴代内閣が河川修理に努力せられて居るに拘りませぬ、依然として毎年數億圓の被害を被つて居る現況であります、申す迄もなく治水の源は治山にあるのであります、此治山の根本問題を解決せざれば治水の徹底を期することは困難であります、更に木材資源に付て考へますに、木材の需要は年々増加の一途を辿りまして、殊に最近木材を原料とする所の各種の工業、就中纖維工業の急激なる發達に伴ひまして、木材の需要は著しく増加を來したのであります、此盡にして置きましたならば、幾年ならずして供給不足に陥りまして、國家並に國民經濟の上から考へましても、由々しき大事を生ずるものであると信するものであります、我國の林政を見ますに、國有林野は相當に整備致して居ります、併ながら公有林野或は私有林野に至りましては、林政の施行方法が確立致して居りませぬ、殊に最近の如きは濫伐に次濫伐になりまして、山林と云ふ山林は將に荒廢せんとして居る現況であります、政府は速に林政を確立して治山の實を擧げ、木材資源の涵養に努めなければならぬと思ふのであります、尙ほ我國の林業が一般産業に比較致しまして甚しく不振の状態にありますのは、其根本施設たる所の林道がないからであります、此林道がありませんれば、山林の開墾も出來て参りますけれども、遺憾ながら林道が今日まで徹底致して居りませぬ、政府は少くとも全国的に林道網を計畫致しまして、運輸交通の利便を圖り、一般木材の需要に應ずると共に、農山村の根本更生に資することが刻下の急務なりと信する者であります、我國の林野行政は内外地其所管を異に致して居ります、即ち内地は農林省の所管に屬し、北海道は内務省の所管に屬し、樺太は拓務省の所管に屬し、

如きは一戸平均四町八段もあると思ひますれば、其他の内地に於きましては五段未満の農家が非常に多いのであります、そこで移民に付きましては地方的に一定の方針を定めまして、農林、拓務兩省協定の下に計畫移民を行はなければならぬ、今日の如く漫然移民を致しましては、農村の計畫に支障を來すと思ふのであります、而して移民問題は獨り農村の過剰人口を解決する外に色々なる意義があります、兎に角地方別、進んで言へば町村別に土地と人口との割合を研究致しまして、どの程度の移民は差支なしとの秩序ある計畫を立て、行くことが、農村行政上最も緊要なることであると思ふのであります、尙ほ農村の耕地面積を經濟的に考へまして、どの程度の耕作をすれば農村が獨立して行かれるかと云ふやうなことも考へて、其凡その目標を定めまして、此の目標に接近する爲には或は開墾も致し、或は工業方面に轉職する者もありません、さうして移民計畫を立てなければ、唯今日の如く漫然拓務省が移民を募集して、募集した者は悉く滿洲にやると云ふやうなやり方では、我國の農村の將來に由々しき大事が起ると信するのであります、此點は付て農林、拓務兩大臣は如何なる考を御持ちになるかを伺つて見たいと思ふのであります

林政の内外地統一問題

次は林業政策であります、我國の林野の面積は四千五百萬町歩でありまして、國土の六割七分を占めて居ります、林業政策が其宜しきを得ると否とは、我國の木材資源の上に於て、又は治水の上に於きまして重大なる影響を來すことは勿論であります、曩に七十回帝國議會に於きまして、治山、治水の根本方策に對する所の決議案が衆議院に提案せられ、滿場一致を以て可決せられたのであります、政府は今期議

れ、其所管が違つて居りますので、動もすれば林政が區々になりまして、連絡統制を缺く嫌があります、政府は速に林野行政の統一連絡を圖らなければならぬと思ひます、さうして此の一貫したる林野方策を立てることが目今の必要であります、現内閣は組閣以來革新政策を標榜致して居ります、然るに拘りませぬ、色々の事情はあつたと思ひますけれども、今日は農林、内務、拓務とそれ、其所管を別にする必要もないと思ひますので、思切つたる政策を立て、林野の根本策を確立することが最も必要なることであると思ひますが、之に對して政府當局は如何なる考へを持つて居られるのでありますか

内外地一体の馬政確立

次は馬政の問題であります、馬産が國家國防上或は産業上重大なる使命を持つて居ります事は今更申す迄もないことであり、今期事變に於きまして軍馬として徵發せられたる數は相當な數に達して居ると思ひます、農家は馬事奉公の精神から致しまして、國家の爲に進んで此徵發に應じて居ります、併ながら徵發後の馬匹不足の爲に、農業經營上相當の困難を生じて居りますことは實際問題であります、元來農家經濟上から考へますれば、馬を飼育よりも牛を飼つた方が經濟上遙に有利であります、殊に我國の如き小農經營の國に於きましては、假令馬を飼育するの必要はありませぬ、併ながら少くとも相當の頭數きな馬を飼育するの必要はあります、國策に順應して農家は此馬を飼つて居るやうな状態であり、私は馬は兵器と共に軍事上、作戰上の必要なる役目を持つて居ると思ふのであります、(拍手) 隨て軍が兵器改善に努力せらるゝやうに、馬匹の改良に對しても、軍自ら積極的に之に努力せられる必要があると私は信するのであります、(拍手) 即ち

馬制改良の根幹たる所の種牝馬の如きは當然是は國に於て經營をすべきものであります。然るに現在我國種牝馬の頭數六千頭中、國が經營を致して居りますのは僅に千七百頭に過ぎないのであります。其他は悉く民間が此種牝馬を繁殖致して居るやうな状態であり、政府は一時に種牝馬を國有にすることが困難であります。此民間種牝馬を國有種牝馬に準じて取扱ふの御考はないのであるか。其他馬事施設に對しまして幾多の方策があります。是は稍々消極的に流れて居ります。故に、今後積極的に馬事施設に對して力を御注ぎになる必要があると思ひます。又今日の我國の情勢から申しますれば、獨り馬事を我が國內に於てのみ考へることは間違ひでありまして、内外地合せで——滿洲をも考へて、馬事の一大方針を考へられなければならぬことであると思ひます。之に對しまして農林大臣及び陸軍大臣は如何なる考を御持ちになるかを承つて見たいと思ひます。

分村計畫に敷衍し 滿洲移民を送致

林政の統一
は困難 有馬農相答辯

國務大臣（伯爵有馬頼寧君）移民に關する點は決して政府は漫然たる移民をやつて居るのではないのであります。滿洲國開發の爲にも、亦内地の農村の過剩人口の調整と云ふ點からも、此移民問題と云ふものは非常に重大であります。唯私共の心配致して居ります點は、農村から都會の工業の方面に吸収されまする人も、亦滿洲國の方に移住

致します者も、最も優れた者だけを移住せしめると云ふことになりますると、今日の日本の内地の農村から非常に良い分子を抜かれてしまふと云ふことが、將來の爲に非常に考ふべき問題ではなからうかと思ふのであります。先程三善さんの御意見の中にもございましたやうに、農村の人口が過剩であると云ふことは事實でありますから、相當數の農村人口を減らすことは宜いのであります。其減らされる人が主として農村の中堅人物ばかりと云ふことになりますと、是は農村の將來に取つては非常に重大な關係がございます（拍手）隨て私共は農村人口を減らします場合には、さう云ふ様な中堅の者ばかり減らすのでなく、所謂分村計畫と云ふものが出来るならば、老幼一つの家族を纏めて向ふへ移す、唯働き盛りの者だけを抜くと云ふことを致したくないと云ふのが私共の移民に付ての考であります。此點に付きましては拓務省とも能く協議を致しまして、遺憾のないやうに計ひたいと思つて居ります。

それから林政の問題であります。簡単に申し上げます、林政統一の問題は從來から屢々論議された問題でありまして、最近に「バルブ」の問題や、木材の點から申しまして、林業の發達、所謂林政關係の事が非常に重大になつて参りました。此際に内地、北海道、樺太、其他現在の日本の内部の林業上の諸々な事柄が方々に分れて居りますことが、非常に不都合が多いと云ふことは、從來屢々論議されて居る點でありまして、最近の實情から申しましても、殊に其點に私共も痛感を致してゐるのであります。隨て關係方面と能く協議を致しまして、出來得るならば統一と云ふことが若し困難でありますならば、其點に於て不都合のないやうに致すことに努力を致したいと考へて居ります。次は馬の問題であります。御承知のやうに今回の事變に於きまし

て、相當多數の馬匹が内地から戦地の方に参りました。近代戦争は餘り馬を必要としないと云ふやうな考を一時抱いたことがございますが、今回の事變に依りまして馬と云ふものが非常に軍事上必要だと云ふことが、又考へられるやうになつたのであります。殊に内地の馬が戦地に参りまして實際に使はれる上に於て、色々不都合な事が——不都合と言つては語弊がありますが、適しない點が多々あつたやうであります。是等は將來に於て餘程考へなければならぬ問題だと思ひます。一方に軍の要求されるやうな馬と、又平素農家に於て之を使用致しまする場合との關係が、非常に難かしいのであります。それ等の點も十分に軍の方とも協議を致し、馬政局とも十分此點を研究致しまして將來遺憾のないやうに致したいと考へて居ります。

馬政は日滿一体で 奏効を期し努力中

外地の資
源も利用 杉山陸相答ふ



○國務大臣（杉山元君）戦時に於きます我國軍所要の馬數に對しましては、内地の馬匹資源を以て之を充足することは困難でありまして、外地、殊に滿洲の馬匹資源を利用することが必要であります。斯の如くしまして軍の要求に應じますと共に、他面に於きましては戦時馬匹の徴發に依りまして、内地の負擔を相當に加重して居ります事柄を軽減致すことが極めて必要であると存

國務大臣演説に對する質疑應答

するのであります。幸に滿洲國に於きましては、共同防衛の見地に於きまして、馬匹の資源の漸次充實に付きまして、大なる努力を拂ひつゝあるのであります。現在に於きましては日滿兩國が實質的に一體となつて馬政の改善を期して居るのであります。併ながら現時に於ける滿洲の有能なる軍馬の資源は、まだ今後十分に漸養をし、又充實をしなければならぬ状況にあるのであります。今後一層滿洲國と連絡協調を致しまして、其効果を挙げますやうに努力を致したいと存じて居ります（拍手）

移民國策遂行には 充分關係方面と聯絡

三善君へ
答 辯 八角拓務政務次官

○政府委員（八角三郎君）拓務省所管に關する御質問に對しまして御答致します。北滿移民に關します御質疑の點竝に御心配の點は是に御尤でございます。隨ひまして拓務省と致しましては、農林省始め關係各省と十分連繫を執りまして研究も考究も致し、移民國策遂行に折角努力中でございます（拍手）

海外邦人企業の擁護伸展を圖れ

爲替管理の緩和策如何 小池四郎君



○小池四郎君 今日爲替の臨時措置の關係から、餘り多く知られて居りませぬけれども、吾々の知らない間に海外異境に於て獨力奮身して日本の利権を擴め、營業、生業を確立して居る人達が海外に多々ある、是等の人が生産した所のものを、粒々辛苦した海外の日本人の生産物を、此爲替の臨時措置に依つて無残にも一滴の涙なく、機械的に輸入禁止制限に遭つたものが相當あるのであります、見るに忍びない、現地に於きまして是等の日本人は暗涙に咽んで居ります、母國の危急であると云ふことを知るが故に黙つて居りますが、其苦境や見るに堪へざるものがある、斯う云ふやうなことで、今言つたやうな大きな産業に付ての新しき方針に依る所の經營をさせて行きますれば、斯う云ふやうなことはやらすに濟むのであります

或は又此際蛇足であるか知れないが、一言だけ附加へて置きますが、さうした海外に於ける所の我が勇敢なる邦人が漸くにして得ました一つの産業上の権利、例へば或る地方に於きます材木を伐採する所の権利を粒々辛苦の結果取つた者が、今度の爲替管理法に依りまして内地に其材木を送ることが出来なくなつた爲に、而も其権利を日本

人が得ます時の條件に、伐採を中止したならば其「コンセッション」を取上るぞと云ふ條件のあります際に、突然輸入禁止をされて居るのであります、是は此「コンセッション」を、許可を、利権を取返される運命が目前に迫つて居る、斯う云ふ點に付て可哀相である、氣の毒であるからして爲替管理を緩めよと私は申上げるのではない、それ位のもは爲替管理の適用範囲に入れなくとも日本の國際收支はびくともしないと思ふやうな大きな考慮を大蔵大臣に拂つて戴きたいと思ふことを申上げるのである

海外に於ける經濟的企業に對し、統制ある計畫的行動が政府を中心にして是非欲しいと思ふのであります、海外と申しますのは勿論滿洲、北支も海外であります、滿洲北支等に付てはもう是は希望する餘地はない、其地方に於ける所の資源の開發其他に付てはあり餘る程計畫案が樹てられ、或は之に對する中樞部を何處に置くかと云ふやうなことも研究し盡されて居るやうに思ふ、併ながら一たび滿洲、北支を除いた海外に在りますと、全然放任状態である、どうも海外の話でありますから、茲に土地の名前を擧げ、資源の名前を擧げて言ふことは出来ませぬ、曖昧な言葉を使ふことは已むを得ない、是は政府諸公御諒承を願ひたいのであります、此重要な海外の資源、日本の戦時状態の時にどうしてもなければならぬ重要な資源が假にありとするならば——言葉は極めて曖昧であります、はつきり言ふと非常な損でありますから申上げませぬ、——此重要な海外資源に付て政府に何等の統一ある方針がないから、我國の資本家、財閥が思ひ／＼に一つの特定の資源に喰ひ付いて、御互ひ同じ日本の國の資本家でありながら、相反して、海外の資源に付て鶏が餌を漁るが如くに競争したと致しませぬやうに思ふ、その爲には權利金を、甲の企業家は是だけ出す、乙の企業家はそれ以上出すと言つて競争が始つたらど

うなりますか、それが五人、六人、七人と寄つてたかつて一つの資源に喰ひ下つて競争することがありますならば、どうなりますか、假令其資源の開發が日本の企業家の手に委ねられて、日本の爲に、或は其資源を持つ國の民族爲に利益なると致しましても、大なる日本の國の損であります、若し日本の財界人が無統制に喰ひ付いて行く姿を見て、其足許を見透かして、苛酷なる條件を強要されることなしとは斷定出来ない、其爲に誰の手にも入らずに放り出されて全部失敗に終ると云ふことがあるならば、此位馬鹿げたことはいないと思ひます、吾々は今後海外に資源を求めて、其資源を所有する國、地方、民族と協力をして東洋全體の福利増進を圖らなければならぬ羽目に立至つて居るのであります、政府は今から是等の問題に付て中樞的な指導方針を立て、其方針を強制出来る所の力のある機關を政府の中に確立される御意思ありや否やと云ふことを伺ひたい、之に付いては随分海外の總領事、領事達に相當大きな不平のあることを、外務大臣は御存じないかも知れないと思ひます、勿論此事に付ては、海外の總領事、領事達の意思をも、政府の統制ある所の機關の中に十分酌入れられて決定されることが必要であります、さう云ふやうな機關を設置することの緊急なることを吾々は考へますが、政府に其意思ありや否やと云ふことを、外務大臣と商工大臣の御二人に御伺したい

海外一源資確保に統制の完全を期す

出先官憲と十分に連絡 吉野商相答ふ

○國務大臣(吉野信次君) 海外に於ける重要資源の問題に付きまし

國務大臣演説に對する質疑應答



て、便宜私から御答を申上げて置きますが、海外に付きまして重要な資源を確保致しまする爲には、相當資力ある企業家が自由活潑に競争すると云ふことも一面有利であつて、又其目的を達する場合もございませぬけれども、御話の通りに餘りに其競争が激しい爲に却て所期の目的を達し得ないと思ふ處が從來ないでもないやうであります、左様な場合には外務の出先の官憲とも十分連絡を取りまして、所謂御話しの統制と云ふことをやることになつて居ります、將來に於きましても、其點に付きましては十分注意を致したいと思ひます(拍手)

在支那人權益には十分に注意を拂ふ

宮澤君の質問に 廣田外相の答辯

○國務大臣(廣田弘毅君) 宮澤君の御質問は此事件の結果と致しまして、從來支那に居りまして邦人が、多大の犠牲を拂つて是までの基礎を築き上げて来て居つたのが、此事變後次第に大企業家等の進出の爲に、其犠牲となる傾向がある、之に對して政府はどう云ふ方策を持つて居るかと思ふ御質問が第一點であつた、此事件の前後に於ける支那と日本の關係に付きましては、色々從來と違つた現象が支那に對して起ることがあらうと思ひますが、何れに致しましても先づ此事件後に

於きましては、從來我が邦人の得て居りました各種の基礎を回復すると云ふことが重大な點であると思ふのであります、随ひまして大體事件も軍の進行に依りまして落著いて参りました方面に對しまして、先づ第一に從來其地方に根據を占めて居りました邦人の渡航を奨励することに致して居りまして、又それ等に對しまして、從來の地位の回復利益の擁護等に付きましては、政府と致しまして十分注意を拂つて参りたいと存じて居るのであります、尙ほ此事件の爲に是まで我が在支邦人は多大の損害を受けて居るのであります、之をどう云ふ扱ひをする積りかと云ふ第二の御質問に對しましては、勿論是等の邦人の損害は畢竟支那側の今日の行動の結果生じたものでありますので、是等は總て支那側をして賠償せしむる方針を執つて居るのであります、尙ほ政府と致しましてはそれ迄の途中に於きまして、邦人に對しては相當の救済の必要を認めて居りますので、それ等の方法も目下考究致しつゝある次第であります

滿化の硫安供給は

極力低廉を期する

杉山陸相宮澤君に答ふ

○國務大臣(杉山元君)宮澤君の御尋に對しまして御答を致します、滿洲化學工業株式會社は國策の見地に基きまして創立をされましたことは御説の通りでございます、隨て出来るだけ低廉なる價格を以て硫安を供給致しますことに付きましては、鋭意努力を致してゐるのであ

りまして、最近増産の計畫も完成致しましたので、益々注意を致しまして御希望に副ふ如く指導致したいと存じて居ります

法律案審議

支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律案

支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律案
政府は支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲毎年度豫算の定むる所に依り通信事業、帝國鐵道、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に繰入金を爲すこと得
前項の規定に依る繰入金に付ては後日一般會計より之に相當する金額を右繰入を爲したる各特別會計に繰入すべし
第一項の規定に依る通信事業及帝國鐵道の各特別會計の繰入金は當該特別會計の資本勘定の歳出とす

附則

本法は昭和十三年四月一日より之を施行す

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左の通改正す

第一條中「八億四千五百五十萬圓」を「八億九千三百五十萬圓」に改む

附則

本法は公布の日より之を施行す

赤字公債發行に關する法律案

提案理由を説明 賀屋大藏大臣

○國務大臣(加屋興宣君)支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律案に付説明致します、支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲め、毎年度豫算の定むる所に依り特別會計より臨時軍事費特別會計に繰入金を爲すの必要を認めまして、昭和十三年度に於ては通信事業特別會計より千六百萬圓、帝國鐵道特別會計より四千萬圓、關東局特別會計より三百五十萬圓、朝鮮總督府特別會計より千七百五十萬圓、臺灣總督府特別會計より千二百三十萬圓を、それ／＼臨時軍事費特別會計に繰入れることと致しました所、右繰入に關しましては法律の制定を必要と致しますので、本法律案を提出致した次第であります

鐵道及産金事業

朝鮮總督府の公債發行限度擴張

次に朝鮮事業公債法中改正法律案に付説明致します、朝鮮總督府特別會計に於て、昭和十三年以降の繼續費として計上に致しましたる鐵道建設及び改良費の追加額四千餘萬圓、並に金増産計畫に伴ふ送電施設費三千六百萬圓は、其經費の性質及び同特別會計歳計の現狀に顧みまして、是が財源を公債に依ることと致しましたる等に依り、現行朝鮮事業公債法の公債發行限度を増加するの必要がありまますので、本法律案を提出致しました次第であります

朝鮮人の差別觀念

徹底的に除去せよ

志願兵制度 採用は満足 松尾三藏君

○松尾三藏君

私は本日上程せられたる所の政府提案朝鮮事業公債法中改正法律案に對し、其趣旨目的が鮮



内文化振興の上より、緊要缺くべからざるものであることを確信致し、雙手を擧げて之に賛成の意を表する次第でございます。併し私は本案に賛成を致します趣旨を擴充致しまして、聊か私の所見を開陳し、内鮮融和の根本方針に付き政府の所見を簡單に御伺致したい次第でございます。

固より私は歴代の政府が日韓合併以來、其至難中の至難とされて、ります植民政務の遂行に當られ、當時三十年の長きに亘り内鮮融和の實を擧げられ、朝鮮に於ける産業經濟の開發、教育文化の振興に力を致され、特に困難なる思想の向上に御努力を拂はれた御苦勞に對しては、衷心より敬意を表する次第でございます。併ながら私の見る所を以て致しますならば、今日の實情から見まして、尙ほ内鮮融和の上に遺憾の點が多々あることを見逃す譯には參らぬのでございます。私は内鮮融和の根本義は眞に内鮮人間に於ける社會的差別待遇を一掃して、渾然一體のものたらしむるに思ひます。それには内鮮人間に於ける風俗、言語、制度、慣習の渾然たる一致を必要と致すのでござ

し奉りましても、私共の理解の出来ない所でございます(拍手)私は去る七十一議會に於きまして、内鮮融和に關する建議案の提出を致し、朝鮮に徴兵制度を施行する端緒と致しまして、志願兵制度の樹立を當局に要望致しましたる所、新聞紙に依り、來る四月より四百名の志願兵を採用することに決定致したことを見まして、内心非常に満足充致しまして、其成績如何により徴兵制度を施行せらるゝ方針があるかどうかを、陸軍大臣の御答辯を願ひたいと思ふのでござ

います(拍手) 更に内鮮人間に於ける差別待遇は、小さな社會問題として見逃すことの出来ない實例が多々ありますが、例へば半島人の就職問題に致しまして、其姓が金、李又は朴とか内地人と判然區別が付いて居ります爲に、其印象として半島人が侮蔑の眼を以て見られ、往々不調に終るやうな事實があるのでございます。固より其姓を見ただけで侮蔑する内地人も悪いのでございますが、其原因を今日まで除去する方策を講じてない當局にも多少の責任は免れないかと思ふのでござ

りますが、一日も速に其理想を達成致しますには、今一段と半島人に對する教育、文化の徹底を圖らねばならぬと思ふのでございます(拍手)實情に就て見ますれば、例外はありませうけれども、一見して内地人と半島人との區別が見えまして、如何にも半島人の教育程度の劣るものあるを感ずるのであります。内鮮融和達成の上より洵に遺憾に堪へませぬ。政府は今日に於ける朝鮮の教育施設並に其指導方針を以て、既に完璧せるものと考へてお居でになるのかどうかを、御伺致したい次第でございます。

更に政府は本案の提出に依り、朝鮮文化振興に要する財源抽出を企圖されて居るのであります。更に一步を進めて半島人教育の徹底を期する爲に必要な経費を計上するの御考があるかどうか、御伺致したい次第でございます。只今申述べましたことは内鮮融和の根本に關する問題でありますから、拓務大臣並に朝鮮總督府當局の御答辯を煩はしたいと考へます。

次に内鮮人間に於ける差別撤廢に關する將來の御方針に付き、御教示を得たいと思ひます。前に述べました如く、政府の御努力にも拘らず、日韓合併以來茲に三十年の歳月を経て居ります。洵に遺憾ながら眞の内鮮人間の融和が出来て居ないことは、残念に堪へない次第でございます(拍手)今日の如く何事に付ても内地人と半島人とが相反目するかの感を禁じ得ない實例を偶々見受けまことは、爲政者として大いに考へねばならぬ事柄であると思ふのでございます(拍手)惟ふに日韓合併の眞の目的は、大亞細亞政策遂行の爲め、兩者融合相提携して渾然一體と成り、東洋平和の確立と人類永遠の福祉を招來するにあつたことは、茲に言を要しませぬ。然るに今日の如く同じ帝國の臣民、畏多くも、陛下の忠良なる所の赤字でありながら、内鮮人間に差別的待遇の行はれて居ることは上御一人の一視同仁の大御心に對

内鮮一体の實を促進

國語の普及も企圖

徴兵制度は 大野政務總監答ふ



○政府委員(大野一郎君) 只今の御質問に對して私より御答を致します。内鮮融和の徹底を圖りますことは、歴代の總督府の方針でございます。今日の内外の情勢から益々努力を致してゐる譯であります。殊に半島の教育の方面に於きましては、今日の情勢と致しまして、帝國臣民としての自覺を持たせ、且つ誇りを持たせると云ふことに於て、非常に努力を致してゐるのであります。此度の事變に當りまして、半島に溢れたる赤誠の状況は、能く松尾さんの御承知の通りでございます。更に、總督府に於きましては、初等教育を擴充し、國民教育の徹底に努力致してゐるのであります。其趣旨を以ちまして、教育の普及程度に付きまして、此度の豫算に於きまして、更に速度を早めて計畫を促進致して居るやうな譯であります。是は別途豫算に於て御審議を煩して居る次第であります。志願兵制度に關しまして、徴兵制度の問題に付ての御質問がありましたが、是は何れ關係大臣より御答辯があることと思ひまして、私は總督府の關係より申しますと、今日の志願兵制度の問題は徴兵制度と直接の關係無しに、朝鮮に於て徴兵制度が施行せらるべきや否やと

云ふことは、將來各般の情勢に依つて更に考慮せられるものと考へて居るのであります。尙ほ風俗、言語、慣習等に付きまして、内鮮の編和を促進し、内鮮一體の實を擧げる上に於きましては、色々と努力を致して居ります。殊に國語の獎勵に付きましては、教育の全般に於て非常な努力を致して居るのであります。又風俗、習慣等に付きましても、總督府内に於て是等を調査する委員會を拵へまして、在來の慣習又我國の風俗との編和一致の上に於て、適當なる方法を講じたいと考へて居る次第であります。尙又御質疑がありました半島に於ける戸籍の問題であります。是等に付きましては内鮮一體の實を促進する上から名前等に付きまして、内地のやうな名前を従前は用ひしめなかつたのであります。今同之を用ひしめるやうな方法も採つて居る譯であります。大體の事柄だけを御答致します。

八角拓務政務次官答辯

○政府委員(八角三郎君) 只今大野政府委員より御答辯致しましたと同様でございます。

徴兵 將來十分に研究

町尻陸軍軍務局長

○政府委員(町尻量基君) 只今朝鮮に於きます徴兵制度施行の前提として、今度の志願兵制度を施行したのか、どうかと云ふ點に關しする御質疑がございましたが、大臣に代りまして陸軍の考へて居ります趣旨を簡単に御答を申し上げます。朝鮮に於きます兵役制度の關

云ふことが實現せられたのが、此志願兵制度であります。是は私は屢々大衆内閣當時から或は請願委員會なり、又建議委員會なりに對して、一日も早く之を與へて貰ひたいと云ふことを主張して居りましたけれども、中々其主張が今日まで通らなかつたのが、幸に今度は皆さんの平素の朝鮮に對する御指導と御同情に依りまして、今回此志願兵制度が制定せられたと云ふことは、半島二千三百萬の新日本人は心から悦んで居ると同時に、小さい赤子が大きな大人になつたやうな氣持で居ると云ふことは事實であります(拍手) それに對して平素非常に心配して戴いて居る九千萬を代表して居られる議員皆さんに對しても、現内閣總理大臣首め各閣僚の方々に對しても、甚だ惜越であります。半島新附二千三百萬の代表と致しまして、私衷心より御禮申上げ次第であります(拍手) 御承知の通り私、人は日本人でありますけれども、内地に來て覺えた言葉で演説して居るのでありますから、中々頓珍漢の言葉も多いし、或ひ悪い點がありますけれども、其點は大に割引して戴きたいと思ふのであります(拍手) 私には朝鮮事業公債法案に對して或は拓務省、朝鮮政務總監に二三承りたいと思ふのであります。尙ほ私が政府に承りたいと云ふやうな時は、何時も大臣は一人も居らない、今度は幸ひ大臣がお居になつて居りますから、一層の勇氣を以て私は御話申上げたいと思ふのであります。私は今迄の政治に非常に缺陷があると思ふのであります。此政治の缺陷は直して行かなければ相成らぬ、内鮮を併合致すと云ふことは、私は卒直に申上げたいと思ふが、一體内地と朝鮮とを併合した意味は何處にあるか、内地から言へば東洋平和の基礎の爲に併合した、斯う申して居ります。成程東洋平和の基礎の爲に併合したには違ひないでせう。もう一步進んで私は考へるならば、東洋平和に固より宜いが、第一には日本の年々百數十萬の人口増加の解決を付けると云ふ意

保は、各般の諸施設並に各方面の狀況等から考へまして、徴兵制度を施行する前提であると今確實に申上げる迄には至つて居りませぬ、併ながら將來十分に能く研究を致しまして、努めて是等の制度施行を進めて行きたいと云ふ程度の研究に進んで居ることを申上げて置きます。

志願兵制度の實施

同胞を代表して感謝

内地人の朝鮮 朴春琴君 進出を希望



○朴春琴君 私は再び此壇上に於きまして自分の所信を皆様の前に申上げると云ふことは、私の最も光榮と思ふ所であり、只今上程に相成られた三案の對して、政府に二三點申上げたいと思ふのであります。第一は對支文化事業特別會計の特例に關する法律案であります。第二は朝鮮事業公債に關する法案であります。此法案に對して二三點關聯致しまして當局に伺ひたいと思ふのであります。其前に私は皆さんに御禮を申上げたいと思ふのであります。御禮と申しますのは、朝鮮に志願兵制度が制定されたことであり、御承知の通り日韓併合を行ひまして今年丁度二十八年になつて居ると私は思ふのであります。其二十八年間大日本帝國と韓國と併合當時に長多くも明治大帝が、韓國二千萬の人民に對して一視同仁であると云ふことを仰せられたのが、今日此明治大帝の一視同仁であると

味も率直に申上げれば、含んで居るのぢやないかと言ふのであります。然らば日本が朝鮮を併合して、此半島所謂面積から言へば内地の本土と一つも變りはしませぬ、然るに今日まで内地で生れた人が朝鮮に幾ら行つて居りますか、内地の百數十萬の人口問題の解決には無論朝鮮に行かなければならぬと云ふ今日に於て、幾ら行つてゐるか云ふと六十萬位しか行つて居らない、それから又アベコベに朝鮮で生れた日本人は内地に七十萬以上來てゐると云ふ始末、内地の人から言へば朝鮮は殖民地だと言ふ、私共から考へればどつちが殖民地か一寸も譯か分らない(拍手笑聲) 然らば何が故に内地で生れた日本人が朝鮮には殖えないか、殖えない原因は政治に缺陷がある、例へば之を特に私は大藏大臣に承りたいと思ふ。

幣制統一

一體内地の方々には自分の領土を忘れてしまふ、朝鮮は日本の國か他國か譯が分らぬやうなことを言つて居る、下の關へ行く迄は日本の國と皆思つて居る、今度下の關から釜山へ渡る時は丁度歐米へ行くやうな氣持を與へる、お前袍を出せと云ふやうなことで調べを厳しくやつて居る、それから釜山に着いたらどうか、あそこは自分の國內の北海道の如く、自分の國內の朝鮮であるにも拘らず、其朝鮮で用を足して、内地へ歸る時に、あの釜山の棧橋で兵隊見たいに人を並べて置いておいて朝鮮の札を取替へなければ内地では通用が出来ない、今船が出やうと云ふ時に札を取替へなければ、あれは日本の國で通用出来ないと云ふことを、私共は本當の日本人の氣持で見ると、併合した同一國內と云ふか、同一國民と云ふか、恐らく外國人が見ても是れ以上見苦しいことではないと思ふ(拍手) 自分の國で發行した其紙幣が、他國の滿洲國や支那では通用が出来ない、さうして釜山から日本へ來る時は煙草一つ買つて吸ふことが出来ない、左様なしみつたれた政治であつたら、何時まで經つて

も日本人は朝鮮に殖えるものではないと思ふ(拍手)之を大いに私は大蔵大臣にどう考へて居るかと思ふことを御尋致したいと思ふのであります

北支事變

そこで今度の北支問題の如きも、私は朝鮮で生れた朴春琴でありますから、恐らく支那人の心持は能く知つて居ると思ひます、何故知つて居るかと思ふと、自分が現在朝鮮に行きまして、朝鮮の人が懇へる氣持、それを聴く時私は恐らく満洲人なり支那人も左様ではないかと思ふことがある、そこで私は北支事變に付て、或は御参考になる點があるかとも思ひますので、自分の意見を申上げて政府の答辯を求めたい

日本は蔣介石の政權は認めない、對手にしない、斯う申して居りませけれども、支那人から言へば亦蔣介石の政權と云ふものは、今は唯偉いものと考へて居る、そこで大體支那人なり、舊韓國時代の、所謂親日の朝鮮の人なり、使ふ時は一生懸命使つてしまふけれども、世が平和になると却て虐待すると云ふことを能く言つて居る、そこで今の新政權のことです、恐らく支那を代表すべき人物は、今日の蔣介石の政權を否認しながら、新政權と云ふものを設けて、日本と本當に相提携したいと云ふやうな人が、まだ隠れて居るのではないかと思ふ、何で隠れて居るかと思ふと、今は私共が出て行つてさうして日本と相提携したいと云ふ氣持があるけれども、萬一蔣介石の政權と云ふものが段々力が付いて來て、終ひには吾々は國賊と取扱はれ、終ひに首を取られると云ふやうな虞があるからどうだらう、斯う言つたやうな二の足を踏んで居ると云ふことは、私は事實ではないかと思ふ、そこで新政權が出來れば此人達は眞に日本と相提携したいと云ふやうな心持で出て來る人ならば、是が萬一蔣介石の政權に依つて、彼等の首が取られると云ふやうな懸念があるならば、此懸念を一掃すると同時に、お

前途が死んでも日本が後に附いて居るから、死んでも骨は拾つてやるからと云ふことで、力強く日本が之に仕向けないと思ふと、恐らく私は力強い新政權と云ふものは出來ないと思ふ(拍手)

そこで一方はどうかと云ふと今の支那に對する日本が、領土的の野心がない、是は私が申上げなくても皆さん能く御承知だらうと思ひますが、朝鮮に行つても、或は内地の方々も朴さんどうも日本は駄目だよと言ふ、何で駄目だと言ふと、何時も日本は戦争は勝つけれども、最後になると得るべき所は一つも無いよ、そこが所謂日本の缺點であると言ふ、成程私共が考へても、先づ其言ふことは違ひないと考へて居る、今迄の三回の戦争は勝つた、勝つた腕にはどうかと思ふと、何も得るべき所はない、殊に今日は世界に向つて色々な立場もあるでせう、あるけれども、日本は支那に對する領土的の野心がないと言ふ、領土的の野心がないと云ふことならば、何が故に酷寒零下三十度の所を皇軍が國の爲に第一線に立つて戦つて居る、數十億圓の國帑を費し、貴重な生命を捨て、居る何も領土的の野心がないと云ふことならば、新政權が出來れば綺麗に支那に返してしまふ位ならば初めからやらない方が宜い、而して日本が領土的の野心がないと云ふことを幾ら言つたつて、國際聯盟、所謂歐米諸國から言へば、それは日本人は口ばかりだと、幾ら正しいことを言つても相手は横車を押しして解釋して居る、そこで例へば外務大臣の如きも、白人の氣持と云ふものは無論知つて居ると思ひますが、彼等は動もすれば正義人道、民族自決へと云ふ、所が私は一言皆様に参考になることを申上げたいと思ふのは、今から十何年前に、是は歐米と申しても差支ないものであります、米宣教師あたりが朝鮮に來て居るが、内鮮一體の融和親善を破壊すると云ふのはあの人達である、然るに動もすれば正義人道、民族自決と言ふやうな立派な白人が朝鮮の或る林檎畑を或る米人が持つて居る、九歳

になる子供が其林檎を一つ取つて食べたと思ふ、さうした所が其米人が其子供を捕へて行つて、さうして繩で縛り付けて一晩其處に留めてさうして翌日東から天道様が上つて來ると、其處に縛られた子供が親が、もう子供が居なくなつて居るからして何處へ行つたか分らぬと方々探して居る、それを縛り付けて置いて、今度は熱がどん／＼昇つて居るのに硝酸銀を以て盜賊と云ふことを焼けて居る、所が今度それが漸く分つた爲に親達が子供を取りに行つた、さうすると貴様の子供が俺の家の林檎畑で林檎を盗んだから其罰金として一週間林檎畑の草を採れと言ふのです、それから其子供が盜賊と焼付けられて居るからして、朝鮮の人は正直で、外に出して置けば巡査が泥棒と云ふことを書いてあるから連れて行かれては困ると云ふて「オンドル」の中で育つて居る、吾々が之を發見して大いに是は表向にやらなければならぬ、如何な白人にしても法治國の日本に來て私刑を行ふと云ふことは是は徹底的にやつ付けなくちやならぬと云ふことで吾々は盛んに輿論を起した

初から日本は領土の野心は無いけれども、支那人の爲すこと、することは所謂穩當ではない、そこで今度の事變は支那人自ら所謂日本に對して槍を向けて居るから、日本はどうしても自衛上萬已むを得ずによつて居るのだ、併ながら領土の野心が有るか無いかは、支那人の出やうに依つてどうにもなると思ふことを私は言つて宜いと思ふ(拍手)日本が自ら領土の野心は何もありませんと言つた所が、英國あたりは曾て日本と日英同盟を作つて、さうして印度を片づ端から押へて置いて、自分の國內の安定が付くと、日本人を他人扱にする、それは酷い、今度の事變で恐らく世界で一番酷くやるのは英國人であると思ふ、英國人はあの正義人道、或は民族自決と云ふことを言ふけれども、今日の英國が印度に對するやり方はどうであるか、日本は朝鮮

を併合して、朝鮮の人が不平を言つたからと云つて、飛行機を以て朝鮮に爆弾をばこ／＼落したことはない、あんな立派な正義人道、民族自決と云ふやうなことを言ふ英國人が、印度に少し不平が起ると、飛行機を持つて行つて空から爆弾を落して、片づ端から殺してしまふ、こんなやうな人間と今まで日本が兄弟になつたと云ふことは、私は其當時の手落ちやないかと思ふ、兄弟になつたならば、兄弟になつたやうな好い氣持でやつて呉れるのなら宜いけれども、兎に角今度一番英國人が日本に對して酷い、でありますからあれ等に對しても——私

は口が悪いと云ふか、英國は國際聯盟の雲助みたいなものだと思ふ(拍手)
併し之に對して日本は何にも憚る必要はないぢやないかと思ふ、打突かつて見れば案外脆いかも知れぬ、さうぢやありませんか、日清戦争をしない前に、當時は舊韓國時代で、支那は海に大國で、手の著けやうがなかつた、其當時日本は支那を非常に恐れて居つた、小村公使が朝鮮に行かれた際、あの金玉均の如きは、日本と一日も早く併合したい、日本と一日も早く本當の融和親善をするには勢力を得なければいけないから、日本の力を貸して下さいと言つた、さうすると小村侯はどうかと言ふと、あゝ宜しいと約束した、それから愈々小村侯と金玉均が相提携して實行すると言つた、其時既にもう支那の兵がやつて來た、是は大變だと言ふことで今度金玉均と小村侯とが約束したことは破談になつてしまつた、結局金玉均は體の置場がないから仁川に逃げて日本に亡命して來た、所が其位支那を恐れて居つた日本が打突かつて見たら、是れ以上脆いことはない、それと同じやうに私共は今日の我が九千萬國民の肚がしつかり決まらなくてはいけない、九千萬國民が一體となるならば、恐らく私は恐れる所はないと思ふ、併し米國、假に英國でも、今に日英戦争があるだらうとか、或は今度露西亞

が攻めて來るとか、色々なことか言つて居りますけれども、今まで日本國民は他民族に一つも征服されたことがない、日本は神の國であるから、私は戦つても必ず向ふは支那と同じやうに跪く行くのではないかと、私思ふ、それ以外に今日日本自らどうも領土の野心がないと言ふやうなことを言ふと戦地に於て、戦死した人の氣持なり又家族に對しても、領土の野心がないものに、例へば兄弟がなくなつたとか、或は今度子供を失つたとか、こんなやうな人の氣持から考へるならば、まだ日本がそんなことを言ふことは早いぢやないかと私は思ふ(拍手)

現在に於ても今の新政權と言ふものの結果を固くするには、あの蔣介石政權と言ふものを何處までもやらなくちやならない(拍手)やうには只今までのやうに出來物が一つ出來れば、其上に膏藥を貼るやうなことではない、是は根本的切開をしなくちやいけない、之を切開するには所謂蔣介石政權と云ふものを、影も形もないやうにしなくちやならない、それでこそ初めて日本人に再び双方向ならば、又あの張作霖とか蔣介石見たやうになるのだと云ふことを支那人に見せなければ、眞の新政權と云ふものは私は完全に出來ないと思ふ(拍手)

關稅撤廢

そこで今の朝鮮に於ける人口問題に付ても、是は時間も制限されてありますから何れ豫算委員會でゆつくり政府に對して質問をしたいとありますが、今日は内地の下關と釜山との間に一つの大きな關を設けて居る、あの不便を撤廢しなくちやならない、即ち關稅の撤廢をして貰ひたい、關稅と云ふものはどの位かと云ふと、僅に一年に五百萬圓位だらうと思ひます、此五百萬圓位の關稅の爲に義に申上げた通り、こちらから行く人にも不便を與へる、向ふから來る人に對しても不便を與へる、それが爲に併合して二十八年、伊藤公が統監時代の十年、三十有餘年、四十年の間に日本人が僅に六十萬人位朝鮮に行く位ならば、何が故に日本は朝

に依つて大和民族の魂を完全に植付けると言ふことが私は出來ると思ふのであるからして之を導いて、此第一日も早く立派な日本人の國民にさせたいと言ふことは、所謂當局並に議員皆さんの指導如何に依つて私は成ると思ひます、でありますから今言つた關稅の撤廢が出來るかどうか

それから支那文化、是は精神的の文化も色々ありますが、第一此間國務大臣に質問した民政黨の川崎氏が、所謂支那語を覺えなくちやならぬとか、或は支那人が日本語を覺えるやうな機會を作らなければならぬと言ふことを言ふて居りますが、洵に私共は是は宜いと思ひます、今まで朝鮮統治が遅れたと言ふことは、通譯政治がある爲に遅れて居る、何であるかと言ふと、一人の犯罪人を調べるにしても、第一言葉が判らぬから通譯を雇つて、さうして乙から甲に傳へて、甲から丙に來るから、結局差向ひなら一時間で済む所を三時間も掛つて、其人の意思を本當に日本人が呑込むことが出來ない、日本人の意思も先方に打込むことが出來ないやうな政治を行つて居りますからして、そこで色々の誤解が生ずる、或は害が生ずる(拍手)此支那人に對して徹底的に所謂日本語を教へると言ふことと、或は日本人が少くとも是から北支と提携するならば、支那の政治に對して多少日本が關與して行かなければならぬと言ふやうな立場から、日本人が支那語を覺える、英語と言ふものは後で宜い、やり抜けられる國の言葉を熱心に覺えるより、吾々東洋人の所謂東洋文化に還る、そこで追々大和民族の魂を支那人に植付けると言ふやうなふとより、日本人が自ら支那人を可愛がる、悪い奴は徹底的にやつつけて宜いけれども、善い奴には味方になつて、眞の兄弟のやうに可愛がらなければならぬと言ふことが、政治の重點ぢやないかと思ふ、大體今まで日本人が失敗々々と重なると言ふことが、正直と氣が短いと云ふことである、此正直と氣が

鮮を併合したかと云ふことを考へなくちやならない、私は併合した本當の意味から言へば、少くとも日本人が四百萬や五百萬はあの半島に行かなければならないと思ひます(拍手)今日は一つも行かない、もう一つは朝鮮に居られる内地人から言へば、現在二重國籍で生活して居る、此二重國籍で生活することは朝鮮に居る内地人あたりは之を不便に感じて居る、例へば下關に行くまでは選舉權があつても、向ふに渡れば選舉權を奪ひ取つてしまふ、斯ふ言つたやうなことがありまして、總ての爲すこととすることに不便を與へると云ふことは事實であります、それでありまして此關稅を撤廢致し、さうして内鮮の交通を自由自在にやると云ふことで、初めて同一國であり同一國民である、今度の志願兵制度が制定せられた後に、もう既に三倍の申込がある、四百人と云ふものは数は微々たるものでありますけれども、人間の氣持から言へば、恐らく現内閣の國策としては是れ以上大きな國策はないと思ふ(拍手)朝鮮の南總督はあの志願兵制度が制定せられて、朝鮮に再び南さんが御歸りになる時には、各縣で萬歳々々でまさり南さんを入で埋めたと云ふことである、私は教育機關のことも今度改正になると云ふことを聞いて居りますが、果してどの程度までの改正をされるかどうか、是は豫算委員會で私は詳しく承りたいと思ひます、今度の北支事變に對する半島二千萬の人の愛國心は、恐らく日本で生れた皆さんより劣らない、皆兎に角千人針や或は國防獻金や、有ゆる方面に努めて居る、中には自分の指を切つて血書で以て日の丸を書いて、「内鮮一體」として戦地にどん／＼送つて居る、是は恐らく數十名でせう、今度の志願兵制度が制定せられてからは兎に角申込むと言ふ人は大半指を切つて書いて、申込んで居る、此一點から言ふても内鮮融和と言ふのではもう古臭くて、内鮮一體は完全であるそこで、恐らく朝鮮で生れた新國民二千萬と言ふ此人等に、將來の皆さんの行き方

短いと云ふことが、一番初めは能く面倒を見る、能く面倒を見るけれども、終ひに一寸したことがあると、もう此位で我慢をしなければならぬと言ふ所を我慢が出來ないで、此野郎と言ふのが何時も失敗の因である、だから此正直と氣が短いと云ふことが失敗である、でありますからして、今度日本が本當の大日本帝國でありますからして、大國の氣分を以て、吾々日本を諒解し、吾々日本と一緒に歩調を取つて行きたいと言ふ人は、之を眞に兄弟の如く愛し、悪い奴は徹底的に罰する、此點に於ては所謂支那文化に對してどの程度まで行つて居るかどうか、或は朝鮮に關稅撤廢と言ふものが出來て、本當に内鮮があの關を設けず自由自在に交通が出來て、眞に此非常時日本に對して九千萬が一体となつてやつて行くべき、其事が出來るかどうかと言ふことに付て、誠意ある御答辯を御願致したいと思ふのであります(拍手)

徐々に撤廢の方針

十五年度には完了

關稅問題 大野政務總監

○政府委員(大野謙一郎君) 御質問の點に御答致します、輸入稅の撤廢に付きましては、昭和十二年度より徐々に之を撤廢することに致して居りまして、三分の一づゝ十二年、十三年それから十四年、十五年と掛りまして、全部撤廢することになつて居ります

今後考慮（幣制統一）

半島は特殊
經濟事情
太田大藏政務次官



○政府委員（太田正孝君）日本銀行券と朝鮮銀行券との通用區域が違ひます爲に御不便のあることは、御指示の通りであると思ひます、併ながら現在朝鮮銀行券と日本銀行券と通用區域の違つて居りますのは、特殊經濟事情に因ることも御考を願ひたいのであります、又長く此朝鮮銀行券に慣れて居ると言ふことも考へなければなりません、更に朝鮮銀行は發券銀行であるのみならず、普通銀行の仕事もして居ると言ふことも考へなければなりません、問題は臺灣に於ける臺灣銀行券との關係もありまして、内地の日本銀行券と外地の是等の銀行券との關係は、所謂通貨統一問題に關聯して居るのであります、此重大なる問題に付ては篤と考へたいと考へます

支那に日本語を普及
松本外務政務次官

○政府委員（松本忠雄君）朴春琴君の仰せになつた日支の文化工作の爲に、支那に日本語を普及するの必要なることは御同感でございます、只今御協賛を願つて居ります對支文化事業の來年度の事業の一つの重要な項目と致しまして、其事を計上して居ります
○朴春琴君 私は今大藏政府委員の御答辯を承りましたが、併し特殊の事情があると言ふこと、私は其特殊々々と言ふことは難かではな

國民保險法案

大和民族の移住は大陸政策の基本

民族の増強は
厚生省の使命
西川貞一君激勵



○西川貞一君 私は現下に於ける我が社會問題は、少くも滿洲事變を契機と致しまして、劇期的な變化を遂げて居ると云ふことを指摘しなくてはならぬのであります、由來我國は世界第一の人口過剰國でありまして、此人口過剰であると云ふ事實から、有ゆる困難なる社會問題が生れて來て居つたのでございませぬ、隨て滿洲事變前に於ける我國の社會政策なるものは、人口政策に關しまして、一つの消極的態度を執り、一時は産兒制限問題すらも眞面目に研究されなくてはならないやうな情勢にあつたのであります、然るに滿洲事變は我國の人口問題、社會問題の上に劇期的な變革を齎したのであります、我國は新しく大陸に民族發展の新天地を開き、盟邦滿洲國に大和民族が移住し、皇道の輸血を試みることに、我が大陸政策の基本として要求されることになつたのであります、此新事實、新情勢に基きまして、人口問題は積極的に、所謂産めよ殖えよ、地に滿てよの方向に向つて展開したのであります、然るに我が國民は此新しい情

國民保險法案、農地調整法案

内鮮に何等の垣根無し
太田大藏政務次官

○政府委員（太田正孝君）朴春琴君に重ねて御答申します、私が特殊と申しましたは、經濟事態に付て言ふのであります、日本と朝鮮との間が抱付くやうな親しい、何等の垣根がないと言ふことは申し上げる迄もないのであります

農地調整法案

内地移民に力を至せ

伊東岩男君農相に質問

○伊東岩男君 政府に御忠告申上げたい事があります、移民に關して

勢の下に於ける人口問題、社會問題に關しまして、靜に反省をするの餘裕を與へられずして、時局は慌しくも三度轉向したのであります、即ち今次支那事變の勃發は我が大和民族に未曾有の重大使命を課し、戰爭の遂行は勿論、戦後に於て大和民族は其欲すると欲せざるとに拘らず、亞細亞の經營者として、全亞細亞の指導者として、開拓者として、世界史上未曾有の輝かしき、而も崇高にして重大なる使命に當面したのであります、日支事變と其後に來るものが日本民族に要求するものは、其實力の増大でなくてはなりません、然り民族の力でありませぬ、數に於て質に於て民族の力を増強することである、體力、健康、智能、意思、それ等の綜合に依る民族の徳、之に基く軍事的、政治的、社會的、經濟的、産業的の能力を以てしなかつたならば、此時局を擔當することは出来ませぬ（拍手）茲に我國の人口問題、社會問題は、十年足らずの間に三轉したのであります、即ち往年の消極政策より滿洲事變以後の積極政策、而して支那事變が要請する絶對的増強政策、絶對的の民族の力の増強政策へ轉換したのであります、是れ現段階に於ける我國社會政策の基調であります、厚生省の中心的使命は此處に於てはならぬと思ふ



は満洲移民の二十箇年計畫の百萬戸問題、乃至は支那占領地に移民を送ると云ふやうな將來の問題等に付ては勿論大賛成であります、然るに満洲のやうな寒い一毛作の地でなくとも、内地には開發すべき土地は多々益々あることに御注目を願ひたいと思ふのであります、今例を九州地方、殊に私の選挙區であります宮崎縣に取りますならば、頗る開墾の餘地は多いばかりでなく、冬は暖かであり、夏は涼しくて住み良い處であります、一毛作や二毛作ではありませぬ、三毛作、若くは四毛作、作物に依りましては五毛作も種れるのであります、即ち米の後は麥を作つて、麥の間作として煙草或は南瓜作等をやりますので、全く農業が多角形に經營せられることは此地方の天恵であります、斯の如き有望な土地を開墾して初めて内地移民と云ふことが確保されると思ふのであります、政府は何故に斯様な方面に著目しないか、さうして寒い満洲あたりに行かねばならぬと云ふことは、洵に私は不思議に思ふのであります

バルブ國策と植林國策

國土保安の見地から治山、治水の問題を極く簡単に申上げて見たい、此「バルブ」國策は企畫院の發表した五箇年計畫に依りますと昭和十七年に於て製紙用並人絹用「バルブ」合計百三十五萬疋の生産を目標として、内地、北海道、樺太に於て増伐を行つて、之を既存設備の全能力の運轉及び「バルブ」消費者を主體と致します所の新會社に供給する方針であるやうに承ります、更に最近杉材を主材と致しまする「バルブ」會社の大規模のものが九州地方には創立されたので

ありますが、其結果として杉材が非常に高値になりましたことは非常に悦んで居りますけれども、其結果は人工林の大濫伐となつて、遂に其濫伐の原因とする大洪水を招き、耕地の壞滅流失を見ることは火を踏るよりも明かであり、國策の名の下に資本家は現在の産業の麒麟兒であります「バルブ」事業に依つて莫大な利益を得られるけれども、洪水に依つて損害を受ける者は、即ち一番馬鹿を見る者は地方の農民であります、政府は此點に向つて十分考へて貰はなければなりません、どう云ふ風に御考になつて居るのでありますか、即ち此場合に徹底せる所の植林國策を樹立すと共に、濫伐防止の爲の輪伐施業案、即ち國有林、私有林を通じて此問題の計畫を、否實施をして貰ひたいと思ふのであります、農林當局は如何に御考でありまするか

植林は十分に留意

有馬農相の答辯

國務大臣(伯爵有馬頼事) 治山治水の問題と「バルブ」との問題に付きましては、現在の日本の國情と致しまして、出來得る限り「バルブ」の増産を圖る必要上山林の伐採を致しますが、それが治山治水の上非常に重大な關係のあることは仰せの如くであります、將來之に對する植林と云ふことに付ては十分に留意を致しまして、治山治水の上支障のないやうに努める考へであります、採草地の問題は是は今回の農地と云ふことの中には含まれて居りませぬ、耕作を目的とする所の土地のみに限つて居るやうな譯であります(拍手)

朝鮮農地令

長野君賞讃 朝鮮は早くも昭和八年に農地令を制定實施せられました、私は其さ、其實情を視察検討致して見ましたが、先づ第一に韓國併合以來十二分の地方調査を致しまして、以て或は鴨綠江の沿岸に、或は朝鮮の中央附近に於きまして存在する永小作地、是は完全に法文中に認められて居るのでございます、而も其調査の精密なること、其科學的に充實せること、驚くべき觀察を以て完全に構成をせられて居るのでございます

日本北支の工業化問題

赤城宗徳君質問



赤城宗徳君 今北支農村問題と關聯致しまして、日本の農村問題を考察しまする時に、第一の基本問題として取上げらるべきことは、滿洲北支を抱いて居る今日、日本を工業國化して、日本の農村問題解決の鍵を滿洲、北支に求むべきか、或は日本農村問題を依然として日本内地特有の農村問題として解決すべきであると思ふのであります、北支の工業資源を手に入れられる今日、寧ろ日本を徹底的に工業化し、土地問題、食糧問題、人口問題等、臺灣、朝鮮、滿洲及び北支に解決を求め、由て以て日本農村の指標を此線に進むべきものではないかと思ふのであります、今や日本を工業化することに

如何に工業化するも

農業は之を堅持

有馬農相所信を披瀝

國務大臣(伯爵有馬頼事) 日滿支を一體として種々考へなければならぬやうになつた現在として、從來の如く唯日本の農村問題をそつ云ふものから懸離れて考へて居るやうな觀があるが、それは誤りではないのだからかと云ふやうな御意味の御質問であつたと思ひます、仰せの如く今までの日本の農村問題と云ふものは、内地の情勢のみを考へて立て、行けば宜かつたのであります、今日滿洲國及び北支の問題が起つて参りますれば、自然内地の農村問題も考へ方を變へて行かなければならぬやうに思ひますことは申す迄もないのであります、唯日本の内地を所謂工業立國にして、農産物の生産などは之を比較的生産費の安い外地、若くは滿洲などに委して、内地は寧ろ工業として立つた方が宜いのではないか、日本は寧ろ工業國として立つべきではないかと云ふやうな、若し意味でありと致しますならば、私共はさう云ふ風には考へることは出來ないのであります(拍手) 勿論農業國が漸次工業國に變りつゝ参りますことは、是は世界的に何れの國もさう云ふ徑路を経て居るのであります、日本としてもさう云ふ徑路

は當然踏むであらうと云ふことは考へるのであります、併し日本内地の農村と云ふものは、日本が如何に工業化して参りました將來と雖も、或る程度に於て之を堅持して行かなければならないと云ふことは、日本の國家の存立の上に於て重大だと私は考へるのであります(拍手)先程どなたかの御質問にもございましたけれども、單に農家が經濟的に獨立し得ると云ふ程度から考へますれば、現在の日本の農村人口の約四割位を減じなければ、各農家が經濟的に獨立し得ないと云ふことになるかと思ふのであります、併し斯の如く農村の人口を非常に減退せしめますことは、色々の意味から言つて重大な關係があると思ひます、殊に農村方面が都會方面から政治上に於て非常に壓され勝ちである今日の現状から見まして若し農村の人を非常に減らすと云ふことになれば、政治上の勢力が今日よりもつと弱いものになつてしまふのではないか、さう云ふ意味から考へて見ても、私は農村の人口を唯經濟的にばかり考へて、減らして宜いと云ふことは言へないのではないかと思ふのであります、色々な點から考へまして、日本の農村問題と云ふものは、勿論日滿支の關係と關聯的に考へる必要はありますけれども、農村問題と云ふものは、内地特有な問題として特に考へることが重大だと思ふのであります

裁判所設立に関する法律案 一件外

- 一、裁判所の設立に関する法律案(政府提出)
- 一、大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)

裁判所の設立に関する法律案

樺太元泊郡知取町に區裁判所を置き之を知取區裁判所と稱す

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

大正二年法律第九號中改正法律案

大正二年法律第九號中左の通り改正す

別表裁判所管轄區域表中豊原區裁判所の項を左の如く改む

知 取	樺太の内	豊原	樺太の内
	元泊郡	豊原市	豊原郡
知 取	元泊郡	長濱郡	豊原郡
	元泊郡	富内郡	豊原郡
知 取	元泊郡	散香郡	豊原郡
	元泊郡	散江郡	豊原郡
知 取	元泊郡	留多加郡	豊原郡
	元泊郡	大泊郡	豊原郡

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行前豊原區裁判所に於て受理したる事件は其の裁判所に於て之を完結す

樺太知取町に 區裁判所を設置

塩野法相提案理由説明



○國務大臣(鹽野季彦君) 只今上程になりました二つの法律案に付きまして提案の理由を御説明申し上げます、本案は樺太豊原區裁判所の管轄に屬する區域の一部、即ち樺太元泊郡、散香郡、散江郡の三郡を管轄區域とする知取區裁判所を、元泊郡知取町に新設せんとするものであります、現管轄廳たる豊原區裁判所は樺太豊原市に在りますが、樺太全體の地形から見ますと、其位置が甚しく南に偏して居りまして、右に述べました地方から管轄裁判所に至りまするには、少からぬ時間と費用を要しますので、樺太東海岸に於ける知取町に新に區裁判所を設けまして、右地方の發展に伴ひたいと存じ、本案を提出致しました次第であります

大正二年法律第九號中改正法律案は、只今申し上げました裁判所設立に關する法律案と牽聯致しまして、新に立てます知取區裁判所の管轄區域を定める爲に提出致しました、何卒速に御協賛を與へられんことを希望致します

裁判所設立に關する法律案外、臨時租稅増徴法中改正法律案外

臨時租稅増徴法中改正 法律案外

大正九年法律第十二號中改正法律案

大正九年法律第十二號中左ノ通改正ス

第二條中「又ハ樺太」ヲ「樺太又ハ南洋群島」ニ改ム

第三條中「又ハ樺太」ヲ「樺太又ハ南洋群島」ニ、「又ハ所得稅法施行地」ヲ「南洋群島又ハ所得稅法施行地」ニ改ム

第三條ノ二乃至第七條中「又ハ樺太」ヲ「樺太又ハ南洋群島」ニ改ム

第八條乃至第十條ヲ削ル

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三種ノ所得ニ付テハ昭和十三年分所得稅ヨリ本法ヲ適用ス

本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル外貸債特別稅法第十六條第一項、臨時所得稅法第三十一條第一項及北支

事件特別稅法第十八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ南洋群島ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

南洋群島に所得稅新設

賀屋藏相提案理由説明

○國務大臣(賀屋興宣君) 南洋群島に所得稅を創設することとなりましたので、大正九年法律第十二號を改正致す案を提出致したのであります

支那事變特別稅法案

賀屋藏相提案理由説明

○國務大臣（賀屋興宣君）只今議題となりました支那事變特別稅法案外三件の政府提出法案に付き其大要を説明致したいと存じます

先づ支那事變特別稅法案に臨時利得稅法中改正法律案に付て説明申上げます、支那事變に關する臨時軍事費に付きましては、第七十一議會及び七十二議會の御協賛を得まして、是が經費を支辨し來つて居るのであります、今更に之を増額するの必要を生じましたので、不日臨時軍事費追加豫算案を提出致す積りであります、此追加豫算案の其財源の大部分は之を公債に俟つことと致したいと存じます、其一部は銃後の國民に於て其分に應じ、租稅を以て負擔するを適當と認められますので、茲に増稅案を提出致した次第であります、租稅の増徴に當りましては、政府は國民の負擔力に留意し、所得稅を中心として増收を圖ることと致し、又事變の影響に因り利益の著しく増加したるものに對しては、新に標準を設けて其増加利益に課稅すると共に、比較的擔稅力ある方面の消費する物品又は行爲に課稅する爲め、物品特別稅の範圍を擴張し、新に通行稅、入場稅を新設することに致したのであります、尙ほ昨年御協賛を得まして、目下施行せられて居ります北支事件特別稅は、今回の増稅案の施行と共に廢止せらるゝ豫定であります

是より法案の内容に付て説明を致します、所得稅に付ては、其負擔を二割五分程度引上げることに致しましたが、北支事件特別稅に於て稅額の一割程度の増徴を行つて居りますから、今回の増徴に依る負擔の増加は一割五分程度であります、尙ほ法人の所得稅に付ては、超過

を分引上げまして、萬分の四に致したのであります、通行稅に付きましては、汽車、汽船等の乗客に對し課稅することに致したのであります、五十軒未満の短距離三等乗客に對しましては、其負擔力を考慮し課稅を致さないことに定めたのであります、其稅率は最低三等乗客五十軒以上のもの二錢より、最高一等乗客八百軒以上のもの二圓四十錢に至る迄とし、距離と等級に應じたる階級定額稅率を設けることに致したのであります、次に入場稅に付ては劇場、活動寫眞館、舞踏場、「ゴルフ」場、野球場、競馬場等の入場者等に對し、大休其入場料金の百分の十の稅率を以て課稅することに致し、又學生の運動競技等を觀覽する爲め入場する者に對しましては、特別入場稅を課することと致したのであります、又物品稅に付ては、北支事件特別稅法に依り物品特別稅を設けたのであります、今更に其課稅品目の範圍を擴張致しまして、比較的擔稅力ある方面の消費する物品に課稅することと致したのであります、其稅率は北支事件特別稅法に於ては、一律に百分の二十でありましたが、今回は之を稍々引下げまして、百分の十五及び百分の十に改めることに致したのであります、其外酒類及び燐寸に對しましては物品稅を課することとし、其稅率は清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒に付ては一石に付き五圓、酒精及び酒精含有飲料に付ては一石に付き七圓、葡萄酒に付ては一石に付き十五圓、燐寸に付ては千本に付き五錢の割合であります、以上申述べました増稅計畫に依りまして、平年度の收入は所得稅に於て一億二千六百餘萬圓、臨時利得稅に於て三千九百餘萬圓、利益配當稅に於て三千九百餘萬圓、公債及び社債利子稅に於て二百餘萬圓、法人資本稅に於て三百餘萬圓、砂糖消費稅に於て一千餘萬圓、取引所稅に於て九百餘萬圓、通行稅に於て八百餘萬圓、入場稅及び特別入場稅に於て一千百餘萬圓、物品稅に於て六千四百餘萬圓、合計に於て約三億一千八百萬圓の増收となる

臨時租稅増徴法中改正法律案外

三七

所得に對する増徴額は、北支事件特別稅と同様之を一割の程度に止め、第二種所得稅に付ては、國債の消化並に産業資金の疏通等を考慮致しまして、國債の利子に付ては、利率年四分以下のもに對しては増徴を見合せ、又地方債並に社債の利子に付ては、利率年四分五厘以下のもの、銀行預金の利子、貸付信託の利益に付ては、其増徴率を少く致して居るのであります、第三種即ち個人の所得稅に付きましては、其課稅の最低限千二百圓を千圓に引下げまして、國民の所得稅を負擔する範圍を廣く致したのであります、臨時利得稅に付ては、北支事件特別稅と同様の課稅であります、更に支那事變の影響等に因りまして、利益の増大するものに對しましては、此際増徴するを適當と認めまして、昭和九年、十年、十一年の三箇年の平均利益を超過する利得に對し、法人に付ては百分の三十、個人に付ては百分の二十の稅率に依り、新に課稅することに致したのであります、尤も資本金十萬圓以下の法人に付ては、其稅率を百分の二十五と致しまして、小資本の法人に對しては、増徴に依る負擔の増加の緩和を圖つたのであります、尙ほ各種の租稅の増徴の結果、其負擔が特に過重となる場合があらりますので、其負擔の緩和を爲す規定を設けました次第であります、利益配當稅及び公債、及び社債利子稅は、配當に付ては配當率年七分を越える金額、國債に付ては利率年四分、其他の公債及び社債に付ては、利率年四分五厘を越ゆる金額に對し、百分の十の稅率を以て課稅することになつて居ります、是は北支事件特別稅と同様であるのであります、又法人資本稅に付ては、新に二割を増徴することと致しました、次に砂糖消費稅に付ては、稅額に付き平均約一割の増徴を爲すと共に、其徴收を猶豫する期間を此際三箇月短縮することと致し、取引所稅に付ては、株式の賣買取引に對する取引稅の稅率を、長期に付ては約三割三分を引上げ萬分の六に、短期に付ては約四割八

見込であります、初年度たる昭和十三年度に於きましては、約三億六百萬圓の増收の見込であります、是等の收入は、煙草の一部の値上に因る昭和十三年度に於ける増收約一千餘萬圓と共に全部臨時軍事費の財源に充當する豫定であります、次に臨時租稅増徴法に付て説明申上げます、自作農者又は中小商工業者の中には、支那事變の影響等に依りまして、其收益の相當減少して居るものもあると認められますので、是等の人々の負擔する地租又は營業收益稅を、現行法の賦課徵收することは適當でないと思はれますので、茲に臨時的措置と致しまして特に地租及び營業收益稅の稅額を軽減し、收益の減少致しました是等のものに對し、其負擔を軽減したいと存じて居る次第であります、尙ほ本案の施行に伴ひまして、地方附加稅及び地方稅に付ても相當軽減せらるゝこととなるのであります、又我國に於きまして、此際必要とする礦物の産出の助長を圖る趣旨を以ちまして、金、銅、鐵、錫、鉛、鋅、錫、鎳等の礦物に付ては、新に採掘權を設定したる場合、及び昭和十二年中の産出數量を超過したる場合に付ては、其礦物に付き礦產稅を免除することと致し、又砂金以外の砂鑛に付き特別砂鑛區稅を課することと致しましたが、是に是等の砂鑛區に付き、其採掘量を増加せしめんとする趣旨であります、其他棉花の節約に資する爲め「ステープル・ファイバー」麻等を混紡したる綿絲に依る織物の一部が、現在課稅せられて居りますのを、課稅の外に置くことと致したのであります、以上申しました臨時的措施に依りまして、大体平年度に於きましては、地租、營業收益稅、礦產稅、織物消費稅等の減收額合計約四百餘萬圓、地方稅にありては、地租附加稅、營業收益稅附加稅等の減收額合計六百餘萬圓、國及び地方を合せまして約一千萬圓の減稅となる見込であります、次に日滿國稅徵收事務共助法案に付て説明申上げます、近時滿洲國

の發展に伴ひまして、日滿兩國間の交通頻繁になりつゝありまするのに鑑みまして、兩國相互間に國稅徵收事務の共助を爲し得るの途を開くことと致しまして、茲に其法案を提出致した次第であります
以上は支那事變特別稅法案外三件の概要の説明であります、尙ほ詳細の點に付きましては、委員會に於きまして説明申上げることと致します、何卒御審議の上速に御協賛あらんことを希望致します(拍手)

日本産金振興株式會社法案

日本産金振興株式會社法

第一章 總則

- 第一條 日本産金振興株式會社ハ産金事業ノ振興ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス
- 第二條 日本産金振興株式會社ハ其本店ヲ東京市ニ、支店ヲ京城府ニ置ク
- 日本産金振興株式會社ハ前項ノ外政府ノ認可ヲ受ケ支店又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 日本産金振興株式會社ノ資本ハ五千萬圓トシ内二千五百萬圓ハ政府ノ出資トス
- 日本産金振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第四條 日本産金振興株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第五條 日本産金振興株式會社ノ株式ハ記名トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニ限り之ヲ所有スルコトヲ得
- 第六條 日本産金振興株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ三十

年トシ但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
第七條 日本産金振興株式會社ニ非ザルモノハ日本産金振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二章 役員

- 第八條 日本産金振興株式會社ニ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
- 第九條 社長ハ日本産金振興株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
- 副社長及理事ハ社長ヲ補助シ日本産金振興株式會社ノ業務ヲ分掌ス

第三章 營業

- 第十條 社長及副社長ハ政府ノ命ジ其ノ任期ヲ四年トス
- 理事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三年トス
- 監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス
- 第十一條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十二條 日本産金振興株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス
 - 一 金鑛ヲ目的トスル鑛業若ハ砂金ヲ目的トスル砂鑛業(以下金鑛業ト總稱ス)金製鍊業又ハ金鑛業若ハ金製鍊業ノ用ニ供スル器具機械類ノ製造業ニ對スル資金ノ融通又ハ投資
 - 二 金鑛業又ハ金製鍊業
 - 三 金鑛業又ハ金製鍊業ノ爲必要ナル器具、機械、材料及ハ設備ノ賣買

第四章 含金鑛産物ノ賣買

- 五 委託ニ依ル金鑛山ニ關スル調査又ハ鑑定
- 日本産金振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ノ外本會社ノ目的達成上必要ナル諸事業ヲ營ムコトヲ得
- 第十三條 日本興業銀行、朝鮮殖産銀行又ハ東洋拓殖株式會社ハ前條第一項第一號ノ事業ニ關シ日本産金振興株式會社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得
- 日本産金振興株式會社前項ノ銀行又ハ會社ヲシテ業務ノ一部ヲ代理セシメントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四章 産金振興債券

- 第十四條 日本産金振興株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ五倍ヲ限り産金振興債券ヲ發行スルコトヲ得
- 産金振興債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ
- 第十五條 産金振興債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第十六條 政府ハ産金振興債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得
- 第十七條 産金振興債券ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得
- 第十八條 産金振興債券ノ所有者ハ日本産金振興株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス
- 第十九條 日本産金振興株式會社ハ社債借換ノ爲一時第十四條ノ制限ニ依ラズ産金振興債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊産金振興債券ヲ償還スベシ

第五章 準備金

第二十條 日本産金振興株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第六章 監督及助成

- 第二十一條 政府ハ日本産金振興株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第二十二條 日本産金振興株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クルベシ
- 第二十三條 定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第二十四條 日本産金振興株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第二十五條 政府ハ日本産金振興株式會社ノ業務ニ關シ監督上又ハ産金事業ノ振興上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第二十六條 政府ハ日本産金振興株式會社監理官ヲ置キ日本産金振興株式會社ノ業務ヲ監視セシム
- 第二十七條 日本産金振興株式會社監理官ハ何時ニテモ日本産金振興株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
- 日本産金振興株式會社監理官必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本産金振興株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 日本産金振興株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第二十八條 政府ハ日本産金振興株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

日本産金振興株式會社法案

第二十九條 日本産金振興株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第三十條 日本産金振興株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限リ之ニ達セシムルベキ金額ヲ補給スベシ但シ其ノ額ハ初營業年度ヲ除キ毎營業年度ニ於テハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額及當該營業年度ニ於テ支拂ヒタル産金振興債券ノ利息額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

毎營業年度ニ是ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ
第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘有リタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス
前二項ノ規定ニ依リ積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス
第三十一條 日本産金振興株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額

第三十七條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本産金振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

第四十一條 前條認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ヲ募集スベシ

第四十二條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第四十三條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第四十四條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第四十五條 設立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第四十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハソノ事務ヲ日本産金振興株式會社社長ニ引渡スベシ

第四十七條 本法施行ノ際日本産金振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニソノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第三十六條ノ規定ノ前項ノ期間内ニテ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

第四十八條 登録税法第六條第一項第十一號中「又ハ燃料興業債券」

日本産金振興株式會社法案

ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超ユル利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ
第三十二條 日本産金振興株式會社ニハ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス
第三十三條 北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間日本産金振興株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 罰則

第三十四條 日本産金振興株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス、副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十二條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ
三 第十四條ノ規定ニ違反シ産金振興債券ヲ發行シタルトキ
四 第十九條ノ規定ニ違反シ産金振興債券ノ償還ヲ爲サザルトキ
五 第二十五條ノ規定ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ
第三十五條 日本産金振興株式會社ノ社長、副社長及理事第十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス
第三十六條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

ヲ「燃料興業債券又ハ産金振興債券」ニ改ム
第四十九條 資金特別會計法第四條中「又ハ國債」ヲ「國債、産金振興債券又ハ總額二千五百万圓ヲ限リ日本産金振興株式會社株式」ニ改ム

木暮 商工政 務次官 提案理由説明



政府委員(木暮武太夫君)只今議題となりました日本産金振興株式會社法案の提案の趣旨を御説明申し上げます、我國に於きまして金増産の必要なことは、茲に事新しく申述べる必要もないのでございまして、政府に於きましては昭和七年以來、種々産金事業の奨励助長策を行つて参りまして、更に前々議會、即ち第七十一帝國議會に於ては、一層金の増産奨励施設を擴充すると共に、産金法を制定致しましたことは、既に御承知の通りであります、幸ひ我國の産金額に近年順調なる増加を示しつゝあるのであります、金の増産は我が國策の遂行上今後愈々其重要性を加ふるものだから、政府に於きましては之が爲には尙ほ一層の努力を致したいと考へるのでございまして、そこで此際産金事業の振興を圖ります爲に、半官半民の日本産金振興株式會社を設立致しまして、特に本事業に對しまして、必要な資金を潤澤に供給し得るの途を開き、又低品位の鑛石の處理を促しまして、其他金の増産上必要な色々の助成的事業を行はしめたいと存するのでございまして、本法案は右會社の設立に關するものでございまして、何卒御審議の上御協賛あらんことを希望致します

臺灣の金礦開發せよ

世耕弘一君



○世耕弘一君 今日設立されんとする所の産金會社此産金會社だけで増産を満足するのかと云ふことを御尋ねして置きたい、五千萬圓程度の而も貧弱な此産金會社に依つては、今日吾々の要求する所の産金増額は其目的の半ばにも達しないと云ふことを私ははつきり申上げて置きます、第一此會社の重役を如何なる方面から選ぶかと云ふことを調べて見れば分る、必ず官吏の古手が出て来る、然らざれば特に従来の産金に關係のある財閥が頭を突込んで来る、斯る場合に國策遂行の上に、自山の鑛石其他の産金關係に於て必ず利害の衝突を生ずるのであります、誰が之を處理して行くか、不可能であると云ふことを私は申上げて置きます、細かい點に對しては此際申上げませぬ、一體政府は此會社に何「パーセント」程度の貧鑛を處理せしめんとするのかと云ふことを御尋ねして置きたい、又今日思ふやうに産金の發達しない所以は、製鍊場に於ける所の分析の不公平であると云ふ所から非難があると云ふことを承知致して居る、此點に關して商工省鑛山監督局は如何なる役割を演じて居るかと云ふことを御尋ねして置きたいのであります

臺灣の東の花蓮港の北より——専門家の調査が約四五年に亘つて、又一般會社方面も調査致して居りますが、砂金だけで臺灣に約百四十億からあると云ふことを發表されて居ります、又千島の國後島には五十億の金鑛の所在を明にして居るではありませんか、何故此時局に際

産金五ヶ年計畫

朝鮮は七十五瓦を目標

木暮商工政務次官答ふ

○政府委員(木暮武夫君) 世耕君、御質問に簡単に御答申上げます、金の價格を引上げると云ふ御議論でございましたが、是は御承知の通り、大養内閣當時高橋さんが大蔵大臣になりました以來昭和七年三月と記憶致しますが、従来とまるで變つて、屢次時價に應じて引上げまして、今日は金一瓦三圓七十七錢になつて居りまして國際市價との「マージン」と云ふものは約六錢か七錢しかないものであります、此國際市價以上に金の價格を引上げるとは極めて影響することが多いのでございまして、俄に御賛成申上げるとは出来ないのであります、それから増産の目標は一體何處に置いて居るか云ふこととございしますが、昭和十二年を基準と致しまして、五箇年計畫即ち昭和十七

年末に於きまして、内地で五十六萬、朝鮮に於て七十五萬を目標にして、政府に於きましては、産金増加の計畫を立て、此のものが出来ましたならば、丁度百三十萬ばかりになりまして、現在の時價に換算致しますならば、四億九千萬圓と云ふことに御承知を願ひたいと思ひます、漏れましたことは又委員會で御質問に應じて詳細に御答申上げます(拍手)

極力産出に助成

臺灣の 八角拓務政務次官

○政府委員(八角三郎君) 御答致します、現在臺灣で産出致して居ります金は三萬ばかりでございまして、昭和十六年には六萬を目標と致して居ります、其中砂金は鑛區が六十四、面積が一千九十九萬坪になつて居ります、其中稼行して居りますのは二十四、面積が四百二十六萬坪になつて居りまして、産出高は五萬四千五百でございまして、御説のやうに臺灣の東海岸は最も有望な鑛區でありまして、極力是が探鑛と産出に向つて助成致すことに致しまして、先般御協賛を得ました豫算に於きまして、臺灣では五十萬圓の豫算を以ちまして此探鑛獎勵、選鑛及び製鍊の助成を致して、極力是が指導を圖つて居る次第でございます(拍手)

漁業法中改正法律案

鯉節の濫賣防止

南興水産 高木兼太郎君



○高木兼太郎君 遠洋漁業は近來政府當局の御指導と、漁民の努力とに依りまして、稍々順境に進展致しつゝあることは事實であります、鯉釣漁業者は南洋産鯉節が多量に移入し、而も安値にも拘らず、成行賣に依つて内地漁業者は是が爲に非常に困つて居る現状であります、昨年此事に付て私も申したこともありますが、他の方からも二三此處で申されたのであります、最近南興水産會社は南興水産株式會社の株式を買収して、事實合併せられた形となつて居りますが、無統制に濫賣致して居りましては、南拓會社と致しまして、將來を考慮せねばならぬと思ふのであります、近來總て物價が昂騰して居りますけれども、獨り鯉節は非常に安いので、拓務省と致しまして、是が對策を考へて居ると思ひますが、適當に統制して、適當の市價を保たしむるの意思があるかないかを伺ひたいのであります、是は拓務大臣が居られるやうですから、務大臣から御答を願ひたいと思ふのであります

南洋の鯉節十分統制

大谷拓務大臣答ふ



○國務大臣(大谷尊由君) 高木君にお答致します。鯉節の價格の下落に付て、統制をせまいかと云ふ御尋であります。御説の通り、近時南洋に於きましては、多數の鯉節が獲れるのでありまして、五十萬貫ばかりの鯉節が出来て居るのであります。隨て是が内地の鯉節に影響して居ると存じます。尙ほ其上に、此鯉節の消費は悉く内地の嗜好品であります。近代文化の發明は、段々各種の調味料が出来て居りますので、隨て是も價格の下つて居る原因の一つではないかと思ふのであります。勿論濫賣と云ふことに付ては、餘程戒めなければならぬと思ひます。又南洋に於きます鯉節に付きましては、十分統制を行ひたいと存じます。

水産界不振挽回に

南支那海に進出せよ

西川貞一君

我が國水産界の現状は甚だしく悲觀すべきものであり、このまゝ放置せば近き將來に重大危機に達せんとするものと説き、次いで左の如く述べた

○西川貞一君 私は此局面打開の對策と致しまして第一に考へられる

のは、現下時局の下に於きまして、支那に對しまする作戦の進捗と共に、支那沿岸漁業の開拓に依りまして、内地に於て行詰つて居る漁業の新生面を開拓すると云ふことと存じます。然るに現在支那海方面に於きまする漁業は頗る亂雜を極めまして、機船底曳網漁業が關東州を根據地として百三十五隻、朝鮮より百六七十隻、内地より六百八十八隻、臺灣よりは、是は噸數を以て制限して居りますので、八千五百噸、是等の船が、或ものは關東州の許可に依り、或ものは朝鮮總督府の許可、或ものは臺灣總督府の許可に依りまして出漁をするのみならず、更に青島に於きまして、其間極めて亂雜を致して居るのであります。特に青島に根據地を置きまする漁船に付ては、外務省には何等水産専門の機關を持つて居ないやうに思ふのであります。隨て此間所謂利權屋に乗ぜられるの間隙が頗る大であります。現に實際漁業に當つて居る者は、許可權の名義的保有者に對し、年々數萬圓の權利料を拂つて居るが如き狀況に在るのであります。斯の如きは此際斷然改革整理を致すと共に、是等の許可權を一つに統一致しまして、所謂統一的、綜合的、合理的の指導監督助成を致しまして、支那海方面に於ける所の、水産政策の確立を圖る必要があると思ふのであります。此點に關する當局の所見如何(拍手) 是は農林當局の所見のみならず、所管は拓務省の方が多いのでございます。拓務省と致しましては、どう云ふ御考を持つて居られますか、植民地の行政府は特殊の事情の下に在りますから、それぞれ植民地の官廳に於て致すのが當然でありますけれども、水産行政に在りましては、臺灣に於て許可を受けまして、朝鮮に於て許可を受けまして、内地に於て許可を受けまして、亦青島其他支那に於て許可を受けまして、それ等の活動する部面は同じ處で活動するのであります。隨て是は其根據

地に於ける所の官廳が許可權を持つべくものでなく、我が帝國の統一的政策の下に是が調整を圖り、是が開發を圖るのが理の當然であると私は信ずる(拍手) 是等に對して拓務省當局は相當の決心をされまして、此際水産國策の確立に順應する、ことが、必要であると信ずるのであります。拓務大臣の所見如何、此點を御尋したいのでございます

南支海出漁は同感

大谷拓務大臣の答辯

○國務大臣(大谷尊由君) 西川君に御答致します。支那海に於きまする漁業に付ての御説を承りまして、洵に御尤なることで私も同感でございます。是が統制協調は極めて必要なことと存じます。只今實は内地、朝鮮、關東州、支那、臺灣と、是等の事務的折衝を目下致して居ります。最中でございます。成べく御期待に副ふやうに、此協調統制を致したいと存じて居ります

石油資源開發法案

石油資源開發法案

第一條 石油ヲ目的トスル鑛業權者(以下石油鑛業者ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出アベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府鑛利保護上必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

石油資源開發法案

試補助成金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 政府ハ前條ノ試補助成金ニ依リ試掘ノ結果開發セラレタル油田ヨリ探油ヲ爲ス者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ探油開始後五年間毎年探油價額ノ百分ノ二以内ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

前項ノ油田ノ地域及深度ハ政府之ヲ指定ス

第四條 前條第二項ノ指定ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第五條 詐欺ノ行爲ヲ以テ第二條ノ試補助成金ヲ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

第六條 第三條ノ規定ニ依リ納付金及前條ノ規定ニ依リ返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第七條 政府石油資源ノ開發促進上必要アリト認ムルトキハ石油鑛業者ニ對シ其ノ鑛區ノ開發方法其ノ他必要ナル事項ニ付他ノ石油鑛業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

石油鑛業者他ノ石油鑛業者ノ鑛區ト隣接スル自己ノ鑛區ノ境界線ヨリ五十メートル以内ノ地域ニ於テ探掘ヲ爲サントスルトキハ鑛利保護上必要ナル事項ニ付豫メ隣接鑛區ノ石油鑛業者ト協議ヲ爲スベシ

政府石油資源ノ開發促進上又ハ鑛利保護上必要アリト認ムルトキハ前二項ノ協議ニ依リ決定ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第一項又ハ第二項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコトヲ能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府石油資源ノ開發促進上必要アリト認ムルトキハ石油鑛業者ニ對シ試ニ又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府前項ノ規定ニ依リ試掘ヲ命ジタルトキハ第二條ノ試補助成金ヲ交付ス

第九條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ石油鑛業者ニ對シ探油ノ制限又ハ増加ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

- 第十條 政府ハ石油鑛業者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 政府ハ石油鑛業者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第七條第二項ノ規定ニ依ル協議ヲ爲サズ又ハ協議調ハザル以前ニ探掘ヲ爲シタル者
- 二 第七條ノ決定ニ基カズ又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ決定ヲ變更セズシテ試掘又ハ探掘ヲ爲シタル者
- 三 第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 四 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第一條第一項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ怠リ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
- 二 第一條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者
- 第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 第十條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
- 三 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 第十四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十一條、第十二條又ハ前條第一號若ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前三條ノ刑ヲ科ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

吉野商相提案理由説明

○國務大臣(吉野信次君) 只今議題となりました法律案に付きまして、其提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。改めて申上げるまでもなく、石油は産業上、國防上極めて重要な資源であります。是が自給の確保を圖り、確固たる石油國策を樹立致しますことは、現下の情勢に鑑みまして、最も緊急の要務であると信ずるのであります。

御承知の通り曩に議會の御協賛を得まして、帝國燃料興業株式會社法、及び人造石油製造事業法、此二つの法律が制定致されました。人造石油事業の確立に依り石油自給の増加を圖ることと相成つたのであります。前議會に於きまする貴衆兩院の御要望にも鑑みまして、更に此際天然の石油資源の開發に付きまして一層の力を致し、兩々相俟つて石油供給の確保を圖ることと致しました次第でございます。今日までの地質調査の結果から見ましても試掘を要するものと認められます地域は、相當多いのであります。今後更に地質の精査を加へましたならば、是等の地域に於ける地質の價値は、一層判然することと考へられるのであります。隨て斯る地域に於きましては、取急ぎ試掘を遂行せしめまことが、天然石油資源の開發の上に於きまして、最も緊要のことと存するのであります。石油資源開發に付きましては、政府は昭和二年以來獎勵金の交付に依りまして、其促進を圖つて参つたのであります。右の趣旨を達成致しますが爲には、獎勵金の増額に依つて一層開發の促進を圖ると共に、開發を爲すに當りましては、合理的、經濟的が遂行を圖る必要を認めるのであります。

以上が今回石油資源開發法案を提出致しました大要であります。何卒十分御審議の上、御協賛あらんことを切望する次第であります。

燃料國策樹立には

大陸をもふくめよ

山田 清君



○山田清君 石油は國內には未だ其總消費量一箇年約三億五千萬「ガロン」に對して、僅に一割程度の生産しかありませぬ、到底供給確保の問題はまだ「未遠い話」であります。仍て只今又石油資源開發法案を提出致しまして、國內外の油田を開發して、天然の石油を増産して、以て石油の確保を圖りたいと云ふ政府の御趣旨でありますから、此問題に付きましては、會ての中島商工大臣の五百萬圓五箇年計畫に依る獎勵資金當時から考へて見ますと、一段の進歩がありますので、私は燃料國策の立前から、稍々敬意を拂ふ次第であります。

茲に眞剣に政府の燃料國策、供給確保の根本策を承りたいと思ふのであります。政府の燃料國策の供給確保と云ふことは、其目標は何でありますか、自給自足でありますか、或は又日本國內に於て使用致しまする總量の何割かを國內で造つて、他のものは依然として輸入に仰ぐ方針でありますか、私の意見としては、燃料の國策供給確保と云ふ問題は、斷じて自給自足の立前を執らなければならぬと考へます。更に御尋致しまするが、政府は日本の對支對滿政策の問題に付きま

石油資源開發法案

北支炭を原料に

人造石油事業助成を考慮

吉野商工大臣答ふ

○國務大臣(吉野信次君) 只今石油問題に關しまして色々多岐に互る御尋がございましたが、其中私に對する部分だけ先づ御答を申し上げます。只今政府で考へて居ります石油の供給の根本方策と致しましては、今後五年を期しまして人造石油と、揮發油と、重油と各々百萬軒

しては、屢々内外に聲明致して居ります。産業の擴充、經濟の提携、國防の完壁を期する爲に、滿洲及び支那に對して産業國防、交通、運輸等の諸般の施設を行はねばならぬと考へますけれども、左様致しますると云ふと、之に要する燃料の供給確保の問題は、日滿支を一體として考へねばならぬことは當然であります。政府は日滿支一體としたる所の大規模の豫算案を提出する御考が有りますか、之に付て御伺を致します。

次に帝國燃料株式會社の問題に付て御尋致しますが、其生産「コスト」の關係から、工場を滿洲、朝鮮、九州、北海道等に造らうと云ふ見込書でありますけれども、今回の事變に依りまして、北支が當然其中に入らなければならぬと考へます。北支の經濟開發に伴ひまして、低廉にして無盡蔵なる、殊に石油含量の極めて多い石炭を有しまする北支に對して、燃料國策上より見たる北支の價値に對しまして、如何様なる所見を有して居りまするか、陸軍大臣並に商工大臣に御尋を致します。

乃至二百萬疋、之を完成したい、それから同時に國內の油田を開発したい、唯國內の油田の方はどれだけの數量になりますか、掘つて見ませぬとはつきり分りませぬが、先づ大體に於きまして、人造石油と國內油田の開発とに依りまして、略々五年後に於きまして石油の需要供給の半分だけ自給が出来ると、斯ふ云ふ方針を採つて居ります、併し御話の通りそれではあとの半分は外國の油に依存することになるのでありますから、是は十分とは考へて居りませぬ、随ひまして人造石油と云ふものの今後の進展の工合、國內油田の開発の工合、或は海外に於ける石油資源と云ふものの獲得、さう云ふやうな問題の進展如何に依りましては、更に一步々々自給自足の域に達するやうにもう一遍考へ直すと云ふ時期があるだらうと考へて居ります、天然の石油の開発とそれから人造石油との間に何か政府の保護の工合が均衡が取れて居らないぢやないかと云ふやうな御尋がございましたが、決してそう云け積りはないのでございます、唯事柄の性質上保護の方法が各々違つて居ると云ふだけでございまして、どちらを重んじ、どちらを蔑ろにするかと云ふ考はございませぬ、それから滿洲、北支方面を打つて一丸として考へなければいかぬぢやないか、是は全く御話の通りでありまして、今日までの所滿洲なり、北支の方面に於きまして、石油の資源と云ふものに付きまして、まだ具體的な目星しいものが見當りませぬので、是は何れ今後の調査と相俟ちまして、それ々の向と能く打合せを致しまして進めたいと思つて居ります、唯天然でなく、人造石油の方で北支の石炭を基礎とする、是は御承知の通り帝國燃料會社を作ります時には、まだ北支の方の問題は起つて居りませぬものですから、御話の通り現在あの會社の企業目論見の中には、それは加はつて居りませぬが、事態斯う云ふ風になれば、やはり北支方面の石炭を原料とする人造石油事業の助成と云ふことに付きましても考へたいと思

つて居ります

樺太地方鐵道補助法中改正法律案及び東洋拓殖株式會社法中改正法律案

樺太地方鐵道補助法中左ノ通改正ス
第一條 政府ハ樺太ニ於テ公衆ノ用ニ供スル爲經營スル地方鐵道ニ對シ該鐵道經營開始ノ日ヨリ十五年ヲ限リ補助金ヲ交付スルコトヲ得
政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ五年ヲ限リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
第二條 前項ノ補助金ハ左ノ各號ニ依ル金額ヲ限度トス
一 前條第一項ノ期間中ハ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年六分ノ割合ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年一分ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス
二 前條第二項ノ期間中ハ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合ニ相當スル金額但シ每營業年度ニ於ケル建設費ニ對シ年一分五厘ノ割合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス
第三條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ一經營者ノ經營スル鐵道ヲ數區ニ分チ各區ニ付前二條ノ規定ニ準シ補助ヲ爲スコトヲ得
第四條 前二條ノ規定ニ依ル建設費及益金ハ政府ノ定ムル所ニ依リ算出シタル金額ニ依ル

臺灣朝鮮なみに

補助期間を延長す

樺太 大谷拓相提案理由説明

○國務大臣(大谷尊由君) 只今議題となりました樺太地方鐵道補助法中改正法律案提出の理由を簡単に御説明致します、樺太に於ける補助地方鐵道中近く補助期限の満了するものがあるものであります、其業績豫期の如く舉らず、仍て當分政府より相當の補助をしなければ經營困難の状態であります、而して是等の鐵道は樺太開發上必要な使命を有し、殊に樺太鐵道の如きは國有鐵道の代行線たる意義を持つ重要幹線でありますので、朝鮮及び臺灣の例に倣ひまして、現在の補助期間十五年を必要に應じて更に五年を限り伸長し得ることと致したのであります、尙ほ補助方法に付きまして、現下經濟界の趨勢に鑑みまして、此際朝鮮及び臺灣に於ける私設鐵道補助法等の例に倣ひ、之を改正することに致したのであります

新情勢に順應して

東拓の機能を擴充

次に東洋拓殖株式會社法中改正法律案に付て御説明申し上げます、東洋拓殖株式會社の營業は近年次第に順調なる發達を遂げて参りました

第七條中「補助ヲ受タル會社」ヲ「補助ヲ受タル鐵道ノ管理者」ニ改ム
第八條ヲ削リ第九條ヲ第八條トス
第十條中「前一條」ヲ「前條」ニ改メ同條ヲ第九條トス

附 則

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法施行ノ際現ニ補助ヲ受タル鐵道ニ對スル補助ニ付テハ會社設立又ハ資本増加ノ登記ノ日ヨリ十五年ノ期間満了ノ日ヲ含ム營業年度ノ末日迄ハ改正規定ニ拘ラズ仍舊前ノ例ニ依ル本法施行ノ際現ニ補助ヲ受タル鐵道ニ對スル補助ノ期間ニ付テハ該鐵道ノ建設費ニ充テタル資金ニ對シ初メテ補助ヲ爲シタル日ヲ以テ第一條第一項ノ營業開始ノ日ト看做ス

東洋拓殖株式會社法中改正法律案

東洋拓殖株式會社法中左ノ通改正ス
第一條中「朝鮮及外國」ヲ「内地以外ノ地域」ニ改ム
第七條中「總裁一人」ヲ「總裁副總裁各一人」ニ改ム
第八條第二項中「理事一人」ヲ「副總裁」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム
副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
第九條第一項中「總裁」ヲ「總裁及副總裁」ニ改ム
第十條中「總裁及理事」ヲ「總裁、副總裁及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事」ニ改ム
第十一條第二項中「外國」ヲ「朝鮮以外ノ地域」ニ改ム
第二十三條第一項中「十倍」ヲ「十五倍」ニ、同條第二項中「第百九十九條」ヲ「第百九十九條及第二百條ノ二」ニ改ム
第四十條ノ二ヲ削ル
第四十一條中「總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル理事」ヲ「總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁」ニ、「理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ理事」ヲ「副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事」ニ改ム
第四十條又ハ第四十條ノ二」ヲ「又ハ第四十條」ニ改ム
第四十二條中「總裁」ノ下ニ「副總裁」ヲ加フ

樺太私鐵補助法並びに東拓法中改正法律案

て、其投資額、収益額も逐年増加し、經營事業の種類内容も複雑多岐となり、營業地域も漸次擴張せらるゝに至りましたので、茲に副總裁一人を置き、總裁を輔佐して社務の統轄に當らしめ、以て社務の圓滑遺漏なき運行を圖りますと共に、參與理事の制度を設けまして、各方面に於ける建議者の參畫を求め、以て同社の使命達成上遺憾なからしめんとする次第であります、次に東洋拓殖債券の發行限度は、拂込資本額の十倍、即ち三億五千萬圓であります所、現に二億四千餘萬圓の債券を發行して居り、餘力は約一億圓に過ぎなくなつたのであります、然るに同社の業務は前述の通り最近飛躍的進展を示し、更に今後朝鮮、滿洲並に北支那方面に於て同社の企業經營に俟つべきものが極めて多く、隨て資金の調達は最も急務とする所でありますので、之に對處する爲め債券の發行限度を十五倍に擴張せんとするのであります、尙ほ此機會に於て、營業地域に關する規定其他の規定に付て、若干の修正削除をも爲さんとする次第であります、何卒宜しく御審議の上速に御協賛あらんことを希望致します(拍手)

○副議長(金光庸夫君) 質疑の通告があります、之を許します——田原春次君

パルプ問題外三項

田原春次君の質疑

○田原春次君 樺太の鐵道會社の補助を更新する本案であります、之に絡みまして二三御質問申し上げたいと思ふのであります、御承知のやうに外地に於ける獨占事業は、兎角瀆職の對象になり來つた例があるのであります、私達は昔——最近の事やありませんけれども、

外地に對しましての注意が、非常に足りないからだらうと思ふのであります、少くも今度の案に關聯して出て居ります東洋拓殖株式會社のやうな、樺太産業開發會社のやうな國策會社を作りまして、さうして「パルプ」なら「パルプ」と云ふものに對しての一定の増産計畫を立て、更に王子製紙が「パルプ」が必要であるならば、相當の價格を以て之に拂下げると云ふやうなことにしなければならぬのであります、斯様なことを致しませぬから、此北の方の目立たない處に於きまして、東洋一の製紙會社であります王子製紙が濫伐をして、官有林を盗んで伐つて、自分の方の營利に供して居ると云ふやうな、不部分な問題が起つて居ります、之に對しまして商工省並に拓務省は一體何と考へて居られますか、此點を私は第一に御伺し置きたいのであります

第二は、是は長い間本議院に對して建議案を出して居るのであります、一向效き目がございませぬ、それは何であるかと申しますと云ふと、樺太に自治制を擴大致しまして、縣會議員なり或は代議士なりを出すやうにして貰ひたいと云ふことは、樺太居住の全國民の要望でございませぬ、あゝ云ふ遠方の地でありませぬから、さらでだに官僚獨善主義に陥り易い所の日本の行政機構であります故に、どうしても該地に於ける色々の行政を監督し、其地方特殊の問題を中央に反映せしむる爲には、代議士も必要であり、又地元にも於きまして府縣會議員の如きものが必要なのであります、然るに長い間樺太は放つたらかされて居りまして、未だに左様な民意暢達の機關がないのであります、私は此際、先般の本議院に區裁判所を知取に置くことと云ふ案が司法省から出ました、區裁判所を知取に置くことと云ふ位に、樺太に於きましては人口も殖え、司法事務も殖えたのであります、然らば政治上の民意暢達の機關であります府縣會議員なり、或は衆議院議員の選舉法をあら



選舉費用は植民地でと云つたやうな傾向のあつたことを能く知つて居るのであります、そこで本日は此樺太地方鐵道會社に對する補助の更新に當りまして、私は二三の質問をする譯であります、大體四つございませぬ第一は「パルプ」の増産國策と王子製紙の不當濫伐問題であります、第二は、自治制を擴大して樺太にも府縣制を施行し、府縣會議員、代議士を出すやうに制度を變へる意思はないかと云ふ問題であります、第三は、樺太居住の青少年の爲に高等專門學校を新設する意思はないかと云ふこととあります、第四は、國境警備の缺陷をどうするかと云ふ問題でございます

「パルプ」の問題は、商工省の政府委員の方が居られましたならば、御答辯を願ひたいと思ふのであります、若し居られませぬならば、適當な機會に是非御答辯を聞かせて戴きたいと思つて居ります、是は最近聞込んだことと云ふことですが、樺太の製紙の原料である「パルプ」の伐採權を、包括的に王子製紙に許して居るのであります、所が王子製紙は其包括的に許された伐採權を濫用致しまして、國有林を不當に濫伐した所の事實が擧りまして、ごた／＼が生じて居つたことを私共知つて居ります、一方に於きまして、政府は人絹工業其他「パルプ」の増産國策を樹立して居る、然るに樺太に限りまして、單なる一營利會社であります所の王子製紙に、樺太全般の「パルプ」の伐採權を與へて居りますのが爲に、王子製紙は不當に之を濫伐致しまして、最近では樺太の「パルプ」と云ふものが段々減つて來て居ります、王子は最近では滿洲の方に進出して其「パルプ」の原料を求めて居ると云ふ状態でありまして、樺太の内地に於きましては、全く禿山になつて居る状態でございます、是は政府が斯様な邊鄙な、此の方

に延すと云ふことが必要であらうと思ひますが、是等に對しまして内務省なり拓務省方面は何と御考になつて居りますか、是が第二であります

第三は、先般の議會に沖繩縣からも建議案が出て居つたのであります、沖繩縣に高等專門學校を作つて貰ひたいと云ふ建議案であつて、此建議案は可決されましたが、未だに實行されて居りませぬ、樺太も同様であります、樺太に住んで居ります子供が高等專門の教育を受ける爲には、どうしても北海道か、東京へ出て來ねばならませぬ、然るに東京へ於きましての最近の學生の傾向はどうであるかと云ふと、數日前の新聞に出て居りましたやうに、兎角東京で學生にやりますと、色々な遊ぶ機關の方が多いため、折角一方に於きまして政府は樺太に移住奨励、移民の奨励をして居りながら、其移住者の子弟の高等教育機關と云ふものは、全然設けませぬが爲に、又再び東京に子供を送らねばならぬと云ふ状態であります、是は樺太の開発上から行きまして、亦地方の文化を開發する點から行きまして、少くとも樺太には最小限度、水産科と工業科と農林科位を併置した所の、實業高等專門學校の一つ位は設けまして、北洋に於ける所の日本民族の發展に一つ努力して貰ひたいと思ふのであります(拍手)之に對します所の政府の所見如何と云ふのが第三の問題であります

第四は、國境警備の缺陷問題であります、御承知のやうに岡田嘉子と杉本某が此間越境して露西亞に行つてしまひました、あの當時の新聞を見ますと、何でも巡查が後ろに二名附いて居つたさうであります、杉本が「ポケット」に手を入れまして、餘りしつこく附いて來るならお前を撃つぞと言つたさうであります、果して「ピストル」を持つて居つたかどうか知りませぬが、御者も巡查も、其恰好に驚きまして、みす／＼越境させて居る、斯様なことは私の樺太當局の怠慢と無

誠意であると思ふのであります、少くとも國境を守るからには「ソ」滿の國境の現状を見た者からしますならば、樺太に於ける「ソビエト」露西亞との國境警備をもつと嚴重にすべきではないか、然るに「ピストル」を持つて居るぞと言つた聲に驚きまして、みすみす越境させ、而も一人は女である、女連れの二人の者を逃がすに至つては、國境の警備はなつて居らぬと言はざるを得ないのであります（拍手）隨て此問題に對しまして詳細なる経過を私は聴きたいのであります、時間がございませぬから委員會でも結構であります、詳細なる経過を聴きまして、事次第に依つては、此國境警備の缺陷に對して拓務大臣なり、或は又樺太廳長官はどう云ふ責任を執られるかと云ふことを序に聴きたいのであります、以上四點を私は御質問申上げまして、降壇致したいと思います（拍手）

最近盜伐事例なし

自治制施行研究中

大谷拓務大臣答辯

○國務大臣（大谷尊由君） 田原君に御答申上げます、樺太の森林に關する問題は、最近に於ては盜伐の實例はございませぬ、昭和七年以來林政改革を致しまして、それ以來相當の成績を擧げて居るのであります、尙ほ「バルブ」の國營會社を作つては如何と云ふ御尋に付きましては、只今の所では是が實行の考は持つて居りませぬ、次に代議士或は縣會議員等、府縣制、自治制を樺太に施行することに於ての御尋であります、目下樺太は人口僅か三十萬に少し缺けて居りますので、

十二日一日より滿洲國に於ける領事裁判權を撤廢致したのであります、隨て其後は日滿兩國間の司法事務の共助は、我國に於ては明治三十八年法律第六十三號、外國裁判所の囑託に因る共助法の規定に依る外ないのであります、此法律に依る共助範圍は訴訟書類の送達と證據調に限られて居りますので、我國と極めて密接な特殊關係にある滿洲國との間の司法事務の共助は、是だけでは到底不十分たるを免れませぬ、仍て日滿兩國の特殊な關係を考慮致し、實際上の必要に應ずる爲め、兩國間に於ては司法事務共助の範圍を擴張する必要があるもので、本法案を提出致したのであります、尙ほ本案第六條に對しましては、貴族院に於て修正を加へられたのでございませぬ、原案の趣旨亦固より是と異なるものではないのでありますから、政府は其修正に同意を致したのであります、何卒御審議の上御協賛あらんことを希望致す次第であります

防共政策の徹底に

強力機關設置せよ

内外大陸
をも含む
三田村武夫君

○三田村武夫君 私は只今議題となつて居ります日滿司法事務共助法案に於て簡單に御尋致します、日滿關係の緊密化と國際情勢の緊迫に伴ひまして、犯罪は益々國際性を帯びて參つて居るのであります、隨て此犯罪の防遏檢舉に當りましては、相當の困難を感じて來て居るのであります、私は其意味から致しまして、日滿關係の司法事務を圓滑ならしむる爲に本法案の提出されましたことに賛意を表する者であり

日滿司法事務共助法案

今まだ、太は開拓途上に居るのであります、住民は隨て擔稅力が低いのであります、それにも拘らず只今町村の色々な雜費の負擔を課けられて居るのであります、此上府縣制實施に要する地方費を彼等に負擔させると云ふことに付ては、相當の考慮を要することと存じます、併ながら樺太が内地同様益々發達して參りまして、さうして日本内地と同じやうな自治體の出來ることを私は望んで居るのであります、此縣會議員の選舉に付ては、今後十分慎重に研究も致し、又是の發達せんことを望んで居ります、次に大學或は專門學校、せめても最小限度專門學校と云ふ御話であります、やはり是も樺太の教育機關は十分にまだ發達して居りませぬ、普通教育が漸く不十分ながら出來て居ると云ふやうな状態であります、是も併し出來得る限り發達させて行つて、御期待に副ふやうな時期の來るのを希望するのであります、次に國境警備の問題であります、先般御説のやうな遺憾な事件が起つたのを、洵に私も遺憾に思つて居るのであります、從來は四箇所に四十名ばかりの警官が居るのであります、是では甚だ不十分であります、今度の議會に豫算を提出致しまして、警備の人員を増加させるやうに、今豫算を提出致して居るのであります、何れ詳しいことは委員會に於てでも御答申上げるやうに致したいと思います

日滿司法事務共助法案

久山司法政務次官

提案理由説明

○政府委員（久山知之君） 只今上程せられました日滿司法事務共助法案に於て提案の理由を御説明申上げます、御承知の如く、我國は昨年



ますが、更に私は此司法事務共助の規定に依りまして行はれます手續乃至處分と云ふものは、御承知の通り事件發生後の處理であります、所謂消極的な意味しか持たないのであります、私は今回事變發生に依りまして、日本が此東亞に於ける責任と立場、本會議に於きまして、或は委員會に於て屢々政府當局の言明して居ります通り、其東亞に於ける政策の根幹は今日防共政策にあるのであります、更に日滿防共協定成立以後、日本の對外國策、所謂外交政策の根幹も防共政策にあるのであります、其政策が私は常に消極的な意味に於てしか具體化されなことを甚だ遺憾に存するのであります、と申しますのは、日滿防共協定の成文に依りまして、あの防共政策を徹底せしめる爲には、國際的な機關を設けることになつて居るのであります、あの日滿防共協定成立以來既に一年有餘を経て居ります今日に於ても、何等そこに具體的な機關の設置を見て居ないのであります、更に東亞に於ける防共、是は今日最も重大な問題になつて居るのであります、是は斷じて消極的な意味に取扱ふべき性質ではないのであります、寧ろ積極的に此對策を考へなければならぬと思ふのであります、固より、事件發生に於ける適切妥當な處置も必要であります、私は更に一步進んで日本と滿洲、更に今回の事變で占據致しました北支、中南支、其地域に互つても、之を一丸とした大きな防共陣營の強化が必要だと思ふのであります、それはどう云ふことを意味するかと申しますと、今日日本が最も大きな任務と致して居ります防共、其防共政策の根幹になるものは、私は發生した事件を處理する點にあるのではないと思ふのであります、防共は即ち赤化の防止であります、赤化の防止は事件發生を防止しなければならぬのであります

て、發生した事件を處理することが適切である譯ではないのでありま
す、隨て私は茲に政府に對して御伺したいことは、日本即ち内地、朝
鮮、臺灣、南洋、樺太、それに滿洲、北支、中支も加へまして、防共
政策徹底の爲に一大機關を設置される意思がないかと云ふ點でありま
す、(關係がないぢやないか)と呼ぶ者あり)是は關係がなくな
り、犯罪の事件發生の後に於ける處理固より必要でありま
す、此事件發生を防止する機關が、尙ほより私は必要だと思ふのであ
ります、更に御承知のやうに滿洲は滿洲事變以來、就中今回の日支事
變勃發後に於きましては、所謂國際謀者、即ち「スパイ」暗躍の根地
になつて居るのであります、斯う云ふものを防遏する見地から言ひま
しても私は統一ある機關の設置と云ふことが必要だと考へるのであり
ます、私は其意味を強調致しまして、外務省並に内務當局、更に檢察
捜査の任にあられます司法當局に對して、さう云ふ機關の設置、竝に
更に有機的な捜査連絡機關の設置をされる御意思があるかないかと云
ふ點を御伺したのであります、私は此案に對して御伺する點は唯其
一點であります(拍手)

内地滿支を通じ

防共に全力を注ぐ

木村政府委員答ふ

○政府委員(木村正義君) 只今三田村君から我國の外交政策並に東亞
政策の根幹の一つは防共政策である、斯う云ふことを根柢として御質
問になりましたが、大體御質問の趣旨に對しましては或府も同感に感

する次第であります、先程の御質問の中に、日、獨伊の防共協定が既
に成つて居るが、何等見るべき機關がない斯う云ふ御意見がありまし
たが、御承知のやうに日獨の間には防共委員會と云ふのが伯林に設置
されました、さうして我國からも委員が入つて、情報の交換、防共政
策の協議等を致して居るのであります、相當の効果を收めて居る次第
であります、只今我國の内地、外地、竝に滿洲、中南支、北支等に互
つて、所謂日滿支を一體として、防共防諜に關する一大機關を設置す
る必要がないかと云ふ御意見であります、私が申す迄もなく東洋治
安の維持東洋平和の確立と云ふことは、我國の重大使命であります、
隨て此防諜、防共の爲に萬全の策を講ずると云ふことは、國家として
當然爲さなくちやならぬ點であります、今日までも内地、外地、又滿
洲、支那に互りまして、相當此方面に力を致して居ります、今後
此點に向つて全力を傾注致さなくちやならぬと思ひます、其實施の
方法等に付きましては、十分今後研究の必要があると考へて居りま
す(拍手)

適當の處置を講ず

久山政府委員答ふ

○政府委員(久山知之君) 只今三田村君から防共に關する御質問があ
つたのであります、司法省としては決して消極的に取締つて居る
譯ではないのであります、現に哈爾濱、上海には思想檢事を派遣致
しまして、此共產主義の策動に對して、未然に之を彈壓すべく準備を
整へて居ります、尙ほ北支、中支の方面に對しましても、將來十分考
慮研究を致しまして適當なる處置を講じたかと考へて居ります、甚だ
簡單であります、之を以て御答と致します(拍手)

關東局、朝鮮、臺灣兩總督 府及樺太廳の特別會計に 於ける租稅收入の一部に 相當する金額を臨時軍事 費特別會計に繰入るるこ とに關する法律案

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける
租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入す
ることに關する法律案

第一條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に
於ける所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅、取引所稅、出港稅又は
臨時利得稅の今回の増徴に因る昭和十三年度以降の増收額と利益
配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品
稅の創設に因る昭和十三年度の以降の收入額との合計額より徵稅
費を控除したる殘額に相當する金額は其の八割を限り毎年度豫算
の定むる所に依り之を當該特別會計より臨時軍事費特別會計に繰
入るべし

第二條 朝鮮總督府及臺灣總督府の各特別會計に於ける今回の煙草

外地租稅の一部臨時軍事費繰入に關する法律案

定價改正に因る昭和十三年度以降の專賣收入増加額に相當する金
額は其の八割を限り毎年度豫算の定むる所に依り之を當該特別會
計より臨時軍事費特別會計に繰入るべし

第三條 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に
於ける北支事件特別稅收入額より徵稅費を控除したる殘額に相當
する金額は豫算の定むる所に依り之を當該特別會計より臨時軍事
費特別會計に繰入るべし

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
昭和十二年法律第五十一號は之を廢止す

提案理 賀屋大藏大臣

由 說明

○國務大臣(賀屋興宣君) 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳
の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費
特別會計に繰入るることに關する法律案に付き説明を申し上げます、今
同一會計に於きまして、支那事變費の一部に充つる爲め、所得稅、
法人資本稅、砂糖消費稅、取引所稅及び臨時利得稅を増徴し、利益配
當稅、公債及び社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及び物品稅
を創設すること致しますと共に、煙草の値上を致しましたので關
東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於きまして
も、一般會計に於けると同趣旨の下に、概ね右に準じ同種の租稅を増
徴し、竝に新稅を創立すると共に煙草の値上げを致しまして、其收入
額の一部に相當する金額等を、毎年度豫算の定むる所により、臨時軍
事費特別會計に繰入るること致しました所、是が會計上の處理に關
しましては、法律の制定を必要と致すので本案を提出致しました

本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案、北支那開發株式會社法外一件

本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案

本邦ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律案
本邦内ニ於テ募集シタル命令ノ定ムル外國債ハ租税ノ賦課又ハ納税ノ擔保ニ關シテハ之ヲ國債ト看做ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル外國債ニハ本法ヲ適用セズ

○政府委員(太田正孝君) 只今議題となりました本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案に付て御説明申し上げます、我國の國債に對しましては、租税の賦課並に納税の擔保に付き、其性質上他の有價證券と比べまして特例が設けられて居るのでありますけれども、外國の國債に付きましては、斯様な取扱を致して居らぬのであります、然るに外國の國債に付きましても、我が國內に於て募集せられたものに付きましては、此際一定條件の下に我國の國債と同様の待遇を與へまして、其發行に便宜あらしめたいと存するのであります、差當りましては滿洲國の國債に其適用ありと認められるのであります、何卒御審議の上御協賛を與へられんことを御願致します

北支那開發株式會社法案

中支那振興株式會社法案

北支那開發株式會社法案

- 第十條 總裁ハ北支那開發株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
總裁事故アルトキハ副總裁ノ一人其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
- 副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ北支那開發株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
- 監事ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監査ス
- 第十一條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府ノ命令シ其ノ任期ヲ五年トス
- 理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス
- 監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス
- 第十二條 總裁副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十三條 北支那開發株式會社ニ顧問若干人ヲ置クコトヲ得
顧問ハ總裁ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開陳ス
- 顧問ハ北支那開發株式會社政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ委嘱ス
- 第三章 業 務
- 第十四條 北支那開發株式會社ハ左ノ事業ノ主要ナルモノニ對シ投資又ハ融資ヲ爲シ其ノ經營ヲ統合調整スルモノトス
 - 一 交通、運輸及港灣ニ關スル事業
 - 二 通信ニ關スル事業
 - 三 發送電ニ關スル事業
 - 四 鑛産ニ關スル事業
 - 五 鹽ノ製造、販賣及利用ニ關スル事業
 - 六 前各號ノ外北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進スル爲テニ統合調整スル事業

北支那開發、中支那振興兩會社法案

北支那開發株式會社法

第一章 總 則

- 第一條 北支那開發株式會社ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク
- 第二條 北支那開發株式會社ノ資本ハ三億五千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第三條 政府ハ一億七千五百萬圓ヲ限リ此支那開發株式會社ニ出資スベシ
- 政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
- 政府ハ所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
- 第四條 北支那開發株式會社ノ株金ノ第一回ノ拂込金額ハ株金ノ六分ノ一迄下ルコトヲ得
- 政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ第二回以後ノ株金拂込ニ充ツルコトヲ得
- 第五條 北支那開發株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
- 第六條 北支那開發株式會社ノ株式ハ記名式トス
- 第七條 北支那開發株式會社ニ非ザルモノハ北支那開發株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ
- 第八條 北支那開發株式會社ノ定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第二章 役 員
- 第九條 北支那開發株式會社ニ總裁一人、副總裁二人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第四章 北支那開發債券

- 第十五條 北支那開發株式會社ハ拂込株金額ノ五倍ヲ限リ北支那開發債券ヲ發行スルコトヲ得
- 北支那開發株式會社ハ北支那開發債券借換ノ爲一時前項ノ制限ニ依ラズ北支那開發債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊北支那開發債券ヲ償還スベシ
- 北支那開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ
- 第十六條 北支那開發債券ヲ發行スル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受ケルコトヲ得
- 第十七條 政府ハ北支那開發債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得
- 第十八條 北支那開發債券ノ所有者ハ北支那開發株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辯濟ヲ受クル權利ヲ有ス
- 第五章 準備金
- 第十九條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ
- 第六章 政府ノ監督及助成
- 第二十條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第二十一條 北支那開發株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受ケルコトヲ得
- 第二十二條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生セズ
- 第二十三條 北支那開發株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ

北支那開發、中支那振興兩會社法案

利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
 第二十四條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ノ投資及編資ノ計畫ヲ定メ事業開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ
 第二十五條 政府ハ北支那開發株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ北支那ニ於ケル經濟開發ヲ促進シ其ノ統合調整ヲ圖ル爲必
 要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス
 前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第二十六條 政府ハ北支那開發株式會社監理官ヲ置キ北支那開發株式會社ノ業務ヲ監視セシム
 北支那開發株式會社監理官ハ何時ニテモ北支那開發株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
 北支那開發株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ北支那開發株式會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
 北支那開發株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
 第二十七條 政府ハ北支那開發株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
 第二十八條 北支那開發株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百

分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ
 第二十九條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資及融資ニ因ル收入ノ投資及融資ノ總額ニ對スル割合(以下收入割合ト稱ス)ガ年百分六ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス
 一 投資及融資ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額
 二 投資及融資ノ總額中社債收入金(社債前借金ヲ含ム以下同ジ)ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額
 每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ
 第一項ノ投資及融資ニ因ル收入、投資及融資ノ總額並ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第三十條 北支那開發株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超エリ利益配當ヲ爲サントスルトキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株主金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額

及政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ
 第三十一條 北支那開發株式會社ニハ命令ヲ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間所得稅及營業收益稅ヲ免除ス
 第三十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ期間北支那開發株式會社ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スコトヲ得ズ
 第三十三條 北支那開發株式會社ガ設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込ノ登記ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ拂込株金額増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一トス

第七章 罰則
 第三十四條 北支那開發株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌事務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則
 第三十五條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第三十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ北支那開發株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム
 第三十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ
 政府前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サントスルトキハ政府ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ
 政府出資財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

北支那開發、中支那振興兩會社法案

第三十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ
 第三十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
 第四十條 設立委員ハ株主ノ募集終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
 第四十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
 前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ
 第四十二條 創立總會ニ於テハ第十一條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
 第四十三條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北支那開發株式會社總裁ニ引渡スベシ
 第四十四條 政府第四條第二項ノ規定ニ依リ金錢以外ノ財産ヲ以テ其ノ所有スル株式ノ株金拂込ニ充ツル場合ニ於テハ其ノ財産ノ價格ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ
 第四十五條 政府ハ北支那開發株式會社ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般會計ニ保管換フ爲スコトヲ得
 第四十六條 登錄稅法第六條第一項第十一號中「東洋拓殖債券」ノ下ニ「北支那開發債券」ヲ加フ
 中支那振興株式會社法案
 中支那振興株式會社法

第一章 總則

- 第一條 中支那振興株式會社ハ中支那ニ於ケル經濟ノ復興及開發ヲ助成スルヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ上海ニ置ク
- 第二條 中支那振興株式會社ノ資本ハ一億圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得
- 第三條 政府ハ五千圓ヲ限リ中支那振興株式會社ニ出資スベシ
- 政府ハ金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得
- 政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得
- 第四條 中支那振興株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得
- 第五條 中支那振興株式會社ノ株式ハ記名式トス
- 第六條 中支那振興株式會社ニ非ザルモノハ中支那振興株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ
- 第七條 中支那振興株式會社ノ定款變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第二章 役員
- 第八條 中支那振興株式會社ニ總裁副總裁各一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
- 第九條 總裁ハ中支那振興株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
- 副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
- 副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ中支那振興株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
- 監事ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監査ス
- 第十條 總裁及副總裁ハ勅命ヲ經テ政府ノ之ヲ命ジ其任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ政府ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第十一條 總裁、副總裁及業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 業務

- 第十二條 中支那振興株式會社ハ左ノ事業ニ對シ投資又ハ融資ヲ爲スモノトス
 - 一 交通及運輸ニ關スル事業
 - 二 通信ニ關スル事業
 - 三 電氣瓦斯及水道ニ關スル事業
 - 四 鑛産ニ關スル事業
 - 五 水産ニ關スル事業
 - 六 前各號ノ外中支那ニ於ケル公共ノ利益又ハ産業ノ振興ノ爲必要ナル事業
- 特殊ノ事情アル場合ニ於テハ中支那振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項各號ニ掲グル事業ヲ自ラ經營スルコトヲ得
- 第十三條 中支那振興株式會社ハ拂込株金額ノ五倍ヲ限リ中支那振興債券ヲ發行スルコトヲ得
- 中支那振興株式會社ハ中支那振興債券借換ノ爲一時前項ノ制限ニ依ラズ中支那振興債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊中支那振興債券ヲ償還スベシ
- 中支那振興債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第四章 中支那振興債券

- 第十四條 中支那振興債券ヲ發行セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第十五條 政府ハ中支那振興債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得
- 第十六條 中支那振興債券ノ所有者ハ中支那振興株式會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先テ自己ノ債權ノ排濟ヲ受クル權利ヲ有ス
- 第五章 準備金
- 第十七條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ百分ノ二以上ヲ積立ツベシ
- 第六章 政府ノ監督及助成
- 第十八條 政府ハ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第十九條 中支那振興株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第二十一條 中支那振興株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第二十二條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ノ投資及融資並ニ自營業ノ計畫ヲ定メ事業開始一月前迄ニ之ヲ政府ニ提出シ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同シ
- 第二十三條 政府ハ中支那振興株式會社ノ業務ニ關シ監督上、國防上又ハ中支那ニ於ケル公共ノ利益若ハ産業ノ振興ノ爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ國防上必要ナル命令ヲ爲シタルトキハ政府ノ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 政府ハ中支那振興株式會社監理官ヲ置キ中支那振興株式會社ノ業務ヲ監視セシム

- 中支那振興株式會社監理官ハ何時ニテモ中支那振興株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得
- 中支那振興株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ中支那振興株式會社ニ命ジテ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
- 中支那振興株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第二十五條 政府ハ中支那振興株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
- 第二十六條 中支那振興株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ
- 第二十七條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル投資融資及自營業ニ因ル收入ノ投資融資及自營業資金ノ總額ニ對スル割合(以下收入割合ト稱ス)ガ年百分ノ六ニ達セザルトハ政府ハ初營業年度及爾後五年間左ノ各號ノ金額ノ合計額ヲ限度トシ配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達スル迄其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ補給ス

一 投資、融資及自營業資金ノ總額中政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金ニ依リタル部分ニ百分ノ七ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

二 投資、融資及自營業資金ノ總額中社債收入金(社債前借金ヲ含ム以下同ジ)ニ依リタル部分ニ百分ノ五ヨリ收入割合ヲ減ジタル差ヲ乘ジテ得ベキ金額

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有ス株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ補給金ノ償還ニ充ツベシ

第一項ノ投資融資及自營業資金ニ因ル收入、投資融資及自營業資金ノ總額並ニ其ノ中政府以外ノ者ノ所有ス株式ノ拂込金ニ依リタル部分及社債收入金ニ依リタル部分ノ計算方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 中支那振興株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有ス株式ノ拂込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有ス株式ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超ニ利益配當ヲ爲サントストルハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有ス株式ノ拂込金額及政府ノ所有ス株式ノ拂込金額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第七章 罰則

第二十九條 中支那振興株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ

那振興株式會社總裁ニ引渡スベシ
第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社ニ對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵道特別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

經濟開發を促進し

其統合調整を圖る

北支開 吉野商相説明
發會社

○國務大臣(吉野信次君) 只今議題となりました二つの法律案に付きまして提案の理由を一括して御説明申し上げたいと思ひます、今次事變の終局の目的に顧みまして、北支及中支の經濟の復興及び開發を圖り以て日滿支三國の提携共榮實現の基礎を確立致しますことは、帝國政府が夙に其方針とせる所であります、政府は右の方針に基きまして、支那現地の資本並に我方の資本と技術とを緊密に結合せしめ、經濟各部門を開發整備して、秩序の回復及び維持、並に民衆生活の向上を圖り、以て東亞の安定に資する爲め、北支及び中支に國策會社として、それ〴〵北支那開發株式會社及び中支那振興株式會社を設立することと致したのであります

先づ北支那開發株式會社法案に付て申し上げます、本會社は北支の經濟開發を促進し、其統合調整を圖る爲め、同地方に於きます交通、運輸及び港灣事業、通信事業、發送電事業、鑛産事業、鹽の製造販賣及び利用事業等の主要なるものに、投資又は融資を致すことを業務と

處スルコトヲ亦同ジ
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

第三十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中支那振興株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十二條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認ヲ受クベシ

政府前項ノ規定ニ依ル認可ヲ爲サントストルキハ政府ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ

政府出資財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式數ヨリ政府ニ配當シベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第三十四條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集終リタルトキハ株式申込證ヲ政府ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

第三十六條 設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十七條 創立總會ニ於テハ第十條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第三十八條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ中支

するものであります、本會社の資金金は三億五千萬圓であります、政府及び民間に於きまして半額つゝ出資し、拂込資本金の五倍まで社債を發行し得ることとなつて居ります

中支經濟の復興と

建設助成が其目的

中支振興は資本金一億圓

次に中支那振興株式會社法案に付て申し上げます、本會社は中支に於ける經濟の復興及び建設を助成致しまする爲に、同地方に於て交通、運輸及び通信事業、電氣、瓦斯、水道事業、鑛産事業、水産事業等に投資又は融資を爲すことを主たる業務とするものであります、本會社の資本金は一億圓であります、政府及び民間の折半出資と致しまして、拂込資本金の五倍まで社債を發行し得ることとなつて居ります
次に此兩會社の使命及び性質に鑑みまして、政府は會社に對し、民間出資に對しては、優先配當權を認め、又會社に對する一定期間の利益補給に依つて配當の確實を期する等、適當なる優遇方法を講ずることと致したのであります、政府は此二つの國策會社の設立に依りまして、支那に於ける第三國の既存權益を何等阻礙するが如き意圖なきことは、申す迄もないのであります、更に進んでは第三國の資本及び技術との提携を希望致すものであります、以上申述べました趣旨に依りまして、茲に兩法案を提出致した次第であります、何卒御審議の上速に御協賛を興へられんことを御願致します

對支策統一強化の

一大機關を設置せよ

松村謙三君質疑



○松村謙三君 私の質問は總理大臣に對する質問でございますが、今日は御出席がございませぬならば致し方がございませぬ、併ながら私の質問は大體總理大臣に御聽を致したいと存するでございますから、適當の機會に總理大臣から御答辯のありますやう御取計ひを願ひたいと存じます

私に此兩案の根本に對して、唯一點だけのことを總理大臣に御尋致したいと思ふ者でございます、それは對支の經濟並に文化に對する開發の我國の政治的機關、政治的組織をどう云ふ風になさるか云ふことでございます、是は今回の戰爭の戦果を十分に收め、又之に依つて今度の戰爭の目的であります日支の提携、文化の開發、經濟の開發、延いては東洋平和の大業を成就する根本の問題に關するからであるのでございませぬ、支那の開發に關する問題は、既に是等のことが根本的に確立してさうして今日では著々として其經營の歩を進めねばならぬ時代になつて居りますに拘りませぬ、會期が切迫して剩す所僅かしかないので今日に、而も審議が到底十分出来ませぬ今日に、倉皇として此二法案を出さるゝと云ふ此一事を見ましても、私は非常に此根本の問題に付て不安の念を持つ者でございます(「ヒヤ」拍手)新聞の傳ふる所に依

審議會や委員會と云ふものの成績は大抵分り切つて居る筈でございます如何に衆智を集めましても、何等そこに統一したる責任の所在があらませぬ、唯内閣の諮問機關のやうな形でありましたならば、果して其事務局を指導して國策を實行することが出来ませぬか、私共は斯う云ふ審議會、それに如何なる人が入るか知りませぬけれども、斯の如き審議會の力を以て、此重大なる對支開發問題を處理しようと思はすことは、是は無理な期待であると思ひます(拍手)況や東京に於ては事務局の上に審議會あり、現地に於きましては特務機關との間に經濟會議がございませぬ、更に北支政權と日本の出先の間に於きましては、經濟協議會がございませぬ、是等の複雑したる組織、屋上屋を重ねて居ります現在の此組織に於きまして、果して對支開發の本當の目的が達し得るのであるか、私共は政府が此點に付て三度思ひを致さなければならぬものがあると思ひます(拍手)

それのみならず、今度の開發會社の事業は、是は對支開發の總てでございます、支那に對する日本の使命の極く僅かの一部を掌るに過ぎないのでございませぬ、此外にも金融經濟に關する大きな部門が殘されて居ります、殊に更に最も大なるは、日本の支那に對する責任は、使命は、唯單り經濟の開發のみでございませぬ、即ち文化の開發でございます、即ち支那の國民と日本の國民とが提携して、さうして兩國の經濟を高め、文化を高め、心的にも、物的にも、本當に渾然として茲に東洋獨特の一大文化を作り上げると云ふことが我國の使命であり、今度の戰爭の目的であります、さう云ふ廣い範圍が殘されて居るに拘りませぬ、唯兩會社の其監督の事務局を作つて是で足れりと御考になります今の内閣の御考を、吾々は了解することが出来ないのであります(拍手)私共はどうしても此支那の經濟文化の開發に當りますには、最も責任のある膨大な機關が出来なければ相成らぬと思ひ

りますと、此際對支開發の機關を根本的に定める筈でありましたが、それが政府部内の意見が纏りませぬで、今度出来ませぬのは唯單に此兩會社を監督するだけの事務局が内閣に直屬して設けらるゝことに相成つたやうでございませぬ、斯う云ふ退嬰的の機關が今日僅に出来まして、さうして對支全體の機關が何時出来るか分らないと云ふことは、今日の支那に對する日本の立場として果して本當に其責任を盡し得るのであるか、是は非常に今日重大なる問題でありまして洵に國家の爲に深憂に堪へないのであります(拍手)

殊に私は此會社を監督する事務局の組織を見ましても甚だ其意を解することの出来ぬことが多々あるのでございませぬ、今日會社の監督指導の爲に、内閣に事務局を設けて之に當ると申しながら、同時に現地には今日御承知の通り特務機關がございませぬ、其特務機關に於て、是等の經濟、文化開發の指導監督に當つて居ります、現に最近其顧問として平生前文部大臣其他色々の人があちらへ參つて此事に當つて居ります、是と兩會社を監督する事務局との關係はどうなるのでございませぬか、此會社は何處の監督指導を受け、其使命を全うするのでございませぬか、官制に依りましては恐らくは事務局の監督を受けることとございませぬけれども、實際に於ては果してさう云ふ風に參りますか、現地の特務機關の強大な力を以てするのと、東京に於ける唯一の事務局との對抗では、果して中央の威厳が徹底して、日本の國策を遂行することが出来ませぬか(拍手)私は此點に付て甚だ疑なきを得ないのでございませぬ

殊にそののみならず此事務局の上には、承る所に依りますれば——それは新聞の傳ふる所でありませぬから假に間違であるかも知れませぬが、此上に對支經濟審議會と云ふものを設けまして、此事務局に對支政策の根本を授けると云ふことに相成つて居るやうでございませぬ、其責任の所在のない施設に於きましては、本當に目的を達することが出来ませぬ、今日は軍に於て、特務機關に於て支那の經濟、文化の仕事をされて居ります、是は私は決して悪いと申すのではありませぬ、戰爭の進行の際にございませぬから、軍が是等の臨時の經濟、文化の政治の仕事をなさると云ふことは、是は已むを得ざることでございませぬ、併ながら昔から馬上天下を治めることの出来ないことは歴史上の確かなる鐵則でございませぬ、隨て今日の組織と云ふものは全く臨時の、一時的の施設に過ぎませぬので、總ては本格的の對支經營の機關が出来上りまして、そして之に依つて總ての運營を致さなければ相成らぬと思ひます、然るに今日政府がわざと此大眼目を避けまして、そして復雜多岐なる現狀の儘の上に兩會社を監督するだけの事務局を置いて、此成績を擧げんとする姑息の態度に出でられたることは、是は本當に政府が此重大なる時局に對する其氣魄と經論とを缺くものでありと私は之を惜まざるを得ないのであります(拍手)隨て中央に統一強化せる一大機關、即ち是は或は省にも匹敵すべき、必ずしも省と申すものではございませぬが、責任の所在の明かなる、そして軍部も外務も總ての方面をそれに依つて綜合したる一大責任の機關を作りまして、之に依つて總ての力を合せて對支經營に邁進しなければ相成らぬのでございませぬ、元々此案の如きは大體責任のある大機關が出来まして、其大機關に於て研究せられたる結果、其後に此案が出来上つて、議會に提案せられるのが順序であると思ひます、其機關が出来ない先に先づ其監督を受ける兩會社が出来ると云ふことは、抑々本末を誤つて居るものと思ひます(拍手)

私が斯の如きことを申し上げますことは決して今日の内閣を徒に非議する所以でありませぬ、今日國民は國を擧げて戰爭に従事を致して居ります、國民の子弟は今日戦地の第一線に立つて身命を抛つて戦つて

居ります、それに対しましても此戦争の目的であります日、の提携、東洋の和平の爲に今日政府と致しましても、吾々と致しまして、今日に於て根本的の機關を作つて、其機關に依つて吾々は勇往邁進しなくてはなりません。此大切なことを差控きまして、さうして斯う云ふ姑息の態度に出でてさうして一時を糊塗せんとするが如きことがありましたならば、國家の憂はより大なるはないと思ひます、私は近衛公が此事件の最初から責任を取られて、さうして今日の時局を擔當せられて居る以上は、是非とも總理大臣を致されて居る間に、對支政治機構の根本的のやり方を樹立せられることが、近衛公の責任であり、それが君國に對する御奉公の一つであると思ふのであります、私は此意味に於きまして、政府、殊に總理大臣は此様な姑息な考を御捨てなさつて、さうして此場合に於て一大對支經營の大機關を作られて、之に依つて總てを統一して、強い力を以て對支政策に邁進せられる御意思があるかないか、其一點を承りたいと存するのでございませぬ、此事は私は他の閣僚よりも總理大臣からの御答を得たいと存じますが、他の閣僚に於ても御考がございませぬならば私は茲にそれを承りたいと存じます(拍手)

遺憾無き 山杉陸相答辯

○國務大臣(杉山元君) 只今松村君から内地の對支機構に付きまして御尋がありました、此點に付きましては總理大臣より御答がある筈であります、私は現地に於ける此問題に關係を致して居ります事柄を御答致したいと存じます、現地に於きましては、軍は目下作戰、治安の維持に従事を致して居ります關係上、是と北支に於ける經濟開發とは不可分の關係にあるのであります、此際軍としては差當りの

處置として是等の指導に任じて居るのであります、併ながら是は現下の情勢に應ずる應急的の處置でありまして、將來作戰及び治安維持が出来上りましたならば、軍は之を正當な機關に於て實施せらるゝことを寧ろ考へて居るのであります、而して差當りの考と致しましては、今後に於きまして此指導に適切を缺かざる爲に、無論軍が全般的に指導を致して居るのでありますけれども、尙ほ現地に於きまして、外務、大藏、農林、商工等の關係の諸種の者を以て成りまする機關を編成致しまして、經濟上の處置に遺憾ないことを期したいと存じて居ります

○松村謙三君 只今陸軍大臣の御答辯には私は非常に満足を致す者であります、私も決して今日の戦時局の際に、軍が政治經濟の事の任に當らるゝことは之を非難する者でございませぬ、是は當然のことでありまして、軍の是等に居する其御心勢に對しては、吾々は感謝する者であります、唯併ながら是は恒久的の施設であつてはなりません、此爲に速に中央に一大責任の機關を設けて、さうしてそれに軍が今日軍事の忙しい裡にやつて居ります其仕事を、中央に移されたいと斯う思ふのであります、之に付きまして陸軍大臣から同様の趣の御答辯がありましたことを私は甚た喜ぶ者であります、是で私の質問は終ります

官僚的經營を排し 經濟に重視すべし

高橋圓三郎君質疑

○高橋圓三郎君 私は只今議題となりました北支那經濟開發株式會社



中支振興株式會社の兩法案に付きまして、少しく政府の御所見を質して置きたいと考へるのであります、只今松村君からも御質疑がありましたやうに、私に先づ本問題の性質、重要性に對する政府の認識、信念に付て御尋を致したい

第二には私は滿洲に於て從來滿鐵にやらしめて居つた各種の重工業等を、最近卒然として日産一手に之をやらしめるやうになつた、其事の當否は別と致しまして、政府が本問題に對して十分の信念と定見を有せ

ずして、將來開發事業の進行の途中に於て、其方針が二三になるやうなことがありましたならば、多大の資本を固定せしめる所の此開發事業の上に重大なる蹉跌を來すことがあり得るのであります、是等の點に付きまして政府は一貫不動の方針を御持ちになつて居るのかどうか、滿洲に於て前權の愚を重ねないやうな、十分の政府は自信があるのかどうか、其點をも御伺致したいのであります

其次に私は統制事業の性質に關しまして一言御尋を致したい、即ち支那に於ける交通、通信、動力、燃料、鑛業と云ふやうな廣汎な事業が、獨占的の統制に委ねられる結果と致しまして、若しそれ等の事業が從來滿鐵に於けるが如く、是までの我國の有ゆる特殊會社を一貫して居ります所の官僚主義的經營に墮して、不活潑、不經濟なる經營が行はれますならば、恐らくは支那に於ける大きな事業も勿論であります、中小企業は非常な打撃を蒙る、動力を得る爲にも、或は交通、燃料、運賃等に於きまして、有ゆる點に非常な不經濟と不便とを蒙らなければならぬと考へるのであります、同時に此事は直ちに北支に於ける開發事業の進展を妨げること甚だ大なるものがあると考へるのであります、現に滿洲に於きましては滿鐵に關係のない事業は、絶

對に滿洲では成功しないと云ふことが從來屢々言はれて居ります、語り有ゆる種類の事業が滿鐵の獨占になつて居る、さうしてそれ等のものは價格の上に非常な不經濟であるのみならず、その供給を受けることに於て、既に大きな困難と不便と、不能率があるのであります、政府は一體本法の開發會社の下に出來る無競争獨占の統制會社をして、斯様な官僚主義的經營に墮することなく、本當に能率的な經濟的經營を爲さしむる自信があるのかどうか、此點に付きまして事業經營の自信に付て政府 所信を御伺致したいのであります

それから時間の關係上省略を致しますが、私の御尋致したい點は、差當り支那の此開發會社の目的となる地域の間には、政府の關係から申しまして蒙疆自治政府の領土がある、それから臨時政權の領土があります、是等の關係は一體どう云ふ風に御考になつて居るのか、詰り察哈爾、綏遠、山西の北部を含む所の蒙疆自治政權の版圖、北支那政權の版圖の中には法律的、政治的に色々の事情の相違があります、現に察哈爾省の龍煙鐵礦の鑛石も、山西省の大同の石炭も、之を北京、天津方面に搬出致しまするには、出港税と云ふ税金を拂つて持つて來て居る、斯様な關係は一體どうなるのでありますか、是に此出港税の問題だけではありません、二つの領内を貫く所の鐵道等に付ても、政治的の支配を受ける、政府が違つて居りまする爲に、種々な不便と不統一があると考へるのであります、又我軍の政治指導の點から申しまして、蒙疆政府の範圍内は内蒙派遣軍の特務部に於て政治指導をやつて居られる、北支に於きましては北支派遣軍の特務部に於て政治指導をやつて居られる、此間にも目ら其立場上意見や方針の差が生じて來ると思ふ、是等の現地に於ける監督機關の統一を御考にならうな意思はないかどうか、將來是が統一を圖るやうなことを御考になつて居るかどうか

子會社の監督機關

更に先刻松村君から御尋がありました。私が、私もそれと同様の點に於て、政府の所信を伺つて置きたいと考へます。詰り最も根本的な問題、現在北支、蒙疆、中支を通じまして、日本の占領地域内に於ては、軍政を布いて居るのではないかと政府は仰せられるのでありませうけれども、事實上一種の占領地行政を行つて居る、隨て軍事行動が繼續されて居る限りに於きましては、此新しく出来る會社、又此開發會社の下に出来る子會社は當然それぞれの土地の軍の指揮、監督を受けるの外はないと思ふ、軍事上の要求もありませんからして當然さうなるの外はない、而して是と新に設けらるゝ内閣直屬の監督機關との關係は一體どうなるのでありませうか、軍の占領地行政は大本營の統制の下に行はれて居る筈であります。詰り内閣と大本營、現地の司令官と内地の監督機關、さう云ふものとの關係は一體どうなるのか、此點を明瞭に御答を願ひたいのであります。即ち法令の上からの議論は別と致しまして、今日の實際から見ますならば、なんと致しましても軍政上の必要から致して、軍司令官の、或は特務部の指導を受けるの外はない、さうして内閣總理大臣の直接の監督と云ふことは、事實上於ては有名無實となるの外はないと私は考へるのであります。此點はどのやうに政府は御考になつて居るか。

又本法案の第二十五條に於て、政府は國防上必要な命令を爲すことを得と云ふやうにありますが、其命令を爲したる場合に補償することの規定を設けられて居りますが、此補償は豫め帝國議會の協賛を経たる範圍内に於て云々と云ふことであります。是は將來の補償の爲に、今議會に豫算でも御要求になる御積りでありますかどうか、是も

承つて置きたいと考へます。日本法人として設立する、開發會社が、支那法人として將來設立する、支那に於ける子會社を一體どうして監督するのでありますか、直接支那の法人である所の會社を、日本の親會社が監督し得る何等の方法がない、殊に本法にも何等の規定がない、此點は一體ばう云ふ風に御考になつて居るのであります。或は私共不敏にして知らないのではありません。どうか十分な御説明を願ひたい。

今一つは本法の親會社の子會社に對する權利關係は一體どうなるのでありませうか、支那の今度出来る子會社は支那のどう云ふ法律に依つて設立されるのであります。舊來の公司法は現在施行されて居らないと思ひます。又之を活かすにしても、現在の新政權の憲法さへも出来て居ない現状で、一體どう云ふ根據の下に新しい子會社を御作りになる御考であるか、斯様な點も承つて置きたいと考へます。

更に本法第三條に依つて、政府の爲さるゝ現物出資は此事變中に軍に於て施設せられし諸施設を除きましては、大體に於て事變に依つて沒收せられた所の所謂遺産を以て之に充てられるものと思ふのであります。此遺産全部を政府の出資にされるのであるか、或は其中の財産の一部を支那側の財産として認める、新設される子會社への支那側出資として御認めになるのかどうか、若しさう云ふことでありますならばどう云ふ風な配分に爲さるのか、一つ／＼の鐵道、鑛山等の財産に於て、個々の沿革なり事情なりに於て、其配分を御決めるのであるか、或は一率に日本側何割、支那側何割と云ふ風に御決めるのであるか、さう云ふ點も承つて置きたいと考へます。又沒收せられた鐵道鑛山等は外國の投資が可なり入つて居る筈であります。鐵道だけでも二億數千萬圓位入つて居る、鑛山等にもあります。一部分は内地の法人等に依つて肩替されたものもあると考へま

すけれども、是等の外國の債權と、本法に依つて出来る、親會社の下に出来る所の子會社との關係は將來どうなるのでありませうか、此點も承つて置きたいと考へます。

それから本問題に關する責任機關のことに付きました。松村君から詳細なる意見を述べての御質問がありました。大體私は松村君と同様な意味に於きまして、此會社の周圍に現在作られようとして居る對支經濟會議會、それから内閣の事務機關、又支那に於きます中支經濟會議會、それから先方の軍の特務機關、斯う云ふ風な非常に複雑な機關が此開發會社の周圍に雜然として出来、又は出来んとして居るのであります。一體斯う云ふことで、此會社はどの機關の指揮監督を受けたいと云ふことになるのであります。詳しいことは松村君から御話がありましたから申上げませぬが、政府は將來適當の機會に於きまして、是等の雜多の機關を單純化し、統一化して、さうして一元的な責任のある中央機關を設置せられ、對支省とでも云ふやうな一省位の機關を設けまして、さうして對支經濟政策の遂行に當らしむると云ふやうな御考があるのであるかどうか、此點を伺つて置きたいと考へるのであります。

土著資本活用せよ

それから會社を北支と中支に分けて二つにしておいてになりませうが、此二つの會社の事業の中で鐵道とか通信等に關しまするものは、南北を統一してやることが正當ではないか斯様に私共は考へるのであります。此點に關する政府の御所見を伺ひたい、今一つは外國資本を直ちに今日の北支に迎へると云ふことは、困難であらうと思ひますけれども、支那の土著資本を動員されるやうな計畫があらうになる

のであります。北支には大した土著資本はありませぬけれども、中支に於きましては相當土著資本の有力なものである。であります。開發證券の發行と申しましたが、非常な多額の戰費公債の發行を控へて居る我國の財界の状況に於きましては、二つの會社を合せて二十億圓からなる此債券の發行は到底覺束ないと思ひます。でありますから、此開發證券を將來支那に於て發行せられるやうなことを御考になつて居らないかどうか、是等の點を併せて御御致したいのであります。以上の諸點を伺ひまして、尙ほ詳細な點は委員會に譲りたいと考へます(拍手)

吉野商工大臣答辯

○國務大臣(吉野信次君) 御答致します。第一の責任感云々の御尋に付きました。先程松村さんの御尋に對したと同様に適當の機會に總理大臣から御答申上げた方が宜しいと存じます。唯此際簡單に、御所見の通りに此仕事をやりますことは、我國の國防經濟に資するのでもあり、又我國と彼と方との資本、我國の技術、或は官民總て總動員的に之を經營したいと云ふことは御所見の通りと御諒解願ひたいのであります。それから第二の御尋は、此會社が色々な仕事を獨占してしまふ結果、官僚的の經營になりはしないかと云ふ御心配のやうであります。殊に此北支の開發會社等に付きました。單純に此投資、融資を致しますのでございまして、大體北支那等に於きます經濟開發の根本原則と致しましては、自由なる事業の活潑なる活動に委せたいと云ふのが原則であります。唯國防上或は産業の基本的關係から、日滿支を通じて統一的計畫を立てなければならぬものだけに付きました。統合調整したい、それだけのものを寧ろ例外的に此會社の事業の範圍として居るのであります。而も此會社が自ら其事をや

るのではないのであります。唯投資或は融資を致すのでありまして、實際問題と致しましては子會社は物に依りましては一つの業を、一つの子會社でやる場合もございませうし、或は同じ業で二つ以上の子會社が出来る場合もございませうし、總ての經營は官僚的でないにやばりそれ〴〵の民間の縁のある人が、自由に手腕を揮ひ得るやうな風に於て、此會社を運用して参りたい、斯様に考へるのであります。第三に蒙疆の地域の御尋がございませうが、是は北支の地域に入るのではありません。唯御示にありました通りに、現地の色々な事情が違ひますから之に對しましては適當な調整の方法を考へなければならぬと存じて居ります。それから國防上の命令云々に付きましては、差當つては軍の司令官等が作戦上の必要に依つて、さう云ふ命令することがあると豫想して居るのであります。其場合には軍事費と云ふ豫算の範圍内に於きまして、損失を補償することにならうと存じます。それから子會社の監督に付きましては、是は子會社は支那法人でありますから、日本の法律は及ばぬのでありますけれども、投資融資を致すのでありますから、資本的に必要に應じまして、或は過半数を持つと云ふこともなりましたし、或は人的に、こちらの方から有力な者を子會社に入れると云ふこともございませうし、さう云ふ方法に依つて適當に子會社の監督は出来るかと考へて居ります。但し準據法は、是は向ふの法律でございます。而して現在の事態に於きましては、御承知の通りまだ其方面に付きましての制度も、十分出来て居りませぬけれども、是は將來の問題としてそれ〴〵北支なり、或は中支なりに於きまして、此會社法の準據法と云ふものが出来るものと、斯様に承知致して居ります。それから外國の關係に付きましては、無論外國會社の權益は尊重致します。而して若し此會社で統合調整する必要上、子會社の方の事業と一緒にしなければならぬと云ふ場合には、それは其方と圓滿な話

合ひを付けてやる積りであります。それから現物出資の御話もございましたが、あれは法律の現物出資は、日本政府だけの出資でございまして、現在考へて居りますのは、軍が作戦の必要上施設致しましたものを主として考へて居るのであります。それから支那側の資本を利用したいと云ふことは、是は御話の通り大いに利用したいと存じて居ります。それから此二つの會社を中支と北支に別々にするよりも、一緒にした方が宜くはないかと云ふ御話もございましたが、是は地理上の關係もございませうし、其他色々事情も違ひますので別々にした方が宜い、斯う考へて居ります。何れ詳細な點に付きましては委員會に於て御答致します。

開發と交外工作

田村秀吉君質疑



○田村秀吉君 私は只今上程せられて居ります兩法案に關しまして總理大臣、外務大臣、陸軍大臣、大藏大臣並に商工大臣の方々に對して聊か御尋申上げたいと思ふのであります。私の質問の第一は經濟開發と外交工作に付てであります。第二は對支經濟開發の根本方針に付て、第三は幣制と爲替管理に付て、第四は治安維持に付て、第五は日支親善策としての文化政策に付て、第六は對支中央機關の設置に付てであります。以下極めて簡単に其要旨を申述べたいと思ふのであります。

第一、經濟開發と外交工作に付きまして、北支並に中支に於て我國が經濟開發の指導勢力として、専ら之に當るは勿論であります。が、

我國指導勢力の下に、廣く門戸を世界に開きまして、外資を誘致すると共に、又支那の資本を十分に活用する必要ありと思ふのであります。隨て經濟開發に當りましては、日支事變に依つて生じたる國際關係を好轉せしむると云ふ外交工作は、極めて重要なりと言はなければならぬのであります。長期應戰は固より吾々國民の深く覺悟する所でありまして、吾々は唯漫然と長期應戰の状態に満足するものではないのであります。抑々長期戦の目標は、窮極に於て東亞の明朗なる平和状態を出現することにあらねばならぬのであります。其爲に國民は深く政府に期待し、特に政府の外交工作に重大なる關心を有して居るのであります。我國が蔣政権を相手とせずと云ふ方針を定めまして、之を中外に聲明して以來、既に約三箇月に垂んとして居りますが、未だ其間政府の外交工作上特に認むべきものあることを聞かないのであります。一體政府は蔣政権を如何に打倒せんとするか、又國際關係を如何に好轉せんとするかに付て、如何なる方法と努力を拂つて居られるのであるか、私は蔣政権は之を飽まで打倒しなければならぬと思ふ。若し一舉に之を擊滅するの手段を執らないと致しますれば、或は財政的に之を自滅せしむるの途もありませう又或は又第三國との關係を絶たしめて、孤立に陥るゝの途もあると思ふのであります。例へば現在蔣政権の背後勢力を成して居る所の浙江財閥、之に手を入れることに依つて、蔣政権の經濟力の背景を絶つて、蔣政権の自滅を圖らしむると云ふことも、一つの途でありませう。或は又現在第三國中、英國は香港より、佛蘭西は「ハノイ」を中心として印度支那方面より「ソ」聯は新疆より、日本と交戦状態にある所の支那に對してそれ〴〵武器を盛に供給致して居ります。我國と交戦状態にある支那蔣政権に對して、武器を供給する是等の第三國に對して、我國に適當なる報復手段を執るの方法があらうと思ふのであります。或は其他の方

法に依つて武器供給の途を塞ぎ、以て蔣政権を孤立に陥らしめると云ふことが、一つの手段ではないかと思ふのであります。最近英國は蔣政権を見難さんとして居るやうな態度が、仄に見えんとも致して居ります。我國が蔣政権を相手とせずと云ふ態度方針を決めまして以來、對英關係、對米關係、其他第三國、或は蔣政権を打倒すると云ふ方法に向つて、政府は如何なる工作をして居られるかを、外務大臣に御答辯を願ひたいと思ふのであります。

對支根本方針

第二は對支經濟開發の根本方針の問題であります。政府は今回對支國策會社を設立致しまして、鐵道、港灣、通信、電氣等の大事業に投資經營せんとすることの方針を定めたのであります。是等の固定のな、而も大資本を要し、公共性を有して居ります大事業に對しては、之を國策的に經濟統制すると云ふことは當然でありませうけれども、其他の一般經濟の開發に當りましては、統制經濟よりも自由經濟を根本とせねばならぬと思ふのであります。即ち農業、商業或は輕工業、纖維工業等の流通經濟的産業に對しましては、特に民間資本の進出と、民間企業の自由活潑なる活動を根本としなければならぬと思ふのであります。凡そ統制經濟には自ら限度がありまして、民間の企業心を萎縮せしむるやうなことがあつてはならぬのであります。況や支那の經濟は是から開發しなければならぬ、未だ開發の域に到達して居ない支那に對して、國策的に唯統制經濟のみ持つて行くと云ふことでは、十分經濟開發の目的を達成することが、到底困難であると思ふのであります。そこで一般民間企業心を旺盛ならしめるやうな自由經濟の方法を執らなければならぬと思ふ、近時特に我國に於きまして滿

洲事變以來、或の一部の若い軍人とか官僚の中には、動もすれば時代思潮にかぶれて、人類活動の根本実情と云ふことを無視して、或は國家社會主義的の「イデオロギー」に囚はれたり、滿洲經濟開發を爲すに當つては、資本家が来てはいけない、財閥が入つて来てはいけない、或は金儲けはいけない、斯う云ふ風な囚はれた「イデオロギー」に依つて、經濟を開發しようとする、さう云ふ風なことをやりますと、斯う云ふ思想に對して、世間民間では右翼共產主義だと云ふので之に恐れを抱いて民間資本の進出も出来なければ、又民間企業十分なる發動も出来ない、滿洲が獨立致しまして以來既に七年になる、然るに我國よりの民間資本は僅に二億乃至三億を出でないやうな状態であり、斯う云ふ爲に、滿洲の經濟開發も極めて遅々として其目的を達成して居ない、是は斯の如き誤れる所の一つの思想に囚はれたやうな結果に外ならぬと思ふのであります、今や支那經濟の開發に當りまして、皇軍百萬、苦心慘澹して切り開いた所の支那の方面に、我國が是から經濟開發を爲すと云ふ場合に當つては、過去に於て滿洲に起つたやうな弊害を再び繰返してはならないのであります、經濟開發を爲すに當りまして、私共は飽までも民間資本の自由進出と云ふことを根幹にしなければならぬ、さうして民間企業の旺盛なる活動を俟たなければならぬのであります、而して此民間資本、民間企業の旺盛なる活動と云ふことは一方に於て外資を誘致する所の重大なる「ポイント」を成すものであると思ふのであります、此點は今後支那の經濟開發に當つて極めて重要な根本問題であると思ひます、故に、今國策會社を作つて支那の經濟開發に乗出さねとす場合に當つて、帝國政府は如何なる根本方針を提げて臨まんとするか、此點に於ての根本方針を、特に總理大臣から承りたいのであります、總理大臣は出席して居られませぬ、適當の機會に本議場に於て此根本方針に於て、總

幣制の爲替管理

第三は幣制の爲替管理の問題であります、現在北支には漸く中國聯合準備銀行なるものが店開きを致しまして、三億の通貨を發行しようとして居る、我國が此度北支、中支に經濟開發をやらうとして國策會社の立てると云ふ際に、北支には漸く店開をした金融機關はあるが、中支には未だ金融機關の設置を見るに至つて居ない、一體中支の金融機關を如何にせんとするのであるか、中國聯合準備銀行が北支に設けられたと同じやうに、中支に獨立の金融機關を設置せんとするのであります、若し中支に金融機關を新に設けて、發券銀行を挿入すると致しますれば、其發券銀行の通貨と日本の圓との關係はどうするか、若し新なる發券銀行を設けんと致しますれば、國策會社が活動するに當つて、日本が經濟開發を爲すに當つて、現在流通して居る所の舊法幣との關係を如何にするか、此點を先づ伺ひたいのであります、更に爲替管理の問題に於て承りたいのであります、現在滿洲には嚴重なる爲替管理が行はれて、我國の爲替管理と一體を成して居る、そこで滿洲に於ける經濟活動は、我國の内地の延長として開發し得ることになつて居るのであります、北支に於ける中國聯合準備銀行、是は、日本の圓と「リンク」すると云ふことになつて居ります、そこで支那經濟開發を十分に爲すに當りましては、どうしても日滿支を通ずる所の圓「プロック」を形成する必要があると思ふ、日滿支の經濟「プロック」圓「プロック」を形成するに當りましては、北支の

爲替管理を嚴重に行はなければ、日本の圓との關係に於て旨く行かないと思ふ、そこで果して爲替管理が北支に於て出来るや否や、滿洲の爲替管理は、御承知の如く滿洲の長城線に依つて、爲替管理が旨く行つて居ります、併ながら北支に於きましては相當滿洲とは異なる所の國際關係がある、況や中支に於きましては國際關係が極めて複雑であります、故に之に對して若し新發券銀行を挿へる場合に、さうしてそれを圓と「リンク」せしむる場合に、爲替管理を行ひ得る見込みありや否や、支那の經濟開發をやるに當りまして、日滿支の經濟「プロック」を形成し、圓の「プロック」を形成して、十分に經濟の開發を爲すことが出来ずならば、經濟上の三原則である所の所謂日滿支「プロック」内に於て、物資の適當なる需給計畫を立て、生産力を擴充して、進んで國際貸借の改善を圖るやうに迄到達しますならば、支那の經濟開發は其目的を十分に達したと言ふことが出来るのであります、此處まで行かなければならぬ、是にはどうしても圓「プロック」の形成と云ふこと、而して其前提として、支那に於ける鞏固なる爲替管理を實行すると云ふことが、必要であると思ふのであります、此點に對する政府の方針と、之に對する御所信を承りたいのであります、此點は特に大藏大臣から御答を願ひたいのであります

治安維持の問題

第四は治安維持の問題であります、經濟開發と經濟活動の前提條件として、治安維持の必要なることは申す途もない、匪賊が跋扈跳梁するやうな所では、到底經濟開發は之を期待する譯には行かぬ、現在蒙古には蒙疆の政權があり、北支には中華民國臨時政府があります、之に果して治安維持に於てどの程度の能力があるか、無論大した

能力はないと思ふ、能力なしとするならば、此治安維持の責任は、我國が之を負つて行かなければならぬ、果して我國は支那に於ける所の治安維持に對して、如何なる方針と、如何なる計畫を持つて居られるかを、特に陸軍大臣から御答を願ひたいと思ふのであります

第五は日支親善策としての文化政策に於てであります、今日我國の方針は、支那に對しましては、親日防共と云ふことを以て日支關係の根幹と爲して居ります、經濟開發に依つて利害を共通にすること云ふことは、日支親善の一つの大きな方法であります、併ながら親善には經濟上の利害のみではいけない、其奥に寧ろ其前提として、相互國民の精神的理解と云ふことが大切である、更に又感情的融和と云ふことを圖らなければならぬと思ふのであります、過去に於て明治以來、日支親善の聲が數十年高く唱へられて居りますが、一たび蔣政權が排日教育を施し、或は抗日思想の培養を行つた結果は、遂に今日の如き日支事變を捲起すに至つたのであります、そこでどうしても日支親善の根本は精神的融和と感情的融和と云ふことを先決條件としなければならぬ、之を根本として經濟開發に向つて、日支親善を強化して行くと思ふ、之を根本として、經濟開發亦自ら其目的を達成し得ると思ふのであります、古人の言葉に「儒を以て國を治め佛を以て心を治む」と云ふことを申して居りますが、治國治世の根本は人心を收攬する、人心を得ると云ふことから、始めなければならぬと思ふのであります、此意味に於て今次事變を契機と致しまして、私は支那に劃期的大仕掛の文化政策を實行するの必要ありと認むるのであります（拍手）或は支那に對して日本語を理解せしめる爲に、支那の各地に日本語學校を設立して、言語を先づ通ぜしめると云ふことは、日支間の精神的理解に資する一大政策である、是も一つでありませう、或は又日本の病院を支那の到る處に建設して、支那の窮民を救済し、治療衛生の途を講

じて、支那滿洲をして心から日本に頼らしむると云ふことも、一つの
方法であらうと思ふ、或は又映畫政策に依つて日本と支那との國民の
間に、相互の民情を理解せしめると云ふことも、一つの方法であらう
と思ふのであります、是等のことを擧げて行けば涯しがありませぬ
が、免も角も此支那事變を契機として、我國の對支文化事業、文化政
策は劃期的の一大規模の下に、之を行はなければならぬと思ひます
が、果して政府に其用意あるか、果して其計畫ありやを外務大臣か
ら、特に御答辯を願ひたいと思ふのであります(拍手)

中央機關の設置

最後に對支中央機關の設置に付てであります、對支經濟事務局が
最近新設せられると云ふことになつて居る、滿洲には曩に對滿事務局
と云ふものが設置せられて居ります、此中央機關の設置の問題に付き
まして、先刻同僚松村君からも御尋がありました、私は極めて要點だ
けを申述べて、此中央機關を大きなものを作らなければならぬと云ふ
ことを申述べて、政府の御所信を承りたいと思ふ、對支經濟事務
局、對滿事務局、さう云ふ風な姑息な末梢的な制度の新設に依つて、
さう云ふ制度の力に依つて、果して我國の大陸經營の目的が達成し
得るや否やを、吾々は國民と共に疑はざるを得ないのであります、抑
々支那事變は昔に我國に取つて未曾有の事變たるのみならず、之を世
界史的に觀察致しましても、我國が徳川鎖國政策で居眠をして居る際
に、十八世紀以來東漸して來た所の西洋諸國の勢力に、東洋民族が壓
倒せられた、此壓倒せられて居つた東洋民族に、遅れ馳せながら、立
遅れながら、東洋の盟主である我國が漸く其指導勢力として勃興し、
擡頭して來た、茲に勃興し擡頭して來た所の我國が、東洋民族を率ゐ

て今や東洋に新なる天地、新なる文明、新なる經濟の建設を爲さんと
して動いて居る、其一つの動きが今回の支那事變に現れて居ると私は
思ふのであります、そこで此支那事變は東洋新文明建設の黎明期を迎
ふる絶好の機會なりと信するのであります、斯の如き重大なる機運に
際會した我國は、東洋民族の盟主として、將又其指導勢力として、東
亞の安定と繁榮、茲に其平和とを開拓しなければならぬと思ふのであ
ります、茲に我國大陸經營の一大使命と、東亞經營の一大目標がある
のであります、斯る國家の一大使命と大業を完成するには、單に經濟
開發などと云ふ一部局的の事務に囚はれるべきではないのでありま
す、須く政治經濟文化の全般を綜合開發し得るやうな強力な、一大中
央機關の設置を必要なりと認むるのであります(拍手) 凡そ一つの制
度を設けて之を活用せんとするには、制度に對する國民的理解に基
く、國民的推進力を背景にしなければならぬ、制度の存在と運用と云
ふことが、直ちに國民的動向を決定するものでなければならぬと思ふ
のであります、況や東亞經營の大業を擔任せんとする制度の建設に當
つて、斯の如き觀念は政府として先づ第一に考へなければならぬこと
であります、然るに對滿事務局、對支經濟事務局、そんなこと位では
國民は何をして居るか分らない、國民は此事務局の設置に依つて、ど
う動いて宜いか分らない、仍て國民が十分に理解するが如き、大きな
國民的背景、國民的輿論、國民的動向を決定するやうな制度を設けな
ければならぬ、今日片々たる事務的の制度を設けるが如きは、政府の不
定見驚入つたるものであると申さなければならぬのであります(拍手)
滿蒙支を統合經營する爲には、須く中央に一大機關として、此際一省
例へば東亞省でも宜しい、さう云ふ一省を設けて、以て國民的支持の
下に、東亞經營の大目的達成に向はなければならぬと思ふのでありま
す、此點に付きましては、私は特に總理大臣が此點に深く鑑みられ

て、從來の情實等に囚はれず、一大勇猛心を發揮して、滿蒙支經營の
中央機關として、速に獨立の省、或は東亞省でも宜しいが、さう云ふ
一大中央機關の設置に邁進せられんことを希望致したのであります
、希望と同時に之に對する政府の御方針と、御所信とを承りたいの
であります

外交には十分に考慮

廣田外務大臣答ふ

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今田村君より經濟開發と外交政策の關係
に付て御質問を受けたのであります、今回の事變の結果と致しまし
て、日支兩國の間に經濟的關係に於て重大なる變更を來すことは當然
であると思ふのであります、隨て我が經濟的地位に鑑み、其長短相補
ふ意味に於きまして、支那に於て各種の經濟的活動を必要として參る
のであります、斯る場合に今日の我が經濟力の關係等に鑑みまして、
外資或は支那土著の資本を利用して參ることは當然であります、其
關係から我が對支外交方針と諸外國との協調を保ち得る途も自ら出
て參ることは、只今田村君の御述になつた通りであります、隨てそれ等
の點に付きましては、十分の考慮を拂ひまして、日々それ等の問題の
解決に付ての努力を致して居るのであります

財政的に申しましては、只今申述べた通りであります、之を第三
國との關係に付て見ますと、最近に於きましては、支那の實情が次第
に歐米列國の間に正しく解せられるやうな事態に相成つて居りまし
て、歐米諸國の支那に對する武器の供給其他にも、相當遲延を來して
居る點も認められるのであります、要するに我國と致しましては、一

日も速に支那全般の反省を促しまして、遂に將政權をして孤立起つ能
はざらしむるに至ることが、最も必要であると思ふのであります、其
爲の色々の工作に付て、此際一々申上げることが如何かと思ひます
が、支那の法幣の問題の如きは、相當支那側の立場をして困難ならし
めつゝあると思ふのであります

尙ほ經濟活動と相俟ちまして、文化政策の必要であることは仰せの
通りであります、此點に付きましては、政府としても十分重きを置い
て居るのであります、御承知の通り出先に於ては、先づ軍部に於
て、軍事行動と相俟つて、恩威相並んで進むと云ふ政策を執ることに
相成つて居るのであります、軍部に關する限りに於ても、相當程度
の文化施設が行はれるものと思ふのであります、併ながら是は軍と致
しまして、單に軍に依る活動と云ふだけではなく、一般日本人の協
力を求めて行きたいと思ふのであります、尙ほ斯る文化事業
は、之を政府の豫算に依る特別の活動として參りますよりも、實は民
間の活動として、支那の民間と相接觸する組織を以て進むことが、一
番穩當であると思ふのであります、是まで英米等が支那に於て有ゆる
文化施設を致して居るのであります、是等は決して政府の官廳或は
豫算に依る政策ではなくして、宗教、教育其他各般の方面の人々に依
りまして、文化政策の實行を致して居るのであります、此文化
政策に付きましては、外務省と致しまして、是まで或種の仕事は致
して參つて居るのであります、是では到底満足し得ないことは諸君
御承知の通りであります、隨て茲に民間の各方面の人と連絡を取りま
して、一つの大きな國民的の文化組織を立てて、支那民衆との接觸機
關に致したいと云ふことを考へて居るのであります(拍手)

一般企業は民間の活動に委せたい

吉野商工大臣答辯

○國務大臣(吉野信次君) 私に對する御尋の部分に對しまして御答申上げます、支那に對する經濟開發の根本方針と致しましては、國防上並に日滿統制經濟の見地から統制を必要とするやうな事業、例へば此兩法案に列挙して居りますやうなものは、統制をして行かなければならぬと存じますけれども、一般企業に對しましては、全く民間の自由活動なる活動に委せたいのでありまして、私も御所見に全然同感であります(拍手)

治安關係 杉山陸相答辯

○國務大臣(杉山元君) 經濟開發の方針に付きましては、只今商工大臣から述べられました如く、國防、産業及び一般産業の基礎となるべき重要なものを統制致します外は、成べく自由企業の進出を希望して居る次第であります、第二問の治安維持に關する點であります、北支の新政權に蒙るの新政權に於きましては、治安維持に關する能力が現在微弱でありますので、目下占據地域内に於ける治安維持は、軍が主として之に任じなければならぬと云ふやうな現狀であるのであります、併ながら是等の政權に對しては、出来るだけ速に此治安維持の力を強化致しまして、遂次に其能力を高めるやうに指導を致して居るのであります、併ながら元來此治安維持は單に力だけで維持が出来

るのではありませぬので、只今御述になりました如く、文化の施設、或は窮民の救済、宣撫工作、こう云ふやうな事業と相並行して、其目的を達し得るのでありまして、是等と相考へ合せまして、萬全を期したいと考へて居るのであります(拍手)

通貨問題 賀屋藏相答ふ

○國務大臣(賀屋興宣君) 北支並に中支の通貨問題、爲替問題の御質問に御答申上げます、北支の通貨問題に付きましては、御述の如く中國聯合準備銀行が設立せられまして、通貨問題の基礎は確立致しました譯であります、此北支の發券銀行券の銀行券の價值が、日滿支相通じた一元的の價值、圓に「リンク」する方針で参りますことは、御説の通りであります、その爲には、此爲替管理と申しますか、其必要なることも御説の通りであります、併ながら中華臨時政府も未だ設立早々でありまして、我國より銀行に於ける顧問、又は財務官等も参つて居りまして、金融爲替上の資金を供給し、技術員も協力致して居りますが、直ちに完全なる爲替管理が行へるかどうか、是は未だ研究準備中であると思ひます、随ひまして北支の通貨が圓に「リンク」すると申しましても、大體の方針でありまして、日滿の如く直ちに鞏固に連繫すると云ふことは、却てそれを望みませぬ、此大なる方針の下に、徐々に貿易及び爲替を調節して参る、斯う云ふ考へ方が適當であらうと存じます、併し大體の方針は動かせぬ、中支に付きましては、北支に於けるよりも未だ状態はもう一つ前の階梯にあるのであります、中支に於きましての通貨問題は、北支に於きますよりも色々微妙な點があるのであります、只今茲に新に發券銀行を作るか、北支の銀行の其通貨の範圍に入りませるか、未だ臨時の政權に付きまし

ても其確立を見ない前でありまして、只今の所は具體的には御答を申上げ兼ねるのであります

事變參加國民の福利増進目的とせよ

伊豆富人君の質疑



○伊豆富人君 私は今上程されました北支那開發株式會社法案並に中支那振興株式會社法案に對しまして二三政府の所見を御尋致したいと思ふのであります、第一は、北支並に中支開發事業の指導精神如何と云ふこととあります、私は本事業は日支共存共榮を主眼とすると同時に、其福利は直接事變に参加したる國民大衆の福利を増進する目的とするものでなければならぬと信ずるものであります、北支各省が石炭、石油、棉花、羊毛、塩等地表、地下の物的資源に豊富なることは申す迄もありません、然るに北支住民の八割強を占める農民の開發を閉却して居るのであります、其の原因は水害其他の天災、兵亂、匪賊の破壊、掠奪、惡政等の爲め、一般的に支那産業の發展段階が幼稚なるが爲めでありまして、又資本乏しく、技術も亦進歩せざるが爲めでありまして、隨て支那農民は豊富なる資源を擁しながら、殆ど飢餓線上に彷徨して居る状態であるのであります、我國は之に反しまして、産業の發展段階は高度に達し資本乏しからず技術も亦相當の發達を遂げて居るのであります、然るに國防上に産業上

缺くべからざる所の、是等の資源が缺乏して居るのでありますから、支那の資源と我國の資本、能力、技術と有無相通じて、是等資源を開發することは、極めて自然であると思ふのであります、此關係から事業の運営に當りましては、飽くまで共存共榮を主眼とせねばならぬと信じます、是は直ちに民心を收攬することにもなり、我が皇道を宣布する所以ともなるのであります、事業の成功を期するには何よりも民心を收攬すると云ふことが、先決問題でなければならぬと信ずる者であります、又熱烈なる國民の愛國心と、尊き殉國の犠牲性に依りまして捷ち得ましたる所の資源開發の福利を、一部資本家事業家の壟斷に委することなくして、國民大衆、殊に直接事變に参加したる國民の福利増進を目的とするやう、運営すべきであると思ふのであります、此の二點に付き政府當局は如何なる考を有せられると云ふことに付て御申上げたいと思ひます

現地諸機關の聯絡

第二は對支各機關、即ち政府で只今御計畫中の對支事務局、日華經濟協議會、經濟委員會と、兩開發會社との關係如何と云ふこととあります、北支那派遣軍には曩に經濟委員會を設けて、平生氏が軍最高顧問として委員長に就任されました、更に日華經濟協議會には王克敏氏が委員長となり、平生氏が副委員長となつて居られます、又本案に依りまして北支那開發株式會社、中支那振興株式會社が設立致しますれば、對支機關の陣形は略々整ふ譯であります、又政府は經濟局を設置する計畫中のやうであります、是等各機關の運営が巧妙に行きますならば、三位一體の有機的關係になります若し間違へば、往年滿洲に於ける所の三頭、四頭の政治のやうなものになり、所謂船頭多くして船山に登るの失態を演ずることなきを保し難いのであります、即

ち等各機關の使命、特色、權限等、其間の連絡如何を御伺する所以であります

東亞省設置問題

第三に東亞省設置の意思なきやと云ふことを御伺申上げます、對支中央機關を設置する必要あることは、只今松村君からも、田村君からも御述になりました、私も、趣旨は大體同様であります、政府部内には政治文化を包含しない經濟局を設置する御計畫のやうであります、之を内閣直屬の機關とするか、或は外務省の東亞局を引離して局を作るかと云ふやうな、御議論があるやうに傳へられて居ります、が、理想から申しますならば、東亞經綸の中樞たるべき機關は、重要な機關でありますから、斯の如き一局では不可なりと信する者があります、況や一省に屬する局では尙更であります、閣議に於て發言する所の、責任を有する所の大員、一省を作るべきであるではないかと思ひます、斯の如き小なる機關では、北支派遣軍の經濟委員會や、日華經濟協議會や、開發會社等の有力なる所の機關を指導監督して、其目的を達成することは困難ではないか、覺束ないやうに思ふのであります、却て屋上屋を架するに過ぎないのでありますから、私は單に經濟のみならず、政治、文化を包含する東亞省一名は何と付けても宜しいのであります、一省を新設して、東亞經綸の中樞機關と爲すべきであると思ふのであります、此點に對する政府の御所見を御伺申上げます

交通機關の分離を

第四に交通通信事業は開發會社と分離し、別個の機關を創設しては如何と云ふこととあります、第十四條には「北支那開發株式會社は左

子會社の運營策

第五は開發會社と子會社との關係如何であります、此間の關係は如何なるかは、事業の成否に重大なる關係を有するものであります、滿洲國では始め極度の統制方針を執りまして、資本主義を排斥しました故に、事業の發達活潑ならざるものがありましたことは、今や好き手本となつて居ります、併ながら之に反して、資本主義の活動に放任するときは、所謂業に憑りて臉を吹く如き觀に陥り易いのであります、資本主義の自由に放任するときは、幾多の事業を有する資本家、事業家は、唯繩張りばかりをして、仕事をやらぬ弊があるものであります、現に英國が多年北支資源開發に指を染めて居りながら、開發の効果を收め得なかつたのは、英國の資本主義が差迫つて北支資源を開發する必要がなかつたことと、又開發の結果が日本を利することになつたからでありました、又資本主義に放任致しますならば、資本の二重投下を來すことにもなるのであります、結局極端なる統制も當を得たものでなければ、極端なる自由主義も亦其當を得たものでないと思はれるのであります、第十四條には「主要なるものに對し投資又は融資を爲し其の經營を統合調整す」と云ふことがありますが、主要なるものと主要ならざるものとの境界は何に依つて決められるのでありますか、又「經營を統合調整す」と書いてありますけれども、經營の内容に立入りまして、統合調整が度を過ぎれば、活潑なる事業の發達は期し得られないのであります、開發會社は又投資並に融資に重きを置き、日支合辦としての子會社をして自由に手腕を揮はしめ、其弊害が生じたる時に之を是正する位が、適當ではないかと思はれるのであります、十四條第六號には「北支那に於ける經濟開發を促進する

の事業の主要なるものに對し投資又は融資を爲し其の經營を統合調整するものとす」と規定し「一交通、運輸及港灣に關する事業、二通信に關する事業」が掲げられてあるのであります、支那の資源が開發せられないのは、水害、兵亂、匪賊、惡政等に因ることは前にも述べました通りであります、交通機關が發達して居らないことも、亦最大の理由であります、例へば支那の石炭は、埋藏量は世界第三位と稱せられて居るにも拘らず、炭業は極めて不振であります、是は鐵道並に水運の便が少く、運賃不廉なるが爲めであり、北支の資源を開發するには、鐵道の敷設、改良、港灣の修築、擴張を始め、道路、運輸航空事業並に電信電話の通信事業の發達を圖ることが、先決問題であるのであります、而して豫定線若くは計畫線と致しましては、同成線、蘭州線の敷設、大同線の改良、石家莊、滄州、大沽線の敷設、膠濟線鐵道の延長、張家口、多倫、赤峰の連絡、熱河、北京線の敷設、包頭より五原を経て寧夏省に延長する線、以上に伴ふ秦皇島、塘沽、大沽、天津諸港の改修等が數へられに居るのであります、要するに鐵道の敷設、改良、港灣の修築は、北支開發の大動脈を成すものでありますのみならず、軍事上に於ても重大なる使命を有するものであります、而して此大事業を遂行するには、巨額の資金を要するのでありますから、私は斯る大事業を、三億五千萬圓の開發會社の統制内に置くことは、適當でないと思ふのであります、元來開發會社は、石炭石油其他の礦産物、棉花、羊毛、鹽等、若くは電氣事業等、算盤の採れる一般産業を統制し、交通、通信機關は之を分離して、別に有力なる機關を創設する方が適當であると思ひますが、之に對する政府の御所見を如何であります

爲特に統合調整を必要とする事業」とありますが、其事業の中には棉花事業が入つて居りませぬが、棉花こそ子會社とする、或は子會社としないで統制内に置くべき事業と思ふのであります、又取引所を新設致しまして、經濟統制の機能を發揮せしめると云ふ御意思はありませぬか

第六は一定の配當を爲し、尙ほ利益超過する時は特別納付金を納付せしむることとして如何と云ふこととあります、開發會社は政府以外の株主には年六分の配當を保證して居ります、之に超過する時は又補給金を償還して、更に超過する時は増配することになつて居ります、元來政府の現物出資に係る資本は、支那事業に依つて生じたるものでありますのみならず、本會社には向ふ十箇年に亙り、所得税、營業稅地方税を免除して居りますから、配當を爲し、更に補給金の償還を控除したる上に、更に超過したるものは特別納付金として之を納付せしめて、對支工作の經費に充當することとして如何と云ふこととあります

北、中支の肅清工作

最後に私は陸軍大臣に對しまして、北支、中支の肅清工作如何と云ふことを御尋申上げたいと思ひます、是は只今御説明になりましたが、北支、中支に於ての占據區域に於ける所の肅清工作、並に交通の狀態を御伺致したいと思ひます、交通の狀態に付きましたは、鐵道省と滿鐵とが協力して、軍と共に鐵道其他の交通機關の復舊を急いで居ります、其復舊の狀況並に北支那に於ける所の鐵道の豫定線、若くは計畫線、港灣改修に關する方針等の御説明を承ることを得れば、洵に幸と存するのであります、私は以上大體のこと付きました、御

導致しまして、更に詳細なることは委員會に於て御伺致したいと思ひます、何卒御答辯を御願致します(拍手)

株は成可く國民に

廣く參加せしめる

吉野商工大臣答辯

○國務大臣(吉野信次君) 只今の御尋に對して御答致します、第一の指導方針に付きましては、先方の資源と、こちらの方の資本と技術とを結合せしめるのが宜いではないかと云ふ御所見は同感であります、それから此會社の株を、何か今度の戦争に参加したやうな特別な人に對して云々と云ふ意味の御尋がございましたが、さう云ふことは考へて居りませぬ、國策會社でございますから、成べく國民に、廣き方面に互つて參加せしむるやうに政府としては考へて居ります、それから此會社と事務局と、それから支那側に於ける日華經濟協議會と云ふものとの關係に付て、三位一體として互に連絡を取つてやらなければならぬと云ふことは、御説明の通りでありまして、それ等の點に付きましても具體的に、適當の方法を考へたいと思つて居ります、何れ委員會に於て詳細を御話申上げたいと思ひます、それから事業の點に付きまして、交通運輸の方は、金が少いから別にしたらどうかと云ふやうな御話もございましたが、申す迄もなく資本金の外に社債もございします、又金の問題ばかりでございませぬで、どうしても交通運輸の事業と、産業開發と云ふ仕事は、やはり不可分の關係で兩方相俟つて、行かなければならぬものでありますから、やはり此會社で統合し

た方が宜しいと考へて居ります、棉花の點に付きましては、此事業の方に於ては列強致してありませぬけれども、棉花に付きましては、御承知の通り朝鮮に於て、或は滿洲に於て棉花の栽培の計畫を持つて居るのでありますから、其方と連絡を取る必要があることは申す迄もないのであります、納付金に付きましては、只今の所は納付金を設ける考は持つて居りませぬ

鐵道關係 杉山陸相答ふ

○國務大臣(杉山元君) 鐵道に付ての御尋でありましたが、目下我軍に於て占據致して居ります地域内の鐵道は、殆ど運行致して居ります、殊に占據後時日の経過致して居りますものは、相當に改善を致しつゝあるものであります、全面的に該鐵道は、何等今日まで支那側に於て改善の措置をして居りませぬので、其能力を十分に發揮せしめず爲には、相當の經費を要すると存じて居ります、新線を如何なる方面に敷設しつゝあるかと云ふことに付きましては、軍事上の必要に基きまして、目下建設をして居るのであります、此點に付きましては申上げることが差控へたいと存じます

日支全國民繁榮の

正しき方針を持つて

山崎鋁二君質問

○山崎鋁二君 簡単に政府に御質問を致します、支那の開發並に振興に關する指導方針に付て、一言總理大臣から前議員の質問に對する御でなく、支那の全國民と、日本の全國民とが正しき繁榮に與るやうな開發方針を持つことが、非常に必要であると考へるのであります、此點に對して總理大臣は如何に考へて居られるか、是は國內に於て、社會正義、或は資本主義の弊害を是正せんとする總理大臣の方針と如何なる關係に於て現はれるものであらうか、其點を御伺致したいと思ふのであります

答辯の際に言加へられまして、適當の機會に本議會に於て御答辯が願ひたいと思ふ譯でございまして、私達が支那に關する政策の中心を、三つの點に要約して考へて居るのでございまして、即ち支那に對しては支那人の面子を立てる爲に、支那人に依る支那の政治を徹底せしめると云ふことが、一つの要點であると考へるのであります、第二は正しき武力に依つて支那の治安を永遠に保つと云ふことが、第二の要點だと考へられます、第三點は經濟開發に依つて相互の經濟的繁榮を正しく爲さしめると云ふことが、是亦支那を治める上に於ての相當重要な點だと考へるのであります(拍手) 隨ひまして臺灣或は朝鮮、其他滿洲國の如く、五族協和の、日本人が構成要素を成す國家に對する政策と、又自ら異つて來るのでございまして、而も支那に對しては目下交戦中でありまして、其打倒せんとする蔣政權は、邊境の地に追ひやられて居るのであります、まだ其命脈を斷つて居る譯ではありませぬ、同時に新なる政權に對する正しき取極が行はれて居る譯ではありませぬが、支那の經濟開發に對しては、其指導方針如何に依つては、正義の軍を起したる日本の志と、異なる結果を來すことの惧を十分に持つて居るのであります、隨ひまして私は英吉利が東印度、或は亞弗利加「マレー」半島、其他に於て執りつゝある徹底的に相手の民衆を擄取することに依つて、其基礎を立てて居る開發方針や、或は臺灣、朝鮮に於て行ひつゝある日本の内治方針を、日本が此の會社をして支那に於て眞似をさせ、之を行はせようと思ふ時には、全く逆な東洋永遠の平和に害あつて利なき結果を、招來するのではないかと云ふことを惧れるのであります、隨て總理大臣が此際お互の國の繁榮と、お互の正しき開發に向はうとする根本方針を、國民と言はず、世界に向つて明にすることが必要であると思ひます、是は日本國內の或る上層の部分だけと、支那の上層の部分だけとが、繁榮すると云ふやうなこと

日本側で接收して居るものは之を區々の會社其他に委任經營して居るやうでありますけれども、是等に對する處置はどう云ふ風になるのでありませうか、又日本の支那に於ける所の大使館は北京に置くのでありと云ふ常識的考は持つて居りますが、何れにそれを決定するのでありますか、是も此機會に明にして戴きたいと思ひます

第三點は、新權益保護の方針如何と云ふ點であります、前段の議員諸君の質問に對して陸軍大臣が簡單に答へられて居りますが、私はもう一步進んで其方針を御示願ひたいと思ひます、新政權下の治安、それを確保する爲には、日本軍が中心となるのであるか、新しき支那政權の下に編制されんとして居る所の軍隊が中心となるのであるか、或は滿洲に於ける日滿議定書を中心として行はれて居るやうな治安確保の状態が將來出現するのでありませうか、又日本軍の相當の常備軍を常駐せしめて、之に當ると云ふのでありませうか、其點に付て是は戰爭中であるからと云ふ未確定の問題でなく、少くとも具體的な開發方針が故に投出された以上は、此限度に於て、此程度の武力を以て治安を確保すると云ふ方針が示されないと云ふことはないのでありませう、依つて此點を明にして戴きたい、せうして新支那軍の武力をどの程度に日本が許容するかと云ふやうな點に付ては、十分明にして戴きたい向は其權益を保護する方針と致しまして、特定の都市は非武装地帯を設け、或は特定の都市に對する所の都制を要求して十分なる安心の行く方法を立てるのでありますか、其點をもう少し突込んで明快にして戴きたいと思ひます

人口問題調和策

第四點は支那開發と日本の人口問題を如何に調和するかの點であり

の農村の零細農の懷ろには、紡績に依つて出稼をする女工さんの賃銀が大多數還元されるのでありますから、農村振興の關係からは非常に輕視出来ない點であります、同時に農村の過剰人口を吸収する日本の工業と云ふものが、支那の工業開發に依つて若し多少でも悪影響を蒙ると云ふことになるならば、延いて工業部門だけの問題でなくして、大きな是は日本の農村に於ける問題であると吾々は考へるのであります(拍手)

第五點は内務大臣並に商工大臣から適當に御答辯を願ひたいと思ひます、是は今回の事變に出征しました所の出征者其家族、戦死者其遺族と云ふものに對して、一時新聞紙上に五千圓程度の北支開發特殊株式會社の株券を持たせて、其將來の生活を保全してやる、其戦死者遺族の生活を保全してやると云ふことが傳へられたので、國民は此北支開發に對しては相當關心を有つて居ります、併ながらさう云ふ方策を政府が考へて居らぬと云ふことは屢々色々の機會で明にされたのでありますから、それを私は此處で繰返さうとは思ひませぬが、少くとも北支、中支に於ける開發に對しては、出征者並に戦死者の遺家族が相當の優先權を持つて就職し得る特權を持つことは、是は當然な問題であると思ひます(拍手) 同時に其株券の如きも假に一般民間に於て持つべきものが少數の財閥の手に渡つてしまつて、國民は殆ど御目に懸ることが出来ないと思ふやうなことになる、政府が六分の配當を保證して居る特別なる此株券でありますから、其點に對して或は戰爭の結果を一部資本家に壟斷されたりと云ふ結果になることを懼れるのであります、隨て是等の如きも、出征者關係に優先的に持たせると云ふやうな方針も亦一策であると思ふ考へるのであります(拍手) 隨て此事變に於て在郷軍人であるとか、或は府縣、市町村なりが、全く第一線に立てる國民と同様以上の努力を拂つて銜後を固めて居ること

ます、是は商工大臣——或は内務大臣がおいでならば適當に御答願ひたいと思ひます、産業を向ふに於て開發する上に於て、餘程注意致しませぬと、日本の産業と相剋摩擦を生ずることは論ずるまでもありません、是は適當なる按排をして戴かなければなりません、併ながら對手國を繁榮せしめて、逆に日本の大多數の民衆が失業して苦しみ、或は其産業を脅かされると云ふやうな結果にならぬやう、是は十分に考へて貰はなければならぬと思ひます(拍手) 殊に山東省に於て、河北省に於て其人口の密度は日本の一平方軒に於ける百八十四人よりも遙に凌駕して居る、山東省に於ては二百人、河北省に於ては二百二十三人の人口密度を持つて居ります、而も是等は一日三四十錢の安賃銀に依つて働き得る所の連中のごさいますから、是等の對策と云ふものが餘程正しく行はれませぬと、非常なる惡結果を齎しはせぬかと云ふことを懼れるのでございませぬ、而も農民に於ては十畝以下の小面積の土地に依つて經營をなすものが殆ど河北省に於ては二六・四%、山東省に於ては三九・三%の多きに上つて居るのであります、斯様な情勢の豫期致しまして、若し支那に於ける農業開發の方針と、日本に於ける農村振興の方針とが相剋するやうな場合は萬ないとは考へられませぬけれども、此點に付ての明かなる方針を示して戴きたいと思ひます、是は農業の場合のみでなく、工業の場合に於きましても、日本に於ける紡績が操短を以て其生産過剰を防いで居る際に、青島或は天津に於ては昨年度、或は一昨年度に於て、相當量の増産計畫を立てられた、而も日本の資本家が相當な勢を以て進出して居ることは御承知の通りでございませぬ、而も十一年度に於ては青島は五十二萬噸、天津は二十四萬九千噸の現有勢力を、十二年度に於ては青島が四十二萬四千噸、天津が五十九萬九千噸の増産計畫を立てて居ります、而も此紡績の發展と云ふものと、日本の農村の振興とは非常な關係があります、日本

は、亦申す迄もないのでありますから、府縣市町村在郷軍人會其他適當なる公共團體に優先的に割當てて、之に特別なる優遇の方法を講ずると云ふことも、國民をして十分に銜後を固め又新なる東洋平和に協力せしめる所の一つの槓桿になるのではなからうか、斯様に吾々は素人考ながら思ふのでございませぬ、隨て其方策を求めらば、特別の利益配當保證を十年と限らずに、其會社の存続する限り、さう云ふ公共團體の持つて居る株券には十分なる保證するとか、或は六分保證を一割保證までにしてやるとか云ふことも考へられなければならぬと思ひます、併ながら之を其邊の一般營利會社と同様なる扱ひをするやうな處置をすると思ふことは對しては、私達は甚だ不満であると同時に、將來是は國民の絶對支持の上に、軍が強くなつて行く上に於ても考へなければならぬ問題ではないかと思ふのであります(拍手) どうぞ此意味に於きまして、十分に當該大臣から御答辯を戴きたいと思ふ次第でございませぬ(拍手)

相剋無き様注意

吉野商工大臣答ふ

○國務大臣(吉野信次君) 御尋になりました第一點の産業開發の方針に付きましては、御話の通りに日本の内地の産業との關係を能く考慮致しませぬと、相剋を生ずると云ふ虞がございませぬから、其點は十分に考慮致しまして、衝突がないやうに致す積りであります、それから此會社の株を出征者或は其家族遺族に優先的に持たせたらばと云ふ御話がございますが、其點に付きましては、先程申し上げました通り、さう云ふことは只今考へて居りませぬ、國策會社の性質に鑑みまして、國民全般に成べく廣く持つて戴きたい、斯様に考へて居ります

尙ほ就職の問題に付きましては、出来る限りのことを致したいと存じて居ります

北支は中央政權 廣田外相の答辯

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今山崎君より北支政權の外に中央政權が起りつゝあると云ふことに付て御質疑に相成つたのであります。それは遠からず出来ると思ふのであります。隨て此の二つの政權が出来ましても、北支政權が實質に於て中央政權として發達して参りつゝあるものであります。將來北支及び中支に會社が出来ることになりまれば、それ〴〵其地方の政權と色々の交渉を致して参る筈になつて居るのであります。次に尙ほ商租權と云ふことに付て御尋になつたやうであります。意味がはつきり致しませぬから、是は何れ委員會に於て御答辯致したいと思ひます。尙ほ將來何れの地方に大使館を置くかと云ふ問題も、今日の所何とも申上げ兼ねる次第であります

昭和十一年度第一豫備金 支出外六件

○政府委員(中村三之丞君) 只今議題に供せられました昭和十一年度第一豫備金支出外六件に關する、事後承諾を求むる件に付き大體の御説明を致します。第一豫備金の豫算額は八百萬圓であります。昭和十一年勅令第二百六十五號に依り第一豫備金より補充致しましたる主なる事項は、入營附添人檢丁及新兵旅費、諸拂戻立替補填及償還金、海軍主食品購買費矯正院及刑務所收容費等でありまして、其總額は八百萬圓であります。各特別會計に於きましても、其第一豫備金又は豫備費より豫算超過の支出を爲したるものがあります。次に昭和十一年度滿洲事件第一豫備金の豫算額は五百萬圓であります。昭和十一年勅令第二百六十五號に依り滿洲事件費に補充致しましたる金額は二百萬圓であります。次に昭和十二年度一般會計第二豫備金の豫算額は二千五百萬圓でありまして、其支出の主なる事項を挙げますれば、衆議院議員總選舉諸費、北支事件費、衆議院議員總選舉檢察費、中國地方其他各地風水害復舊施設費、關東地方其他各地災害應急施設費等でありまして、其總額は千八百八十五萬二千七百七十一圓であります。各特別會計に於きましても、其第二豫備金を以て豫算外の支出を爲したるものと、豫備金外に於て其歳入金或は國庫剩餘金を以て豫算超過及び豫算外の支出を爲したるものがあります。何卒御審議の上承諾を與へられんことを望みます(拍手)

帝國造林株式會社法案

議員提出 松浦周太郎君外

帝國造林株式會社法

第一章 總 則

第一條 帝國造林株式會社ハ、内地北海道及樺太ニ於ケル造林及森林開發ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本社ヲ東京ニ置ク
第二條 帝國造林株式會社ノ資本ハ五千萬圓トシ其ノ半額ハ政府ノ出資ト爲シ其ノ半額ハ民間ノ出資トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ増資

社債ノ發行ヲ爲スコトヲ得
民間出資ハ現物出資ヲ爲スコトヲ得

第三條 帝國造林株式會社ノ株式ハ記名式トシ公共團體、日本臣民又ハ法人ニシテ社員若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 帝國造林株式會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得
第五條 帝國造林株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 役員

第六條 帝國造林株式會社ニ社長一名、取締役三名以上、監査役二名以上ヲ置ク
第七條 社長ハ帝國造林株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
取締役ハ社長ヲ輔佐シ帝國造林株式會社ノ業務ヲ分掌ス
監査役ハ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監査ス

第八條 社長ハ政府ノ命ジ其ノ任期ヲ五年トス
取締役ハ民間ノ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス
監査役ハ民間ノ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第九條 社長及取締役ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第三章 營業

第十條 帝國造林株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
一 造林事業

百萬圓であります。各特別會計に於きましても、其第一豫備金又は豫備費より豫算超過の支出を爲したるものがあります

次に昭和十一年度滿洲事件第一豫備金の豫算額は五百萬圓であります。昭和十一年勅令第二百六十五號に依り滿洲事件費に補充致しましたる金額は二百萬圓であります

次に昭和十二年度一般會計第二豫備金の豫算額は二千五百萬圓でありまして、其支出の主なる事項を挙げますれば、衆議院議員總選舉諸費、北支事件費、衆議院議員總選舉檢察費、中國地方其他各地風水害復舊施設費、關東地方其他各地災害應急施設費等でありまして、其總額は千八百八十五萬二千七百七十一圓であります。各特別會計に於きましても、其第二豫備金を以て豫算外の支出を爲したるものと、豫備金外に於て其歳入金或は國庫剩餘金を以て豫算超過及び豫算外の支出を爲したるものがあります。何卒御審議の上承諾を與へられんことを望みます(拍手)

イ 國有林野ニ部分林設置
ロ 帝國造林株式會社有林野ノ造林

第二章 營業

三 林産物ノ販賣
四 委託ニ依ル林野ノ經營
五 其ノ他林業開發ノ爲必要ナル事業
第十一條 營業上ノ剩餘金ハ國債證券、地方債券若ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ應募引受若ハ買入ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預入ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四章 監 督

第十二條 政府ハ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監督ス
第十三條 帝國造林株式會社債ヲ募集シ其ノ他借入金ヲ爲サムトスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ
第十四條 定款ノ變更合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十五條 政府ハ帝國造林株式會社ノ民間持株ノ配當金ヲ年五分ニ達セザルトキハ五分ニ達スル迄補給金ヲ交付シ民間持株ノ配當ガ年五分ヲ超過スルヲ俟テ政府持株ニ配當金ヲ交付ス
第十六條 帝國造林株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 帝國造林株式會社ハ其ノ經營スル林野ニ付施業案ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更スルトキ亦同ジ
政府必要アリト認メタルトキハ前項施業案ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ帝國造林株式會社監理官ヲ置キ帝國造林株式會社ノ業務ヲ監視セシム

北支開發、中支振興兩會社法案

第十九條 帝國造林株式會社監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ帝國造林株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得且業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
第二十條 政府ハ帝國造林株式會社ノ決議又ハ役員ノ行為ガ法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得
第五章 罰 則
第二十一條 帝國造林株式會社ノ役員其ノ職務遂行上本法ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス
附 則
第二十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十日
衆議院議長 小山松壽殿
豫算委員長 田子 一民
報告書
豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
右は本院に於て可決すへきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十日
衆議院議長 小山松壽殿
豫算委員長 田子 一民

豫算案及各法律案委員會經過報告

一、昭和十三年度歳入歳出總豫算案並昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算案
一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

報告書
一、昭和十三年度歳入歳出總豫算案並昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算案

二十六日開會致し、二月十日審査を終了致しました。其間豫算總會を開きますこと九回、分科會を開きますこと通じて二十四回でありました。各委員時局の重大に顧みて、洵に熱誠適切な質問を致されました。政府亦之に對して軍事の秘密又は外交の機密に涉りますことを除きまして、赤裸々に其所信を披瀝致しました。茲には其概要を取摘んで御報告申上げまして、一切のことは速記録に依つて御覽を願ひたいと思ひます

第一は支那事變を中心と致しましての外交諸問題でございますが、一月十六日の政府の聲明に係る對支政策の根本理由、並に此聲明を爲すに至りたる経緯に付きまして、諸種の質問、各方面より検討を續けられました。又時局重大の際に於ける我が帝國の英、米、「ソ」其他の諸國との關係に付きまして、忌憚なき質疑が重ねられました。又北支中支の占據地域に付きまして今後の諸般の對策、殊に政治工作經濟工作、文化工作等に付きまして、是亦各方面より各委員熱心に御質疑がありました。政府は親日防共の有力なる政權の成立發展を期待し、日滿支一體の經濟提携を實現せしめたいとの答辯がありました。文化對策に付きましては宣撫員を一層活動せしめ、共產主義團體の整理を行ひ、大學を通じて青年の教養に努力する旨の答辯がありました。尙ほ滿洲問題に付きましては、滿洲に於ける産業開發を一特定會社をして獨占せしむることは、滿洲國の執り來りし經濟政策にも違ひ、殊に大同二年滿洲國が發表しました所の經濟要綱の中にある、萬民共榮の精神を覆すにあらずやとの御趣旨の御質問がありました。之に對しまして政府は、右は國防資源の開發、國防産業の擴充に付き、豊富、低廉、確實、迅速に目的を遂行する爲め必要を認めましたものであつて、他の投資を阻止するものではないとの答辯がありました

豫算及各法律案委員會報告

十三年度豫算審議

田子 一民氏



○田子一民氏 只今議題となりました昭和十三年度歳入歳出總豫算案並昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算案並に豫算外國庫の負擔なるべき契約を爲すを要するの件、以上三案を一括致しまして豫算委員會に於ける審査の經過結果を御報告致します。右豫算案は歳入歳出共に二十八億六千七百餘萬圓であり、歳入に於きましては四千餘萬圓、歳出に於きましては七千八百餘萬圓を減少して居ります。又本會計並に特別會計に於きまする公債發行豫定額は八億六千餘萬圓であります。之を前年度に比較しますると、一億七百餘萬圓の減額でございます。右豫算を審議する爲に第一回豫算總會を一月

題に付きましては熱心に検討されましたが、先づ公債問題に付て申上げますれば、我國の富力、所得より考察すれば、長期抗日に要を擴くものではないけれども、政府の諸施設動もすれば消極に失し、其方針明確を缺き官僚獨善の弊に陥り、産業を不振ならしめ、國民生活の不安定を誘發し、本豫算に於ける發行豫定額の外に臨時軍事費特別會計に於て數十億の發行を必要とする現狀に顧みて、果して此巨額の公債消化に支障を來すことなきや否や、此質疑は各方面から行はれました。政府は公債消化の問題は國民經濟全體の問題である、國民の經濟力が全體に健全であり、且合理的なる消費節約が行はれ、國民の強力なる援助を得れば、公債の消化は困難にあらざる旨の答辯を爲さいました。次に物價の問題であります。一面には輸入を制限し、一面には通貨が膨脹し、彌が上にも物價を騰貴するのであるが、斯くては國民生活を脅すものであつて、政府は之に對する所の諸策如何と云ふ趣旨の御質問がありました。政府は兌換券の數量は物價決定の素因として極めて顯著なものである、所謂通貨數量説を極めて軽く取扱ひ、而して物と金との調整が適當に行はれ、爲替相場に依つて通貨の信用が維持せられる限りは懸念がない、政府は此點に留意して爲替相場は對英一志二片、正貨準備八億圓を堅持して、他方生産力を擴大し、代用品を奨励し、合理的な消費を爲さしめて、暴利取締、價格の公定、買占、賣惜の防止を爲して、以て物價の適當なる調節を致すとの答辯をなさいました。次に貿易並に輸出増進計畫に付きまして、極めて適當なる御質問が繰返されましたが、其要點は政府の貿易對策、輸出増進計畫に付ては何等の成案を示さない、是では國民は安心して此狀態に於ける貿易の進展を圖ることは出來ないとの御趣旨でありました。政府の之に對する答辯は今日の現狀に於きましては、品質良好、價格低廉でありまして輸出出來ないと云ふ事情がある、各

國には諸種の障礙もあり、容易ならざる事態があるから、現在としては特定の商品に付て、特定の政府、又は特定の商人と個々に協定をして居るのみならず、海外に行はれる所の求償主義の貿易をも研究中であるとの答辯がありました。尙ほ輸入の管理に付きましては、當局は初め其事情に通ぜず、富業者をして政府の方針を知るに苦しめたるの實情に顧みて、今後は主として産業官廳をして之を主管せしめ、以て從來の不便若くは弊害を一掃するとの趣旨を明瞭に御答へになりました。政府は長期抗戦の爲に一定物資の輸入を確保せざるを得ませぬ、是が爲には輸出の振興を圖ると共に、不念なる輸入を抑壓し、他面大いに産金の奨励を行ふべく、是等の諸方策は國民生活に重大なる影響を與ふるものであるから、其運用は徒に規矩に拘泥し、實際に即せざることなきやうと云ふ趣旨の御希望がありました。政府亦之に善處する旨を答へられました。尙ほ政府は年額三億圓の増税を行ふ意思を明にされましたが、此點に付きまして政府の意のある所を質しました所、政府としては中央地方を通ずる負擔の均衡を目的とする税制改革は事變の關係上之を他日に譲りたい、此際其事變下に於ける負擔の關係を考慮して、増税を行はんとする旨を答辯されました。委員の多くは此際革新的に中央、地方の税制を改革して、負擔の公平を期すべきものなりとの意見を開陳せられたのであります。尙ほ地方財政調整交付金の増額に付きましては、各方面より要望がありました。近衛内閣總理大臣は、地方の實情に即し考慮する旨の聲明をされました。

第三は銃後の諸問題であります。其一は出征應召者の家族の優遇問題、戦病死者の遺族の優遇問題であります。此問題に付きましては現在の施設は甚手薄の感がある。優遇の途を開かなければならぬと云ふ趣旨の御希望は各方面より現れましたが、政府は善處する旨を答へられました。次に國民精神總動員に付ては、此精神は極めて時局に即

したものである、併ながら是の實行は國民と共に、殊に國民を代表する政黨と共に力を協せて爲すべきであるに拘らず、現在に於ては一種の官僚運動であり、官製學國一致の誇を免れない、今後政府は國民と共に政黨と力を協せてやるの意思ありや否やと云ふことに付て、痛烈なる御質問がありました。之に付ては政府は其れを諒とされて、今後益々政黨、議會と共に此精神の徹底を圖りたいと云ふ答辯をされました。尙ほ次に銃後の事として、農漁山村の對策の徹底、治水事業砂防工事の徹底、肥料増産、軍馬候補馬の育成、液體燃料等の諸問題、並に中小工業者の保護等に關して、熱心なる質疑應答が繰返されました。

第四は制度の改革問題であります。事變下に於ける國民の最も緊張して居る際に於て、諸制度の改革を斷行することは最も必要である、殊に官學を偏重した法科萬能の弊を一掃する意思なきや等の御質問がありました。又政府の調査會、審議會、企畫院、産業官廳等には、民間の専門家、實務者を活躍せしむるの途を開くの意思なきや否や等の質問がありました。近衛内閣總理大臣より、時局に應じ緩急の度を圖り、諸制度の改革を期して居る旨を明にせられました。尙ほ取敢ず政府は官吏制度の改正に著手して居る旨を答へられ、教育制度の改革に付きましては、教育審議會の答申を俟つて改革を斷行する旨の答辯をされました。

第五は人權擁護に關する質疑であります。議會毎に或は人權擁護、人權保障の議論の取行はれますことは、如何にも遺憾の極みでありますが、今回の豫算總會に於きまして、此問題に付て痛烈なる問答が繰返されました。殊に神奈川縣下に於ける事件、一世の注目を惹きたる帝人事件の如きは、深く考ふべき幾多の問題が包蔵せられて居るのであります。政府に於きましても、檢察制度の改善に鋭意努力し

今後斯る事の絶滅せんことを期するとの言明がありました。

第六は官界刷新の問題であります。即ち官僚獨善の弊、官僚統制諸政策の弊害等に付きまして、諸種の質疑が行はれました。具體的問題として、内務省に於ける最近の人事の妥當ならずとする質疑、又人民戦線に關する週報記載の記事に關しまして、痛烈な質疑が行はれました。以上は豫算總會に現れました質疑の概要であります。而して豫算總會は二月十日、右豫算審議の最後の總會を開きまして、六分科の各主査より、各分科に於きましての審査の経過及び結果の報告がありました。後右二案を一括し討論に入りました。民政黨松田正一君、政友會砂田重政君、第一議員俱樂部永山忠則君、社會大衆黨阿部茂夫君、第二控室椎尾辨臣君、東方會由谷義治君より、それぞれ所屬黨派を代表せられまして、或は警告を附し、或は希望條項を述べられまして、原案賛成の意見を表明せられました。討論は終局致し直ちに採決に入りました。三案を一括し原案賛成の諸君の起立を求めました所、起立全員、即ち滿場一致可決致されたのであります。豫算委員各位の總會及び分科會に連日御精勵下されましたことに敬意を表し、感謝致して、茲に報告を終る次第でございます(拍手起る)

各政黨の賛成演説

民政 ○中島彌三郎次君 大陸政策を確立せよ、昨年私は北支、滿洲方面を廻つて参りましたが、大陸政策の確立が一向出来て居ない、のみならず近衛總理大臣及び其他の閣僚に於きましても、日滿支の經濟「プロック」を唱へて居りますけれども、滿洲との「プロック」さへ完全に行はれて居ない、第一に何故に滿洲と日本との間に特惠關稅と云ふものを行はぬか、何故關稅同盟を行はぬか、北

豫算及各法律案委員會報告

支に於て最近改正せられたる關稅に於きましても、日本は何等の特殊の地位に置かれて居ない、あれだけの戰費を拂つて、犠牲を拂つた結果が、英、米、獨、佛其他と一率に置かれて居ると云ふことは、私は國民として斷じて許すべからざることでありと考へる、更に進んで日滿支を通じまして、物資の需給生産の擴充、國際收支の適合に關する所の三大原則に基いて「大經濟「プロック」」を形成致しまして、以て長期持久應戰に付ての經濟政策を確立すべきものであると私は考へます



政友

○松村光三君 豫算編成の方針に付ては昭和十三年度一般會計は二十八億餘、其他各特別會計に屬するもの其數實に三十九、其中から公債金、國債整理基金、資金特別會計の如き



民政

ない現状であります。加之本年度豫算編成上の一大變革は、歳入に於て特別會計より填補の殆ど全部を臨時軍事費に繰入れ、一般財源への繰入を取止めたのであります。更に他方に於て事變の爲の出征部隊並に艦船の經費一億一千万圓を陸海軍の既定經費から削除し、或は滿洲事件費中から滿洲駐屯軍全部の維持費一億二千五百萬圓を削除し、是等を一括して悉く臨時軍事費に編成替をしたのであります。斯の如くして本年度の豫算の内容は、之を検討する上に於て、非常に明瞭を缺

きつゝあることは争ふべからざる事實であります(「ヒヤ〜」)況や此事變の臨時軍事費特別會計なるものは、軍事計畫の機密と戦機の変化を理由として、絶対に滿洲事件費の過半、即ち滿洲駐屯軍の維持費の全部が、此軍事特別會計に組替へられるやうになりなりました。茲には、吾々は此議會に於て豫算の審議上甚しき不便を生ずるので、茲に幾多の議論もあつたのであります。併ながら時は洵に重大である、深く思を致して至誠奉公の誠を盡さなければならぬ秋であります。故に、我輩は是等幾多の不便と不満を忍び、敢て進んで此豫算を其儘協賛する所以であります(拍手)併ながら政府は將來適當なる機會に於て此豫算編成上の根本方針を定め、税制の改革と共に確乎不拔なる財政計畫を樹てなければならぬことは、言ふを俟たぬのであります(拍手)

對支問題であります。現内閣は蔣政権否認以來如何なる根本的對策を持つて居るのでありますか、吾々は遺憾ながら其真相を捉へ得ないのであります。今や長期持久戦を契機として、今日までの戰略戰爭に入つたのであります。殊に經濟工作に關しては、宜しく古今の定石定道に則り、敵に糧を求むる所の方途を取らなければなりません。我輩が曩に占領地域の經濟的實勢を確保せよと聲明したる所以は茲にあるのであります。即ち北支に於ては既に出來上つて居る政治工作、金融工作と並んで、速に經濟工作を確立しなければならぬのであるが、滿洲五箇年間の統制經濟の失敗と缺點の跡に鑑み、一元的統制經濟の「イデオロギー」に囚はれず、須く専門企業家の創意を尊重して、各種の資源開發に付て、別箇に適當なる企業形態を取らなければなりません。是が爲には一資本家、一企業家などを顧みず、各方面の資本家と技術を結合する集團的の企業方法を取つて、眞に日滿支一體の共存共榮の産業政策の確立を望む者であります。轉じて中南支に對して

は、速に新政權の樹立、金融貨幣制度の確立を望みます。我國既得權益の擁護は固より揚子江流域を中心として新なる市場の開發發展に向つて、斷乎たる方針を執られんことを望みます(拍手)既に中南支の占領地域一帶の敵國財産は、我が皇軍の管理下に置くことを聲明されて居ります。洵に適切當然なる聲明であります。尙ほ其外或は海關稅、或は鹽稅、或は統稅等に對しまして、是等の處置に關して萬遺漏なからんことを切望します

翻つて靜に支那四千年治亂興亡の跡を辿る時に、上海、南京を攻略したる者は四百餘州の大勢を支配したる歴史に明かであります。我が皇軍は既に南京を攻略した、之を契機として茲に長期持久の對戦に入り、所謂戰略戰線を擴大強化して、支那民衆の福祉を増進し、文化工作と經濟工作と相倚り相俟つて、東洋永遠の平和を確立することは、眞に我が大和民族に與へられたる一大使命と言はなければなりません(拍手)

今や稀有の此難局に際會し、眞に舉國一體、至公無私、皇運を扶翼し奉り、奉公の誠を致すべき秋であります。吾々は此豫算に對して言はんことを欲することは少くありません。此時局の重大性に鑑み私の所信を述べ、無條件に一般會計並に特別會計の全部に賛成を表明する者であります(拍手)

第一俱樂部

○清瀨一郎君 諸君、私共は只今の時局に於て舉國一致が重大であると云ふ一つの意味から、又今回の事變は現内閣に任せる、此二つの考からして、今議題となつて居ります豫算案には全體的に賛成の意を表します。既に賛意を表して居ります以上、私は豫算の内容に切込んで或は非難を加へ、又政府の施設に付き茲に批評を加へることは致しません、ど

つか一つ存分にやつて敷きたい、併ながら此機會に本豫算を御運用に



なるに付き、又引續いては特別會計豫算、又來年度の御準備もあらうと存じます。是等のことの爲に私共數箇の希望を茲に述べまして、斯の如き希望を以て吾々が賛成するのであると云ふことを述べて見たいと存じますので、私の希望は我が俱樂部に於て

成文に纏めてありますから、之を朗讀して要項と致します

- 一、政府は日滿支の關係を調整し國策を遂行する爲め一省の設立を計劃すべし
- 二、政府は内外地を一貫せる財政、經濟、産業、金融、貿易等を審議する爲め議會及民間の知識經驗ある者より成る經濟審議機關を設立すべし
- 三、政府は後施設の完璧を期すべし(交付金増額を含む)
- 四、政府は憲法發布五十年を契機として國民全般に互り一大革新を斷行すべし

以上を以て本案賛成の理由と致します(拍手)

社大

○三輪壽壯君 私は社會大衆黨を代表しまして、本豫算案に對する賛成の意を表明したいと思ふのであります



賛成の理由は簡單でございます。時局の重大性は現下の政局擔任者であります。近衛内閣を鞭撻激勵して、此國難突破に邁進せんことを要求して居るのであります。私共は此要求に對致しまして、現内閣の政策の根幹であります所の本豫算案に對して賛成して、政府支持の態度を明にせんとする者であります(拍手)

賛成に方りまして附加したい所の希望條項がありますから、之を讀上げます

- 一、對支文化工作を確立し、以て占據地政治工作の萬全を期すべし
- 一、地方負擔輕減の爲め、明年度地方財政調整補助金を追加豫算に於て五千萬圓以上増額すべし
- 一、銃後生活安定の爲め、軍事扶助並に援護費を増額し、之を追加豫算として本議會に提出すべし
- 一、銃後國民經濟の擴充の爲め、勞働及び農業生産力の保護増進を圖り、平和産業、特に中小商工業の事變に依る打撃を匡救し、以て景氣の地方的跛行を是正するやう善處すべし
- 一、内閣制度並に文官任用令を改正し、行政機構を刷新して、以て革新政策の斷行に邁進すべし

第二控室

○道家齊一郎君 本員は第二控室を代表して、只今議題となつて居る豫算案に對して賛意を表しますが、協定に依つて時間の制限をされたことを遺憾に思ひます。此希望の妥當と信するものに對しては、斷乎實行の誠意を示して、從來の弊風である所の、其場限りに終ることなきを切望致します

東方會

○由谷義治君 東方會は豫算案を一括して賛成致しますが、此賛成は飽までも近衛内閣の反省と發奮とを前提條件とする賛成であります。吾々は續いて提案せられるであらう追加豫算に對して多大の期待と希望とを持つものであり、茲に豫算賛成の合理的説明を發見せんとする者であります(拍手)

豫算及各法律案委員會報告

報告書

一 昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十四日

委員長 一松 定吉

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 對支文化事業特別會計法の特例に關する法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十四日

委員長 一松 定吉

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲特別會計より爲す繰入金に關する法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十四日

委員長 一松 定吉

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）

右は本院に於て可決すべきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年二月十四日

委員長 一松 定吉

衆議院議長 小山松壽殿

赤字公債發行法案

一松 定吉 君



○一松定吉君 只今議題となりました昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案外六案に對しまする委員會の経過に結果を御報告申し上げます、順序と致しまして此七法律案の内容を簡単に申し上げます

第一の法律案は、政府に於きまして、昭和十三年度一般會計の歳出豫算の實行上必要なる、所謂赤字公債發行の權限を得んとする法律案でございます、諸君御承知の如く、昭和十三年度一般會計の歳出豫算額は、經常部並に臨時部を合せまして、二十八億六千七百七十九萬餘圓であります、而して歳入豫算額は、經常部、臨時部を合せまして、二十一億七千三百六十三萬餘圓でありますから、此歳入歳出を差引致しますと、六億九千四百十六萬餘圓の不足を生ずるのであります、然るに此不足金の中法律に依つて調達することの出來まする震災善後公債と、道路公債と、滿洲事件公債との合計金額一億三千六百三十六萬餘圓を差引きまして、尙ほ五億五千七百七十九萬餘圓の不足を生ずるのであります、此不足金額は財源を本法の赤字公債に依らんとするのであります、是と同時に歳出豫算の中何程かの金は例年の通りに翌年度に繰越さるゝ結果となりますから、此分に付ては翌年度に於て公債を發行することの出來るやうにと云ふことが、此法律案の骨子でございます

第四の法律案は、對支文化事業特別會計の歳出額の最高限度を引上げると共に収入不足に依り決算上不足を生じた場合に於ては、積立金から之を補足し得るの途を開かんとする法律案であります、對支文化事業特別會計の歳出額は、現行法に依りますと、寄附金に依るの外毎年度四百萬圓を超過することが出來ないことになつて居ります、然るに支那事變發生後に於ける諸般の情勢に鑑みするならば、此事業は積極的活動を必要とするのでありますから、其目的を達成する爲に、現行制限額は四百萬圓を六百萬圓まで増額せんとするのが本案の骨子であります

第五の法律案は、支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つる爲め毎年度豫算の定むる所に依りまして、昭和十三年度に於て通信事業特別會計より千六百萬圓、帝國鐵道特別會計より四千萬圓、關東局特別會計より三百五十萬圓、朝鮮總督府特別會計より千七百五十萬圓、臺灣總督府特別會計より千百萬圓、樺太廳特別會計より二百三十萬圓、是等のものを臨時軍事費特別會計に繰入れることと致します、此繰入に關しましては法律の制定を必要と致しますので、本案を提出し審議を求められたのであります

第六の法律案は、朝鮮總督府特別會計に於きまして、昭和十三年以降の繼續費として計上致しました鐵道建設及び改良費の追加額、金増産計畫に伴ふ送電施設費、是等のものは性質上、及び特別會計歳計の現狀に鑑みまして、是が財源を公債に依ることとしたのであります、現行法に依る公債發行限度は、御承知の如く八億四千五百五十萬圓であります、故に此以上に五千七百萬圓を増額致しまして、八億九千八百

七十萬圓に改正せんとするのが本案であります
第七の法律案は、軍の需要充足整備の圓滑を圖る爲め、會計上の臨時應急的處置として、當分の間現行の會計法に定めてあります前金

豫算及各法律案委員會報告

拂、概算拂と云ふものの制限を取除けて其範圍を擴張せんとする案であります、此法律案は、現下の時局に伴ひまして、軍の需要する物資の數量は著しく増加を來し、多數の中小商工業者に對して頗る多量の注文を發するのでなければ、軍の需要を充つことが困難であると云ふ實情に鑑みまして、是等の軍需品供給者に對し代金等の支拂に付き能ふ限りの便利を與へ、軍需品の充足を圓滑ならしめ、以て軍の行動に支障なからしむる爲の必要が有りますから、現行の會計に定めてあります物件の製造若くは買入、又は工事等に付ては、前金拂若くは概算拂を禁止して居りますので、之を止めて物資調達の便益を圖らん爲め本案を提出したと云ふ説明でありました

以上法案の内容に對しまする概略の御話を申し上げましたので、以下審議の経過に結果を御報告申し上げます、委員會は一月二十七日から昨十四日まで、十一回に亙りまして開會を致しました、此間今成留之助君、森下國雄君、田村秀吉君、池田秀雄君、池本甚四郎君、櫻井兵五郎君、小谷節夫君、松川昌藏君、濱地文平君、江羅直三郎君、川崎巳太郎君、星一君、藤本捨助君、山崎常吉君、野溝勝君、川村保太郎君、田川大吉郎君、馬場元治君などに於きまして、熱心にして適切な御質疑があつたばかりでありませぬ、委員でありませぬ所の議員眞鍋儀十君、羽田武嗣郎君、綾部健太郎君の諸君は、委員長の認可を得まして、最も機宜に適する質疑を致されたのであります、之に對し政府側よりは外務大臣、大藏大臣、海軍大臣、司法大臣、拓務大臣、商工大臣、及び各政府委員が御出席に相成りまして、それ〴〵懇切丁寧なる御答辯がありました

以上質疑應答の詳細は速記録に依り御諒承を御願致したいのであります、其中二三のものを抽出致しまして御報告を申し上げます、先づ今度の日支事變に關して必要費を支出して居る我國の費用其他の損

吾等に付て、支那に損害賠償を請求しなければならぬのであるが、蔣政権が没落した後には、若し賠償金を取るに云ふことであれば、我が日本帝國の維持して居る新政権を相手にしなければならぬが、左様なこととして事實上賠償金を取る事が出来るかと云ふ委員の質問に對しまして、政府は勿論賠償金は必ず之を取るだけの覺悟を決めて居るのであるが、併ながら場合に依つて取れない場合もあらう、さう云ふ場合には何も金に限らぬではないか、金以外の方法に依つて賠償金に相當する辨濟を受けることはある、若し取れないやうな場合には、現地を占領して居る状態が或は繼續するやうな場合がないとも限らぬのである、是等の點は其時に際して相當考慮する考を持つて居ると云ふ政府の答辯でありました

獨逸の舊植民地返還問題が論議せられました、委員の主張と致しましては、是は斷乎として請求を拒絶すべきものであると云ふ意見であるがどうだと云ふ質問に對しまして、海軍大臣は、海軍省の決意として今責任を以て此席で直ちに答へると云ふことは出来ないけれども、御意見を尊重すると云ふ程度に於て御諒承願ひたいと云ふことであつたのであります

日支事變に對する作戦の將來の見透し如何と云ふ質問がありました、それは今日から豫測して申上げることは出来ないといふ答辯でありました

滿洲事件は將來滿洲から之を支出せしむるやうにしなければならぬではないかと云ふ質問に對しましては、陸軍大臣は四圍の情勢から考へて、今直ちに之を實行すると云ふ譯には行かない、それは相當の時期を待ち、相當の考慮を拂はなければならぬ問題であるとの答辯でありました

戦死傷病者の優遇に對しまして、現行法では戦死者若しくは傷病者に

助金を文化事業方面から支出して居りますが、尙ほ一層努力すると云ふ答辯であつたのであります

北支資源開發問題に對しまして、支那に於ける鹽の問題、棉花の問題、鐵の問題、支那の治水の問題、斯う云ふ點に於て適切な質問があつたのであります、それ等に於て適當なる考慮を拂ひ、種々政策を考究或は實施しつゝあると云ふ答辯であつたのであります、上海方面に於ける復興問題、青島方面の復興問題に對しましては、十分に努力をし、上海方面の事業に於ては、一つの國策會社を立てて、統制ある經營をやつて行きたい考へであると云ふ答辯でありました、青島の復興問題に對しましては、大いに御同情申上げる、故に十分に調査の上善處致しますと云ふ答辯であつたのであります

外務省は今回の支那事變に際しまして宣傳が下手である、斯う云ふやうなことは經費が足りないからでもあらう、故に大いに經費の増額をして、諸外國との交際に於て遺憾なからしむるやうな方法を講じなければならぬのではないか、さう云ふ方面に於ては吾々は非常なる努力を拂ふ積りであると云ふことを、委員の方から外務大臣に申上げたのであります、外務大臣も今回の宣傳に於て、日本が十分に功績を擧げることの出来なかつたことは、遺憾に思つて居る、併ながらさう云ふことは大いに是正の途を講じて居る、費用増加等に付きましては、相當の時機に相當の増額を要求する者であるけれども、今即時と云ふ譯には行かないと云ふ趣旨の答辯であつたのであります、斯の如き質問及び答辯がありました、其他のことも悉く必要な主張であり、答辯でありますから、それは速記録に於て御覽を願ひたいのであります

各委員の質疑を終りまして、七案を一括して議題に供し、討論に入りました、民政黨及び政友會、社會大衆黨、第一俱樂部、第二控室、

對する優遇が甚だ行届いて居ない、是は國家の爲の此大切な犠牲者に對しては、相當満足出来るだけの優遇の方法を講じなければならぬではないかと云ふ委員の主張に對しましては、それは其通りである、大いに考慮して必ず満足を得るやうな方法を盡したい考であるとの親切なる答辯でありました

對支文化事業に關しまして、一體此對支文化事業の費用として、三百萬圓や四百萬圓の金を僅か六百萬圓に増額したからとて、それは十分ではないか、今日の日支間の親善と云ふことに大いに貢獻あらしむる爲の對支文化事業である以上は、惜氣もなく相當の費用を支出して效果あらしむるやうにしなければならぬのではないかと云ふ問題に對しましては、御尤である、將來大いに考慮致しますと云ふ政府の答辯でありました、對支文化事業の效果的の仕事としては、日本人が支那語を大いに研究しなければならぬ、支那人をして日本語を大いに修得せしめなければならぬといふ主張に對しましては、御尤であるから左様な方針を以て進む積りであるとの答辯であつたのでございませう、尙ほ對支文化事業と致しましては、映畫に依つて日本の實力を支那人に十分知得せしめまして、彼等の日本帝國に對する認識不足を是正し、一面には支那文化の向上に資せなければならぬのではないかと云ふ主張がありましたが、政府は御尤であるから、大いにさう云ふ方面に努力する積りであると云ふ答でありました、支那の留學生問題に對する質問がありましたが、それ等の點に對しましては、十分に考慮を拂ふと云ふ答辯であつたのであります、蒙古民族の衛生問題に對しまして、七百萬の蒙古民族は衛生上憂慮すべき疾患を持つて居るから、是等の者には對支文化事業を擴張して、相當協力して之を救護する必要があるのではないかと云ふ主張に對しまして、廣田外務大臣は尤である、其點に於ては善隣協會の方で此點に考慮を拂ひ、相當の補

東方會等、それ〴〵代表委員諸君から適切な意見を述べられました、本案に對しては何等の修正をも加ふることなく、賛成であると云ふ御意見でありました、採決の結果議員起立、全會一致を以て可決致したのでございませう、皆様に於かれましても何卒此委員會の意思を尊重せられまして、満場一致可決確定せられんことを希望致します(拍手)

報告書

一裁判所の設立に關する法律案(政府提出)

右は本院に於可決すべきものと議決致候此段及報告候也

昭和十三年二月十五日

委員長 長田 良吉

報告書

一大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域に關する件)(政府提出)

右は本院に於可決すべきものと議決致候此段及報告候也

昭和十三年二月十五日

委員長 長田 良吉

報告書

裁判所設立法律案

長田 良吉 君

○永田良吉君 只今より兵役法中改正法律案委員會に併託になりました裁判所の設立に關する法律案、及大正二年法律第九號中改正法律

案、右兩案の委員の経過と結果を至極簡単に御報告申し上げます先づ此二法案の要點を至極簡単に申し上げます、裁判所の設立に關する法律案は樺太の知取に新しく裁判所を設置すると云ふのが法案の骨子であります、而して大正二年法律第九號中改正



法律案の要旨は、之に伴ふ區域の改正であります、此兩案の委員は去る八日及び十日、本日の三日間に互り開會せられたるが、最初に司法大臣の提出案の説明がありました後、直ちに質疑に移りましたが、我黨の沖島君並に庄司君、民政黨の長井君、社會大衆黨の中村君等より質疑が重ねられ、政府委員から懇切なる答辯がありました、本日討論に入つた譯であります、討論に際しましては、我黨の沖島君より、過日岡田嘉子杉本良吉の、あの越境問題で大變著名になりました數香、及び惠須取に、將來裁判所を設置せられたいと云ふやうな希望を述べられて、本案に賛成の意思を表明されました、又民政黨の伊藤君からも、將來裁判所の設置に對する希望等を御述になりまして、本案に賛成をされました、斯くて討論は終結致しまして、直ちに採決に入りましたが、滿場一致原案に賛成を致されました、右簡単に御報告を申し上げます、何卒御賛成あらんことを希望致します(拍手)

報告書

一日本産金振興株式會社法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月三日

委員長 森田 福市

衆議院議長小山松謙哉

附帶決議

したのではないかと云ふやうな質問がありました、之に對して政府は、其點も多少あらうけれども、大體はつきり増産して居ると云ふこととでありました、又今度の金を増産するのに付きまして、現在の百萬分の六乃至七が引合ふ點になつて居るが、此低品位のものを取つて行かなければ、増産の目的を達せられぬ、それに對しては、どの程度まで品位を下げ引合ふやうに、政府はやる積りであるかと云ふのに對して、當局は百萬分の四乃至五までは引合ふやうに致したいものである、斯う云ふ御答があつたのでありますが、委員はそれでは物足りないとせず、やはり百萬分の一に迄位は引合ふやうに、政府は補助政策を執つてやられたいさうして汽車賃の如きものも、やはり金を含んで居るものに對しては、五割以上割引するやうにさせる考はないか、政府は之に答へて、五割以上割引する程ならば無賃にしても宜いか、考慮をしなければならぬと云ふやうな答辯があつたのであります、又鐵に對しても今日不自由を感じて居るのに、現状で放任して置くことは宜しくない、必ず金ばかりに限つたのでは困る、鐵の増産の事に關して又適切な質問があり、之に對して答辯があつたのであります、殊に最近石炭飢饉が大變甚しい、是等に對して政府は此法案を活用してさうして本當の睡眠礦區を活かして、此増産を圖ることの目的が達せられるか、恐らく此法律だけで、是等の不足して居る礦物が十分に増産が出来ると思はれぬと云ふやうな點に關しまして、相當突込んだ御質問があり、政府は御答になつたのであります、此事は委細は速記録に依つて御了承が願ひたいと存じます、さうして昨日質問を終了して、討論採決に入りました、民政黨の寺島權藏君から、各派の共同提案に成る附帶決議を附して賛成をさせられ、政友會の板谷君から、此附帶決議に對する希望の趣旨を徹底的に御述になりました、又社會民衆黨の加藤君から……(社會大衆黨ちやわ、社會民衆黨などあるまい

豫算及各法律案委員會報告

- 一 日本産金振興株式會社ノ設立ニ當リ役員ノ選任ニ關シテハ監督官廳ノ官吏ヲ選任スヘカラス
- 一 日本産金振興株式會社ノ事業開始後ノ融資ニ關シテハ成ルヘク一般ノ礦業者ノ便宜ヲ圖ルヘシ
- 一 日本産金振興株式會社ノ事業開始後ニ於テ製鍊場並ニ選礦場設置ニ關シテハ中小礦業ノ開發ニ適當ナル場所ヲ選ビ成ヘク多數設置スヘシ

産金振興會社法案 石油資源開發法案

森田 福市 君



○森田福市君 重要礦物増産法案並に日本産金振興株式會社の兩法案に對しまする委員の経過並に結果を簡単に御報告申し上げます、委員會は前後八回開きまして、委員長及び理事の互選後、質問に當りましては、各委員より熱心なる質問がありまして、政府は之に對して懇切なる御答があつたのであります、さうして附帶決議を附けて、本案は原案を可決することに相成つたのであります、簡単に質疑の内容の一二點を申し上げたいと存じます、政府は此重要礦物増産法案を提出して居るが、金の増産に對しては、昨年の如きは増産をして居ると言うて居るが、本當にそれは増産になつたのには非ずして、金の買入價格を上げたから、密輸出が無くなつたから増産

せ」と呼ぶ等あり)社會大衆黨であります、訂正して置きます(其通り)と呼ぶ者あり)重要礦物増産法案に對して希望として述べられた點は、重要礦物は之を國策的の見地より開發増産すると共に、特に鐵石炭に付ては、國營又は國家管理に依る豐富低廉なる供給を確保する方針に關する法律案を次期の議會に提出せられたい、又今後鑛山監督行政を厳正にし、且各般の鑛山災害並に鑛毒物に因る農産物、水産物被害に對する十分なる賠償をせられるやうに善處せられたい、商工省は大藏省と協力して、勞働力の保護増進の見地から、保護職工に關する既存法規を遵守せしむるやう善處せられたい、本法の目的達成の爲には、重要礦物の配給を圓滑ならしむる必要あり、仍て政府は種々の公益法規を活用して、一部大礦業者の不當なる價格吊上を是正し、且つ石炭の如きは速に、内地移入増加に依つて滿支資源の開發を促進せられたい、政府は鑛業權國有化の原則を確定して、是等に關する法案を次回に提出せられたいと云ふやうな希望を述べて原案に賛成せられました、最後に附帶決議を朗讀させて載きます

- 重要礦物増産法案ニ對スル附帶決議
- 一 從來ノ買價ニ當リ弊害頗ル多キヲ以テ政府ハ之カ監督ヲ嚴重ニスヘシ
- 一 政府ハ本法ヲ活用シ睡眠礦區ノ開發ニ努力スヘシ
- 一 低品位ノ金銀石ヲ處理スルニハ現在ノ價格ニテハ増産ノ見込少キヲ以テ政府ハ相當額ノ補助金ヲ交付スヘシ
- 日本産金振興株式會社法案ニ對スル附帶決議
- 一 日本産金振興株式會社ノ設立ニ當リ役員ノ選任ニ對シテハ監督官廳ノ官吏ヲ選任スヘカラス
- 一 日本産金振興株式會社ノ事業開始後ノ融資ニ關シテハ成ヘク一般ノ礦業者ノ便宜ヲ圖ルヘシ
- 一 日本産金振興株式會社ノ事業開始後ニ於テ製鍊場並選礦場ノ設置ニ關シテハ中小礦業ノ開發ニ適當ナル場所ヲ選ビ成ヘク多數設置スヘシ

豫算及各法律案委員會報告

採決の結果は、以上の附帯決議を附して原案を満場一致で可決せられ
ました、此段御報告申し上げます(拍手)

報告書

一石油資源開發法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十日

委員長 森田 福市

附帯決議

一 政府ハ昭和十三年度分ヨリ助成金ヲ多額ニ増加シ劃期的試掘ヲ行ハシ
ムヘシ
二 政府ハ本法第三條ノ施行ニ當リテハ利益ナキ者ヨリハ之ヲ徴收セザル
コト尙納付金カ助成金ニ連シタル時ハ之カ徴收ヲ打切ルヘシ

○森田福市君 重要礦物増産法案外一件の委員會に併託せられました
石油資源開發法案の委員會の経過並に結果を御報告申し上げます
本案は我國の石油資源を開発しやうと云ふ案でありまして、委員會
に於きましては、委員諸君より燃料國策に付て熱心なる御質疑があり
政府當局より之に適切なる御答辯があつたのであります、本法案に依
つて果して燃料國策の完全を期し得られるかと云ふことに付ては、幾
多の重要な質問がありました、政府は之に對して向ふ五箇年間に石油
の井戸二百四十本を試掘する豫定であつて、之に對しては一千三百萬
圓の助成金を出す積りである、取敢ず十三年度に於ては三十五本の試
掘を爲し、而して從來二分の一の助成金であつたものを三分の一、若
くは場合に依つては全額の補助をする積りであつて、本年度は百七十
萬圓の助成金を出す豫定になつて居ると云ふ答辯があつたのでありま
す、詳細は速記録で御承知願ひたいと存じますが、質問の主なる點の

あります、此問題に對しまして政府當局は、軍需の供給を十分ならし
める爲に、消費の節約を行ふものであつて、是が爲に業者に對する影
響は、出来るだけ緩和すると云ふやうな答辯があつたのであります
次は帝國燃料株式會社の問題であります、此會社は昭和十二年度
から七億五千萬圓の資金と七箇年の計畫を以て人造石油事業を爲さん
とするものであるが、此事業の進行状況如何と云ふ質問に對しまし
て、政府當局は、内地、朝鮮、北海道、滿洲等に於て具體的に計畫を
進めて居るから、七箇年後には其計畫の全部が實現すると云ふ答辯が
あつたのであります、以上は本法案に對する大體の重要な質疑應答
であつたのであります、其他は速記録で御承知願ひたいと存じます、
質疑を終りまして討論に入りまして、民政黨から長野長廣君、政友會
から板谷順助君、社會大衆黨から川俣君、東方會から小野君が各々原
案に賛成をし、各派政友、民政の共同の提案に係る附帯決議を附して
賛成の意思を表されたのであります、但し社會大衆黨の川俣君は、討
論の際に附帯決議の前には賛成するが後者の部には賛成は出来ない
と云ふことであつたのであります、採決の結果は附帯決議を附して原
案を可決したのであります、附帯決議を朗讀致します、附帯決議は
一 政府は昭和十三年度分より助成金を多額に増加し劃期的試掘を
行はしむヘシ
二 政府は本法第三條の施行に當りては利益なき者よりは之を徴收
せざるコト尙納付金カ助成金に連シタル時は之カ徴收を打切ルヘ
シ

此附帯決議を附して、曩に御報告申上げました通り原案を可決した次
第であります、此段御報告申し上げます

報告書

一昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費
豫算及各法律案委員會報告

九八

二三だけを簡單に御報告申上げて置きたいと存じます

第一は法案の第三條の納付金に關しまして、本法の百分の二の納付
を、石油業者の負擔軽減及び増産の精神から見て、百分の一に
改訂するかどうか、或は撤廢してはどうかと云ふやうな意見があり、
又納付金の助成金は助成金額を超過しない方が宜いぢやないか、所謂
助成金の金額を以て打切るべきが至當であると云ふ質問に對しては政
府は、百分の二と云ふ最高限度を定めて置いたのであるから油田の状
況及び助成金の金額に依つて、實情に合うたやうに適用して行く方が
宜いと考へて居る、而も助成金を貰つて採掘した油田から石油が出だ
した場合には、隣接區の助成金を貰はずに、而も試掘は隣接區の爲
の御蔭に依つて石油を採掘するやうなものからは、助成金を與へぬで
も是が納付金を取るに云ふ意味に於て、此第三條に納付金制度を設け
たのであると云ふやうな答辯があつたのであります

第二點は法案の第七條に關する問題でありまして、委員會に於きま
しては、此問題に關し最も論議が集中せられたのであります、増産及
び日本の地理的状況から見て、五十米を三十米に境界線からの間隔を
縮小すべきものであるとの意見が多かつたのであります、之に對して
政府當局は、五十米以内となつて居るのでありますから、其實情に即
したやうに斟酌を加へて、委員諸君の意の存する所を諒として、適切
なる方法を執つて行くと云ふ答辯があつたのであります
第三點は石油の内外資源開發に關する問題でありまして、現下の國
際情勢に於きまして、燃料資源を開発し是が自給を圖りますことは、
最も緊要の要務でありますから、外地資源の徹底的開發を如何にする
かとの意味の質問があつたのに對しまして、政府當局は、資源の開發
には軍と緊密なる連絡を取つて努力する旨の答辯がありました
第四は「ガソリン」消費節約と是が運輸業者に與へる影響の問題で

支辨ノ爲公債發行ニ關スル件(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十日

委員長 高橋熊次郎

報告書

一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收
入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ル、コトニ關ス
ル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十日

委員長 高橋熊次郎

報告書

一 昭和十三年度一般會計歳出入ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律
案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十日

委員長 高橋熊次郎

昭和十二年法律第八、十四號
中改正法案外

高橋熊次郎君

○高橋熊次郎君 臨時租稅増徴法中改正法律案外七件の委員會に併せ

付託せられました、只今議題となつて居ります三議案の委員會に於ける審査の経過並に結果に付て御報告を申し上げます
第一に支那事變に關する軍事公債發行限を増加しやうと云ふ法律案



であります、支那事變に關する經費に付きましては、事態の推移に伴ひまして、更に四十八億五千萬圓の臨時軍事費を増加することになつたのであります、而して其所要財源の中四億三千三百十萬餘圓、是は一般會計及び特別會計よりの繰入金などに依り餘餘の四十四億五千三百四十餘萬圓を公債財源に求むる爲に、起債法律の發行限度法定額二十億二千二百七十萬圓を、六十四億七千六百二十萬圓に改正しやうと云ふのであります、尙本法律案の附則に於きまして、支那事變に關する臨時軍事費特別會計法に一箇條を加へ、經費出納上の必要に應じまして、一時借入金をしたり、又は融通證券を發行したり致しまして、機宜の措置を講じ得るやうにして置かうと云ふ改正を含んで居るのであります、第二の法案は、外地の特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額を、臨時軍事費特別會計に繰入れやうとする法律案であります、是は一般會計に於ける増稅等と略々同趣旨の下に關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及び樺太廳の特別會計に於きまして、同種の租稅を増徴致し、新稅を創設すると共に煙草の値上を致しまして、其收入額の約八割、即ち千四百四十餘萬圓を臨時軍事費特別會計に繰入れようとするのであります、最後に赤字公債の追加發行に關する法律案であります、是は先的一般會計の赤字公債に對し、更に先般本院を通過致しましたる十三年度追加第一號豫算に計上されました經費に對し、其財源の一部と致して七千三百十萬圓を追加發行しようとするのであります、

衆議院議長 小山松壽郎
附帶決議

政府ハ樺太開發ノ必要ニ鑑ミ速ニ幹線ヲ成ス樺太鐵道株式會社並ニ南樺鐵道株式會社所屬鐵道ノ國營化ヲ計ルヘシ

樺太私鐵補助改正 東拓法中改正法案

沖島鎌三君



○沖島鎌三君 只今議題となつた樺太地方鐵道補助法中改正法律案に付きまして、委員會の経過並に結果を御報告致します、委員會は前後五回開きました、各委員より熱心なる御質問があり、之に對して政府より詳細懇切なる御答があつたのであります
本改正法律案の要旨は、樺太に於ける地方鐵道は未だ獨立自營の域で達して居りませぬので、更に其補助期間を延長し得るの途を拓くと共に、現下經濟界の趨勢に鑑みまして、其補助方法をも改めて、朝鮮、臺灣の例に倣はんとするものであります、簡單に之に關する質疑の要點を申し上げます、先づ各鐵道は補助仲長期間に、果して獨立自營の域に達し得る見込があるかどうか、若し其見込がない時は政府は如何なる措置を講ずる積りであるか、又樺太鐵道の如き國有鐵道の代行線たる意義を有する重要幹線に付ては、多額の補助を繼續するよりは、寧ろ速に之を買収した方が得策ではないかと云ふやうな質問がありました、之に對して政府は、樺太鐵道の

豫算及各法律案委員會報告

以上三つの法律案に關しまして、委員會に於きましては政府當局との間に種々質問應答を重ねまして、慎重協議を致しました、特に融通證券の發行方法のこと、又證書を保管致したり、又利札を預つて置きまして、餘り慣れない地方民の利便を圖ると云ふこと、或は小額債券の郵便局賣出等に對し、餘り地方資金詰り軍需工業などに關係のない地方の資金を、過度に吸収するやうな方策を避けて貰ひたい等を含みます、郵便局賣出の改善の方法に關すること、又内地と外地の稅法に依る負擔が餘りに不均衡であり、懸離れて不釣合なる點は改むべきことであると云ふやうな點は、最も注意を要すべき點でありまして、詳細のことは何卒速記録に就て十分御覽を願つて置きます
討論に入りまして、民政黨を代表して西村金三郎君より、政友會を代表致しまして東條貞君より、社會大衆黨を代表致して片山哲君より、第一議員俱樂部を代表して玉野知義君より、第二控室を代表して三木武夫君より、東方會を代表して馬場元治君より、何れも賛成の趣旨を述べられ、特に政府は本公債の發行に付きましては十分注意を拂つて、物價の騰貴を招來せざるやう萬全の方策を講ぜられたき旨を強調されたのであります、其他有益なる希望等も政府に對して熱心に述べられたのであります、是等の諸點は諸君の御許を得まして、全部議事録に譲ることと思ひます、採決に入りまして、全會一致を以て可決に相成つた次第であります、右御報告を申し上げます(拍手)

報告書

一樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決ス(キモノト議決致候此段及報告候也)

昭和十三年三月十日

委員長 沖島 鎌三

如きは、從來と雖も可及的速に之を買収するを得策と認めて考慮したのであるが、他に緊急建設を要すべき線路もあり、旁々財政の都合上遺憾ながら未だ實現することが出来なかつたが、今後に於ても情勢の推移に應じ、適當に善處したい意嚮であるが、併し一應今回補助期間の伸長に付考慮したものである、斯う云ふ答辯があつたのであります、尙此點に付ては王子製紙株式會社系統の會社の經營に係る樺太鐵道に對しましては、王子製紙會社の營業成績に鑑み、補助の必要なものと認められるが、政府は此際補助を打切る意思はないかと云ふやうな御質問もあつたのであります、之に對して政府は、王子製紙と鐵道會社とは偶々資本の系統を同じうするが、全然別個の會社であり、鐵道の重要性並に業績から見て、補助をする必要があると云ふ御答があつたのであります、又樺太地方鐵道の發達は、樺太の産業開發に伴ふものと認めらるゝけれども、政府は何等か新事業の振興に關し、特別の考慮を拂つて居るかとの質問がありまして、政府は之に答へて、數香方面の開發を企圖して居るから、是が進行した場合には、樺太鐵道の業績も漸次好轉するものであると云ふやうな答辯があつたのであります、尙ほ樺太地方鐵道に密接なる關係を有する樺太の林政、石炭の開發、築港計畫、國境警備等、樺太行政の各般に互る政府の方針に付きましては、熱心適切な質問があり、是等に對しまして政府よりそれ／＼御答があつたのであります、詳細は速記録に依つて御了承が願ひたいと存じます、さうして討論採決の結果、今回の改正を適當と認めましたが、現在補助をなしつつある樺太鐵道並に南樺鐵道の兩線に付きましては、樺太開發上の重要性に鑑みまして、速に之を國營化するを適當と認められ、左の如き附帶決議を附し、本案は全會一致原を可決致しました、其附帶決議を朗讀致します

附帶決議

豫算及各法律案委員會報告

政府は樺太開發の必要に鑑み速に幹線を成す樺太鐵道株式會社並に南樺鐵道株式會社所屬鐵道の國營化を計るへし以上大略であります(拍手)

報告書

一 東洋拓殖株式會社中改正法律案(政府提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也 昭和十三年三月十五日

委員長 沖島 健三

附帶決議

東洋拓殖株式會社ノ總裁及副總裁ハ監督官廳ノ官吏ヨリ任命スルコトヲ望ムヘシ

○沖島健三君 只今上程になりましたる東洋拓殖株式會社中改正法律案に付きまして、委員會の経過並に結果を御報告致します、委員會の経過並に結果を御報告致します、委員會は本案に關し前後四回開會致しました、本法案の要旨は、東洋拓殖株式會社の營業の進展に伴ひまして、同社の副總裁及び參與理事の制度を設け、東洋拓殖債券の發行限度を、現行法の拂込資本金の十倍を十五倍に擴張しますると共に、營業地域に關する規定其他若干の規定に付き、修正削除を爲さんとするものであります、簡單に右に關する委員會に於ける質疑應答の要點だけを御報告致したいと思います

先づ副總裁設置の趣旨、副總裁銜の方針等に付き質問がありました、之に對して政府より副總裁設置の趣旨は、會社の營業の進展複雑に伴ひ、總裁を輔佐して社務の統轄に當らしめ、以て會社の使命達成上遺憾ならしめんとするにあり、副總裁の銜の方針としては、廣く人材を江湖に求め、適材適所の方針を以て善處する旨答辯があり

來る優良會社に對しては、之を民間に開放して、漸次出資金を回收して、更に新規の國策的事業に投資せしむる必要があると信する、政府の所見如何、其第三は、東洋拓殖株式會社は、北支開發會社、中支振興會社等との業務の範圍を協定して、無用の競争を避くるやうに、當局の嚴重なる監督を望む、政府の所見如何、之に對して大谷拓務大臣より、第一の附帶決議に對しては、其趣旨を十分に尊重すべき旨御言明がありました、第二、第三の葉梨君の御意見は自分も全く同感であるから、今後其方針で東拓を監督する覺悟であるとの御答辯ありました、次に第一議員俱樂部の代表として林路一君、社會大衆黨代表として田原春次君より、何れも木原君の御發議に賛成の意思を表明せられました、採決の結果、本案は右附帶決議を附し、原案を承認することに滿場一致可決されました、右報告致します(拍手)

日滿司法事務共助法案

松 永 東 君

報告書

一日滿司法事務共助法案(政府提出、貴族院送付) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也 昭和十三年三月十二日

委員長 松永 東

附帶決議

一 勾引執行ノ共助ヲ受ケタルトキハ刑事訴訟法人權尊重ノ精神ニ則リ本法第三條ヲ活用シ其ノ實ヲ舉クヘシ 一 前項ノ趣旨ヲ體シ速ニ明治四十四年法律第五十二號司法事務共助法並

豫算及各法律案委員會報告

ました 次に東洋拓殖債券の發行限度の擴張に關聯しまして、會社は將來如何なる地域に向つて發展せんとするか、是が爲め必要なる資金の見込額如何等の質問に對しましては、政府より會社は朝鮮、滿洲、北支等大陸方面に發展せんとするものであり、目下の資金繰り豫想に依れば、會社は今後相當多額の資金を要する旨の答辯がありました、又營業地域に關する規定の改正に付きまして、會社をして樺太に進出せしむる意思なきやとの質問に對しましては、政府としても樺太の事情に鑑み、是が進出に付き十分考究したき旨の答辯がありました、尙ほ本改正案に關聯しまして、臺灣拓殖、南洋拓殖、南洋興發等の諸會社の經營事業に付きましては、質疑が重ねられました、詳細は速記録に依つて御承知を願ひたいと存じます

以上質疑を終へ討論に移りましたる所、立憲民政黨を代表し木原七郎君より、左の附帶決議を附して原案に賛成する旨の御發議がありました、茲に其附帶決議の案文を朗讀致します

附帶決議

一 東洋拓殖株式會社の總裁及副總裁は監督官廳の官吏より任命することを避くヘシ

尙ほ木原君は此附帶決議に對して、政府は成文化したる法律同様に尊重されんことを望む旨希望を述べられました、續いて立憲政友會を代表して葉梨新五郎君より、木原君御發議の附帶決議附にて原案に賛成する者であるけれども、此際特に三つの事項に關し、拓務大臣の言明を得て置きたいと云ふことでありました、即ち其第一は、右の附帶決議に對して、當局は成文化したる法律同様に之を尊重する覺悟ありや、其第二は、東洋拓殖株式會社は其國策會社たる本來の使命に鑑み、徒に營利本位に走ることなく、其投資會社の中既に獨立自營の出

二 本法ノ改正ヲ爲スヘシ

○松永東君 只今上程せられましたる日滿司法事務共助法案委員會審議の経過並に其結果を極めて簡單に御報告申し上げます



右法案は何れも貴族院を通過し、本院に送付せられました、去る本月三日當院本會議に於て委員に付託せられたる法案であります、各委員に於かれましては、私を除く外の方々は何れも各派中の在野法曹の權威者でありまして、而も其法案の涉外關係事項又は國民の權義に甚大なる影響を與へる問題であります爲め、熱心に慎重に審議せられたのであります、さうして又各々其抱懐する所を述べて、質疑せられたのであります、政府亦詳細懇切なる應答があつたのであります

本案の要旨は、滿洲國に於ける我國の領事裁判權は、昨年十二月一日より撤廢せらるることとなりました爲め、兩國間の司法事務共助は、明治三十八年法律第六十三號、外國裁判所の囑託に因る共助法の規定に依るの外ないのであります、斯くては我國と極めて密接特殊關係にありする滿洲國との司法事務共助は、到底不十分たることを免れない爲め、本法を制定して此缺陷を補正せんとする法律であります、政府は此修正は其趣旨原案と同一であると云ふ理由で、此修正に同意せられたのであります、委員會に於きましての質問は、先づ全般的に滿洲國司法制度並に裁判制度の現狀、及び我國在野法曹より滿洲國司法官を採用するの可能性如何、即ち近來我國に於ける少壯有爲の在野法曹は、既に飽和状態にありますからして、單に在野法曹中より採用するのみに止めず、滿洲國をして等しく在野法曹より採用するの途を

打開し得るや等の質問に對しまして、政府より同國の司法制度並に裁判制度は事實上日本に於けると同様の發達過程にあつて、在滿我が國民の權義に關しましては、毫も憂慮すべき事實なきこと、更に在野法曹採用の點に付きましては、滿洲國の制度整備に伴ひ、實現の意圖あることを仄聞し居ると云ふ旨の御答辯がありまして、遂條審議に入つたのであります。法文の解釋及び其執行に付ても、色々の質疑應答が重ねられたのであります。其主なるものは本案第六條に關する事項であります。即ち滿洲國には豫審制度がありませぬ、隨て檢事は廣汎なる權限を與へられて居るのであります。此廣汎なる權限を持つて居る滿洲國檢事から、直ちに共助を求められた場合、日本國が之に應ずとするならば、豫審に依らずして強制處分を受けることとなりまして、著しく人權を蹂躪せらるゝ虞はないかと云ふ點の質問がありまして、之に對して政府は、右法案第二條第三條等の規定に依つて、人權尊重の實を擧げ得る旨の答辯をせられましたのであります。其他種々の質疑應答が重ねられたのであります。詳細は速記録に就て御一覽を願ひたいのであります。

報告書

一 國家總動員法案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十六日

委員長 小川郷太郎

附帶決議

一 本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ、全ク異例ニ屬ス。政府ハ將來努メテ其立法化ヲ圖ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行シ又之ガ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主的發露ヲ基調トシ有モ本

法ヲ濫用シテ人心ノ安定ヲ脅威シ産業ノ發展ヲ阻止セザル標榜ニ戒心スベシ
二 本法ノ制定ト共ニ政府ハ進ンデ世界ノ平和ヲ實現シ文運ノ進歩ニ貢獻スル爲メ速ニ外交機能ヲ刷新シ新ニ對外國策ヲ確立スベシ

國家總動員法案

小川郷太郎君

國家總動員法案は、電力管理法案とともに今議會の重要議題として論争されたもので、外地もこれに順じて同法の施行をみることをなつたので、その論争經過を參考上特に採録した



○小川郷太郎君 委員會に於ける經過、結果を御報告申し上げます、本案は憲法行はれて以來、稀に見る劃期的の立法でありまして、委員會に於きまして、二月の二十六日から今日に至りまして、十四回に亙り、時には深夜に入るを辭しませぬで、熱心に慎重に審議をしたのであります。其質問應答は非常に多岐に亙りましたが、私は茲に其重要なものに付きまして、少しく御報告を申し上げます

第一は憲法第三十一條と本案との關係であります、憲法第三十一條は非常大権でありまして、之に依つて戦時の規定を十分に爲し得られるのに、此法案を提出せられると云ふことは憲法違反ではないか、斯う云ふやうな趣旨で質問がありました。尙ほ他の言葉を用ひて他の方面から見まして、憲法第三十一條の發動を避ける爲に立法せんとするの

ではないか、非常大権の行はれることを豫め想定して備へ置くこと云ふ趣旨で立法するのではないか、それは憲法違反大権干犯になるのではないか、斯う云ふやうな趣旨が繰返されまして質問せられたのであります。之に對しまして政府は、戦時に於きましては非常大権のみが働くこと前提すると云ふことは正しくない、戦時も平時も同じく臣民の權利自由を制限するには、法律に依るべきものである、憲法第三十一條には、憲法第二章に掲げたる條規は戦時又は國家事變の場合に於て、天皇大権の施行を妨ぐることをしと書いてある、其妨ぐることをいふこととは、是でも宜しい、隨て法律を以て規律すると云ふことは、決して悪くないのである、斯う云ふ風に答へられて居るのであります。で憲法第三十一條は既存法令に拘らず行はれるのであります。本法が制定せられても、非常大権の發動は妨げられないのである、本法を制定して戦時總動員を行ふに際し、如何なる形に於て國家權力が發動するかと云ふ大綱を、國民に知らしめて戦時に國民が迷ふことなく、同じ方向に働くこと云ふ覺悟と、準備を致さしむると云ふことが非常大権に依るよりも、寧ろ立憲的ではないか、さう云ふ風に考へて提案したものであると説明せられ、尙ほ先例も幾つもあると云ふことを辯明されて居るのであります。

第二の質問は、廣汎なる委任立法は憲法に違反し、若くは憲法の精神に違反すると云ふやうな質問でありました。是は此委員會を通じて幾回となく繰返されたのであります。法理論と致しまして、委任立法は憲法違反ではないかと云ふやうな質問に對しまして、政府は委任命令と云ふものは法律の内容を成すものである、隨て是は憲法違反ではない、斯う云ふ説明を買かれて居られたのであります。

更に憲法第三十一條で大權命令、即ち形は勅令であります。勅令で規定せられるに拘らず、法律に依つて勅令に委任すると云ふことは憲

法違反である、斯う云ふやうな意見を以ての質問がありました。政府は初めと同じやうに憲法第三十一條の非常大権を發動するも一つの行き方であるが、政府は寧ろ普通の立法手段に依つて戦時に對處するところが憲法精神に合致する、次に此法律には立法事項に付て法律と同様の効力を有する勅令が公布せられぬと十分に働かぬ分がある、其際憲法第三十一條の發動を仰ぐは適當でない、此法律自體の系統で形を整へ委任勅令に依ることが宜しい、斯う云ふやうな御答であつたやうであります。

更に之を政治論、憲法の運用と云ふ上から見まして、廣汎なる委任と云ふことは如何にも當を得ない、少くとも憲法の精神に副はないのではないか、白紙委任状を出せと云ふことと同じぢやないか、何をやらされるか分らない、そこで非常な不安が起るのである、斯う云ふ質問がありました。政府は之に對しまして、此法案各條に依つて臣民に義務を負はすのである、義務の本體は本條に依つて定まるのである、義務を負はす手段方法を勅令に譲つたのである、勅令は其義務以上に出ないのである、寧ろ本條の義務を狭めることになるので、決して此勅令委任と云ふものが不安を來すべきものではない、而も憲法第二章の立法事項が、殆ど此法律に依つて皆含められて居ると云ふやうなことであれば、それはさうでないのである、事項から言いますと、勞務物資、情報と云ふやうなものに限られて居る、臣民の權利義務に關する憲法第二章と云ふものの中でも、關係する所は大體に憲法二十七條所有權の條文である、それから言論に關する條文、即ち二十九條等二三の條文に觸れるが、あの憲法第二章の條文には殆ど觸れて居ないのである、而も又是は戦時に際して、國民總動員上必要なる時に限られて居る、平時其他の場合には適用されるものではないのである、斯う云ふやうな説明であります。而も先例がある、先例と言ふが、こん

な廣汎な先例があるかと云ふやうな質問に對しまして、本案に規定して居るものは、現行法の色々を集めて綜合單一化したのである、新しく加はつた規定と云ふものは、五條、六條、七條、十四條、十七條、十八條、二十條位のものである、さう俄に非常な廣汎なる委任立法を、此處に持つて來たのではないと云ふやうな趣旨の辯明がありました

次に之に關聯しまして、それにしてもどう云ふことを規定するのか勅令の要綱となるやうなものを出すことを要求したが、政府の方では其要綱を示されたのであります、其要綱に付て其内容を立法化する、即ち此法律の中へ、さう云ふ要綱に書かれて居るやうな條項を入れてしまつたらどうかと云ふやうな質問もありましたが、政府は其要綱の中には種々雑多なものがある、法規命令に關するものもあり、執行命令に關するものもあるのだと云ふことを答へた、何にしても勅令を法文化して行くことと云ふことは出来ない、なぜ出来ないかと云へば、戦争は千變萬化するもので、之に即應して行かなければならない、然るに今日に於きまして、其千變萬化に應じて立法することが中々容易でない、第一に戦の規模に依つて違ふのである、第二には相手國に依つて違ふのである、さう云ふものに對應して今日から豫め決めて法文中へ定めると云ふことは出来ない、又對外關係の上から申しましても法律に細かく規定して置くことと云ふことは、總動員計畫を外國に窺ひ知らしむることになるそれは避けなければならぬ、斯う言はれるのであります、尙ほ此の勅令が一つの箇條に於て必ず一本と限らない、今想定し得られるものを一本出し、それから又必要に應じて同じ條文に基いた第二の勅令も出て來るのである、それを今日から總て立法化して、此法文中の中に勅令の内容になるべきものを皆現はす譯には行かぬ、斯う云ふやうな答辯でありました

の背後に恐るべき一種の思想があると言はれるけれども、沿革から見たも此法律と云ふものは、決して獨裁政治の「イデオロギー」から出たものではない、既に十數年以來歴代の内閣が此總動員計畫と云ふものに苦慮して、それが今日殆ど出來上つて、今や之に法の根據を與へんとすると云ふので、此法案が提出せられたのである、沿革的に考へて見ても、茲に左様な恐るべき考が背後に潜んで居るものではない、斯う云ふ風に辯明をせられたのであります

次にそれは言ふけれども、現在の官吏と現在の行政機構とを以てして、是が旨く行はれるか、そこに心配がないか、斯う云ふやうな質問に移つて來まして、そこで行政機構の改革はどうするか、或は官吏制度の改革はどうするか、斯う云ふやうな質問がありました、政府は之に對しまして行政機構の改革、官吏制度の改正と云ふものを今考へて居る、殊に此法律が行はれると云ふことになつたならば、其必要は益々痛感すると云ふことを述べられたのであります

更に此法律を運用するに當つては、今日までの行政機構ではいかぬ、どう云ふ行政機構でやるか、斯う云ふ質問に對しまして、政府は大體中央統轄機關としては内閣が之に當り、總理大臣は總轄事項に付て責任に任ずるのである、中央執行機關としては各省が之に當つて、各省大臣が其責任を持つのである、戦時の特設機關としましては、即ち戦争の規模に應じまして、それに適するやうな所要の機關を新設し擴充する、斯う云ふやうに考へて居ると云ふのであります、それから次に本法の行はれる時期であります、之に付て色々質問應答がありました、但し本法が兩院を通過すれば直ちに公布の手續を執り、勅令に依つて施行期日が定まる、それで其法律が全般的に施行せられることになるが、併し其中で愈々是が發動すると云ふことは、事情に依つて決るのである、施行はせられるが、全部が皆發動するのではない、

斯の如く法理論、憲法の運用論、憲法の精神論で、質問者と政府の方との間に幾多の議論が上下せられました、併し尙其政府の答辯に依つても、委員の方では十分に氷解出來ませぬので、斯う云ふやうな法律案を提出するには、何か背後に一種の思想があるのではないか、即ち獨裁政治のやうな考があるのではないか、それから出發して斯う云ふ法律案が提出されることになつたのではないかと云ふやうな質問があつたのであります「ナチス」の授權立法と云ふものと同巧異曲ではないか、殊に過去數年來の我國に行はれた暗流に顧みて見ますと、試みに人心不安の環境である、そこに此法律案が出たのである、何かそこに關係があるのではないか、さう云ふやうな意味の質問がありました、尙ほ他方面から言ふと、現内閣は或は此法律を運用するに於て誤りないかも知らぬが、是から後に來る内閣と云ふものは、どんなものであるかも知らぬ、最悪の内閣が出來たならば、此法律に依つて立憲政治を破壊することになるではないか、斯う云ふやうな議論を以て政府に迫られたのであります、政府は之に對しまして、立憲政治と云ふことに關聯致しまして、近衛首相も、廣田外相も、末次内相も、皆口を揃へて憲法は儼存して居るのである、此憲法の條章を遵守して政治を行はうと思ふ、尙ほ是から後に悪い内閣が出來て、此法律に依つて立憲政治を破壊するものがあるかも知れぬと云ふ質問に對しては、近衛首相は、我國には憲法が儼として存在して居る、上には、聖天子が御在しますのである、それであるから獨逸や伊太利のやうに、下から力に依つて政權を握ると云ふ如き事態は我國には起らない、憲法の條章に依つて國政の運用を爲すことは如何なる時代に於て變るべきものではない、斯う云ふ風に言明せられたのであります、尙ほ首相は此法律は戦時のみに行はうとするのであるから「ナチス」のやうな平時に適用せられる所の法律と云ふものは本質上の差がある、更に此法律

斯う云ふやうな御説明でありました、戦時に際しと云ふ言葉があるが、あれは戦争の始まりから戦争の終りまで是は戦時であるが、戦時に際しと云ふことは、どう云ふ事であるかと云へば、其戦時の前と後に多少幅がある、それは戦争の緊迫した時は、やはり戦時と見る、斯う云ふやうな解釋で、戦争の時と云ふものは宣戰布告の時、或は戦争に準すべき事變と云ふものは、御裁可に依つて決まるのである、其前に此法律の發動は多少必要である、是は戦時に際してと云ふことの説明でありました

それから國家總動員審議會に付きまして、色々な質問應答がありました、色々な質問の中で之を分類して見ますと、第一は其權限に付ての質問であります、其權限に付ては重要事項を審議すると書いてありますが、其重要事項とは何であるか、それは勅令案であるか、此質問に對しましては勅令案其ものぢやない、が勅令に規定せられるものは大抵此重要事項になるのだと云ふ答辯でありました、第二に其審議會の組織はどうするか、之に付て色々角度から質問がありました、或は勅令の内容は生産力の擴充と労働動員とが重要であるに鑑みて、労働者の代表を入れる意思はないかと云ふやうな意味の質問がありました、政府は尤である、考慮すると答へられました、併し最も多くの質問は廣汎なる立法事項を勅令に委任するに依つて生ずる不安を、緩めんとする趣旨から出たものであります、即ち貴族院、衆議院の議員が多數に此審議會に参加することになりますれば、之を通じて間接的に實質的、に立法の協賛權を或る程度に行ひ得られるとも見られるのでありますから、其趣旨からして主として貴族院議員、衆議院議員を以て組織すべきではないか、さう云ふ意見を附して政府に質問をしたのであります、初め政府は之に付て明確なる答辯を致しませんでした、今日の委員會に於きまして總理大臣が此質問に答へられました

て、第五十條の委員會、即ち國家總動員會議、此審議會の構成に付ては委員の過半数は貴衆兩院議員を以て之に充つる考で居ります。之に依つて質問者の趣旨に連ふことと思ひますと云ふ風に、御言明に相成つたのであります。尙ほ今日の委員會に於きまして、第五十條の施行要綱が配られたのであります。其中には第四に「委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずること。前項の貴族院議員及衆議院議員は委員の過半数を占むること」斯う云ふことに相成つて居りますが、此要綱に書いたものと總理大臣の言明せられたことは同じことであることと政府委員から附加へられました。尙ほ質問應答の重要なものがあります。是は此際速記録に譲ります。質疑が終了しまして討論に入りまして、民政黨を代表して豊田君、政友會を代表して西岡竹次郎君、第一議員俱樂部を代表して井阪君、社會大衆黨を代表して淺沼稻次郎君、第二控室を代表して今井新造君、東方會を代表して三田村武夫君、是等の諸君が皆本案に賛成するの意見を述べられたのであります。採決に入りまして、全會一致を以て本案は可決せられました。

附帶決議

- 一 本法の如き廣汎なる委任立法は全く異例に屬す政府は將來努めて其の立法化を圖ると共に官吏制度の改革を斷行し又之が運用に當りては憲法の精神に悖らざるべきは勿論國民愛國心の自主的發露を基調とし苟も本法を濫用して人心の安定を脅威し産業の發達を阻止せざる様嚴に戒心すべし
- 二 本法の制定と共に政府は進んで世界の平和を實現し文運の進歩

に貢獻する爲速に外交機能を刷新し新に對外國策を確立すべし此附帶決議に付きまして可決を致しました所、是も全會一致を以て可決致しました。右大要を御報告申し上げます(拍手)

報告書

一 飼料配給統制法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十七日
委員長 寺田 市正

飼料配給統制法案

寺田 市正 君

○寺田市正君 只今上程されました飼料配給統制法の委員會に於きまする経過に結果を御報告申し上げます。飼料配給統制法案の委員會は三月十一日、十四日、十五日、十六日の四日間に亘りまして、慎重審議を致したのでございますが、本案は御承知の通り畜産資源が、國民生活上及び軍需上に於きまして益々重要性を増すに伴ひまして、飼料問題が常時農村經濟の上に極めて重要な地位を占むるに至りましたので最近の飼料需給關係に日滿兩國の特殊關係等に稽へまして、從來主として第三國から輸入して居りました飼料を、出来る限り友邦滿洲國より輸入することを主眼と致しまして、是が需給の圓滑と價格の公正を圖る爲め、適當なる統制機關を設けると云ふ點が本案の眼目であるのでございます。其方法としましては、民間の適當なる機關を政府が指定致しまして、之に差當り玉蜀黍、高粱、及び是等を原料とする配合飼料の配給統制を行はせまして、政府が此機關を適當に監督して參る

のであります。更に飼料配給統制の完備を期しまする爲に、飼料需要の變化に即應致しまして、政府が飼料及び其原料品の輸出入、又は飼料の販賣若しくは使用に關しまして、必要な命令を爲し得ること、配給統制に關しまして、必要な場合に於て政府は報告を徴し、検査を爲し得る権限を有し得ることとして居るのであります。尙本案は施行後五箇年間を限つて有効となつて居るのであります。是は滿洲國の産業開發計畫が現に進捗中でありまして、之に今次事變關係から生じた特殊の事情もありませんので、一應現下の飼料事情を基礎として對策を立てたと云ふのが、當局の説明であつたのであります。數量に關しましては、滿洲國から豫想數量が輸入し得るかどうかと云ふことに付きましては、從來の滿洲國よりの輸入が少かつたけれども、今後は滿洲國側の各種の施設と相俟ちまして、本法に依つて大體豫定數量を輸入し得る見込である。尤も本年度等に付きましては十分輸入が出来ませぬから、其不足の分は南洋、南米等より輸入する方針であると云ふ答辯でありました。其次に滿洲國側の機關はどうなるかと云ふことに付きましては、滿洲國に於きましても、大體内地と同様の統制會社が出来まして、農事合作社等に依る蒐集に依つて、是等の飼料を集めるものでありますから、彼等の統制會社が一手に取引すると云ふことになる見込であると云ふこととございました。最後に本法案の有効期間の問題でございますが、政府の答辯に依りますと、五箇年間としたのは、滿洲國の産業開發計畫との關係もありませんので、又現下の飼料事情が事變關係に因る特殊の影響もある爲め、一應現下の事態を基礎として立法を爲したのであつて、五年後に於ては更に適當なる方法を考へると云ふこととございました。尙ほ以上に關聯しまして畜産政策の根本方針、或は代用飼料の試験研究、殊に此林産種實の飼料化の研究、或は飼料の國內増産、配合飼料の對策

等に付きまして種々御質問があり、御答辯がございましたが、其他重大なる質問應答に付きましては、詳細の點は速記録に於て御承知置きを願つて置きます(拍手)

報告書

一 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十二日
委員長 岡田 忠彦

衆議院議長 小山松壽殿

兌換銀行券の保證發行限度臨時擴張

岡田 忠彦 君

○岡田忠彦君 朝鮮銀行券及び臺灣銀行券の保證發行限度を擴張するの意思がないかどうか、小額紙幣以外に、政府紙幣を別に發行する意思がないか否や、正貨準備を在外正貨として、海外に於て保有するの意思なきや否や等の質問がございましたが、政府に於ては何れも其の意思なき旨の答辯がありました。次いで討論を経て採決に入りました。全會一致を以て本案を可決した次第であります。此段御報告申し上げます(拍手)

入營者職業保障法中改正

法律案

田中亮一君

報告書

一 入營者職業保障法中改正法律案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十二日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 田中亮一

希望條項

- 一、退營者の再雇傭就職條件は努めて其の地位及給與額に於て前職時代よりは向上増額せしむる様雇傭者の道義心に訴へて善處萬全を期せられ度し
- 一、退營者にして始めて職場を求むる者には性能、經歷、趣味等を審査し適職主義により善處され度し
- 一、關東州、北支、蒙疆、中南支等の帝國權益地帯に於ける職業紹介所並に軍部補導部の充實を企圖し退營者現地就職者のため遺憾なきを期せられたし
- 一、傷痍軍人の再雇傭或は新求職に對して豫め労働の強化職業疾患等の事懸發生せざる労働環境を選擇するに留意せられ度し

報告書

一 昭和十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

報告書

一 昭和十一年度特別會計豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

報告書

一 昭和十一年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

報告書

一 昭和十二年度第二豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

報告書

一 昭和十二年度特別會計第二豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
豫算及各法律案委員會報告

輸出入品臨時措置に關する件

寺島權藏君

報告書

一 昭和十二年度法律第九十二號中改正法律案（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）（政府提出、貴族院送付）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月十九日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 寺島權藏

附帶決議

一 政府ハ速ニ「バルブ」資材供給ニ關スル根本對策ヲ確立スルト共ニ「バルブ」ノ節約及廢物利用ノ具體策ヲ樹テ萬遺憾ナキヲ期スヘシ

昭和十一年度第一豫備金

支出の件外

駒井重次君

報告書

一 昭和十一年度第一豫備金支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

報告書

一 昭和十二年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件（承諾ヲ求ムル件）
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

委員長 駒井重次

昭和十三年度追加豫算

田子一民君

報告書

一（第二號）昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

衆議院議長小山松壽殿

豫算委員長 田子一民

附帶決議

- 一 追加豫算中會計法規ニ抵觸スルノ嫌アルモノアルノミナラズ局課ノ施設官吏ノ増員ニ由テ行政刷新ト進行スル所顯著ナルモノアリ現内閣ハ宜シク是等豫算ノ運用ニ付特ニ周密ナル注意ヲ爲スベシ
- 二 治水根本ノ施設全カラザルガ爲多年ニ亘リ水害ノ失費尠カラズ政府ハ速ニ荒廢溪流ノ治山治水ノ根本計畫ヲ樹立シ以テ之ガ防止輕減ヲ期スベシ

豫算及各法律案委員會報告

報告書

一 (追第二號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十三日

豫算委員長 田子 一民

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 (第三號) 昭和十三年歳入歳出總豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十三日

豫算委員長 田子 一民

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 (特第二號) 昭和十三年度各特別會計歳出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十三日

豫算委員長 田子 一民

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 (追第三號) 豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月二十三日

豫算委員長 田子 一民

衆議院議長 小山松壽殿

○田子一民君 只今議題となりました豫算案三件、豫算外契約案二件に關する委員會に於ける審査の經過並に結果を御報告申し上げます

先づ昭和十三年歳入歳出總豫算追加第二號は、歳入歳出共一億七千餘萬圓であります、其歳入の内譯は、森林收入の増加、刑務所收入の増加等普通歳入に於て千七百餘萬圓、公債金に於て一億五千三百八十餘萬圓であります、次に歳出豫算中の主なるものは、外務省所管の支那事件に關する經費、大蔵省所管の第二豫備金の増加、内務省所管に於ける地方財政援助に要する經費の増加、陸海軍兩省、文部省及び逓信省所管に於ける氣象觀測施設の整備擴充に關する經費、内務及び農林兩省所管に計上せられてあります「パルプ」資材の増産並に造林等に要する經費、農林省所管の災害其他施設の増加、農山漁村應急施設に關する經費、拓務省所管の青年移民に關する經費等であります、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、追加第二號の中主なるものは、造船資金貸付補給及び損失補償の擴張、開墾助成金の増加等に關するものであります、次に昭和十三年歳入歳出總豫算追加第三號は、歳入歳出共に八千九百二十餘萬圓でありまして、其歳入の内譯は、普通歳入に於て、職業紹介所國營に伴ふ地方負擔金其他二百十餘萬圓であり、公債金に於て八千七百餘萬圓であります、歳出豫算中の主なるものは大蔵省所管の北支那開發株式會社及び中支那振興株式會社設立に關する經費、商工省所管の貿易振興施設に要する經費、臨時物資調整局設置に要する經費、厚生省所管の國營職業紹介所開設に要する經費、傷殘軍人保護に要する經費、軍事保護相談所設置等に要する經費等であります、昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加第二號は外務省、大蔵省、文部省、逓信省及び拓務省所管に屬するものであります、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、追加第三號の中主なるものは、在支一般居留民業務復興資金貸付補給及び

損失補償在支邦人企業復興資金融通損失補償、支那事變關係海運業損害復舊資金貸付補給及び損失補償に關するものであります、以上は只今上程せられて居ります

豫算各案の大要であります豫算委員會は去る十八日以来本日まで審議を重ねましたが、其質疑應答の主なるものを御報告致します、第一に、通常議會に於て今回の如き巨額の追加豫算を提出したる例がない、會期切迫の折柄審議の上に甚だ支障を來すものと思ふが如何との質問がありました、政府は事變時局に顧み豫算編成の後に緊急事態に應じて巨額の追加豫算の計上を餘儀なくせられたもので、事情御諒承せられたき旨の答辯がありました第二には、本豫算中には追加の性質を帯びざる疑を存するものが多々ある、殊に事變に名を藉つて便乗するもの多々あるやに認めらるゝが政府の所見如何との質疑がありました、之に對して政府は、其費目に付ては十二分に検討の上、緊急已むを得ざるもののみを計上したとの答辯がありました、第三に、地方財政補給金三千萬圓の財源を公債に求むるのは適當でないかと考へるが如何と云ふ質問に對しまして、政府は中央、地方を通ずる根本的税制改革を行ふ際には、地方財政補給金の財源を、國稅の收入増に依つて賄ふべきものと思惟するけれども、只今は臨時的に公債財源に依るの已むなき旨答辯がありました、第四に、地方財政補給金は三千萬圓の増加では不十分ならずとの質問に對し、三千萬圓では十分なりとは考へないけれども、國費多端の折柄此程度で忍ばねばならないと答辯せられました、第五に、我が日本は何故に中華民國臨時政府を速に承認せざるやとの質問がありました、政府は今日の所では尙ほ同政府の基礎の確立を持つて之を承認することを適當と認むるとの答辯がありました、第六に、衆議院及び貴族院の改革は、速に之を斷行するの意思なきやとの質問がありました、政府は出來得る限り速に議院制度調査

豫算及各法律案委員會報告

會に諮り實行したき旨の言明がありました、第七に、傷兵保護院は官制に依り、官吏に依つて運営することであるが、斯くては形式に流れ、或は温情を缺く憾なきやとの質問がありました、政府に於ては、此點に付て十二分の注意を爲すとの答辯がありました、尙ほ各省所管歳出に付きまして、極めて詳細なる又有益なる質疑應答があつたのであります、詳細は速記録に依りて御承知を願ふことと致します

委員會は本日午前質疑を終了致しまして、午後一時より討論に入りました、立憲民政黨の漢那憲和君、立憲政友會の小笠原三九郎君、第一議員俱樂部の永山忠則君、社會大衆黨の米窪滿亮君、第二控室の椎尾辨匡君、東方會の由谷義治君の諸君より、それぞれ各會派を代表せられまして賛成の旨の御發言がありました、議決の結果各案とも全會一致を以て可決致しました

尙ほ立憲民政黨、立憲政友會、第一議員俱樂部及び社會大衆黨の各派より、共同の附帶決議を提出せられました、之を朗讀致します

附帶決議

一 追加豫算中會計法規に牴觸するの嫌あるものあるのみならず局課の濫設、官吏の増員に由て行政刷新と逆行する所顯著なるものあり、現内閣は宜しく是等豫算の運用に付特に周密なる注意を爲すべし

二 治水根本の施設全からざるが爲多年に亙り水害の失費尠からず政府は速に荒廢溪流の治山治水の根本計畫を樹立して之を防止輕減を期すべし

此附帶決議も亦全會一致を以て決定致しました、此段御報告を申し上げます (拍手)

北支開發、中支振興兩會社 法案

報告書

一北支開發株式會社法案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十四日

衆議院議員小山松壽殿

委員長 山道 襄一

報告書

一中支振興株式會社法案（政府提出）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十四日

衆議院議員小山松壽殿

委員長 山道 襄一

○山道襄一君 北支開發株式會社法案、中支振興株式會社法案、此二案の委員會の經過竝に結果を御報告申し上げます、去る十九日に委員付託となりました直後、委員會を開會致しまして、委員長及び理事の互選を行いました、理事には政友會の小谷君、小高君、民政黨の栗山君、西田君、第一議員俱樂部の伊豆君、社會大衆黨の田原君がそれぞれ御就任に相成りました、二十二日には午前十時より開會を致しまして、午後九時まで審議を續けました、二十三日も同様午前十時に開會致しまして、午後六時まで審議を續けました、今日も午前十時に開會致しまして、午後一時少し前に終了致しました次第であります、此間質疑應答を熱心に續けられました、其主要な點に付しましては、本

はそれ／＼目透しを立て、居るのであります、細末の點に至つては今申しますやうなことで、或は御質問に對する答辯が十分に爲し得ない場合もあらうし、殊に機密を要するが如き問題に付ては、其答辯は満足を買ひ得ざる點があらうと思ふけれども、案目體極めて重大なるに鑑みられて、どうか此際審議を進められんことを望むと云ふことの御話であつたのであります

此案に付ては色々な質疑を爲さねばならぬ點が多々あつたのであります、二十二日の午後秘密會を開きまして、丁度二時間と三十分、商工大臣、陸軍大臣、法制局長官、柴山政府委員、川本説明員、是等の方々が主として應答の任に當られました、委員諸君の方からも思切つたる質問をせられました、之に對して政府當局に於かれましては、本當に思切つた答辯をせられたのであります、無論其秘密會の内容は申上げることは出来ませぬが、概括的に斯う云ふことであつたと云ふことだけは申上げて置きますが、主なる點は、北支竝に中支の政情に關すること竝に治安に關すること、及び此會社竝に子會社の内容等に付ての詳細であつたのであります、此秘密會の結果は、それ迄非常に多數の質問の通告者がありました、此秘密會の結果、質問を取消された諸君が数名居られたと云ふ一事を以て、秘密會に於て應答が行はれたことが、兩者の間に極めて詳細であつたと云ふことを、御諒承を願ふことが出来やうと思ひますから、此事情を申上げて置きます
更に質問に入りましての詳細なることは速記録を御覽下さるやうに御願を致しますが、其要領に屬します點を少しだけ御報告を申して置きたいと思ひます、此會社の營業區域に伴ひまして、現地に於きましての一つの區劃を、此際定めた方が宜いのではないか、俗な言葉で申しますれば、現地に於て一線を劃すると云ふことが是が、今日最も必要ではないかと云ふ質問が、政友會の植原君より爲されたのであります

豫算及各法律案委員會報告

會議の席上に於て、各派代表の諸君と政府當局との間に繰返されて居ります所でありまして、速記録を御覽になつて居ることと考へますから、斯う云ふ點は委員會で繰返して質疑應答せられました點も多少ありませんが、是は省略を致します
唯此質疑應答の始まります劈頭に、吉野商工大臣より説明を承りましたこと、竝に總理大臣より本會議に於ける質問に對し答辯が留保されてありましたから、其答辯を委員會に於て致したいと云ふことでありましたが、總理大臣より其の御答辯を承ることに致しました、總理大臣は、本案提出の遅れましたことに付きまして申されましたのは、此案の内容は極めて複雑であり、又關係する方面が非常に多方面であり、殊に現地との連絡を取らねばならぬ幾多の事實がある爲に、非常な日子を要して、提案の遅れたことを洵に遺憾とすると云ふことの御説明がありまして、更に此案の審議に付て、各方面よりの質問の最も中心であつたと申しても宜しい監督機關に關する點に付きましては、總理大臣より斯う申されたのであります、此開發竝に振興の會社の監督は、内閣全體の責任に於て行ふものであります、主管大臣は即ち總理大臣でありますから、此案の此會社に付ての事務を取扱ふ意味に於て、對支經濟事務局を設置せんとするのである、全般に互る監督に付ては、中央に於て最も有力なる機關を作る積りであります、之に對して何時頃より御著手に相成りますかと云ふことに付ては、議會終了後匆々其著手したいと云ふ御話でありました、唯之に關聯を致しまして、東亞省であるとか、對支省であるとか云ふ如きものに付ては、具體的の案は持つて居りませぬと云ふことであります、尙ほ總理大臣は言葉を添へられまして、曩に申した如く、本案は極めて廣範圍に關係を有し、又現地の方面と色々な深き關係を有し、のみならず現在作戦行動中である現時の事情であるが故に、政府としては大方針に付て

す、之に對しまして總理大臣の答辯に、此點今後此れ申上げることは甚だ困難であるけれども、現在の占據地點からは斷じて一步も退ないと云ふことだけは、明白に申上げると云ふことであります、又北支と中支とは、何處を以て境と致すかと云ふことに對しては、徐州を以て其限界とすると云ふことであります、更に蒙疆竝に北支の政權及び近く成立する思はる、中支の政權、此三政權の將來に對することに付きましては、各地方々々の其政權は依然として將來存在するであらうけれども、是等の政權は一つに聯合すると云ふことを、今日より見越して居ると云ふことであります、又此會社の仕事と治安維持とは、極めて密接なる關係を有するのであります、其治安維持の爲に、日本の軍隊を此處に駐めて置くか否かと云ふことは、今日明言は致し兼ねるけれども、此政權の警察及び蒙疆政權に屬して居ります其蒙古軍をして、此任に當らしむると云ふことを明確に答へられたのであります、政府の出資に對しましては、此支開發株式會社に對しましては一億七千五百萬圓、其中に於て第一回に二千五百萬圓を支出致し、残りは現物の出資をする、其現物の出資は主として鐵道であります、其鐵道の運轉材料であるとか、或は敷設鐵道であるとか、或は將來敷設せらるべき鐵道であるとか云ふやうなものが、其現物の出資の主體を成すべきものである、又中支の振興會社に對しましては、政府は五千萬圓を出資致しますが、第一回に五百萬圓の現金を出資すると云ふことであります、事業と致しましては、港灣の修築、鹽の増産、鐵、石炭、金の採掘、鐵道、「バス」、道路、是等のものを先づ先きとすると云ふことであります、此子會社は一業一社の方針であるかと云ふことであります、必しも一業一社ではない、其事情に應じては一社或は數社を許す考へであると云ふことであります、更に北支開發會社と中

支の振興會社との間に相違して居ります一點としては、中支振興會社には、事情に依りましては、會社自身が事業の經營を直接にすることが出来る規定があるのであります。北支開發會社には此規定がなく、唯投資と融資のみに限られて居りますが、此振興會社と同様に開發會社にも自己自身が直接事業の經營を爲すことを規定したならばどうかと云ふのに對しては、現在に於ては事必要を認めて居らぬと云ふこととであり、更に國有財産の接收に關しましては、今後に於て慎重に處置したいと考へて居ると云ふこととであり、上海の海關の接收に關しましては目下英國側と交渉中である、英國の希望する所は、組織の急激なる變化をして貰はないやうにと云ふことが一つ、もう一つは、其收益中より支拂はれず所の金額の率が比較的多少からんことを希望すること、此二つが英國の希望であるので、目下折衝を續けて居るが、遠からず接收することが出来るであらうと云ふ外務大臣の答辯であります、無論是の同時に外國の權益に對しましては、努めて尊重致すと云ふことが總ての答辯に表明せられて居ります、更に現物出資の評価に付きましては、最も嚴重なる評價をして貰ひたいと云ふことに政府も同意であります、此現物出資の中の外債に關係を致して居りますものに付きましては、將來に於て慎重に考慮すると云ふことでありまして、滿洲國獨立の際に於けることも一例として引用せられましたが、會社の資金調達、用材及び技術の供給等に關しましては、政府は極めて樂觀的態度を示されました、用材の如きに付ては、既に調査も完了致して居る、又技術に付きましては、本格的には何等不足は感じて居らぬと言ふやうな點に於きまして、政府は極めて自信ある答辯をせられたのであります

更に此會社の役員の選擇に付きまして、數多の事實を列擧せられまして、委員の方より此舊來の弊害を打破するやうにと云ふ要求があり

ました、政府も此舊來の弊害を一掃することに努めるとの言明をされたのであります、爲替の統制に關しましては、北支は日本及び滿洲のやうに嚴重な譯には參らぬと言ふことを申して居られました、又法幣の引換が始りまして、非常なる法幣の背負込をするやうなことはないかと言ふことに付ての質問に對しましては、それぞれの機關があららに參つて居りますので、さう言ふ心配はないと言ふことを、大藏大臣は言明をせられたのであります

更に支那に居ります所の邦人の被害に對する救済金に付ては、既に豫算に之を計上致し、又救済金の支出に付て、之を銀行に一任して置くと言ふが如き場合には、極端な例を申しますならば、或種の人達が銀行より負債を爲して居る場合に、此金を質す場合に、其前の負債を差引くが如きことがあるならば、此目的が達せられないが、此點に付てはどうするかと言ふことを、民政黨の宮澤君より詳細に質問せられました、此點に對して貸出の方針を決定するに付ては、出先の官憲、例へば總領事の如き、及び民間の有力者と相談の上之を決定して、銀行は唯金の取扱だけに止まるのであるから、弊害は起らぬと考へると言ふ大藏大臣の答辯がありました

更に最も重要な一つは、此會社の株主は此會社に使用します所の人物に付て、今回の事變に出征を致しました將兵諸君に優先的に此株を持たせ、其諸君に優先的に其人事の採用をして貰ふやうにと云ふことの熱烈なる希望が、松岡君及び前川君等よりあつたのであります、之に對しては、政府は十分に其事が實現を致すやうに努力を致しますと言ふことを、言明せられました、是等の諸點以外にも幾多の重要な應答が重ねられました、今日の會期の状態に照しまして、御報告申上げることには此點に止めて、前に申しました如く、それ以上詳細なことは速記録に就て御覽下さらんことを御願を致します

昨日大體の質疑を終了致しまして、今朝各派一名づつ簡單なる質問がありました、其質疑を終了致しまして、討論に移りますに當りまして、私より總理大臣に對して、委員會全體としての希望の在る所を申述べて、之に向つて總理大臣の御答辯を得たいと言ふことに付て、數箇條私より申述べて其答辯を得ました、是は他日極めて重要なことに屬すると考へますから、特に此際御報告を申上げて置きたいと思ひます

第一は、政府は北支、中支に於ける經濟開發並に振興に關する帝國の使命に鑑み、其迅速且つ圓滿を期する爲め、速に日支兩國間に於ける資源開發、利用需給の根本策を樹立すると共に、我國爲替水準に影響を與へざる方策を講じて貰ひたいことを希望しますが、政府は如何様に御考へになりますかと申しました所、總理大臣は同意の意を表されたのであります

第二には、政府は在支邦人の中の中小業者の既存事業は之を尊重し其發展に關して特別の考慮を拂つて貰ひたいと希望しますが、御所見は如何でありますかと申しました所、總理大臣は邦人中小業者の既存の事業は之を尊重を致し、其發展には特別の考慮を拂ふとの言明をせられたのであります

第三は、評價委員會の機構に關しましては、特に人選に留意せられ現物出資の評価に萬遺憾なきを期せられんことを希望致しました、之に對して總理大臣は、萬遺憾なきを期しますとの御答でありました

第四には、政府は北支經濟開發及び中支經濟振興の兩會社、並に其關係會社の人事に關しては、兩會社本來の使命を重んじ、廣く適材を起用し、從來の弊風に隨せられないやうにせられんことを要望致しました、此點に付て御所見を質しました所、適材を起用致すこと、從來の弊風を打破することに付ては同感である旨を答へられました

第五には日滿兩國に於ける各種産業との相剋摩擦を避け、日滿支共存共榮の目的達成に努力せられんことを希望致しました、之に對しては、同様に、相剋摩擦を避けることに努力を致すとの言明がありました

最後に本案と直接の關係は持ちませぬけれども、其際に特に政府に希望すべき二つの事柄があることを認めましたので、之に付て總理大臣の御所見を質しました、一は、政府は北支に於ける農村振興及び治水に對する指導方針を確立し、北支農民生活の安定向上を圖られたいこと、一は、政府は北支に於ける文化各般の施設を確立し、以て日滿支の精神的融合を圖られたいこと、此二つに付て總理大臣の御所見を質しました所、總理大臣は、支那の農村振興及び治水に對する指導方針を確立して北支農民の生活の安定向上を圖ることは、當然爲すべきことであるから、是は考へて居ります、又北支に於ける文化各般の施設を確立して、兩國の精神的融合を圖ると云ふことは、最も大切な事であると信ずると言ふことの言明を得ました

是で質疑は完全に終了致しまして討論に移りました、討論に入りまして、民政黨の喜多君、政友會の東郷君、第一議員俱樂部の伊豆君、社會大衆黨の田原君、第二控室の道家君、東方會の木村君の諸君より、續々本案の此會社成立に關して、政府に對する希望を述べられ、且つ御賛成の演説がありました、議決に入りました所、滿場一致で本案を可決致しました、何卒委員長の報告通り御賛成下さらんことを希望致します(拍手)

論 討

各政黨贊成演說

民政 小林三郎君



○小林三郎君 私は立憲民政黨を代表致しまして、此北支那開發株式會社、中支那振興株式會社の兩法案に對しまして賛成の意を表する者であります。此際其理由を極めて簡単に辯明を致します。我國は古今未曾有の時局に際會致しまして、忠勇なる我が皇軍將兵は出征以來北支又は中南支に互り、到る處に壯烈なる戦闘を爲し、連戦連勝著々として占據地帯を擴張しまして、今や北支五省は勿論、中南支の大半をも我軍の占據する所となつたのであります。我が皇軍の此偉大なる勳功に對しましては、國民の齊しく感謝措かざる所であります。又一面銃後の吾々國民も、一層至誠報國の念を固く致しまして、皇軍將士に劣らざる熱意を以て萬難を排し、學國一致難局打開に當るべき決心と覺悟を持ちまして、多大なる犠牲を忍び、銃後國民の任務を果して居るのであります。即ち今次事變勃發以來、莫大な軍費を支出致して居ります。又一方に於きましては、事變の爲に各種の公私施設及び所謂平和事業、又各家庭に於ける家業の蒙むる影響は、實に莫大なるものがあるものであります。是等有ゆる犠牲を忍んで、學國一致難局に當つて居ります所以のものは、固より我國の目的とする所の東洋永遠の平和を欲するからであります。而して此大目的を達成する爲には、速に日支の國交を回復致し、日滿支三國の提携を必要とするのであります。是が爲には一日も早く蔣政権を倒置

致しますると共に、一方に於て支那國民を救済する使命を負ふ所の新政權の確立を致さなければならぬ。幸に北支に於きましては、既に王克敏を中心とする所の新政府が出来まして、著々として諸般の政務を始めまして、其基礎の追々確立されて來ますことは、洵に喜ばしきことであり、總て中支にも新政府が現れ、將來漸次一元化の政權確立の道に向つて行くことが考へられるのであります。是と同時に速に日滿支經濟「ブロック」を確立致しまして、經濟的提携を爲すことが極めて緊要であります。且つ此問題は最も急速を要することでありまして、此兩法案は即ち此經濟提携の爲に、日滿支三國の共存共榮を企圖する經營的施設の現れであります。此兩會社の業務とする所の、北支開發會社の事業、中支振興會社の事業の内容に付きましては、御承知の通りでありまして、此處で喋々致しませぬ、政府は各種事業の統制を圖る爲に、此會の法案を出したのであります。然るに其内容を見ますのに、其目的の大なるのに反し、方法或は資金の關係等は、到底東洋永遠の平和維持の基礎となるべき、日支間の平和の楔としての經濟工作としては、洵に心細き感する次第であります。之に付きましては、幾多の論評もありません。併ながら會期は既に切迫致しまして、餘す所數日に過ぎざる場合に、此重大法案を提出致しましたる所の政府に對しましては、之を十分に責めまして、或は慎重に此兩法案を審議し、又經濟國策の根本を日支提携の上に確立する爲には、私共の考では寧ろ臨時議會を召集致しまして、慎重審議の上決定すべきものであると言ふことを考へるのであります。奈何せん現下の情勢に於きましては、一刻を争ふ日支間の經濟工作の問題でありますので、徒に争論を爲すべき時ではないのであります。唯政府に於きましては、速に北支、中支の經濟開發並に經濟振興に關する帝國の使命に鑑みまして、兩國間に於ける資源の開發、利用更生

する大體の辯明を致します(拍手)

政友 小谷節夫君



○小谷節夫君 私は只今上程せられました北支那開發株式會社、中支振興株式會社の二つの法案に對しまして、立憲政友會を代表致しまして賛成の意を表し、至極簡単に其説明を致しまして、委員長の報告通り可決せられんことを望むものであります。皆賛成であります。言ふことは大體同じやうなことを言ふやうになりますので、先程の委員長の報告及び只今的小林君の御討論と非常に似た所が多うございますから、極く簡単に申し上げますが、今回の戦争と云ふものは、所謂戦争は手段であつて、目的は蔣政権を打倒し、さうして日支眞の提携をやつて、東洋永遠の平和を確立し、由て以て世界平和に貢献しやうと云ふことは、皆分り切つた理窟であります。然らば蔣介石が長期抗日を唱へて參つて居ります今日、我國も亦其長期抗日に對抗する意味に於て、一日も早く糧を敵に依る戦術を採り、又生産的方面に金を注いで行くことと云ふことをやるのは、是は戦争と同時に、直後に起つて來る問題でありまして、最も必要な問題であると思ふのであります。隨て此問題は議會の終末期に、もう二日か三日しかないと云ふ時に現れるべき性質のものでありませぬ、どうしても此議會の始めに、文化事業の法案が出ましたのと相前後して出て來なければならぬ性質のものであると思ひます。而も出て來た法案を見ますと、皆さん御承知の通りに、可なり荒削りの法案であります。是程荒削りの法案であつたならば、私はもう少し早く荒削りの儘で宜いから出し

の根本方針を樹立し、一面我國の爲替水準に影響を與へざる方策を講ずると共に、一面在支那人中、中小商工者の既存事業權を十分に尊重致し、速に是が救済を爲し、其業の復舊發展に助成する特別の考慮を拂はなければならぬと思ふのであります。

同時に此兩會社は勿論、其子會社たる關係諸會社に付きまして、やはり同様の注意を拂ふと共に最も茲に、私共の要望致さなければならぬことは、此會社及び關係會社の運用に當る人の人選であります。此人事問題は屢々當議場に於きまして、亦各種の委員會に於ても問題になりましたことは御承知の通りであります。此兩會社の使命に鑑みまして、此運用に當る人は官民を問はず、廣く人材を簡拔致しまして、從來のやうな弊に墮することなきやうに十分の御留意を要望する者であります。更に此事業を運用する人の監督に付きましては、政府は重大なる責任を以て、之に當らなければならぬことは當然であります。幾多の犠牲を拂ひまして、皇軍の將士が屍山血河の間に馳驅して贏ち得たる所の戦果を、十分に吾々の要望する通りに收穫すると云ふことは、日支經濟工作の基礎たるべき、此兩會社の運用如何にあるのであります。

又同時に日支提携を眞に要望する所の吾々は、更に茲に經濟工作と共に、一日も忽せにすることの出來ない所の文化工作の大方針を早く確立致しまして、さうして文化施設を致し、兩々相俟つて日支の兩國、延いて日滿支三國の共存共榮の實を擧げ、東洋永遠の平和を確保しなければならぬと思ふのであります。是が爲には近衛首相が最も強い所の信念と、周到なる用意と、烈々たる氣魄の下に、確乎不動の大亞細亞精神を確立致すこととあります。眞に東洋の盟主として亞細亞民族を指導して行くことと云ふことの大決心を以て、之に當たらんことを希望するのであります。以上簡單であります。本案に賛成致しま

て、吾々の審議にも餘裕を與へて貰ひたかつたと思ひますが、併し今更もう追付く譯はないのであります。而も此提案の後れまじした理由が、政府部内に於ける色々の摩擦關係であつたと云ふやうなことを聞くに至りましては、私共は非常に遺憾に感ずるのであります。新聞紙上に現れた所を見ますと、東亞省と云ふやうなものを置くこと云ふやうな意見があり、それからそれが縮小せられて、今度の對支經濟事務局と云ふものになつたのだと云ふやうなことを聞きまして、さう云ふ状態では、此二つの會社が出来ても、北支の開発や、中支の振興の爲には、どれだけの働が出来てあらうかと云ふことを、非常に私共は不安に感じて居りました。隨て此委員會の當初に當つては、此委員會には實に暗雲が低迷をして居つたのであります。(ヒヤ) 總理大臣から率直に色々と説明をして戴き、又先程委員長報告通り、二時間半の秘密會で以て、比較的徹底的の問答を交換することが出来ました。それに更に本日の委員會に於て、總理大臣から御聲明を得たと云ふやうなことに依つて、吾々は十分審議はしたのでございませうけれども、審議をする時日がないのであります。今日衆議院を通さなければ、明日一日しかない議會でございませうから、此案を葬らなければならぬと云ふことになるのでございませう。幾ら何でも此案を葬ると云ふことは、私共としては出来ませぬので、遺憾ながら吾々は此程度に於て質問を打ち切り、本日の議會を通して戴いて、貴族院に送らうとする譯であります。政府は吾々の此氣持を能く御想像願ひまして、先程委員長の報告にもありました通りに、色々と吾々の註文を能く咀嚼して戴きたいと思ふのであります。先程も申しましたけれども、秘密會では可なり突込んだ色々の質問をし、御答辯を得たのであります。併ながら其秘密會で承りました御答辯の數字なるものを研究致して見ますと、洵に杜撰なものであると云ふことを、私共は現地に比べて考

へるのであります。(拍手) 私は諄くは申しませぬ、此兩會社の創立に當りまして、先程も委員長の報告にもあり、又小林君の御話にもありましたから、少し諄いやうではありますけれども、どうか過去の支那に於て仕事を居りました連中の業績を尊重して、さうして其間に餘り無理のないやうなことを心掛けて戴き、それから更に滿洲、内地等との相剋摩擦を避け、評價委員會には、特に其機構人選とに注意をして戴きまして、其評價が如何にしいことがあり、十分な慎重を缺いて荷も世の指彈を買ふやうなことがないやうに、心掛けて貰はなければならぬと思ふのであります。(拍手) 尙ほ先程から爲替の問題なんかも出て居りますから、其爲替の問題なんかも十分注意して戴き、中支那の方は振興と云ふ名前になつて居りまして、北支那の方に開發と云ふことになつて居りますけれども、開發と同時に、やはり今日までやつて居りまして、試験済の産業で以て讓されて居りますものを復舊すると云ふことは、是は國家の爲にも非常に工合の好いことだと思ひますので、其點に對しても心掛けて貰ひたいと思ふのであります。

十分と云ふ時間の制限をお互に付けて居ります關係もありませんし、私は最後に一言、此議會に於て外務大臣が本會議及び委員會に於て屢々御聲明になつて居る點でございませうが、是は代表と云ふ資格で以て申しますと、あとで御叱りを受けることがあるかも知れませぬから、最後に此一言だけは私個人の資格に於て申し上げたいと思ひます。新政權がどんなものが出来るに致しましても、滿洲國以上に日本と不可分の關係のものは出来得ないと思ふのであります。滿洲國と云ふものが、あれだけ日本と不可分の關係があつても、旅順、大連と云ふ租借地が今日存在して居る意味に於て、即ち滿洲國と云ふ大きな團扇の柄がある、團扇に柄がなくては風は來ないのであります。此新政

權と云ふものは、滿洲國よりはどうしても不可分の關係が薄いものと思ひなければならぬのでありますから、其新政權と云ふ團扇には、どうかきつちりとした柄を造つて置いて貰ひたい、其柄は是まで度々出来損ひまして、再び吾々は國策の犠牲となつたのであります。どうか五年十年先に、あゝ彼の時分にどうしてあんな失敗をとつたのだらうと云ふ歎聲を、三たび繰返さないやうな工合にして戴きたいと云ふことを御願ひしたい、外務大臣から本會議及び委員會に於て、十分貴意に副ふやうにしたいと云ふ御返事も得て居るのでありますから、此議會の終末期に臨みまして、最後に此事をもう一遍繰返して、私共をして三たび國家の爲に齋を噛むことのないやうにして戴きたいと云ふことを御願ひして置く譯であります。今申しました通りに、已むを得ざる重大法案でございませうから、吾々は茲に已むを得ず賛意を表する者であると云ふことを、御諒承願ひたいと思ひます。(拍手)

第一俱 窪井義道君

○窪井義道君 私は第一議員俱樂部を代表致しまして、只今上程されて居ります兩法案に賛成の意を表明する者でございませう、極めて簡単に賛成の理由を申し上げたいと存じます



今日まで日支親善、日支提携と云ふ聲が本議場に於ても多年叫ばれて参つたのでございませう、然るに本兩法案は此日滿支の經濟「プロック」の基幹を成しまする經濟的建設の意味に於きまして、此議場に於て提案されたことを、吾々は衷心より國民の一人として慶賀に堪へないと思存する者であります。先づ私が賛成する第一點は、今回の兩案の經濟

的の北支の開發及び中支の振興と云ふことが、我國の國防上極めて重大なる關係を持つて居る點であります。申上げる迄もなく北支に於ける鐵道、通信、鐵礦其他の事業が經濟的に開發振興されますれば、茲に我國の國防の第一線に於て、鞏固なる經濟的基礎を持ちまして、我國の國防が極めて重大なる所の強化を見ると云ふ點に於て、私は賛成を表する者であります。

第二點は、只今日支間に戰爭をして居りますが、此戰爭は申上げる迄もなく、我國は支那四億の苦しめられた民衆を救ふ爲に百萬の兵を出して、蔣政權の誤つた抗日容共の、其根本を叩き壊す云ふのでございまして、隨て今日此戰爭の最中に於て、此經濟開發と云ふ平和工作が催されることに對しては、支那四億の民衆は、日本が如何に經濟的に開發して呉れるかと云ふことを刮目して視て居ると存するのであります。そこで私は此法案が成立致しまして、日本は北支、中支に對して、約二十七億圓の巨大なる資本を以て、之を救済してやり、開發してやると云ふことを支那四億の民衆が見た場合に、此戰爭の上に大きな好い結果を齎らすと云ふことを確信する者であります。此意味に於て私に此法案に賛成する者であります。

更に第三點は、先程申されましたやうに、此大陸政策の第一歩を踏出す意味に於ける、所謂大陸政策の一部分である所の經濟的建設を、北支及び中支に致すと云ふ意味に於て私共は本案が我國の多年の要望を實現する上に於て、極めて重大なる意義を持つと云ふ點に於て賛成を致す者であります。

以上三點が本案賛成の理由でございませうが、尙ほ最後に私は極めて簡単に一言希望を申述べたいと思ひます。それは北支及び中支を通じて、其人口の八割五分は農民であります。そこで本當の日支親善、或は日支の結合を來たさうと致しますには、どうしても此農民の救済を

しなければ、眞の日支提携は爲し得られないのであります。此意味に於て本兩法案は、其經濟的開發を望んでお居てになりまされども、此四億の民衆の中の三億以上を占める所の支那農民に對して、特に北支の農民に對して、其救済或は指導方針と云ふものを政府が立てられまして、約一億に垂んとする所の北支の農民の生活を安定し、それを向上せしめまことに依つて、即ち北支は日本の商品の一大華客となり、所謂經濟上の「マーケット」となるのであります。さう云ふ意味に於て、私は政府が極めて速に此經濟對策と同時に、北支の農村に對する對策を考究樹立せられんことを希望致す者であります。

第二點は治水の點であります。是は支那の歴史を吾々が讀んで見ますと、數千年の昔、禹が有名な治水を致して以來、黄河の治水と云ふことが、支那の農業に對する大きな、又支那四億の民に對する大きな問題となつて居るのであります。此意味に於て、私は政府が是は非常な大事業でございませうけれども、黄河の治水其他の治水に對して、後世に範ふ垂れるやうな意味に於て、積極的に大きな計畫を以て北支の治水の計畫を樹立されんことを希望申上げる者であります。

第三點は、先程申されましたやうに、私の希望して居る點は、所謂文化に對する各般の施設を急速に爲さしめて、教育、思想、其他今日の未教育のあの支那民衆に對して、文化的な向上精神を涵養致されまして、而して政府は是等の文化施設に依つて、本當に支那人が日本と力を協せて行かなければ、所謂支那の存立は出來ないのだと云ふやうな印象を支那人に與へるやうに、仕向けられにやうな各般の施設を爲さしめて、日滿支の精神的の結合を促すやうな指導方針を定められんことを切に希望致しまして、以上の理由と希望を申上げまして、私共は喜んで本案に賛成の意を表する者であります(拍手)

とを特に御願致したいと思ふのでございます

此案を見まする時に、一部の重要産業に對しましては、之に統制を加へ、他の大部分の産業部門に於きましては、之を自由經營に一任すると云ふやうになつて居るのでございます。是も一つの一時的な試みとして見ることは出來ませう、併ながら當面大なる問題は、日滿支を如何に經濟的にしつかりと結ぶかと云ふことが、當面の急務でございませう(拍手)是が爲に私達が政府に御願したいことは、國內に於ける産業方面に於きまして、特に革新的な政策を敢行なさいまして、此國內に於ける經濟な革新政策の遂行と對應して、北支に於ける所の産業開發及び振興の革新的な計畫性ある統制が與へられなければならぬと思ふことを、特に御願致したいと思ふのでございます(拍手)

第二に希望致したい點は、此會社の事業遂行に關聯致す問題であります。彼が支那に於ける我が同胞、中小工業者の諸君の既存の權利は、之を政府は飽までも擁護すると聲明されて居る、だが之を擁護すると云ふだけではなくして、今回の事變に於きまして、上海地方に於ける中小業者の直接間接の被害だけを概算致しまして、既に一億圓を突破して居ると申されます。此前の上海事件等に於きましては、直接の損害百萬圓と言はれたに對して、政府は五百萬圓の融資を以て是が救済に當りましたが、今回の支那の各地に於ける我が同胞中の中小業者の被害に對しましては、大蔵省預金部は僅僅三千萬圓の金を以て、之を救済せんとして居るのでございます。どうか是等の地方に於ける我が同胞居留民諸君の中小業者の今後の救済振興の爲に、政府は宜しく満足なる對策を御立てにならんことを、併せて御願致したいと思ふのでございます(拍手)

第三點は、應召將士諸君及び其遺家族の諸君に對しまして、此會社が社員及び従業員を採用を致します時には、どうか優先權を與へられ

社大 前川正一君



○前川正一君 私は社會大衆黨を代表致しまして、政府原案に對しまして賛成の意を表せんとする者でございます。極く簡単に其理由を申述べます。此法案を見まする時に、我が多年の大陸政策への、僅かではあるが、一歩前進の爲に、此法案が役立つであらう、又同時に日滿支を結びます所の經濟「プロット」の確立に向つて、是亦一歩を前進せんとして居る所の重要な内容を持つて居るのが、本法案でございませうと云ふ點から、私達は先づ其精神に於きましては、無條件に賛成することが出来るのでございませう。第二點は、此神速果敢なる我が皇軍の軍事行動に對應致しまして、今日即時爲さなければならぬ最も重要なことは、北支、中支に於ける經濟建設でございませう。此經濟建設を此案が内容と致して居ります。故に、私達は先づ此點に於ても賛成が出来るのでございませう。此案の内容を仔細に點檢致します時に、何だか現實にびつたり合はない所の、まだ熱し切つて居ないと云ふやうな點を、此案に於て私達は遺憾ながら見ることが出来るのでございませう。併ながら委員會に於ける所の政府當局の説明なり、御答辯に依りまして、大體に於きまして此内容を諒解することが出来ましたのと、もう一つは、今日の長期應戰の立場から致しまして、先づ今日の經濟工作は、今直ぐに是が敢行されなければならぬと云ふ點と、同時に此二つの會社の活動が今即時行はれると云ふことが、今日極めて重要であると云ふ時局認識から致しまして、之に賛成を致す者でございませう。どうか政府に於かれましては、今後此運用に付きまして十分に誤りなきやうに、御警戒あらんことを

まして、せめてもの御勞苦に對して、之を慰やしたいことを、特に希望致したいと思ふのでございます(拍手)

第四點でございませう。是は治安の維持の點から見ましても、振興の點から見ましても、現在の支那はまだ飽までも農業國の域を脱して居りませぬ、多數の農民を如何に指導し、如何に之を經營するか云ふことが、今日の極めて重大なる問題であると考へます。故に、此會社が設立されますと同時に、是と並行致しまして、どうか綜合的な農村の指導機關の確立を迅速になされまして、今後の北支、中支に於ける農村の振興開發と同時に、治水の完備と云ふ方面に對しまして、十分なる對策を既時御立てにならんことを特に御願申上げまして、簡單でございませう。以上を以て本案の賛成の理由と致す者でございませう(拍手)

航空擴充の決議

航空擴充に關する決議

政府は支那事變と國際情勢の急迫とに鑑み軍用航空並民間航空の振興擴充に鋭意努力し併せて國際航空路の開拓に邁進せられんことを望むる決議

○多田滿長君 歐洲列強諸國に於ては、既に自國內の航空線路を充實致して、遠く大陸を越え、大洋を横斷して、國際航空線路を開設し、自國の權益進出に邁進して居ります。今日に於ては一衣帯水の彼方にある支那が、列國航空線路獲得の焦點となつて居ると云ふ實狀である。然るに我國民間航空事業は僅に國內線として、札幌、臺灣間、福岡、大連間の兩幹線を、舊式機を利用して辛うじて運航を繼續致して居る

航空擴充の決議、滿洲移民の金融に關する質問書

に過ぎませぬ、國際線路としては滿洲國に通ずる東京、新京線の一
本だけと云ふ、洵に憐むべき現狀にあることは甚だ残念に堪へませぬ
政府は速に今事變に於ける軍事占領地域に向つて、定期航空線路を
開設することは勿論、進んで米大陸或は歐洲、並に南洋方面への國際
線路をも開拓して、經濟、文化、交通、有ゆる方面に向つて、我が帝
國の東洋に於ける地歩を確保する必要があります

航空路開拓は努力中

永井 遞信大臣

○國務大臣(永井柳太郎君)多田君が御述になりました如く、國際航
空路の開拓の重要なことは、政府も全く同感に存じます、政府と致
しましては從來の日滿、日支、兩國間に於ける航空路の外新に、對支
航空路の開設に付きましたは、福岡、上海、南京線、及び東京、福岡
青島、北京線の實現に要する經費を、追加豫算として要求して御審議
を願つて居る次第でございます、尙ほ廣く
世界各方面に向つて我が航空路の進出を企
てると云ふことも、全然同感でありまし
て、我國の上海に於ける航路が全世界に通
ずる如く、空中に於ける航路も、亦同じく
全世界に通せんことを期するものでござい
ます(拍手)其實現に付きましたは、折角努力中ではありますが、唯事
外交の機微に關する所が少くありませんので、具體的に只今御報告申
上げ兼ねますことを遺憾に存じます



而して損失を蒙りなる場合之か補償制を確立する爲次期帝國議會
に法律案竝之に伴ふ豫算を計上するの意思ありや
右及質問候也

昭和十三年三月二十五日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿

衆議院議長 小山松壽殿

衆議院議員羽田武副郎君提出滿洲移民の金融施設に關する質問に對
し別紙答辯書差進候【別紙】

衆議院議員羽田武副郎君提出滿洲移民の金融施設に關する質問に
對する答辯書

- 一 滿洲移住希望者をして後顧の憂なく渡滿せしむることは移民奨
勵上の見地より重要にして金融の途を開き負債の整理、家財の整
理等に關し經濟的便宜を圖ることに付ては篤と考究致度
- 二 移民金融に對し政府の低利資金を融通し損失を受けたる場合之
か補償を爲す制度に付次期議會に法律案竝之に伴ふ豫算案を提
出することは目下考究し居らす

昭和十三年三月二十五日

内閣總理大臣 公府近衛 文麿
内務大臣 末次 信正
大藏大臣 賀屋 興宣
農林大臣 伯爵有馬 頼寧
拓務大臣 大谷 尊由

滿洲移民の金融に關する質問書、昭和十一年度及既年度未済決算報告

滿洲移民の金融に關する
質問書

滿洲移民の金融施設に關する質問主意書
右成規に據り提出候也

昭和十三年三月十八日

提出者 羽田武副郎

滿洲移民の金融施設に關する質問主意書

拓務省の二十箇年百萬戸滿洲農業移民計畫は内地の過剩人口を緩和
し且つ滿洲の産業開發の爲洵に時宜に適應せる國策なりと信す特に昨
年來農村更生計畫の基本方策の一として分村計畫を樹立し大量的に
滿洲移民を企つる町村の全國各地に生ぜるは該國策遂行上海に喜ぶ
べき現象なり然るに是等大量移民の渡航に際し重大なる支障を來す
ものあり即ち左の二問題なり

- 一 多額に負債を如何に處理すへきか
 - 二 僅少なから家屋家財道具等を如何に處分し之を金錢に代ふへき
か
- 而して之か金融の途なく遂に渡航の志を放棄せざるを得ざるは至る
者多々あり是れ洵に佛を作りて魂を入れざるものと謂ふべく將來の
該國策遂行上遺憾に堪へず仍て本員は滿洲移民國策遂行に關し内閣
總理大臣、内務大臣、大藏大臣、農林大臣及拓務大臣に對し其の所
見を問はむと欲するものなり
- 一 滿洲移民に對する特殊なる金融對策を樹立する意思ありや若し
ありとせば之か具體策の明示を求む
 - 二 町村か主體となり政府の低利資金の融通を受け移民金融を爲し

昭和十一年度決算報告

小林 絹治 君

報告書

一 昭和十一年度歳入歳出總決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出
決算

右は本院に於て別紙の通議決すべきものと議決致候此段及報告候也
昭和十三年三月二十三日

決算委員長 小林 絹治

衆議院議長 小山松壽殿

- 【別紙】
- 不當なるもの 十四件
- 歳入に於て
- 不當なるもの 十五件
- 歳出に於て
- 不當なるもの 五件
- 歳入に於て
- 不當なるもの 十件
- 官有物に於て
- 不當なるもの 一件
- 合計 四十五件

既往年度（昭和八年度、昭和九年度、昭和十年度）

一般會計

歳入に於て 十件
 不當なるもの 一件
 歳出に於て 特別會計
 歳入に於て 四件
 不當なるもの 五件
 歳出に於て 五件
 合計 二十件

昭和十一年度歳入歳出總決算及同特別會計歳入歳出決算中不當なりと議決したる事項左の如し

用品勘定

拓務省所管朝鮮總督府

歳入經常部

第一款 租 稅

第二項 所得稅

(三九) 京城稅務署に於て徵收不足に屬するもの（會計検査院報告の一）

一、五九〇・七一〇

本件は取扱の過誤に因り徵收不足を生ぜしめたるものにして不當なりとす

歳出經常部

第十七款 專賣局

第二項 事業費

益は高率に失するものと認めざるを得ず而して群山納の分に付ては十年度以降引續き組合か同會社に對し口錢を支拂ひ會社名義にて納入するの取極あるのみならず群山納の分の組合買入價格は仁川納に比し低價なるに之か專賣局買入價格は却て高價に當るの狀況にして當初輸入命令を爲すに當り其の實情を調査し適當の業者と契約を爲すに於ては更に低廉に購入するを得たるものと認めざるを得ず本件は輸入の購入に當り措置其の宜しきを得ず國庫に不利を及ぼしたるものにして不當なりとす

歳出臨時部

第四款 補助及獎勵費

第五項 土木費補助

(四一) 平安南道の支出に係る（會計検査院報告の三）

一三、三三三・〇〇〇

右は平安南道に於て第三次窮民救濟事業として施行せる平壤開門築造工事費四拾萬圓に對し其の八割に相當する起債參拾貳萬圓の償還に充つる爲昭和十年度より二十五年間に至る間に於て交付する國庫補助金總額四拾四萬四千四百餘圓の内にして本件開門は大同郡古平面九井里普通江左岸に扉室有效幅八米鐵筋混凝土造、開室有效幅九米長八十米、門扉鐵製引上式操作揚揚聯動裝置の設計を以て十年度に起工し本年度に竣功せるものに係り本件開門は九、十兩年度に第二次窮民救濟事業として施行せる大同江、普通江合流點改修工事に土取場と爲したる開門接續の土地を將來更に掘鑿して船溜と爲し之と西平壤方面を連絡する運河築造せられ且船溜附近か工場地帯等として發展する場合を豫想し設置せられたるものなるも船溜並運河計畫は單なる將來の豫想計畫に止るのみならず船溜背後地は概ね練兵

(四〇) 朝鮮總督府京城地方專賣局外一箇所の支出に係る（會計検査院報告の二）

三八九、〇四七・〇六〇

右は昭和十一年度中仁川輸入鹽業者組合及大日本鹽業株式會社より仁川及群山貯鹽場納として購入せる山東省鹽及青島鹽二千五百八十四萬四千餘斤の代金なり本件は仁川輸入鹽業者組合か仁川華商鹽業協會より山東省鹽及青島鹽を買受け仁川納の分は自己の名義を以て百斤當り二錢四分餘五分厘にて又群山納の分は大日本鹽業株式會社の名義を以て一等塩壹圓五拾九錢八厘二等塩壹圓五拾壹錢五厘にて納入するものなるも專賣局買入價格は仁川輸入鹽業者組合の買入價格との間に二割二分餘乃至二割八分餘の開差ありて其の購入價格は高きに失するものと認めらる抑々本件外塩の輸入は從來民間當業者の自由任せ來りし所昭和五年以降官に於て當業者をして見積合を爲さしめ輸入を命ずるの取扱となるに至りたるものにして毎年多量の購入を爲すものなるに當局者は豫定單價算定に際し本件購買塩の生産並取引の狀況を究むることなく單に前年度購入實績を基準として之に爲替相場の変動を參酌して塩購入價格を前掲の如く定めたるものなるも同組合の仁川華商鹽業協會よりの買入價格は仁川納二等塩壹圓貳拾壹錢餘群山納一等塩壹圓貳拾八錢餘二等塩壹圓拾八錢餘なるを以て前記購入價格との間に二割二分餘乃至二割八分餘の開差あり而して産地より輸入の上專賣局貯鹽場に持込む迄の實際事務は仁川華商鹽業組合に於て行ふものにして組合の十一年一月より同年十二月に至る收支決算は資金の利子事業費等を控除し純益五萬貳千餘圓に上り買入總價格に對し一割七分餘に當るの狀況にして經ひ五年四月塩輸入管理實施前に於ける輸入業者の暖簾代を考慮とするも本件は特定業者に輸入を命ずるものなるに鑑み業者の收

場等軍用地なるを以て特に本件開門のみを早急施行するの要なく補助金の交付當を得ざるものと認めらる本件は不念の工事に對し補助を爲したるものにして不當なりとす

第七款 鐵道建設及改良費

第一項 建設費

(四二) 朝鮮總督府鐵道局の支出に係る（會計検査院報告の五）

四七四、九〇六・〇九〇

右は慶全線北部第十工區鴨綠、龍林間東海線北部第十五工區文岩津東草間及滿浦線第二十三工區仲岩、前川間各土工其他新設工事費七拾壹萬貳千餘圓の内にして右の内慶全線北部第十工區は昭和十年五月合資會社勝呂組に拾九萬參千餘圓東海線北部第十五工區は十年十月株式會社津田組に拾八萬七千餘圓滿浦線第二十三工區は十年五月株式會社錢高組に拾壹萬四千餘圓を以て請負はしめたるものなるも之か契約締結に際し慶全線のは京城府院某に於て拾五萬七千餘圓東海線のは龍山小寺合資會社に於て拾七萬四千餘圓滿浦線のは京城府森本某に於て貳拾七萬八千圓と見積りたるものなるに拘らず此等最低價見積人を以て辭退せしめ第二位見積人たる本件請負人と契約を締結したる爲八萬五千圓高價となれるは妥當ならず而して朝鮮に於ては七年八月以降當分の間指名競争を避け會計法第三十一條第二項に依る隨意契約を行ふこととし總督府内に豫定價格を査定し請負人を銓衡する審査會を設け契約締結責任官をして資力信用同列と認むる者數名を報告せしめ此等請負人の現に他に施行中の工事の有無既往の成績、經歷、資力、信用等を審査して請負人を選定することと爲したるものにして本件に於て指名したる請負人も此の如き慎重嚴格なる銓衡を経選定したるものに係り最低見積額は孰も豫定

昭和十一年度及既年度未済決算報告

當百五拾六圓貳拾錢に變更せるものなり然るに本件四百七十七甲餘の内百六十甲は大正十三、四年以來地元民に於て無斷耕作し居れる既墾地なるに昭和六年迄約七箇年の長期に亘り適當の措置を講せず且之か處分に當りては未墾地開墾の例に依り特に三割引を爲し低廉なる地代金を以て豫約賣渡を爲したるのみならず地代金算定の基礎たる類地價格算出方亦妥當ならずと認めらるる本件は官有財産の處分に關し措置其の宜しきを得ず國庫に不利を及ぼしたるものにして不當なりとす

(一〇) 臺中州の徴收に係る(會計検査院報告の一四)

一〇、八六二・七六〇

右は昭和十一年三月臺中州北斗郡溪州庄下霸鄉某外一名に賣渡したる同庄別荘所在官有原野十二甲餘の代金なり本地は九年四月臺灣官有森林原野豫約賣渡規則により田に開墾するを條件とし成功期間を九年四月より同年十月に至る滿六箇月とし賣渡を豫約するに當り類地等則を九則甲當收穫高を概四十石價格貳百七拾貳圓と推定し小作料歩合四割五分に依り計算したる小作料百貳拾貳圓四拾錢より公課貳拾參圓五拾七錢を控除したる九拾八圓八拾參錢を年利八分にて還元し甲當千貳百參拾五圓參拾七錢と爲し之より開墾改良費參拾五圓を控除し其の殘額七割即ち甲當八百四拾壹圓を以て賣渡地代金と定めたるものなるも本地は成功後八則に決定せられたるものなるのみならず類地の賣買實例等に對比し低廉に失するものと認めらるる本件は土地の賣渡に當り價格の評定其の宜しきを得ず國庫に損失を及ぼしたるものにして不當なりとす

注意事項

特別會計

小委員會一回、合計十五回開催致しました、此間委員諸君は何れも頗る熱心に質疑を重ねられたのであります、御承知の通り、決算報告書は極めて活潑なものでありますから、先例に依りまして、會計検査院の報告書を基礎とし、之に對する政府の辯明書を參考と致しまして審議を進めたのであります、其結果、昭和十一年度一般會計並に特別會計に於て、不當と認むるもの四十四件、官有物に於て一件、既往年度決算中不當と認めらるるもの二十件、合計六十五件に及ぶのであります、是が詳細に付きましたは、速記録及び委員長報告書に依つて御承知を願ふことと致します

茲に重要な點に付て聊か御報告申し上げたいと思ひますが、就中申述べたいのは、決算が動もすれば輕視されんとする點に付てであります、此點に付きましたは、委員は何れも強く論及致したのであります、又現行會計法規の不備の點、豫算の組方に付て改善を要する點等に付きましたも、種々論議があつたのであります、更に豫算執行に於ける官紀弛緩の事實を挙げ、責任回避の甚しきものあることを指摘致したのであります、近來官僚獨善の風潮と、官吏が時勢の波に乗つて其本來の責任に缺くるもの多きことを、委員會は嚴しく警めたのであります、抑々決算の審査は、豫算の審議と相並んで、吾々國民代表と致しまして、其職責上最も重要なことは申す迄もありません、政府の施政の跡を監視し、豫算執行の當否を検討致しまして、以て國政の運用をして過ちなからしむることを期する點に於て、頗る重大なる意義を存するのであります、然るに従來政府は、動もすれば決算の監督に對しては、事後に屬するが故に、之を輕んずる傾向のありますことは、洵に遺憾至極と言はなければなりません、幸ひ現内閣は政治の革新を標榜して立つて居られます、願くは斯の如き弊風を一掃し、責任の所在を明にして、以て將來各省に亘つて批難事項の絶無を期するや

昭和十一年度及既年度未済決算委員會

拓務省所管朝鮮總督府
歳出臨時部
第四款 補助及獎勵費
第七項 施設鐵道補助
朝鮮總督府鐵道局の支出に係る(會計検査院報告の四)

七二五、二七三・九一〇

右は金剛山電氣鐵道株式會社自昭和十年四月三事業年度分に對する補助金百壹萬六千餘圓の内にして本件は補助金の交付に當り措置其の宜しきを得ざる嫌あり依て注意を促す

拓務省所管臺灣總督府
歳出經常部

第十四款 專賣局

第二項 事業費

臺灣總督府專賣局の支出に係る(會計検査院報告の二)

二二二、六六三・七〇〇

右は昭和十一年四月株式會社臺灣日々新報社及臺灣オフセット印刷株式會社より購入せる「レッドジャスミン」並第二「ジャスミン」紙小函六百七十萬組の代價にして本件は物件の購入に當り措置其の宜しきを得ざる嫌あり依て注意を促す

小林精治君 決算委員會の経過並に結果を御報告致します、本委員會に審査を付託されました議案は、昭和十一年度歳入歳出總決算、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算、並に昭和十一年度國有財産増減總計算書、昭和十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書であります、決議委員會は總會を開くこと十二回、分科會を開くこと二回

うに、御努力を願ひたいと思ふのであります(拍手)結局委員會に於きましたは、慎重審議の結果、左の如き附帯決議を附しまして、此決算を承認することと致したのであります、之を朗讀致します

附帯決議

一 昭和十一年度の決算を審査するに當り不當のもの多數に上り金額も亦相當巨額に達せるは監督其の當を失するに因る政府は更に一段の努力を拂ふべし
一 從來議會に於て警告を與へたる豫算の流用繰越額不用額及豫備金外支出等の點に關し改善の蹟尠く遺憾の點多し政府は院議を尊重し將來速に之等諸點の改善を期すべし

尙ほ昭和十一年度國有財産増減總計算書、並に昭和十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書、是も承認することに滿場一致議決致したのであります、何卒御賛成あらんことを希望致します(拍手)
○議長(小山松壽君) 是より討論に入ります、通告順に依つて發言を許します— 福田關次郎君

○福田關次郎君 只今議題となりました昭和十一年度歳出入總決算、並に過年度未済決算等に付きましたは、此議場より御付託になりました



權限に基いて、吾々は慎重審議、其御付託に副はんことを期したのでございます、併し此審査に當りまして、總理大臣の御出席と、他の所管二三大臣の御出席なかりしことの爲に、多少其審議に缺くる所があつたことを、洵に遺憾と致す者であります、斯の如きは政府が決算に對します責任を重んぜず、隨て豫算執行の上

まするに、歳入は二十三億七千餘萬圓であり、之に對する歳出は二十二億八千餘萬圓でございますから、差引致しますると九千餘萬圓の剰餘となるのでございますが、此剰餘金の生じまするに付て、常に吾々は遺憾を感じる點が少くないのであります。政府は此剰餘金を出來得る限り翌年度の國庫歳入にしなければならぬのであります。種々の口實を設けて、之を浪費せられんとするの傾向があります。種々を、洵に吾々は残念に思ふ一人でございませぬ。而も此歳入に於きまして三百四十六萬三千餘圓、歳出に於きましては七十四萬九千圓と云ふ巨額が、會計検査院に於きまして、疑感があるから之を審査しやうと思ひまするが、之に對する政府の答辯が遅れて居りまして、今年度に之を提出することの出來ぬと云ふことを、洵に遺憾とする者であります。其中には犯罪事件の件ふものが多々あるのでございまして、遂に是等が審議未了に終らざるを得ざると云ふことは、政府の怠慢と綱紀の頹廢を立證するものと言はなければなりません。而も其歳出入總決算及び特別會計歳入決算の中に、歳入の賦課徴收、歳出の行使、官有物の處分に於て、豫算又は法律勅令に違反したる事項は、只今委員長の御報告になつた通りでございまして、一般會計に於ても三十一件に及び、其金額九十八萬四千餘圓に及んで居ります。特別會計に於きましては十七件、金額實に二千七百八十八萬餘圓に及んで居る所の巨額に上つて居るのであります。元來此決算に對しまして、政府が今日まで、非常に之を疎んぜられるのではないかと云ふ傾向があります。私共は決算の重要性に付て政府に一言して置かなければなりません。又拓務省所管に於きましては、近年外地に於きまする所の綱紀が甚だ面白くございませぬ。朝鮮總督府、臺灣總督府、其管内の土木、鐵道工事、徴稅、財産處分、專賣制度施かれて以來素品の買入、或は製品を買却等の不當不法と認定すべきものが、少くないことを遺憾と致

すのでございませぬ。此點の多くは、外地に於きましては社會制裁が輕微でございまして、茲に處しまして、綱紀の完からざるものと相俟ちまして、此恐るべき結果を毎年出現しつゝあるのではないかと、綱紀肅正に一段の政府の御努力を願はなければなりません。尙又大藏省の如きは、他省の豫算執行上の不正防止には、其の模範を御示し下されなければならぬのであります。其批難事項が毎年非常に多く、或は徴稅の上に於きましても甚だ件數が多いのであります。不當の徴稅を爲し、取るべきものを取らず、脱稅を助長するものなしとは致しませぬ。物品の購入、財産處分、殊に專賣局に潛在する長い間の弊害の如き、當議場に於きまして相當長く論議せられますけれども、未だ是が改めることを爲さず、國家政治運営の上に於て遺憾を感じるのであります。是等に對しましては政府は全力を注いで、是が一大改革を斷行して戴かなければならぬと信するであります。之に依つて受けまする毎年の損害は莫大なものでございませぬ。

豫算委員會及分科會

各委員より要求された參考資料中拓務關係のもの左の如し

- 小見山委員
- 一、過去十箇年の内地朝鮮、臺灣、樺太各領種別産額
- 二、各領種別價額
- 三、過去十箇年に於ける日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行の金買入移量と價格

- 四、過去三箇年の内地外地に於ける特種銀行會社の所有株式種別數と金高
- 五、過去十箇年の内地及滿洲其他への朝鮮人移住及歸還者數
- 六、過去十箇年の朝鮮、臺灣樺太に於ける重要農産物生産額
- 七、過去十箇年の朝鮮、臺灣に於ける各種肥料生産及消費高輸移出入高の價額
- 八、臺灣銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖會社、朝鮮殖産銀行の本支店別預金及貸出高
- 九、過去十箇年の朝鮮、臺灣總督府樺太廳官吏の犯罪檢舉件數及處分數(高等官、判任官、内鮮台人別)
- 一〇、過去十箇年の朝鮮、臺灣、樺太に於ける鐵道港灣道路等の土木及建築工事費
- 一一、過去十箇年の朝鮮、樺太、臺灣に於ける株式會社設立數と公稱及拂込資本金高
- 一二、過去十箇年の石油、重油、ガソリンの朝鮮、臺灣、樺太輸移出入高
- 一三、朝鮮、臺灣、樺太に於ける過去十箇年の新聞及出版物等の差押處分件數(地元發行輸入別)
- 一四、過去十箇年の朝鮮、臺灣、樺太に於ける犯罪檢舉數と處分件數
- 一五、同上思想犯罪檢舉數と處分件數
- 一六、朝鮮に於ける綿羊飼育成績統計表
- 一七、朝鮮、臺灣に於ける棉花生産額の過去十箇年に於ける産額統計表
- 一八、主は産金獎勵法に依り補助金を受け居る内鮮人、内台人別數區數及其金額

- 一九、内鮮人別漁業權出願及許可狀況
- 二〇、内鮮人別國有未墾地處分狀況表
- 二一、朝鮮及台灣に於ける學令兒童數と普通學校收容兒童數との現在に於ける對照表
- 二二、過去十箇年朝鮮及台灣に於ける中等學校專門學校入學校入學志願者數と入學許可數(内鮮人、内台人及學校別)
- 二三、過去十箇年の各種鑛業權出願數、許可數及現在未許可數(内地、外地別)
- 小笠原委員
- 一、内地、外地の勅任官の退職者にして現在放送局並びに航空會社に勤務せる者の前官、氏名並びにその放送局並びに航空會社に於ける職名(外)
- 矢野委員 要求の參考資料
- 一、昭和三年以來内地及外地勅任官の退職者にして特殊銀行會社(政府補助會社を含む)に重役たるもの前官氏名並に其の會社の職名
- 二、前記重役の退官當時の俸給と現在會社重役收入と恩給額
- 三、朝鮮及台灣總督府官吏の内地人朝鮮人及本島人官吏數、右官吏別俸給額(勅、奏、判任官別)
- 四、朝鮮人、本島人官吏に對し内地人同様の加俸、舍宅料等を支給する場合其の金額(勅、奏、判任官別)
- 平野委員
- 一、内地樺太、台灣、朝鮮を通じて又は各別にバルブ其他工業生産品の原料となるべき木材の伐採量(昭和十七年度迄は見込の豫算)
- 二、製紙及人絹用バルブ逐年度需要供給數量(本年以後は豫定數量)
- 三、各會社毎にバルブの生産高生産能力逐年供給見込

- 四、原料パルプ輸入数量昭和十七年度迄逐年見込
- 五、満洲農業移民の過去及現在の状況
- 六、現下我國に於ける羊毛の年必要数量、輸入額内地産額、及道府縣別に於ける羊毛の頭数と國有の頭数
- 七、一般、特別、兩會計を通したる國費の總額（通り投げ勘定を去りたる所謂統計豫算）

十二度 豫算の

節減と繰延額

特別會計は八千餘萬圓

勝委員と政府委員の問答

○實業國務大臣 只今議題に供せられました昭和十二年度歳入歳出總豫算追加第一號に付説明申上げます、右は軍事扶助費の増額に要する經費を計上致したものであります、昭和十二年度に於きます軍事扶助費に付きましては、曩に第七十二回帝國議會の協賛を経て、千五百萬圓増額致した次第であります、更に不足を生ずるに至りましたので、昨年十二月下旬取敢へず第一豫備金より五百萬圓を支出致したのであります、今回更に年度内所要經費として千五百二十萬圓を追加豫算に計上致したのであります、是が財源と致しましては、昭和十二年度豫算實行上歳出の節約を行ひ、財源に餘裕を生じました額がありますので、此中より充當することとし、別に歳入豫算を追加計上しないことと致したのであります、何卒速に協賛を與へられんことを希望致します

○勝委員 昭和十二年度の歳出節約額の總計如何（公債發行に關聯し

て質問）此重大なる時局に際しまして昭和十三年度の總豫算を審議するに當りまして、吾々は政府に對して質さんとする幾多の疑問を持つて居ります、即ち議會を通じて國民が知らんと欲して居る幾多の疑問があると思ふものであります、然るに我國は今や國を擧げて全支那に於て未曾有の大戦に従事して居るのであります、其結果と致しまして、國民の切に知らんと欲する問題でありまして、之を明に質問應答することが却つて國家の不利と成らぬかと懸念せらるゝ點も亦少からず存するのであります、此關係より致して、切に質問したいと思ふ疑問も之を差控へなければならぬものがあります、私は此點を頭の中に置いて以下質問をする積りでありますから、私の質問に答へらるゝ内閣の諸公も此點を十分に考へて戴きまして、私の質問が特に深入りをするのを避けられた場合でも、重大なる機密に屬して之を答へることが國家の不利と成らざる限り、私の更に突込んだ質問を俟たずして、極めて率直に、極めて明快に説明せられんことを豫め御願をして置くのであります

○谷口政府委員 總計でございますか、それでは昭和十二年度の歳出節約額の本年度分の總計が、一億一千二百七十七萬六千九百九十一圓でございます、それから前年度繰越額の分が、六百七十七萬五千二百五十二圓、合計致しまして一億一千八百五十二萬二千二百四十三圓、斯う云ふこととでございます

○勝委員 聽漏りました、節約と繰延と合せて一般會計と特別會計を通じて、總額が幾らになりますか

○谷口政府委員 節減と繰延と合計致しまして、一般會計が一億一千八百五十二萬二千二百四十三圓、特別會計が八千四百四十四萬六千八百五十四圓、其合計が二億二千四百九十九萬九千五百八十八圓と云ふこととになります

付いて居りませぬので……

特別會計公債發行額

朝鮮總督府分は一億六千萬圓

○谷口政府委員 只今御尋になりましたのは、昭和十三年度に於ける特別會計の公債發行額と存じます、それは朝鮮總督府の分が一億六千萬圓でありまして、帝國鐵道の方が四千二百萬圓、通信事業の方が千八百五十萬圓、合計一億六千六百五十萬圓であります

鮮、臺兩行保證準備金

○勝委員 日本銀行の兌換券の發行額は今日十八億五千万圓位となつて居るやうであります、此中朝鮮銀行、臺灣銀行の保證準備となつて居るものがどの位ありや、又満洲中央銀行の保證準備となつて居るものが略々どの位あるものでございませうか

○入間野政府委員 只今の御質問に御答致します、日本銀行の一月十一日現在の兌換銀行券の發行高が十七億七千七百五十四萬九千圓、其朝鮮銀行の——只今の保證準備と仰しやいましたが、支拂準備と想像致して居ります、支拂準備に充て、居ります額が一億五千七百七十五萬八千圓、それから臺灣銀行の支拂準備に充て、居ります額が五千五百十三萬八千圓、此二口を合せて合計二億圓餘であります、差引きまして兩行の支拂準備以外の日本銀行の發行額が十五億六千四百六十五萬三千圓に相成つて居ります、尙ほ只今満洲國の中央銀行の御尋がありました、あれは支拂準備に充て、居りませぬで、預金の形で向ふの準備にしたものがありますが、日本銀行券としては向ふに行

○勝委員 昭和十二年度の當初豫算に於きましては、公債の發行額は一般會計が七億七千萬圓、餘特別會計が一億四千萬圓餘、合計九億一千三百萬圓となつて居るやうであります、此外に追加豫算財源として五千萬圓ばかりのものがある、其後支那事變に關する臨時軍事費の財源として二十四億二千萬圓、合計三十三億八千三百萬圓餘の公債の計畫をせられて居つたのであります、此兩方の公債の發行既未済額はどう云ふことになつて居りませうか、先に申しました節約繰延の結果、公債發行の不要に屬するものもあらうと思ひますが、大體既未済の關係はどうなつて居りますか、將來發行しなければならぬ公債が何ぼになると云ふ大體の數字を、政府委員から宜しうございませぬから御答願ひます

○谷口政府委員 昭和十二年度の公債の發行豫定額は三十三億九千四百二十五萬一千七百三十三圓と云ふことになつて居りまして、發行済額は其中で十三億圓と云ふことになつて居ります、それから十二年度の節約の結果、公債の發行をせずに済みまする額は大體に於て、一億四百萬圓と云ふことになつて居ります

○勝委員 それから日本銀行の國債の引受額と賣却済額、手持済額と云ふものは、今日大體の數字はどう云ふことになつて居りますか

○關原政府委員 昭和十二年度に於て今日まで日本銀行が引受けました國債の額が九億三千二百萬圓、それで本年の一月二十四日までには賣却の済みましたものが、六億七千二百餘萬圓でございます

○勝委員 只今伺ひました所に依りますと、今後發行せらるべき公債額は、一般會計特別會計を合しまして約十九億圓程残つて居ると云ふことになるやうであります、又昭和十三年度に於て計畫せられたる公債の發行額は、六億九千萬圓、約七億圓となつて居ります、而して特別會計の公債發行額は、是は手許にあるかも知れませぬが、一寸調が

つて居らないのであります。唯旅行者が持つて行きましたものが多少あるかと思ひます。其點は取調べまして後程御答致しますから左様御承知を願ひます。

○勝委員 満洲國の中央銀行には、只今銀行局長の御話では預金の形で行つて居るやうであります。其數字の大體は分りになりぬであらうか、又満洲國其他に旅行者或は其他の關係で持出して居る數量が略々どの位だと云ふことは、大體の見當は付かないのでありませうか。

○入閣野政府委員 御答致します。満洲國中央銀行の正貨準備の内譯に付きましては的確に分り兼ねますが、總額一億四千六百九十六萬四千圓となつて居ります。此中には現在金と、それから預金とあると承知致して居ります。旅行等に持つて出ました旅行者の額は分り兼ねます。

内地の産金總額

○勝委員 我國の産金額、最近三箇年間は略々どの位でありませうか。昨年七十議會の産金奨励法の委員會では、昭和十二年度の内地、外地及び滿洲を通じて産金の見込額は五萬四千七百幾と云ふやうに承つて居ります。是では換算して見まして時價約二億圓内外にしかありませんのであります。私はもう少し多いかのやうに伺つて居るのであります。出来ることならば、三年ばかりの十、十一、十二の年々の産金額を御示しを願ひたい。

○吉野國務大臣 便宜私から御答申上げます。昨年は大體外地と内地と合せまして五十萬位、それから十一年が四十萬、十年が三十四萬でございます。

○勝委員 適當り大體幾らと見れば宜いのですか。

を持つて居るのであります。其方法の詳細に付きましては、尙ほ今研究中に屬するものも多々あるのであります。概念と致しましては、北支に於ける主なる交通運輸事業、或は通信事業、發送電に關する事業、或は重要な礦産に關する事業、或は之を利用する工業等に關する重要事業に付きましては、其國策會社が直接に當る場合もあると思ひます。それ／＼の事業に更に別個の會社を作るかどうかと云ふ方は、今研究に屬して居る點があるのであります。勿論此國策會社を興しまする趣旨は、能く之に由つて北支の一般の支那に屬する政治、又は支那人の經濟生活と適合するに便すると同時に、又我が邦人が將來北支に經濟發展を致すに付きまして、さう云ふ一般公衆の利益に直接關聯する大きな事業は、或は或る統制の下に之を經營して行くことが宜しので、此時局の結果と致しまして、先づ政府としては、從來の邦人の事業の恢復を考へて居るのであります。更に進んで只今申上げましたやうな事業の將來の大なる發展を期待して居るのであります。若しそれ等の事業を亂雜に箇々別々に經營致すことになりますと、將來或はそれが爲に事業の發展を阻害し、不統一を來す懼れがありますので、當初よりさう云ふ方針を立て、事業を起して参りたいと云ふ考を持つて居るのであります。隨て國策會社と云ふものも、或は或る早い機會を期待は致すのであります。之に付きましては色々財政、其他金融等の問題もありませんので、或はさう非常に急いで設立することは困難であるかも知れぬと思ふのであります。隨てそれ迄の間に於きましても、是等の事業に著手するに付ては、將來それ等の方針の下に統一せられる經營の出來得るやうな形式を考へて、事業に著手して参りたいと存じて居るのであります。殊に御承知の通り目下北支は我軍の占據地域になつて居りますので、差當りに於ては軍の必要上、それ等各種の事業にそれ／＼の事業家が便宜之に従事して

○吉野國務大臣 御承知の通り一瓦が三圓七十七錢ですから、一磚でございますと三百七十七萬圓でございます。

○勝委員 北支の經濟問題に付きまして外務大臣に御伺致します。日支兩國の經濟的提携と云ふことは、今回の聖戰の大目的の一つであります。日支兩國の經濟的提携の如何と云ふことが、今回の戰果を收める上に於て、極めて重大なる關係を有することは申す迄もありません。今や既に北支に於きましては、中華民國の臨時政府の成立を見るに至りまして、日支兩國の經濟工作も、著々として進行して居ることと信ずるのであります。茲に私の御尋したいと思ふことは、今後如何なる方針を以て、經濟工作を實現する御積りであるかと云ふことである。世間傳ふる所に依りますれば、茲に一つの大きな保全會社、即ち「ホールディング・カンパニー」を作つて、之を親會社として子會社である所の鐵道、鑛山、通信其他の國策會社を作つて、之に依つて國策を遂行しようとする御計畫であるかのやうにも傳へて居るのであります。一體どう云ふ方法でやりになりますか、此際大體を伺ふことが出来れば幸であります。

北支經濟の開發

勝委員の 外・藏兩相の答辯

○廣田國務大臣 只今御質問の點は、此時局の將來に付きまして、最も大なる關係を有する問題でありまして、政府と致しましては豫て慎重に考究致しました結果、將來北支に於ても或は揚子江方面に於きましても、それ／＼國策會社を興して其經營の中心に充てたいと云ふ考

居ると云ふ所もあるのであります。併しそれは必しも永久的の施設の積りではないのであります。何れはさう云ふ風の、既に著手して居るやうな事業が、やはり將來の基礎に相成ると思ふのであります。やはり是等も一國策として會社の經營の下にある統制下に立つことに、導いて行きたいと存じて居るのであります。

尙ほ同じやうな趣旨に於きまして、上海方面に於ても一つの國策會社を設立することに致して居るのであります。上海方面の事業は御承知の通り、從來相當開發されて居つた地方に屬しますので、全く新しい事業と云ふものは、さう澤山ないと思ふのであります。從來の事業の恢復と云ふことが自然主になつて参るだらうと思ふのであります。其從來の事業には、是まで相當外國の資本等も入つて居つた事業もありませんので、それ等との調和を保つ爲にも、日本側に於て相當有力なる基礎を有する會社が設立されて、其下に日本人の企業的發展することとが一番適當であると存じて居るのであります。尙ほそれ等の事業の更に箇々別々の經營等に付きましては、或は關係事務を主管する、大匠の方より説明して貰ふ方が、適當ではないかと存じます。

○勝委員 外務大臣に申上げて置きますが、私今日質問を始める前に申したのであります。時局柄質問の如何に依りましては、或は御迷惑になることがあるかと思ひます。質問は餘程遠慮して申上げますが、併し政府の方では出來得る限り機密の許す限り、具體的の御説明を願ひたい、私の突込んだる再質問を俟たずして、進んで御説明を願ひたいと思ふのであります。

只今は詳細なる御答辯を承つたのであります。北支の國策會社と云ふものは、大體どう云ふやうな組織に爲さる御積りであります。國策會社と言へば日本政府と或は北支政權と或は滿洲國と、相提携した共同出資をして作るとか、之に内地の實業家を参加せしむるとか、

せしめないと云ふやうな大體の「アウトライン」が御説明出来れば伺ひたい

○廣田國務大臣 御答辯致しますが、實は其國策會社の組織等に付きましては、まだ十分明確に説明し得る域に達してないと思ふのであります、或はいつもさう云ふ風に會社の設立の時期が遅れると云ふことが、却て一般の事業の進行上妨害になりはしないかと云ふ點もありませんので、さう云ふ場合に處する一つの方法等も、目下折角研究致して居るのであります

○勝委員 北支に於ける産業開發の上に於きまして、最も急を要するのは貨幣制度の如何と云ふことであり、聞く所に依れば四五の既存の銀行を集めて丁度北米合衆國の「フェデラル、リザーヴ、バンク」のやうなものを造つて、之に紙幣の發行權を與へようと云ふやうな、御計畫であるやうに承つて居るのであります、左様でありますか御説明を願ひます

○賀屋國務大臣 便宜上私より御答を申し上げます、北支の新政權が先づ貨幣制度の確立に力を注いで居ります、其案として大體承知致して居ります所は、今御話のやうに北支にありする有力なる銀行を網羅致しまして、新政權も之に出資致しまして發券銀行を作る、只今までは中國銀行の支店が一番北支で有力であります、中國、交通さう云ふ風な從來の政府銀行の支店、それに各省銀行であるとか、色々土地の銀行を總て網羅致しまして、皆是等の銀行も出資致しまして、新政權も出資致します、さうして發券銀行を作りまして、從來の發券銀行の銀行券は之を全部回收致して、新發券銀行の發券を以て通貨とする、斯う云ふ計畫でございます、其新銀行の設立に付きまして我國が之を援助する相談を受けて、之に付きましては十分なる援助をする積りであります

と云ふものは洵に苦しい一途を辿つて居るのであるが、若し更に北支開發の爲に此外國から物資を輸入しなければならぬと云ふ重荷を背負はされて來ると云ふことになれば、我國は益々堪へ得ない立場に置かれるのではなからうかと云ふ氣持が致すのであります、此間に處する調和の方法はどう云ふやうに御考になつて居られますか、大藏大臣でも外務大臣でもどちらでも宜しうございませう

○賀屋國務大臣 洵に適切な御質問であります、只今私完が全に圓に「リンク」すると云ふことは順次參らなければならぬと申しましたことも、只今仰せのあるやうな問題があることを含めて申し上げたのであります、北支の經濟工作の中の基本的或る部分、例へば鐵道の建設のやうなものに付きましては具體的の計畫を持つて居ります、其物資の供給に付きましては相當之を引受けると云ふのは、我が國民經濟的に引受け得るやうな成算を以て進みつゝあります、萬事皆さう參るか云ふと、是は餘程考へものであります、滿洲でも完全に日滿一體の國際收支の計畫を立て得ます迄には滿洲の總ての行政機構を整備致しまして、或は爲替管理、貿易の調整、是が我國と歩調を合せて行ひ得るやうになりまして完全に一體を成して行く、それに到達しますには相當時間が掛かる次第であります、其間に於ては或る範圍に於ては北支は北支で自を處置すると云ふ點も考へなければならぬ、それに付きましては元來日滿と北支との關係を除いて、北支と第三國との關係は大體國際收支は有利の傾向に從來あるやうに認められます、併し此事變の影響を受けますので、單に過去がさうであつたからと云つて今後必しも同様であると申す譯には參りませぬ、其邊は北支の新政權の經濟工作をして十分に遺憾なく働きますやうに我國としても之を技術に於て資金に於て援助するの必要がある、斯う云ふ風に考へまして、北支は北支としても考へ、我國との關係も考へる、さう云ふことを併

○勝委員 此銀行の發行する紙幣は我國の圓と全然獨立のものとしませれば、兩國間の經濟交通に多大の支障が起ります、是は北支の紙幣と我國の圓と「リンク」せしめて初めて此幣制確立の實益が擧つて來ると考へるのであります、此事に付きましてはどう云ふ御計畫を持つて居られませうか、大藏大臣の御説明を願ひます

○賀屋國務大臣 只今の御質問の趣旨に付きましては、過ぐる日、本會議に於ても御質問がありまして御答申上げて置きました、大體御説の通りに圓と等價になりませうやうに持つて行く方針であります、併し是は當時は順次と申上げて置きました、順次であります、滿洲國は御承知のやうに只今全く完全に等價値になつて居ります、是までに参りますには相當時間が掛つて居ります、又滿洲國と北支とは全然同一視する譯には参らぬ事情もありません、技術上色々なことがありませぬので、直ちに完全に圓に「リンク」すると云ふことは申上げられませぬが、大體は我國としては其方針でそちらに持つて行きたい、斯様に考へて居る次第であります

○勝委員 北支の産業の開發を致すには、或は鐵道を敷設するか、或は工場を作るとか色々な事業を起さなければならぬと思ひます、之に要する物資が北支又は日本で調達出来るものならば問題はないのであります、内地及び北支で調達の出来ないもの、即ち鐵道であるとか機械であるとか云ふやうなものを念に設備しますやうな場合には、どうしても之を外國から輸入しなければならぬと云ふことになりませう、此場合に於きまして其貿易尻の決済は兎に角圓と元とが完全に「リンク」しても、或はせぬ迄も、結局の所日本の市場で決済しなければならぬやうになるであらうかと思ひます、さうなりましたら、若しそれがさうでないと云へば又議論も違ふので、ありませぬけれども、若しさうだと致しますれば、さなきだに我國の國際貸借

せて参ります必要がありますから順次と申上げて居るのであります

滿洲開發の方策

共存共榮 近衛首相答ふ

○勝委員 第一に御伺致したいのは、滿洲國に對する産業方針に付てであります、滿洲國は人口が稀薄であり、又農業其他の原始産業を主として居る國であります、日本は人口の過剰に苦んで居り、又其生産する工業品の販路に苦んで居る國であります、此日滿兩國が相提携致して、眞に共存共榮を圖らんが爲には、兩國は有無相通じ長短相補ふと云ふことでなければならぬと思ふのであります、故に我國の滿洲國に對する産業方針としては、其過剰なる人口を滿洲に移して、滿洲國の稀薄なる人口を補ひ、其未開の土地の開發を致し、其生産したる原料を日本に買取つて、之を原料として、工業品を造り、又を滿洲國及び諸外國に更に輸出を致して、滿洲國と日本と、之に俟つて共に榮えて行くこと云ふ大方針が嘗て樹立せられて居つたと私は信ずる者であります、然るに此方針が近來大いに動搖して參つたかのやうに見える、滿洲國に幾多の輕工業を獎勵せられ「ビール」も造れ「セメント」も造れ、綿布も造れ、綿絲も造れと云ふやうに御獎勵になつて、遂には重工業部門にも進出されまして、製鐵をやる、製鋼をやる、自動車製造をやると云ふ所まで參つて居られるやうであります、嘗ては朝鮮に於きまして大いに産米の獎勵を致して、後年日本全國の農民が、朝鮮米の氾濫に依つて非鳴を擧げたと同様に、滿洲國の工業生産品が、日本の工業生産品の輸入を拒むるのみならず、外國に於ける日

本品の販路を梗塞するに至りましては、共存共榮の目的は果して何處に行つたか分らなくならうと思ひます、朝鮮産米獎勵の二の舞を滿洲に於て繰返すやうなことはないであらうかと云ふことを慮れる者であります、果して我國の對滿産業方針と云ふものが、私の今申し上げたやうに變りつゝあるものでありますか、或は是は私の聞き誤りであるのでありますか、其邊の所を伺ひたいと思ひます

○近衛國務大臣 日滿一體となつて共存共榮を圖ると云ふ、滿洲に對する産業の根本精神は變りはないと云ふことを御答致します

○原政府委員 私から御答を申し上げます、日滿間の關係は、やはり日滿經濟一體と云ふ見地から、所謂適地適應主義に依つて日滿間の産業と云ふものが出来て居ります、随ひまして日本の工業なり農業なりに非常な支障を及ぼすやうな計畫の如きは立て得ない根本方針になつて居ります、之を如何にしてやつて居るか申しますと、滿洲國に於きます各種の産業政策に付きましては、事前に於きまして日本政府と緊密なる連絡を取つて居ります、其緊密なる連絡を取ります方法と致しましては、内閣に各省から出ましたものを、參與會議或は各事務官會議を開催致しまして、滿洲國の重要經濟に施設に付きましては全部此會議に掛けまして、果して日滿間の經濟政策が此根本方針に矛盾して居はしないかと云ふことを十分検討の上やつて居るのであります、随ひまして適地適應主義に依りまして日滿經濟一體の從來の方針に付きましては、變りはないやうに考へて居ります

砂田委員は北支經濟開發に對する近衛首相の方策を賞したるに對し、近衛首相は「産業貿易に對する施設は日滿支の經濟「ブロック」の下に日滿支一體とする經濟提携にあり」と答へた

○砂田委員 滿洲に於ける最近の經濟機構の改革に付て伺ひたい、滿

なければならぬと云ふことを痛感して居るのであります、此考の下に從來の如く箇々の事業の會社を逐次に作りましますよりは、一つの必要なる、殊に國防に必要であります所の重工業に連繋を持つて居りまするものを、上下左右連繋を能く保ちまして、能率的に仕事を成し上げたといふ考への下に、此會社を作ることになつたのであります、從來の企業會社を指導致して居ります方針と、今日に於きましても何等差支はないのでございます

○砂田委員 もう一つだけ伺つて置きます、新聞紙の傳ふる所に依りますと、此新重工業會社は外國資本を輸入する計畫をして居られると云ふことであります、是に外國資金が入る見透は付いて居るのでありますか、其邊を伺ひます

○實業國務大臣 新しく設立致されました滿洲重工業に於きましては、急速なる開發の爲には多量の資本を必要と致しますので、外資の輸入の計畫もあるやに聞いて居ります、併ながらそれではどれだけの外資が輸入されるかどうかと云ふことに付きましては、只今まだ具體的の見込は立つて居らないのであります

滿鐵重工業部門の

滿重へ移讓問題

小山委員首相の考慮を要望

○小山(谷)委員 私は此場合近衛首相に、午前中私が滿洲重工業開發會社の問題に付て當局に質問致して居りました其要點だけ、簡単に申上げて置きたいと思ひます、此問題の結論は極めて重大であります、

豫算委員会

洲に於ける滿鐵は國策として政府が相當の株券を持ち、さうして是は日露戰爭の多數の生靈を犠牲に供して得たる一つの日本の國の權益であります、株式會社になつて居りますが其權益であります、それも此日滿支の經濟機構の改革と云ふ上に必要がありますれば、或は他の國策會社を作ると云ふことも、其場合に於ては無論必要のあることと考へますが、どう云ふ意味で今度の滿洲の重工業に對しては、特殊の既設の會社に權益を與へられて之を獨立されたのであるか、是が將來の滿洲國と如何なる所謂經濟的連繋若くは經濟的關係がございませるか、此點を率直に御説明を得たい、是は日露戰役に依つて得ました以來、多年國の力を注いでやつて來たものであります、其中には——本日はお居でなりましたね、逡信大臣が拓務大臣の當時、日本の肥料を安くしてやる爲に滿洲に株式會社で肥料の製造會社を拵へてやるのだと云ふやうな御説明まであつた、出来たけれどもちよつとも日本の肥料など安くやつて居ない、斯う云ふことがあるのでありますから、此滿洲の經濟機構と云ふものが、對支經濟とどう云ふ關係があつて、今度ある云ふ御計畫が出来たのであるか、此點を伺ひたいのであります

滿化・滿重兩社問題

砂田委員に政府委員答ふ

○杉山國務大臣 昨年滿洲重工業株式會社が出来ましたことは、其以前に於きまして滿洲に於ける肥料會社を指導致しました精神に於きましては、一も變つて居る所はないのであります、昨年滿洲重工業株式會社を設立するに至りましたのは、御承知の如く此非常時局に於きまして、最僅少の時日の間に國防資源の開發、並に國防産業を擴充致さ

是非總理として——何れ後で御質問を申上げるのであります、是非總理として慎重に考へて戴かなければならぬと、斯様に信じますから、先づ滿洲國政府と日本産業とを合體致しまして、滿洲重工業開發會社を組織するに至りました、是は陸軍大臣の御説明に依つて所謂生産力の擴充、國防充實計畫の、陸軍當局としての切なる御要求から此會社を拵へて其要求に充てたい、其當局者としての切なる希望と申しますか、吾々は之を諒と致します、だが滿洲の此會社にどれだけの範圍の利権を與へるのか、是は國民にまだ實は明になつて居りませぬ、併し既に發表された所のものだけを見ても、滿洲の利権らしい利権と云ふものは、悉く擧げて此日産會社に與へると云ふ、吾々國民の立場から見ますと、此滿洲の利権と云ふものは、日露戰爭の、あの所謂國民的大犠牲を拂つた其結論が滿洲の利権であります、其利権らしい利権を、如何に生産力擴充に急なるものありと言へ、擧げて之を日産と云ふ一會社に特に之を與へなければならぬと云ふ必要は一體何處にあるか、斯様な意味の質問を致したのであります、之に對して當局の御答辯は、日産は財閥ではないと云ふやうな意味の御話であります、何と言はれるかと云へば、多數の子會社を持つて居つて、大勢の労働者を使つて居る、即ち日産が利益を受けると云ふことは國民本業が利益を受けるのだと云つたやうな——私は陸軍大臣にこんな言論で以て追究しようと思ふ心持は毛頭ありません、併しこんな御答辯は迷惑千萬である、多數の労働者を使つて居る會社だから財閥ではないと云へば、三井、三菱の方がずっと大きい財閥でない大業であると云ふことになるが、資本財閥たることは疑ひない、此資本財閥に獨占せしめなければならぬと云ふことに付ては多大の疑問がありますけれども、私は敢て之を追究しようと思ふのではない、此處に非常な遺憾な點がある、當局の御答辯がありましたけれども、洵に不満足なこと

で終つたのであります、更に此仕事と關聯致しまして、當局の御説明に依れば、所謂重工業殊に自動車であるとか、飛行機であるとか云つたやうな事は全部之にやらせる、此處に國策上の一大矛盾がある、重工業の所謂生産力擴充と云ふことは現在我國の國策の最も大切なもの一つである、吾々萬々之を認めて居る、此意味に於て昨年議會に於て自動車工業法に吾々協賛を與へた、さうして自動車——又飛行機のことには付きましてはさう云つたやうな所謂國策的の法律はないと思ひますけれども、是も大同小異のものである、何故自動車工業法を以てあれだけ大きな保護を民間の事業會社に與へなければならぬかと云へば、我國の市場が如何にも小さい、こんな仕事は御承知の通り僅か三萬や四萬臺位の製造をやつて居つたのでは亞米利加の大量生産には到底生産「コスト」に於て匹敵し得ない、茲に於て國家は大なる犠牲を拂うて、此工業を保護しなければならぬ、其時に滿洲へ持つて行つて又接へる若し日滿經濟「プロット」經濟相提携と云ふことであるならば、互に是等の所謂市場の保護なんとなふことは當然考へなければならぬ筈であつて、私は國策上の一大矛盾なりと言ふのであります、之に對して當局から極めて率直に、考慮を致しませう、御説の通りだと思ひますと云つたやうな意味の御答辯を得て私は満足した、斯くあらねばならぬと思ひます、更に此問題と相關聯して最も重大なることは、多年滿洲國が執り來りし所謂滿洲の經濟開發の根本方針を顛覆したと私共は見る、之に對して當局は必しもさうではない、統制經濟は依然として所謂滿洲重工業會社と云ふ會社に統制せしめて、政府が嚴重に之を監督するんだと云つた意味の御答辯であります、又事務局から色々之に付て御説明もありましたが、是は言はずもがなの御話であります、滿洲國の政府が多年執り來りし所謂滿洲國の經濟開發の根本方針と云ふものは、吾々の知る所に於ては、或人は之を國家社

會主義だと言つて居る、強力なる統制方針である、所が今度鮎川義介氏に此權益を一任する、即ち資本財團に此經營を一任すると云ふことは明に是れ滿洲の多年執り來りし經濟開發方針を根本的に一變したと云ふことで、一面は結構である、強力なる國家統制では到底なつて行けない、言ひ換へて見れば、五六年來滿洲國の指導の局に居つた當局者が執り來つた方針では到底時代の要求に應ずることが出来ぬ、私は資本主義に對する降服だとは申さぬ、其處までは申しませぬ、資本主義に對して相當な統制を加へる必要があることは吾々全く同感でありますけれども、滿洲國が執り來りしが如き方針を以ては到底其目的を達することが出来ぬ、此處に一大修正を加へなければならぬと云ふ顯なる事實が今度の重工業會社に依つて現れた、斯う云つたやうな話が午前中に私の質問、之に對する當局の御答辯に依つて明になつて参つたのであります、そこで又此會社の極めて重要な問題の一つと致しまして、外國資本を誘導する、是は大變なことだと思ふ、會社の株券は五一%は日滿兩國政府若くは國民が之を持つて、四九%だけ外國資本の侵入を許すのだと言つたやうなことになるさうでありませぬけれども、亞米利加の如き、あの巨大なる資本勢力を持つて臨んだ時には、四九%はおろか二〇%、三〇%の資本の發言權を與へたならば、是は結局彼等に蹂躪されてしまふ危険があると私共は心配を致しまして、其事に關聯致しまして陸軍大臣から、慎重に考慮してそんな心配のないやうに言つたやうな御答辯を戴いたのであります、是は左もなければならぬと思ひます、そこで將來そんなやうなことがありましては、是は長多くも明治大帝陛下に對しても申譯がありません、こんなことは餘程慎重に取扱つて戴かなければならぬが、斯様に觀察して参りますと、茲で私は對滿事務局總裁たる杉山閣下に御尋する、即ち此滿洲重工業開發會社に現れたる諸般の問題は、以上申述

べた如く吾々國民の立場から見た時は實に危険千萬色々心配しなければならぬことがあり、又矛盾撞著が現れて居るのである、何故そんなことになつたか、此處が事務局總裁として慎重に考へて戴かなければならぬ窮極であります、あなたは陸軍大臣、陸軍大臣、軍部のことに御精通になつて居るだらう、現に我が皇軍が、今支那の原野に於て眞に世界を震撼せしむる如き功績を現はして居られる、此點に於ては、吾々國民として滿幅の敬意を表するのでありますけれども、對滿事務局と言ふが如き、是は一體軍と何の關係がある、吾々から之を見た時には、最も重要な問題は經濟開發の問題である、其他或は法規に關することもありません、だがあなたの専門とは全然離れたそんな所まで首を突込んで居るからこんな失態が起る、私は追究する積りで此質問をして居るのではないから、言葉を此處に止めて居りますけれども、若し之を追究致しましたならば、あなたは御答辯に餘程お困りになるだらう、そこで斯う言ふやうなことにまで陸軍大臣たるあなたが頭を突込むと言ふ所に、根本的な間違があるのではないか、斯う心配するのである、一昨日でありましたか、衆議院本會議に於けるあの電力統制問題に關聯致しまして、陸軍大臣としての御所見を御發表になられ、軍としては所謂電力の國家管理案の通過を熱心に切望すると御述べになられたのであります、私は率直に申上げる、電力國家管理案なるものが、果して國家の爲になるか、ならぬかと云ふことに付ては、私は全く素人である、全くの白紙である、分りませぬから熱心なる各員の質問、之に對する政府の答辯、其質問應答に付ては、私は相當に注意を拂つて傾聴した、傾聴した私共はどんな印象を與へたかと云へば、是が果して國家の利益になるや否やと言ふ點に付ては、多大の疑を持つ、是は素人であるが故に分らぬのでせう、併し素人であると言ふ其關係は、あなたも同様であります、軍の作戰上のことである

とか何か御専門に關聯して、軍として斯う言ふ信念を持つと言はれるなら、是は吾々も承認する、だが全然國外の問題で、殊に經濟技術の極めて複雑極まつた斯かる問題に對して、軍として斯う信すると言はれることは、私は少し輕卒ではないかと思ふ、電力問題に致しまして、此滿洲重工業問題に致しまして、等しく自分の領分を乗越えて餘りに出しゃばり過ぎると言ふと色々の失態が起つて來る、問題は是なんだ（ヒヤヒヤ）私が總理大臣に特に御出席を御願致しやしたの、今や動もすれば斯の如き問題が往々にして多過ぎるのではないか、各々其本分に立廻り、其専門の領分に於ても中々斯う言ふ複雑なる大問題になりますると、判斷は容易ではない、それは往々にして其専門の領分を乗越えて色々の所へ喙を突込む、そこに此失態が起る、私は特に此問題と相關聯致しまして、總理の御出席を求め、總理の親切なる御考慮を御願致したいと思つて、今結論に入るに先立つて、總理の御出席を御願した譯であります、陸軍大臣、對滿事務局總裁に御尋するの、斯かる意味に於て、あなたは對滿事務局總裁たる其肩書をお棄てになる御考ありや否や、此一點であります

○杉山國務大臣 小山君に御答致します、私はさう言ふ心持は持つて居りませぬ

○小山(谷)委員 私共は左様に考へたから御尋したのであります、只今陸軍大臣から其意思無しと言ふ御明言を得ましたので、私は是以上之を論及致しませぬ、唯總理大臣は、御聴きの通りのやうな次第でありますから、國家としての上からは慎重に御考慮あるべき問題であると思ひます、故に此問題の取扱に付きましては、近衛首相に御一任致しまして、是以上論及は致しませぬ

○杉山國務大臣 もう一言附加へて置きたい、此重工業株式會社を作

ら、獨斷を以て、專斷を以てやつたかの如き感じが、只今の御質問に對してしたのであります。此問題を處理する爲には、關係當局の間に慎重なる研究を重ねて致したのであります。自分が陸軍軍人であるからと言ふので、他のものを排して、超然的に斯の如き事柄を輕卒にやつたのではないと言ふことを十分に御諒承を願ひたい。

○小山(谷)委員 私には特に杉山陸相を難詰しようと思つて此話をして居るのであります。又午前中に事務當局から御話のありました通り、關係當局が慎重に検討した其結論から此に到つたと云ふ其手續等に付ては、只今杉山陸相から言はれる通り、十分御研究の結果であると思つて居ります。あなたが對滿事務局總裁と云ふ立場に居られるから、あなたに其責任と申しますか、此問題論議の鋒が向くのであります。私は國家の爲にさう云ふやうな事は、其道の専門的の立場の人が居るのだから、さう云ふ人に御委せになつた方が宜いのではないかと、斯う云ふ氣持で御尋したに過ぎないのであります。あなたを彈劾する、難詰すると云ふやうな心持では毛頭ありません。此事だけ明にして置きたいと思ひます。

半島の鐵道網擴充

時間に鑑み速進を圖る

津雲委員に大野總監答ふ

○津雲委員 朝鮮政務總監に御尋ね申上げます、今回の事變に際して、朝鮮半島に於ける輸送力が戦果の上如何に重大なる關係があつたかと云ふことは、識者の齊しく認めて居る所であり、之に對して一々具體的事實に基いて詳細に述べれば、御諒解を得ることは極めて簡単であると思ひます。

て、北鮮方面の複線計畫、其他是等に伴ふ計畫を計上致して居る譯であります。尙ほ引續いて其状況に應じまして此充實を圖る決心であります。

○津雲委員 朝鮮當局に於かれては陸軍當局とも御協議の上で、此趣旨で御計畫を立てられて居ると云ふことは了解を致しました、併ながら此朝鮮の鐵道の運輸の効果が如何に重大なるものであるか、又將來戦に備へて如何に重大なる影響を齎すものであるか、斯う云ふことを考へる時に更に我國將兵の大部分は農民、中小工業者、労働者の子弟でありますから、是等の子弟の犠牲を一人でも少くしたいと云ふ趣旨をも含めて、朝鮮當局に於かれては感はず、遅れず、直ちに我國國防上の見地から眼前の區々たる支障に囚はれず、思切つて釜山新義州間の鐵道位は複線にする、此位の御決心の下に御計畫を立てられるのが宜いと考へます。軍事費を一擧に四十億も五十億も出さねばならぬ現在の状態に於て、二億や三億の鐵道の費用が殖えることを何を恐るゝか、其鐵道の費用が殖えた爲に、我國將兵の犠牲は少くなり、同時に戦果は偉大さを加へる、其結果は長期抗戦になるものも短期抗戦で済むと云ふやうな、何れの方面から考へても利益こそあれ損はない、眼前區々たる財政經濟の理論に囚はれて之を遅らすと云ふことは、國家百年の大計の上から極めて策の得たるものではないと云ふことを申上げて、御促進をせられるやうに私は御願を致し置く、同様の趣旨に於て陸軍に於かれても今回の戦争に於ける輸送上の關係から、朝鮮半島に於ける鐵道或は港灣等、交通運輸の全般に互つて大改革を施さなければならぬと云ふ趣旨——一々詳しいことは私は敢て之を申上げることが憚るのであります。御監督になられて居るのですから、其必要を痛感せられて居るに相違ないと私は門外漢の常識として考へて居りますが、之に對する陸軍大臣の御所見は如何でありますか

めて簡單であると考へるのでありますけれども、是も亦動もすれば軍機の機密に觸れて國家の爲に不利益なる結果を招来すると考へますから之を差控へます、唯是だけのことは言切れると考へる、若し釜山、新義州間の鐵道が複線であつたならば、北支の戦果はより以上偉大なるものがあつたであらうと云ふことである、更に少しく詳しく申上げますならば、北支の皇軍は果敢に迅速に、比較的犠牲も少く見事なる戦績を収めたのであります。釜山、新義州間の鐵道が若し複線になつて居たならば是以上迅速に戦死傷の犠牲も更に少く北支は平定することが出来たに相違ない、斯う云ふことである、尙又小さい例を取るならば京城、仁川間の鐵道が若し複線になつて居たならば、同時に仁川港の築港が完成して居たならば、唯それだけのことで北支の戦果は更に我國に有利に展開したに相違ないと云ふことでもあります、然るに惜しい哉釜山、新義州間の鐵道も、仁川、京城間の鐵道も複線になつて居ず、仁川の港も、目下進行中ではあるが完成の域には達して居なかつたのであります、僅に京城、仁川間の鐵道が事變の眞最中複線の計畫に定められて工事進捗中と云ふ順序であります、大野政務總監は今回の戦争に際しての運輸の御經驗と實績とに照して國家の大局上、我國大陸經營上の急務中の急務として山新義州間の複線工事案を初めとして、同様の趣旨に於て北鮮一帯の鐵道に對して——交通機關に對して改良充實を圖らうと云ふ御決心はないか、之を御伺致します。



○大野政府委員 御答致します、朝鮮の鐵道計畫に付きましては、既に軍關係等とも協議を致しまして、繼續的な計畫は出來て居る譯であります、此度の實績に鑑みまして更に是が速進を圖る意味に於きまして

○杉山國務大臣 只今津雲君の述べられた點と全く同感であります。○津雲委員 同様の趣旨に於て臺灣の總務長官の御答辯を得たいと思ひます、即ち今期事件の今までの經驗に徴して臺灣に於ける交通運輸其他戦争に關係のある一般の施設に對して、更に改良充實の必要のあることを御考になつて居られるかどうか、若し御考になつて居られれば之に對する所の臺灣當局としての御考はどうであるか、之を御答辯願ひたいと思ひます。

臺灣の交通運輸

複線完成に努力中

森岡總務長官答ふ



○森岡政府委員 御答致します、此度の事變に於きまして臺灣に於ける交通運輸の機關に付きましては、相當十分でない點もございましたが、是は今回の事變のみならず、平素に於きまして改良を要すべき點があります。爲に、深く考へて居つた次第でございます。が今回の事變に鑑みまして特に痛感致したのでございまして申しますのは臺灣に於ける南北を縦貫致して居ります鐵道の約四割位が複線でないこと、運輸上非常なる支障を來すのであります、一日も早く是の複線を期したいと存じます、來年度に於きまして幾分其費用を要求し、復線を完成致すやうに致したいと存じて居ります、又中部、西海岸に於きまして港灣の修築があれば、今回

の事件に於きましても餘程の効果を擧げ得たかと存じて居るのでござ
います、御承知の如き状態でありまする爲に、今日までその修築
を致したいと存じまして、來年度に於きましてその準備費として幾
分計上致しました、他日に備へるやうに致したいと存じて居る次第で
あります、斯く致しまして交通運輸の擴充完成を期するやうに致した
いと考へて居る次第であります

○津雲委員 臺灣總務長官の御答辯も極めて明瞭でありまして、質問
者として満足致す次第であります、斯くも明瞭に事態を認識せられ
て、臺灣に於ける港灣、鐵道其他の交通機關の充實を一日も速に御希
望なされて居りながら、臺灣と云ひ、朝鮮と云ひ、同斷でありまし
て、何故此長期抗戦を控へた國家非常重大の折に、御考は付いて居り
ながら御計畫が何故出ないとか、幾らか出して居るではないかと斯う
申しますが、極めて小さなものであります、それでは非常時局の折
柄、長期抗戦に備へる折柄、間に合ひませぬ、是亦朝鮮政務總監に申
上げたと同様の趣旨に於て、何等の遲滞なく國家の大局から考へられ
て、斯くすれば今後の活動は有利である、戦果は偉大となる斯う御決
心の付いて範圍のことを片端からどしどし、此戦費四五十億を御協
賛する議會へ御提出になるが宜いと云ふことを私は御願申上げて置
きます

尙ほ朝鮮に於ける交通運輸の問題に對する陸軍大臣の私に對する御答
辯は、内地の鐵道其他の交通運輸に臺灣に於ける所の交通運輸全般
に對しても同様の趣旨と考へて宜しいかどうか、諄いやうであります
が、御答辯を煩はして置きます

○杉山國務大臣 運輸機關を速に完成しますことは極めて必要であ
ります、是は作戦上から考へまして、急ぎます所と少し遅くして
も宜い所とある譯であります、是だれば御承知を願ひたいでございます
とに餘程注意を致さなければならぬことは、現在北支政權の政務の最
も大なるものであると存するのであります、其爲に日本側よりも十分
之に協力致す方針でありまして、例へば來年の棉花の植付の場合の種
の買入、其他のことに付ても出来るだけ盡力をして參る方針で居るの
であります

北樺太の利權擁護

○石坂委員 北樺太利權企業即ち石炭と石油であります、北樺太
鐵業及び北樺太石油株式會社事實上經營してゐる所の此利權企業に對
する所の「ソ」聯官憲の不當なる壓迫問題であります、此北樺太の利
權は申す迄もなく、尼港事件の保障占領の代償として日本が獲得致し
ました所の、極めて重大なる國家的意義を持つた利權であります、そ
の條件上の基礎は大正十四年即ち四百三十五年の一月二十日に北京で
締結せられた所の芳澤「カラハン」條約である、さうして其議定書に
依つて我國の利權が確認せられ、次いでそれに依る所の利權契約に基
いて居ることは御承知の通りであります、而して其權利に基く所の今
日の仕事の状態はどうなつて居るかと申しますと、北樺太の石油會社
の方は今日の採取高は十五萬六千二百噸に及び其額正に六百六十一萬
圓に及んで居るのであります、一方北樺太鐵業會社の方は二十餘萬噸
の石油の採炭量で、賣上代金は三百二十四萬圓に及んで居るのであり
ます、それに之を基礎と致しまして他の現地の「ソ」聯の企業者から
石油石炭等を毎年購入致して居りますので、之を昭和十一年度に内地
へ運搬致しました額は、石油の方で十六萬七千四百噸、石炭の方で二
十二萬八千七百噸と云ふ額に上つて居るのであります、而も此石油は
我國の燃料國策上極めて重要なものである、又此石炭は所謂「コーク

北支農業政策

石坂委員に廣田外相答辯

○石坂委員 北支の農業政策に關する當局の今日の御意見、此問題に
關しまして先日本會議に於て社會大衆黨の藤生君からも御質問があつ
たのであります、私は此支を一瞥致しまして、北支は主として農業地
帯である、併ながら滿洲と比較致しますと、國策として北支に農業移
民を爲すことは困難であらうと思ひます、併ながら支那人の生活を向
上せしむる爲に、其安居樂業に依つて購買力を増進致しますと云ふ上
から、北支の農村の更生の問題は、我國と致しましては力を入れてな
さなければならぬ重大なる問題である、斯様に考へます、即ち種子の
改良、栽培の改良、排作法の改良と云ふやうな、農業經營の技術的方
面ばかりではなく、全體としての農村問題に對して、十分なる調査研
究を遂げて、速に其對策を講ずるべきものである、而して又北支の農
業が段々と發展致して参りますと、そこに購買力の増進があり、日貨
に對する所の購買が非常に進んで参りませうが、又一面に於ては内地
の農業生産物との關係に於て、種々の問題が出て参ると思ふのであり
ます、故に今日の北支に對する農業政策は非常に重要な問題であると
思ふのであります、現在に於てもう既に計畫は立つて居らなければな
らぬのであります、如何なる御計畫の下に此方面に向つて進んで行
かれる御方針であるか、之を御伺致したいのであります

○廣田國務大臣 元來支那は農業國であります、殊に北支方面は専ら
農業を基礎として居る地方であります、就中最近此事變後の状態を
見ますと、北支方面に残つて居る土着の民は大部分農民であるのであ
ります、隨て差當つての仕事と致しまして、此農民の將來と云ふこ
ス」炭でありまして、我國の製鐵事業の上に非常に必要なものである
と云ふことも私が申上げる迄もないことである、然るに此我國の國策
上極めて必要な所の二つの利權企業、而も其權利の基礎は尼港事件
と云ふ殘虐目を掩ふやうな、我が同胞を犠牲にした結果保障占領し
た、其保障占領の結果獲得した所の二つの利權が現在の「ソビエト」
官憲の不當な法なる壓迫に依つて、實質上有名無實のやうな状態にな
つて居る、政治上、經濟上、司法上の非常な不當なる壓迫を受けて
條約上の權利であるのにも拘らず、有名無實の状態になつて居るので
あります、今其彈壓の状況の一二の例を引いて見ますと、石油會社の
方は我が邦人労働者の送込拒否の問題、是は我國の労働者七百四十七
名の入國を拒否致しまして、さうして「ソ」聯労働者約千八百九十一
人を強制的に雇入れなければならぬことになつた、是が爲に會社と致
しましては、労働者を現場に送ることが出来ない結果になりました、
事業上非常に甚大な支障を受けて居るのであります、更に又同石油會
社の「カタングリ」と云ふ所の海底鐵管を敷設致さなければ石油を送
ることが出来ないであります、然るに昨年此「カタングリ」の海底
鐵管の敷設を拒否致しました爲に、此石油會社は實際石油の採掘を止
めた「タンク」に一杯溜つて居りますから石油を採掘することが到
底出来なかつたやうな状態であります、其他之を例示的に申上げます
ならば、當然の條約上の權利である我國の労働者に支給する所の物資
の輸入を拒絶して見ましたり、或は露國の常備労働者に對しまして勞
働組合が不當なる條件を要求し、さふして會社が譲歩致したにも拘ら
ず、益々不當なる要求を致して來たやうな事があり、或は油田用材木
の伐採を禁じたり、其他事業計畫に對しての認可を與へなかつたり、
或は又従業員に對しまして其些細なる設備上の不備或に些細なること
に依つてそれを裁判し、さうして始と理由なく我國の技術者或は會社

の従業員と云ふ者を監禁する、或は棒太より他の方面に送つてしまつたと云ふやうな、殆ど我が従業員としては安心して業務に服することが出来ないやうな、事件が頻々として起つて居るのであります、此點も外務當局は能く御承知であらうと存じますので、私は其内容を一々申し上げませぬが、斯様なことに依つて我國の燃料國策上極めて重要な役割を持つて居る所の石油會社は、事實上其企業の上に非常なる損害を受けなければならぬ状態に相成つて居るのであります、更に又一方北樺太鑛業株式會社の石炭採掘に對する壓迫はどう云ふ状態であるかと申しますと、千九百三十六年十二月二十一日に千九百三十七年度分の石炭積込夫其他合計六百七十五名の日本人の入籍を當局に申請致しました所が、突如として一方的に日本と「ソ」聯との労働者の比率を變更して、さうして昨年三月七日に僅に百二十名を許可した、其後交渉の結果五月五日に至りまして百六十名を追加許可致しましたけれども、其職員百九十二名は遂に不許可に終つたのであります、是は御承知の通りに利權契約第二十五條に兩者の労働者比率を明に規定致してある、之を理由なく許可しないのであります、其爲に同會社の採炭計畫上には非常なる蹉跌を來した、或は又石炭會社同様に裁判問題と云ふやうなことが頻發致しまして、それに依つて日本の此會社の企業に非常な支障を來した、斯う云ふことは先程申し上げましたやうに當局に於ては能く御承知なのであります、此兩會社に對する「ソビエト」の暴狀に付きましては昨年の九月二十五日當局談として御發表になつて居る、さうして其御發表の中にも私が今申へましたやうな兩會社に對する不法不當なる「ソ」聯側の壓迫に對して、具體的事實も列挙致してあるのであります、さうして最後にどう云ふ風に當局は其當局談に於て申して居られるかと申しますと、兩利權の基礎となつて居る日「ソ」基本條約附屬議定書に於て「ソ」聯政府は利權企業の収益

的經營を保障して居るのであるから、以上のやうな企業の正當なる運行を不可能ならしめて居る「ソ」聯官權の態度は明に條約違反と謂ふべきで、我方の絕對に容認し得ざる所である、斯様に當局談としての御發表が出て居るのであります、私共も此當局談の結論に於ては全然同感であります、斯様な條約上の基本である所の我が企業の利益に對して、不當なる壓迫を加へる「ソ」聯側に對しましては、絕對的に私共は容認出来ない、隨ひまして、直接利害關係を持つて居る所の會社は勿論再三の交渉を致したけれども、それに對して抄々しく參つて居らぬのであります、そこで私は御覽致したいのは、斯う云ふ貴重な條約上の權利、それが今申へましたやうに極めて不當なる壓迫を受け居る「ソ」聯に對して如何なる交渉を繼續して居られたのであらうか、さうして其交渉の結果は、私の承知致して居ります所に依りますと、殆ど効果が擧つて居らぬのであります、現に私が只今讀上げました當局談は、昨年九月二十五日であり、さうして其最後に吾々の絕對的容認することの出来ないものであると云ふことを高調致して居る、それがその後どうなつて居るか申しますと、去る二十二日の廣田外務大臣の本會議に於ける演説を拜聴致しますると、之に關して一言觸れて居られる、即ち「尙ほ政府は北樺太に於ける利權事業の正當なる進行を極めて重視するものであります、日「ソ」基本條約に由來する此種の利權が不當なる壓迫に依つて有名無實となるが如きことは帝國政府として黙し得ない所であり、斯う言うて居られるのであります、此廣田外務大臣の結論に於て默過し能はざる所であると云ふことは御説を俟つ迄もない、問題は昨年の九月二十五日には吾人の容認し能はざる所であると述べられた當局談が、今年の正月二十二日の御演説に於ては默過し能はざる所であると云ふ、言葉が是だけ變つただけなのです、若し昨年の九月二十五日當時に於て絕對容認する

なことの出来ない問題であるならば、其後有效適切な外交的交渉に依つて、今度の議會での御演説の時、此利權は不當不法に壓迫を受けただけでも、斯く／＼斯様な外交的交渉の結果斯様に回復することが出来た、斯う云ふ御演説を拜聴することの出来なかつたことを私は洵に遺憾に存じます、故に私は此問題に關しまして此處で廣田外務大臣に御覽致したいのは、如何なる交渉を執られたのか、其點に付て承りたいのであります、こちらから最善を盡したけれどもも頭出来なかつた、斯う言はれるのであります、兎に角其具體的の經過に付て私は承りたい

○廣田國務大臣 日本と「ソビエト・ロシア」の間に北樺太の利權に付て起つて居ります問題の數は、只今御述になりましたものよりもまだ數が多い位でありまして、是等の交渉の經過を一々此際申上げることは如何かと存するのであります、何れに致しましても兩國間の問題は色々議論を興はして居りまして、相當時が掛かるのであります、是は多年吾々の對露外交に於て經驗致して居ることであり、出来るだけ辛抱強く今後とも尙ほ交渉を續けて参りたいと存じて居ります

バルブ自給策

○豊田委員 三月以降配給統制をやると云ふが「バルブ」原料の自給自促について政府の意向如何

○吉野國務大臣 「バルブ」の問題については今直ちに自給自促の域には参らぬが、とも角十三年に於て、六萬噸からの増産を致し略々十七年頃には相當數量を自給することが出来る方針を樹て、着々進行してゐる

半島人の政參權

その時機に達して居らぬ

朴委員に近衛首相答ふ

○朴委員 私は半島人に對して參政權を與へるかどうかと云ふことを、總理大臣初め内務大臣に承りたいと思ふのであります、是は半島二千三百萬の人の希望であり、要求であります、今から十數年前皆さんも御承りの通り、朝鮮に於て國民協會と云ふものがありまして、其國民協會の會長たる閔元植と云ふ方が、内地の參政權運動の爲に「スチーションホテル」で暗殺せられた、其後繼續致しまして年々議會に請願して來たのであります、私が議員となりまして六十三議會に於きまして、それが請願委員會で採擇されて今日まで來たのであります、申すまでもありませんが、今や大日本帝國は舉國一致でなければならぬ、殊に現内閣の聲明は舉國一致である、國民精神總動員である、洵に吾々國民としては結構であると思ふのであります、皆さんも御承知の通り、大日本帝國の政治は天皇政治であると云ふことは言ふまでもありません、舊韓國時代と大日本帝國との併合當時、畏くも明治大帝は、韓國皇帝に對して一視同仁と云ふことを仰せられたのであります、然らば私共は其當時から大日本帝國の臣民であると云ふことは、間違ひないのであります、然らば朝鮮と日本と併合して同一國內であり、同一國民であると云ふことは最も言ふまでもありません、同一國內であるならば、同一政治が行はなければならぬと私共は思ふのであります、又同一國民である以上、權利義務と云ふものを共にするこそ初めて同一國民であり、同一國內である、今日の日本の非常時に際

し、國民が一體となつて此難局を切抜けなければならぬと云ふことは言ふまでもありません。唯此朝鮮の参政権の如き、是は内地と多少の事情が異つて居る爲に、内地と同じやうな一般的の選挙権與へよう云ふ要求でありませぬ、今や日本の大きな國策と云ふものは、外地にあるものと私共は信じて居るのであります。そこで朝鮮、臺灣或は濟洲、北支に於て日本の國策と言ふものは、大きな國策がなくてはならないと私共は信じて居ります。然るに此日本の領土になつて居る朝鮮に對して、動もすると忘れたやうな気分を持つて居る人が多いのであります。滿洲事變以來或は今日の北支問題の如きに付ても、内地の政治家の中には、統治の認識を誤つて居る人が多い、例へば簡単に申上げると、之を人間の身體と假定致しまして、滿洲問題や北支の問題を日本が考へる時には、内地は頭であつて朝鮮は腹であり、滿洲や北支は足である、だから頭が良くて腹がちやんと坐ると足は地に居る、此事をあなた方は考へなければなりません。但し頭から足に飛んで、腹は腐つて居てもどうでも宜いと云ふことでは、滿洲や北支の問題は失敗しますよ、此事を兼々私共は言つて居るのであります。然るに最近ではまるきり半島の方はす通りしてしまつて、北支々々と言ふことを熱心に言つて居るのであります。それは滿洲事變以來然りでありませぬ、併ながら敵と戦ふに第一番に足許がしつかりしなくてはならぬと私は思ふ、そこで半島人に對して参政権を與へると言ふことは、前に申上げた通り一般的には行きませぬ、併ながら朝鮮には十三道ありますので、各道から一人づつでも宜いから出しますれば、私は非常に宜いと思ふ、何で宜いかと言ふと、今日此處にお居になつて居る方の中にも半島に對しての認識がはつきりして居る人もありますけれども分らぬ人も多くあるのではないかと思ふ、そこで向ふには半島人二千三百萬人に對して内地の方方が六十萬人行つて居るのであります。

治であると私共は思ふのであります。此間も本會議で申上げましたけれども、今日日本の人口が百數十萬人も年々増加して居て、是からどうしても行く所に行かなくちやならぬ、今日の日本の立場に於て、半島に内地で生れた日本人が六十萬程しか行つて居ない、向ふで生れた人が内地に七十万以上も来て居る、どう皆さんが考へらなても此間には政治の缺陷があると云ふことは言ふ迄もありません。第一内地人が朝鮮に住んで居つて、自分の國內と思はない、思はせない、此政治の缺陷と云ふものは確かに私共はあると考へるのであります。今日の近衛總理大臣閣下は賢明なる方でありませぬからして、此日本の悪い政治の缺陷を片端から打壊して所謂明るく正しく強い政治を行つて行くことを吾々は新國民として希望して居るのであります。でありますからして此間半島で生れた人に對して兵役義務を與へる前提と致しまして、志願兵制度が制定せられてから、半島二千三百萬の人が子供が大人になつたやうに喜んで居る、是は現内閣が大きな國策を行つたのちやないかと思ふ、之に對しては特に陸軍大臣及び海軍大臣に御禮を申上げたいのであります。是は總理大臣及内務大臣に質問と云ふよりも意見を申上げるのであります。半島二千三百萬の日本人に對して一日も早く日本精神を植付けるには今申した通り彼等の要求して居ることを幾分でも容れてやるべきではないか、例へば私のやうなものでも半島二千三百萬人の中で衆議院議員の肩書を持つて居ります。爲に、半島二千三百萬人の人が將來にどの位の期待を持つて居りますか、自分も同じやうに日本人である、此調子で行けば將來朝鮮でも生れた日本人の中にも、或は總理大臣も出るかも知れぬ、内務大臣も出来るかも知れぬ、斯う云ふやうな希望を與へて居る、是も一つの大きな國策ぢやないかと思ふ、將來に精神的希望を與へると云ふことが、私は日本の國策であると思ひます。賢明なる總理大臣及内務大臣の御答辯を承りま

例へば國税を幾ら納める者に對しては、選挙権を與へると言ふ位のこととをしまして、例へば今申上げた通り、半島十三道から十三人の人を出すと云ふことになりませぬ。大半は私は内地人が多く出るのではないかと思ひますが、其方々が帝國議會に参りまして、皆さんと同じく此席に竝んで、共に意見を交換して、悪いものは捨て善いものは吞込む、それに従つて外地の政治を行ふ斯う言ふことになれば、私は大いに大日本帝國の爲になると思ひます。所が朝鮮に居られた從來の總督の方々は、自分の居る間は、何事もなしに無事に済めば宜い、そこで巧に抑へて宥めてやつて、幸に内地へ歸るならば總理大臣の椅子でも狙ふと言ふやうな總督の方々が今日まで多かつた、併し左様な政治を何時までも此朝鮮、臺灣に行はさうと言ふことは、一旦日本が大陸的に伸びようと欲する其大なる目的と言ふものは、段々遅れて来るのであります。此参政権の問題に付ては、朝鮮の輿論を封鎖し、言論機關を封鎖し、さうして日本精神を所謂新國民に對して植付けることが出来るかどうか、最近日本に於て日本精神を植付けなくちやならぬとか、日本精神運動をやらなくちやならぬと言ふことを盛んに言つて居りますけれども、私共の考では、日本に生れた日本人は無論日本精神を持つて居ると言ふことは是は言ふ迄もありません。但し外地で生れた所謂新日本國民に對して眞の日本精神を植付けると言ふことは是は國策ぢやないかと思ふ、それならば懸へるべきを懸へさして言はずべきを言はせて、そこで初めて言ひ聞かす所を言ひ聞かしてこそ、日本精神と言ふものを植付けることが出来るのであります。でありますからして今日の此重大なる日本に於て、吾々九千萬の兄弟は肚から一心同體となつて此難局を切抜けなくちやならぬ、此際に當つて、此立派な日本國民たる半島二千三百萬人に對して、其要求して居ることを多少とも與へると言ふことが、眞の政治であり、眞の舉國一致の政

す
 ○近衛國務大臣 朝鮮の参政権の問題に付て御尋であります。此問題は今日に於きましては諸般の事情を考慮致しまして、まだ其實現の時機には達して居らぬと考へて居るのであります。
 ○末次國務大臣 只今の御質問に對しては總理大臣と同意見であります。
 ○朴委員 甚だ遺憾に思ひます。まだ其時機が到来して居ないと、斯う言ふ風に承つて居りますが、併し、そこで、是も意見の相違であります。併し私共はあちらで生れた人として、ちよいと向ふに渡つて向ふの人々の意見も聞いて居ります。甚だ失禮であります。朝鮮で生れた朴春琴と言ふ日本人も、國を思ふことに於ては一つも變りはありません。そこで半島人に多少とも之を與へると言ふことは非常に宜いと思ひます。今日は之を急に議會でどう斯うすると言ふ時ではあります。之に對して總理大臣初め内務大臣も能く考へられ、拓務大臣とも打合せて近き將來に實現するやうに御願致したいと思ふのであります。

靖國神社の末社を
朝鮮にも設けられたし

次にもう一つ内務大臣に承りたいことは、最近靖國神社は國祭日に各府縣に末社を設置すると言ふことを承つて居りますが、若しそれが事實であるとするならば、半島にも靖國神社の末社を一つ設置して貰ひたい、それと言ふのは半島二千三百萬の新日本人に、敬神の念を深くせしむる意味に於ても非常に宜いと思ひますが、内務大臣如何であります。

ますか、御意見を承りたいと思ひます、又拓務大臣も内務大臣と相談して御意見の御漏しを願ひます

○大谷國務大臣 朴君に御答致します、朝鮮の神社に關しては私の責任ですから私から御答致します、靖國神社の分社を朝鮮に設けて欲しいと言ふ御誠意の點は、十分了承致しますが、併し此點に付きましては關係する方面が澤山ございます、宜しく研究致し、又内地の先例をも取調べまして、能く研究して置きたいと思ひます

○朴委員 それは拓務大臣の御答辯で満足致しました、能く研究せられまして、半島で生れた二千三百萬の人に所謂日本精神を早く植付けると言ふことと、それから皇室中心主義の日本人でありますから、半島二千三百萬の日本をして敬神の念を深くせしむるには、今は好い「チャンス」と私は思ひますから、どうぞ能く研究して貰ひたいと思ひます、それから陸海軍大臣に御尋致します、陸軍大臣は居居になつて居りませぬけれども、海軍大臣で結構であります、前に申し上げた通りに、半島の新日本國民に對し兵役義務を與へると言ふ前提と致して、志願兵制度を制定せられたことに對しては、私二千三百萬人を代表致しまして、陸海軍大臣に厚く御禮申上げる次第であります、唯私の遺憾に思ふことは、此四百人と云ふ數であります、是は四百人とか五百人と云ふ數を餘り明にしないのが宜かつたではないかと私は思ふ、是は海外に聞かせないやうにした方が、宜かつたのではないかと思ふ、もう發表した後にはどう言つても仕舞かたないのですが、是は今陸軍だけの問題であるが、將來に於ては海軍の方も適用することが出来るかどうか、それから固より此志願兵制度と云ふものを實施した際には、此人等は國家の軍人として相續勤くと思ひます、無論其成績如何に依つて將來に於て段數も多くなつて來ると同時に、内地同様な兵役義務と云ふことにまで行くのではないかと思つて居ります

が、之に付て陸軍のみでなく、將來海軍も適用するかどうか、又今は志願兵組織になつて居るけれども、將來に於ては内地と同様に兵役義務を與へることが出来るかどうか、之を一つ承りたいと思ふのであります

海軍では研究中

志願兵制 米内海相

○米内國務大臣 御答致します、海軍と致しましては、差當り志願兵制度のことに付て研究中であります

内鮮幣制統一問題

○朴委員 大藏大臣が見えて居りますから大藏大臣に一つ伺ひます、大藏大臣に私の承りたいことは、此間も本會議で、内鮮間に非常な不便があるから朝鮮銀行の紙幣に對して内地と同一にする意思があるかどうかと云ふことを私は御尋しました、所が生憎其時大臣が居らなから政府委員から詳細の答辯を承つたのですが、私はそれには満足が行きませぬ、御承知の通り私共は内地に住んで居つても偶々朝鮮に参ります、歸る時は第一釜山で朝鮮銀行から發行して居る所の朝鮮の紙幣を取換へなければ、内地に來てから煙草一つ買つて喫むことが出来ない、そこで内地人あたりも現在自分の國內「朝鮮に住んで居りながら自分の國とは思はない、そこで私は財政問題に付ては實際素人であり、又殊に朝鮮で生れた朴春琴であります、直接本當に實地に打突かつて不便であるかないかと云ふことは、是は常識から判斷が出来ると云ふ譯である、どう考へてもあれは不便であります、それから同一國內で發行して居る其紙幣が他の國の滿洲や北支邊りでは通用が出

來るが、朝鮮だけに通用が出来ないと云ふことは、是はどう云ふ事情があるが知れないが、どう考へても不合理であり不便である、日本人に他の國の氣分を與へる一つの導火線ではないかと云ふことを感じて居るのであります、大藏大臣の之に對する御考は如何でありますか

○賀屋國務大臣 御答申上げます、朝鮮銀行券と日本銀行券の統一と云ふ問題であると存じます、是は御説の如く統一致しまして、同じ銀行券が共に區別なく兩方に用ひられるやうになりますことは洵に結構であります、又成べくさう云ふ時期の早いことを政府に於きましても考へて居る次第であります、朝鮮銀行券を日本銀行券と同じに統一すると云ふことは、心掛けて居るのであります、唯政府委員も御答を申上げたと存じます、只今の所では未だ朝鮮の經濟事情其他に應じまする爲には、直接日本銀行券であります、まだ稍々不便がありはしないかと思はれます、又只今の情勢でありますと朝鮮銀行券は相當北支方面にも流通する機會もありません、只今之を統一致しますることは、未だ時期を得ないやうに存するのであります、併し一面御指摘のやうな點は洵に御尤であります、成べく早い機會にさう云ふことが來ることを望んで居るのであります

半島人のソ聯邦

強制移住問題

○朴委員 外務大臣に伺ひたいと思ふのであります、先般「ソ」聯に於て、沿海州に居る半島民二十萬人に對して「ソ」聯が強制的に中央亞細亞に移住せしめたと云ふことを聞いて居りますが其後どうなつて

居りますか、外務大臣に承りたいと思ふのであります

○廣田國務大臣 「ソ」聯邦、殊に沿海州方面に多年居住致して居りました朝鮮出身の人々を、昨年邊りから中央亞細亞方面に移住させたことは事實であるやうであります、隨て斯る強制的の措置に依つて、殊に昨年の收穫の時期等の状態も無視して、奥地に移住を強制したことに對しましては、甚だ遺憾なことでありますので、早速政府と致しましては、「ソ」聯邦政府に其事の不合理なることを交渉致して居るのであります

半島に師團増設せよ

○朴委員 それでは總理大臣はお見えにならぬやうですから、海軍大臣に御尋申上げたいと思ふのであります、それは師團の問題であります、是は言ふ迄もありませんが、日本の内地ばかりに、さう澤山の師團は私には要らないと思ひます、今後日本に一朝事有つた場合を考へて、どちらでも半島方面に二箇師團位設置する必要があるのではないかと思ひます、今度の北支事變は申す迄もなく、あの滿洲事變の経験から申しましても、さあと云ふ時に内地から向ふへ繰出しては、もう遅いのであります、でありますからいざと云ふ時に遅れないやうに、それが爲には朝鮮に二箇師團位の師團を設置する必要があるのではないかと思ひますが、之に對して海軍大臣はどう考へて居られますか

○米内國務大臣 陸軍大臣の方から御答辯があらうと思ひます

○朴委員 陸軍大臣はお見えでなにやうですか、それでは陸軍の政府委員の方で宜いのですから、それに對する御答辯を求めたいと思ひます

○石川政府委員 朝鮮に師團を設けると云ふことに付きましての御質問でありましたが、それは陸軍方面でも従前から考へられて居ること

でありまして、又今回の事變に鑑みましても、大いに考究しなければならぬと思ふのであります、併し是は何分大きな問題でありますから何れ陸軍大臣から御答があらうと思ひます

産金問題

将来は内地
よりも重要

○朴委員 次に商工大臣に一つ御伺を申し上げたいと思ふのですが、是は私に直接関係のあるもので、所謂産金奨励の問題に付てであります、今までの産金奨励に付ては、多少そこに不利不都合があつたのではないかと思はれることがあります、例へば産金に對する所謂補助の問題の如き、是は朝鮮總督府に於ても、大分熱心に此産金の奨励をおやりになつて居りますが、最近私共の非常に痛感して居ることは、此補助金を貰ふと云ふ人は、殆ど有力産金業者が多いと云ふことであります、設備が完備して、さうして鑿岩機でも使つて居ると云ふやうな人に對して、補助をしようと云ふことであります、そんな人は何も政府が補助をしないでも、自力でやつて行けるのであります、然るにさう云ふ人々ばかりが補助を貰つて居る、私共は此補助の制度と云ふものは、それには色々な點があると思ひますが、例へば送電したいと思つても、送電費用がなくて出来ないとか、或は自家發電をやらうと思つても、それが出来ないとか、又鑿岩機を使はうと思つても、鑿岩機が出來ないとか、斯う云つたやうな奨励が、私は商工省としては過當ぢやないかと思ひます、もう一つは、朝鮮總督府の産金奨励を見ると云ふと、技師を澤山置いてある、所が此技師あたりは方々へ出張して、さうして是は少し補助してやらして置くならば、將來可能性があると云ふ位の鑛山は、是は殆ど奨励して居る、内地も同様に、商工省邊りには技師を相當雇つて、さうして將來やれば可能性があると云ふ位の鑛山

議會に其方法に付きまして御協賛を得たいと思つて、更に考究して居ります、それから金以外の、亞鉛其他の非鐵金屬に付きましても、商工省は之の増産なり、精練なりのことに付て、若干であります、補助金を以てさう云ふことを現にやつて居ります

米穀増産問題

○朴委員 大いに満足をしました、併し商工大臣は、國に取つては大いな金ですから、早く富を殖やすやうに、骨折つて貰ひたいと思ふ、そこで農林大臣はお出でになつて居ないですから、農林省の政府委員でも宜いのですが、一つ承りたいと思ふのであります、是は私強ひて大臣に承りたいと云ふのではありませぬ、朝鮮に於て産米増産を行つたことを、馬鹿に非難して居りますけれども、之に對して内地の、昭和六年から今日までの生産高と、消費高、所謂内地だけの生産高と内地の七千萬人の消費高を聞いて見たいと思ひますが、農林省の政府委員で宜いのですから昭和六年から今日までの、一つ數字を聴かして貰ひたいと思ひます

○細川政府委員 只今米穀局長も此處に見えて居りませぬので、御質問が數字に互りますので、後程取調べまして御答を申し上げます

○朴委員 それぢや私の農林大臣に對しては止ませう、そこで私は唯數字を聴きたいと云ふことは、多分齋藤内閣の時代に、皆さんの御承知の通り、朝鮮の産米増産の爲に、或は米穀統制とか、米穀自治管理法案とか云ふ問題が、やかましくなつて居ると云ふことは事實であります、其當時私共が調べて見ると云ふと、内地の生産高と云ふものは、平均致しまして六千二百三十萬石ぢやないかと思ひます、それから本島の七千萬人の消費高を調べて見ると云ふと、七千三四百萬石ぢ

があると思ふならば、之に對する補助を與へて行かうと云ふやうなことは、一つの産金奨励として宜いぢやないかと思ひます、最近の朝鮮の産金奨励と云ふことは、是から五年位経てば内地より産金の増加すると云ふことは、是は商工大臣も能く御承知だらうと思ひます、でありますからして内地の産金問題に對して、從來の鑛山に對して産金道路の補助をする——品位の悪いものを處理するに一番重要なのは、交通の問題でありまして、此交通に對して大いに補助してやつて、そして以の所謂電氣の問題であります、送電の補助と云ふやうなことに重きを置いてやるならば、必ず内地も産金が今以上の成績が、得られるぢやないかと斯う思ふのであります、それから今の金だけの奨励であります、内地で今非常に足りなくて困つて居る所謂銅とか、亞鉛とか云ふやうなものに對しても、今後補助が出来ますかどうか、商工大臣に承りたいと思ふのであります

○吉野國務大臣 御話になつて居りますやうな補助方法をやつて居るのであります、詰り探鑛奨励金と云ふのは、唯鑿岩機で以て掘ることばかりを言ふのぢやなくて、電氣が足りない場合に補助する、或は道路の開鑿の費用をやるとか、總てさう云ふ方針でありまして、又小さい山には、商工省からも技師をやりまして——大きい所は自分でやりますが、小さい所ではさう云ふことが出来ませぬから、商工省からやつて居ります、大體今度の事變前までの産金の奨励と云ふことは、主として中小の産金業者の補助であります、今度は事變後に金が非常に澤山要るものから、小さい所ばかりでは間に合はぬから、大きい方にも此九月以來補助金をやつて居るのであります、今日と雖も小さい方にも對する補助金は、引續きやつて居るのであります、併し産金の問題は、大變大事な問題でありますから、之を以て満足とは考へて居りませぬので、もう少し格別なことを考へたい、出来るならば、此

やないかと私共は思つて居ります、それに對して結局一千万石と云ふものが年々不足して居ると云ふことは、是は事實であります、それに對して朝鮮から八百萬石若くは九百萬石、或は臺灣から三百萬石か四百萬石來て初めて補つて來て居ると私共は思つて居るのであります、そこで朝鮮米に對する移入制限をするとか、或は許可制限を設けると云ふやうな時に、僅か二百萬石や三百萬石の米の爲に、内地間の感情を害すると云ふことは宜しくないから、此米穀自治管理法と言ふものを朝鮮に適用すると言ふことは、いけないと言ふやうなことから、盛に私共は反對論をやつたのです、所謂其當時は高米價政策で之をやつたのであるが、今日の物價騰貴と言ふものは、米が高くなれば物が高くなると言ふことは、是はもう決り切つた問題である、併し此問題は、何れにあるにしても、唯私共は動もすると云ふと、朝鮮總督府が朝鮮の産米増産をした爲に、内地の農民がどん底の生活に苦しむと言ふやうなことを言つて居る人が、此間も此委員會でありました、私言ふやうなことを言つて居る人は、甚だ遺憾に思ひまして、左様なことを言うて内鮮が摩擦することは、政治家として成べく止すが宜いと思ふ、そこで今の例へば米の問題の如きも言ふ迄もありませんが、なればなる程難かしい問題である、事年は餘計種れるか獲れないかと言ふことは、神でなければ分らない、さう言つたやうな問題が、私は今日の一番大切な問題だと思ふ、そこで私は農林大臣が居られたら、斯う言ふことを申し上げて見たいと思ふ、日本が米があり餘る、朝鮮は今年は大變豊年であつた、内地も非常に豊年であるからして、米は非常に餘る、そこで今北支の問題であります、恐らく此數箇月の間、日本と彼等と戦つた關係上、殆ど罪もない民衆あたりの生活は、食糧で非常に困つて居るのではないかと思ひます、所が人間はお腹が空く時に麵麩を呉れる程有難いことではないと、私共は信じて居るのでございます

から、どうか此北支に對して何等かの交換條件で、朝鮮に米が有り餘るならば、それを北支に輸出して、さうして彼等に對して、今後日本と提携して行くこと云ふやうな立派な新政權が出来れば、其新政權と相提携して、北支を應援すると云ふ意味から、朝鮮から向ふに食糧を輸出すると云ふことが、私は非常に宜いのぢやないかと思ひます、であるから朝鮮と内地の米が、どの位餘つて居るか云ふことを聽きたいと思つたのですが、日本の食物がないものを向ふにやる必要はないが、若しも有り餘れば向ふに輸出することは、是も大きな國策ではないかと思ひましたから、聽きたいと思つたのであります、時間もありませんぬし、丁度總理大臣も參つて居りますから、唯私共の希望を申し上げて置きます、是は答辯は要りませぬ、成べく善い政治を早くやつて貰ひたい、それには今言つたやうな日本の大きな國策と云ふものは、外地にあると云ふことと、それから全日本國民は、本當に舉國一致の精神を以て、今日日本がぶつつかつて居る此大きな問題を、如何にしたら料理出来るか、又如何にしたら政府を變遷して、日本の九千萬國民が一日も早く安全な、安泰な生活が出来るか、斯う云ふことを考へる時に、吾々日本人は眞に打つて一丸と成つて、此國難に當らなければならぬと思ふのであります、議會も然りであり、所が皆ではありますませぬが、偶々中には此貴重な時間を、唯選舉區の關係で國務大臣に質疑を爲す方があるのではないかと思ひます、私は斯う云つたことをせずに、さう云ふ餘分な時間があるならば、もう少し國家的見地から考へて、質疑應答をすべきではないかと思ふのであります、それ故に將來私は一國一黨、斯う言ふ氣持で政民兩黨が一團となつて、此難局を切抜けるやう政府を思切つて變遷する、政府も思切つて肚を決めて、此「チャンス」を掴へて、大に國家の安泰の出来るやうに御願して、私の質問を是で打切りませぬ

石油増産問題

漢那委員は「我國に於ける石油の消費額は年約四百七十萬噸であるが、國內生産は僅かに七八萬噸に過ぎぬ、その不足は殆んど石油の補給を仰いでゐるが、事變前まではその額が二億圓以上であつたがそれが年に五、六千萬圓宛増加して來る、帝燃の石炭液化は七年前に僅かに二百萬噸の油を得るに過ぎず、産業上、國防上、今日の如く長期戦争の場合石油獲得は緊急事である、専門家の調査では我國含油地帯は内地、外地を通じて五十億坪であるといふがこれを開發するに從來試掘補助金を民間に與へるが現状が小さく、金額が少なかつたが五十億坪の九分通りが未開發の儘に置かれてゐる、而しこれを民間にのみ委せず、試掘を國家が直營しては如何」との質問に對して、吉野商工大臣は、尤な意見であるが、只今は左様な考へはない、國營と同様な成績を擧げるべく、富業者への補助等をも引上げ折角努力中である旨を答へた

内外地の航路網

漢那委員に永井遞相答ふ

○漢那委員 九州から奄美島、沖繩那島、此南西諸島を通つて臺灣に至る航路は國防上非常に重大なる航路であると共に又南西諸島の産業開發の上からも極めて重要な航路である、此航路改善に對する政府の所信如何

○永井國務大臣 逕信省に於ても内地外地を問はず、各方面との海上連絡に付き最善の努力を致したいと存じます、殊に今日の如き内外の情勢に於ては、一層その必要を痛感してゐる、關係者と充分協議して御期待に副ふ様努力する

佛教に依る日支親善

○加藤委員 「日本佛教を中心とする兩教育を支那僧侶に施し、之に依り一般支那大衆の精神開發に乗出す」といふ事が新聞にあるが、日支親善にも重大なる點が有する陸海、内務、拓務大臣の所見如何

○大谷國務大臣 極めて有益なことで、日支親善の爲に重要な一つの爲すべきものであるといふ陸軍大臣と同様な意思を持つてゐる

對滿移民大量送致

十一年度から愈々本格的

須永委員に大谷拓相答ふ

○須永委員 拓務大臣に御伺したいのであります、滿洲が獨立國になつて以來、盛に滿洲移民の問題がやかましく言はれて居るのであります、一體滿洲移民を出すに當りましては、唯滿洲に移民をやると言ふだけではなしに、日本の國內の狀況から見まして、國內人口を如何に能率化するかと言ふやうな意味に於きまして、是は非常に重大な問題だと思ふのであります、どうも今までやつて居ります移民の狀況から見ると、洵に其數も少く、我が内政に關係を持つ程の大量的な移民も行はれて居らない、併し最近は大量的な移民をしなければならぬ、或は農林省あたりに於きまして、内地の人口を調節する意味に於きまして、どうしても移民を大量的にしなければならぬと言ふのであります、拓務省に於きましては、餘り積極的に此滿洲移民を指導して居らないと思ふのであります、一體拓務省に於きましては、さう言ふ見地に立つて滿洲に大きな移民を送り出す決意

があるのであります、どうでありますか、一つ其御方針を御伺したいと思ふのであります

○大谷國務大臣 須永君に御答申します、滿洲移民は二十箇年に百萬戸を移住する計畫を樹て、居ります、今までの所は試験移民でありましたが、漸く十二年度から本式の移民に掛つて参りましたのであります、是は目的と致しましては、日滿不可分の關係から、滿洲國成立の上にて日本人の大量移住が極めて必要なる條件になるのと同様に、又國內に於て耕地が少くて、さうして人口の多い村落の住民をあらうへ移すと言ふことも、亦極めて此人口問題に於て適切な處置であらうと存じます、拓務省は十分此滿洲移民をやる決意を持つて居ることを御答申上げます

○須永委員 拓務大臣の移民に對する御決意を承つたのであります、農林大臣が御見えになつて居るやうでありますから、私は日本の農村の人口問題の解決と言ふことがなければ、日本の人口はどうしても能率化しないと信じて居る者であります、そこで農林大臣は、農村に於ける人口をどう御考になつて居るか、若し是が移民に依つて一部を解決しようとするのでありますならば、農林省で考へて居ります移民計畫に於て御伺したいと思ひます

分村計畫を樹て

滿洲移住を奨勵

有馬農相答ふ

○有馬國務大臣 日本内地の農家の一戸當りの面積が過少であります

爲に、農家の経営が困難であると言ふことは、一般に謂はれて居ることであり、其解決の方法としては、耕地を殖しますると、一方に農家の人口を或る程度に減少せしめると言ふことが考へられるのであります。随て其農家の戸数を減しますと言ふ意味から、満洲移民と言ふことに結付けて考へることが出来るのであります。若し農家が獨立し得るだけの面積を、今の面積に於て與へようと思はれますと、相當多數の農村人口を減らさなければならぬと言ふことになる譯であります。併しそれは日本内地の農村の人口と言ふものを、單に經濟的見地からのみ考へることは出来ないと思ふのであります。相當多數農村の人口を維持すると言ふことは必要だと思ふのであります。併し一方にも宜しいと思ひます。唯其場合に考へなければならぬことは、農村から中堅の良人物ばかりを引抜いて持つて参りますことは、農村の將來の爲に甚だ憂ふべき結果を生ずると思ひますので、私共としては所謂家族を擧げて行く、詰り中堅の勞力ばかりではなしに、それには老人も子供もと言ふ風に、平均して之を持つて行くことが、宜いではないか、其意味から分村計畫と言ふことを考へまして、或る村の三分の一とか、四分の一と言ふやうなものを移住せしむることが出来れば、それが最も効果的であると考へまして、さう言ふ意味に於て農林省は満洲移民の事を考へて居ります。

移民の經濟的條件

一人につき約千圓の補助

○須永委員 只今農林大臣の答辭に依りまして、分村計畫の問題に付

○有馬國務大臣 移住を致しました先の滿洲の方の移住地の農業の經營其他に付きましては、拓務省の方で以て色々御取扱になつて居ります。例へば土地を與へるとか、或はそれに必要な所の農具を與へるとか、色々な經濟的の援助があると思ひます。内地の方の出掛けました家の方に付きましては、只今一寸申上げましたやうに、行き易いやうに負債の整理に付て盡力を致しますとか、さう云ふやうな方法に依りまして跡の始末をして、出て行くことが易いやうに致して参ると云ふことがありますし、参りました先に付きましては、土地を與へるとか、或は農具を貸すとか、色々な家畜を貸すとか云ふやうなことに依りまして、其經營が可能であるやうな方法を執るのでございます。

○須永委員 移民を大量に致す、分村計畫をする上に取りまして、其經濟的援助の形が、僅に負債整理を手傳つてやると云ふ程度であつては私は餘り移民が大量的に行かないと思ふ、勿論向ふへ行つてやり易いやうにしてやると云ふ、其範圍が私共は聴きたいと思ふのであります。程度から申しますならば、今迄の程度でやつて居りましたのでは中々移民が大量的に行けないと考へて居るのであります。其點農林省の管轄でないとしますならば、一つ詳しく拓務大臣から承りたいと思ふのであります。

○大谷國務大臣 移民の渡航に付きましては、先方に参ります準備の費用、それから向ふへ渡航致します費用、又渡航致しまして家を建てるとか、さう云つたやうな費用に付て、一人に付て約千圓ばかりのものを出して居りますのでございます。又其他に農具であるとか、其他開墾に必要なものは、成べく負擔を軽くするやうにしてやる、其他に必要な費用は、滿拓より金を貸してやる設備になつて居るのであります。

○須永委員 大變具體的に御説明にはなつたのであります。私の伺

きましたは、私も洵に結構なことだと思ふのであります。併ながら唯分村計畫をする、満洲に移民を出すと言ひましても、實際には色々な事情があると思ふのです。そこで私が御伺致したのは、唯分村計畫をする、或は満洲に大量の移民を出すと言ふことに付ては、如何なる方法でそれを實行するかと言ふ問題であります。今日までの情勢から見ますならば成程今までは試験時代であつたのであります。失敗もあつたでありませうし、成功した點もあつたと思ふのであります。今日までの移民をさせました方法から見ますと、分村計畫と言ふやうな方法に依りまして、多數の人口を出すだけの用意がまだないと思ひます。是から先き大量の移民を爲し、或は分村計畫をする上に於きましては、一體經濟的條件はどんな風にしてやつて行く積りでありますか、其具體的方法を承りたい。

○有馬國務大臣 須永君の只今の御質問の經濟的と云ふ意味は、どう云ふ意味でありますか、一寸私に能く了解兼ねるのですが、内地の農民を向ふに移住せしむる爲に、例へば内地の方から向ふに移ります者の行き易いやうにする爲には、例へば負債整理をしてやるとか、或は参りました農民の後の家族の立つて行けるやうにする方法とか、さう云ふ内地の方の經濟的の意味ないでございませうか、それともあちらへ参りまして、満洲に移住致しました先の其移住民の經濟的、何と申しますか、立場と云ふやうなものが確立出来るか、それは付てはどう云ふことが考へられて居るかと言ふ、どちらの御質問でありますか、一寸私に了解致し兼ねるのであります。

○須永委員 内地は勿論でありますし、又移住地へ行つてもさうでございませうが、日本の政府が行はんとする所の經濟援助の方法であります。内地は勿論移住地へ行つてからも、其雙方を兼ねて伺ひたいと思ひます。

ひたいと思ひますことは、只今拓務大臣は一人に付きと云ふ御話であつたのであります。併し其一人に付きは、移民を致します舊來の形式から言ひますと、はつきりするのであります。農林大臣の言はれる分村計畫の立前で、子供も年寄もと云ふ立前から言ひますと云ふと、是は一人と云ふ計算に考へて宜いのであります。それとも一戸と云ふ考でありますか、若し一戸と云ふことになつて参りますと、舊來の一千圓と云ふやうな程度では、私は移民は絶對出来ないと云ふのであります。其點詳しく伺ひたいと思ふのであります。

○大谷國務大臣 渡航致します時には、先づ初めに一人で参りますのであります。是は「ブラジル」の移民のやうに、家族を連れて引移るのではない、一人で満洲へ参つて、相當の準備が出来、家が出来ましたから家族を呼寄せるやうな方法になつて居りますので、只今申しました凡そ千圓に當ると云ふのは、其一人を指して言つて居るのであります。

○須永委員 大體今やつて居ります方法に付て何つたやうな譯です。私共の見解を以て致しますならば、内地の農村人口と云ふものは、有馬農相の仰しやると通り確に過剩であります。而も有馬農林大臣の御意思の中には、農村に相當の人口を残すと云ふことを仰つしやつて居る、勿論農村に相當の人口を残すと云ふことは、色々な意味で必要であらうと思ふ、併ながら日本の農村の人口の解決策がなかつた爲に、日本が世界で一番小商人が多い、中小商工業者の数が非常に多いと云ふことは、結局農村人口の解決の方法がなかつた、日本の農村の人口が農業を営む餘地がない爲に、比較的資本の要らぬ小商人、或は小工業者になつて居ると思ひます。此農村人口の解決の問題に對しては、相當積極的にやらなければ其目的を達しないと思ふのであります。只今承つて居るやうな程度のこと、果して其目的を達するかど

うか、十二年度から大量移民の計畫があると申すのでありますが、一體十二年度と豫想される結果はどんな風か、最初の豫想通り移民の募集があつて、それを移住させることが出来るかどうか、それを承りたい
○大谷國務大臣 十二年度に於きます豫定移民は豫定通り進行して居ります

移民地の文化施設

○須永委員 移民計畫に付ては、大體其程度で打切りたいと思ひます唯移民の待遇問題に付て、一二意見を申上げて御意見を承りたいと思ひます、それは第一には、移住地に行つた移民諸君から屢々不平を言つて来る、それは移民をさせるまでは、國防の第一線に立つ覚悟で行つて、御國の爲に行けとか言つて居るが、借て移住地に行つてしまひますと云ふと、中々政府も地方の行政廳も構つて呉れない、是は形に於てはどんな風に現れて居るかと思ひます、先づ移民地に行つて非常に不自由を感じて居るけれども、色々な點で不自由を無くする施設をしてやらない爲に不平がある、第一には、移民地で農具等の買入を致しませんが、關稅と云ふやうなものは相變らず課つて居る、それが爲に非常に不自由を感じて居る、是は政府が援助をしない爲に起つて来るものと思ふ、又家族を迎へると云ふことに付きましても、それに対する補助が少い爲に、非常に困難を感じる、是は第一でありま

す、どうしても是は或る一つの方法を設けて表彰をしてやりたいと存じて居ります、道路其他電力とか、電燈とかと云ふやうなことに成りますと、唯拓務省だけでは一寸参り兼ねるのであります、是は滿洲國其ものとの交渉もありませんし、成べく移民地が一日も早く文化的施設に浴するやうにすると云ふことに付ては私も全く御同感で、希望する所でありますから、十分努力したいと存じます、尙ほ各移民地の人々に國策を徹底するやうにせよと云ふ御意見、又移民地の人の聲を聴けと云ふ御意見、洵に御尤と存じます、全く同感であります、其方法を講じたいと考へる次第であります

○須永委員 只今の御答辯の中で文化施設に對しましては、滿洲國と相談の上でなければ出来ないと思ふことでありませうけれども、無論さうであらうと思ふのであります、もう一つ附加へて御伺したい點は、滿拓會社の移民に對する金融は非常に利息が高いのであります、五分乃至六分の利子を取つて居る、所が御承知の通り移民地の經營と云ふせのは頗る原始的であります、金の廻りは鈍いし、高い利息を拂つて行けない情勢にあるのであります、是等に付きましては一つ滿拓會社に相談を致しまして、利子引下げ及び文化施設に付きまして、拓務省は十分御努力になる御意思があるかどうか、此點を承りたいと思ひます

滿拓會社は高率

十分考慮 大谷拓相答ふ

○大谷國務大臣 滿拓會社の年賦貸付の利息、是は五分と思つて居るのでございます、滿拓其ものも自分が金を持つて居るのでありませぬ

懇へて居るのであります、私は此點に付きましては、寧ろもつと移民に對しましては文化施設を十分にやらねばならないと思ふのであります、第一に滿洲に於きましても電氣であるとか、或は道路、或は通信と云ふやうな文化施設に對しては、もう少し徹底的に政府が援助をして、滿洲の移住地に於きましても、日本と生活が餘り變らないやうにしてやらなければ大量的移民は出来ないと思ふのであります、さう云ふ風なこともしてやらなければならぬと思ふのであります、又一面に於きましては移民と云ふものは國防の第一線に起つて、さうしてあの國境近い所で不自由な生活をやつて、さうして民族發展の先驅をやつて居るのであります、私はあの移民の中で、其開發に最も功勞のあつた者の十分表彰する方法を講じてやる必要があると思ふのであります、又一面に於きましては、移住地の移民代表者の會議を政府が招集するやうに致しまして、一面に於きましては、滿洲ばかりではなく、何處の地方に於きましても、今度の支那事變でも各地に居ります華僑が活躍したやうに、日本に於きましても日本の移民が何處の土地に於きましても、此國策を十分に諒解して、さうして活躍の出来るやうにする必要がある、一面に於きましては又移民地から参る代表の意見を政治的に吸收致して、さうして移民の希望と云ふものも政府が採入れてやると云ふやうな制度を設けてやるのが非常に必要だと思ふのであります、さう云つた施設に付きまして、拓務大臣の御考を承りたいと思ふのであります

○大谷國務大臣 農具の關稅の點に付きましては、今滿洲と丁度折衝して居ります最中でありませぬ、又家族呼寄せ其他に付ても十分便宜を計つてやりたいと存じて居ります、又移民の功勞者、此功勞者に對して表彰せよと云ふ御話であります、全く御同感であります、殊に氣の毒なのは匪賊と戦つたりして戦死して居られる人もあるのであります

○須永委員 下げる程度のもので申しませぬ、私の伺つて居りますのは、成程現在は滿拓に於きましても、さう云ふ手續に依つてやつて居るかも知れませぬが、もつと根本的に、滿洲の移民に對して安い利息の金を使はせるやうなことに付ての御努力する御意思があるかどうかと云ふ問題であります、必しも滿拓會社の社債に依る金だけでありませぬ、私の考を以てしますれば、移民地の金融と云ふもの、高い利息では非常に迷惑である、是は何とか安いものが使へるやうにしなければならぬ、さう云ふ見地に立つて御努力下されるかどうかと云ふことを御伺致します

○大谷國務大臣 現在の所では滿拓から其投資を受けて居るのであります、滿拓以外の方法と云ふことは一寸困難かと存じませぬ、滿拓其ものが安い金利の社債さへ得られますれば、幾らでも安く下げて行くことが出来ますから、其點では十分考慮したいと存じます

北支棉花買付問題

漢那委員と廣田外相問答

○漢那委員 北支に於ける治水事業と、それから棉花買付の問題に付て、先づ第一に外務大臣に御尋致したいと思ひます、北支に於きまし

ては昨年の大洪水に依つて、河北省の約三分の一は殆ど水浸しになつて居る状態であり、此に罹した水は、現に今尚ほ原野を蔽うて居るやうな次第であり、是が乾上るにはあと二箇年を要すると云ふことを承つて居ります、斯様に北支の農民は洪水の爲に悩まされて居り、此度の支那事變の爲に掠奪に遭ひ、荒廢致しまして、其窮状は洵に同情に堪へないものがあるものであります、そこで日支親善と云ふ意味から、又日支の經濟提携と云ふ意味からも、どうか之を助けたい、それには治水事業を起すとか、それから北支農民の持つて居る殆ど唯一とも言ふべき換金作物である棉花を早く日本の方で買取つて貰ひたい、斯う云ふことを出先の我が官民一致して之を希望して居るやうであります、天津の在留同胞の如きは白河の改修及び塘沽の築港に付て、非常に政府の御援助を期待して居るやうに私は聞いて参りました、今日までの此委員会の質問應答に依つて、政府が北支農民の救済に新政權を援助すると云ふ御意思のあることは能く分りました、此二つの具體的問題に付きまして、外務大臣はどう云ふ風に御考になつて居りますか、御何致しませう

○廣田國務大臣 北支の治水問題は、實際に於きまして軍當局に於ても、窮民救済の方法と相俟つて之を研究致して居るのであります、北支臨時政府に於きまして、此點は非常に重要視して居る點であるのであります、昨年の洪水の結果非常に氾濫を來して居るのであります、是は昨年は支那軍の方で堤防を破壊した爲に、一層例年以上に洪水を來して居ると思ふのであります、是は必しも昨年に限つた問題でなく殆ど年々黄河の下流に於ては氾濫を致す例になつて居るのであります、此治水工事を何とか早くやりたいと云ふことは支那四千年の歴史の示して居る所でありまして、彼の禹王が纒に或る成功を來した爲にあれだけ明君として讃へられて居る位であります、是は中々容

易な問題ではないと思ふのであります、要するに黄河の上流方面は相當谷間を通り、堤防其他の設備もありませんが、下流に行く程、それが氾濫の状態で、殆ど河口が何處にあるか分らぬと云ふ位の状態になつて居るのであります、隨て此治水の根源を正すのには、どうしても其本から正して來なければならぬ、是は餘程私は大きな問題であると思ふ、併ながら北支の一般の繁榮の爲には、何時かは之を成功して、あの方面の耕地の開拓、其他の利益を擧げなければならぬものだと思ふのであります、併しさう云ふ大きな問題は別と致しまして、差當りの手段としては特に氾濫して居る地方に或る小規模の堤防を設けて、水を汲み出すと云ふやうな方法も立ち得るだらうと思ふのであります、さうして其後の地面の利用方法と致しましては、只今御述になりました棉花の栽培の如きは、最も適當なことではないかと思ふのであります、棉花の栽培に付きまして、是は豫て外務省と致しまして山東方面から天津方面に掛けて、其種の改良、其他技師の養成等にも力を盡し、滿鐵とも協力して色々研究或は試験も致して参つて居りました、今日以後に於きましては一層其必要を生じて來るだらうと存するのであります、現に本年度の植付に必要とする種の供給等は付きました、色々盡力致して居るのであります、又本年昨年の收穫の販路に付ても出來得るだけ便宜を圖ることに致しまして、我が紡績聯合會其他の當業者に相談致しまして、買得る程度のものを買上げることに致したのであります、唯其實行に於て、各地にある棉花を集めると云ふことの運搬の點に、相當困難を致して居る事情もありません、十分に進んで居ないかも知れぬと思ふのであります、出來得るだけ現在收穫として取上げ得るものを買上げる方法、又天津方面の紡績聯合會に必要とする部分までも、日本に買取つて持つて來る譯には参らぬと思ひますが、適當の部分だけは或べく多く買上げたといふ方針を持つ

つて居るのであります

ペルー移民問題

○漢那委員 もう一つあります、南米「ペルー」に於きましては、昭和十一年六月二十六日に大統領令を發布致しまして、移民の入國に嚴重な制限を加へたのであります、所が此大統領令の發令以前に、日本に一時歸朝をして來ました日本人に對しましては、日本に居る「ペルー」領事は無條件に再渡航の旅券に、査證を與へて居つたのであります、然るに昨年の五月十五日に「ペルー」政府は此大統領令の施行細則と云ふものを規定して、さうして此細則に依ると「ペルー」國政府の再入國許可證を持つて居る者でなければ、絶対に査證を與へない、斯う云ふことになつたのであります、此結果日本に歸朝して居つて、再渡航をしようと思つても、査證が與へられないで再渡航の出來なかつた者が、昨年の十月に約四百人の多きに達して居つたのであります、是は洵に亂暴な話でありまして、是等の歸朝者は總て妻子を向ふに残し、財産を残し、生活の根據を向ふに残して一時歸朝して居る者であります、全く自分の豫知しない上から、さうして之を豫防することの機會も與へられないで、唯一片の法令で斯う云ふ風に禁壓をしてしまふと云ふことは洵に亂暴な話でありまして、人道の上から云ひましても、亦國際正義の上から云ひましても、此「ペルー」國政府のやり口は私甚だ遺憾に堪へないのであります、之に對しまして、外務省と致しましてどう云ふ措置を執つて居られるのでありませうか

○廣田國務大臣 只今御質問に相成りました「ペルー」の同胞で一時歸朝致した者は、再渡航が出來ないので、困難して居ることは事實であります、其數も只今御述になりました數よりも、現在に於ては相當

減つて居ると思ふのであります、尙ほ二百有餘は確に渡航が出來ないで困つて居ると思ふのであります、此事件に付きましては、豫て外務省と致しまして「ペルー」政府と、出來るだけ再渡航の途を開いて呉れるやうに交渉致して居るのであります、幾分づつは解決の途に進んで居るのであります、併し其渡航致します數が、まだ此方の方の満足する程度までの諒解は先方と取付けてはないのであります、出來るだけ渡航し得る數を殖やしまして、我方の目的を達したいと十分努力致して居るのであります

○漢那委員 是は數を殖やす殖やすぬの問題でなく、全然斯う云ふことをやつてはいかぬこととあります、外務省としては、もつと積極的の御努力を願ひたいと思ひます、あとの質問は分科會に譲ることに致しまして私は是で打ち切ります

滿炭増産計畫

○栗山委員 滿洲國の石炭採掘は統制し密山の無煙炭を僅かに年五萬噸しか産出を許可してをらぬが、日滿支經濟提携國策一致の實を擧ぐべく生産擴充を要する時局柄政府の努力を切望する

○原政府委員 只今の滿洲の石炭の採掘問題であります、政府で制限致しまして、實は私は其間を初めて御聞きしましたのですが、固より滿洲の石炭増産に關しては大體五箇年間に現在の滿洲炭礦採掘量の三百萬噸を、千五百萬噸まで増産するといふ計畫を立てる、密山の炭礦は現に十一年度には七萬四千噸掘出してをり毎年是から増掘し昭和十六年度には百萬噸増産する計畫で、著々事業が進行してゐる

對支海運國策會社

中井委員に永井遞相答ふ

○中井委員 司法大臣に對する質問は此程度で打切りませ、唯幸ひ通信大臣の御顔が見えましたから、簡單なる一事だけを此際承つて置きたいと思ひます

日支事變の今日並に將來に於ける我國の經濟的對支方策と云ふことに付きましては、先般來政府も議員も色々心配して、茲に質問應答が重ねられたのであります、其御答辯の中に、北支の方面に於て其經濟活動を致す爲に、一つの國策會社を作ると云ふ御聲明が政府よりございまして、洵に私は結構な事であると存じます、然る所其問題は主として陸上に關する所の問題であります、併ながら今日我國の對外收支貿易關係等の事情を見ますと、輸入は非常な勢で殖えんと致して居る、我國の一志二片の爲替關係も是が爲に一體どうなるか分らぬと云ふ虞のある實情であります、然るに我國の對外貿易の收支の關係に付て、元來是は年々輸入超過であります、其輸入超過の大部分を「カパー」して居るものは所謂海運収入であります、海運収入は貿易外の収入の大宗であります、是は國防上から見ても、政府は力を籠めて其發達を爲さるべき筈であると思ふのであります、北支に於ける所の國策會社御設立は洵に結構であります、此北支より中南支に掛けて、もつと進んで申すと支那の海運を將來我國が一手に引受けてやうて行くと云ふことは、單に利益の問題だけではない、眞實東亞の盟主たる日本の地位を確保すると云ふ上に於て、最も私は必要な事であらうと思ふのであります、隨て此機會に海運に關する國策會社を立てられて、民間よりも唯金持だけが入るのではなく、衆智を集めて、一

土屋第一分科會主査分科會の經過及び結果を報告

○土屋主査 第一分科會に於ける審議の概略を御報告致します、第一分科會に討議されましたのは外務、司法及び拓務、三省所管に關する事でありまして、各省當局それぞれ所管の豫算案に付て、一應の説明をせられました、次いで政府當局と委員との間に質問應答が交換され、審議が決定致しました(司省外務省)

委員松山常次郎君から、南洋廳に於ける氣象觀測設備を層一層充實することが、極めて必要であるとの訓切なる質問がありました、即ち同君は自己の所説と、京都の松山基範教授の所説とを引用せられました、日本に來る「タイフーン」は、其殆ど九十%以上が南洋に於ける我が委任統治領を中心として發生し、曲折して日本に來襲するものである、隨て是が觀測を正確にすることは、本國に襲來する「タイフーン」の慘害を、早期に豫知する爲め、極めて必要であるばかりでなく、從來我國が南洋諸島を統治することに對しまして、動もすれば軍事上の必要からのみであると考へて居ることは、非常なる謬見であり、現在我國が委任統治をして居る南洋諸島と云ふものは、獨逸或は亞米利加が統治するよりも、自然であり且つ國民生活上極めて必要な所以を、世界に知らしむるものである、是に對して政府の所見如何と云ふ質問に對しまして、政府は全く之に同感である旨を答辯されました、其他豊田君から世界の主要なる國々に情報圖書館を設けて、我が國情を周知しむることが、極めて必要ではないかと云ふ問に對しまして、外務大臣は、初めて亞米利加だけでも今議會中に決定したいとの答辯があり、又原君から昨年院議を以て決定致しましたる司法制

切の力を集めさせて、政府も之にうんと援助して、さうして海運に關する國策會社を御立てにすることが最も必要であると思ひます、之に付ては政府も段々御調査の歩を進められて居ると云ふことも承るのであります、此際御計畫が御承知ならば、はつきりと之を御公表を願ひたいのであります、尙ほ之に付ては、單に船舶だけでは駄目であり、時間がありませぬから多くを中上げませぬが、支那の海運を握るには船舶だけでは駄目であり、其港、其埠頭、其倉庫、是等と一緒にした一大海運國策會社を御立にならなければ、到底其目的を達することは出来ぬと私は確信して居る、之をしつかりやられると云ふことに於て、對支貿易、支那並に外國との貿易、之を日本が握ることが出来るかと私は信じて居るのであります、丁度好い機會でありましたから、通信大臣から其點に關する御抱負と、若し政府に計畫があるならば此際はずきりと御聲明を願ひたいと思ふのであります

○永井國務大臣 只今中井君の御質問になりました御趣旨は政府も全く同感に存じます、日支兩國の間には共同經濟の精神を以て各種の産業を共同經營するやうに再建設をしなければならぬと考へて居ります、殊に中井君が只今御話になりました海運事業の如きは、其根柢を成すもの一つでございますから、今御話になりましたやうな趣旨で適當の機會に實現をしたいと云ふ考で、各般の調査を進めて居る所でございます、併ながらそれを今どう云ふ組織にするかと云ふことに付て、具體的に申上げることが出来ませぬけれども、中井君が御話になりましたやうな方針で、政府では適當な機會に其實現を圖るべく各種の準備調査を致して居ります

度修正調査委員會設置の豫算に付きましては、大藏大臣から經費を追加豫算に計上することは、只今の所御答致し兼ねるとの答辯がありました、其他外務省に關しましては、在外第二世に對する日本精神の鼓吹、各國在住日本人の連絡統一に依る活動「ペルー」の移民問題、北樺太の利權潰滅に對する對策、支那に於ける列國權益の問題、佛教普及問題、北支農民の救済問題、賠償問題、廣東に於ける「クーデター」等、それから司法省に關しましては、免囚保護の問題、司法警察官の刷新、司法官の待遇改善、人權蹂躪絶滅、破産者の解放其他、又務省に關しましては、朝鮮に於ける教育、兵制、職員、臺灣に付ては米の專賣、大學の位置變更、或は滿洲に於ける移民對策、南洋拓殖會社等の色々質問應答は、先に申上げました如く、總て速記録に依つて御承知を願ひます

十二年度追加第二號同特別會計第一號説明

○賀屋國務大臣 昭和十二年度歳入歳出總豫算追加第二號 同各特別會計歳入歳出豫算追加第一號及び豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追第一號に付御説明申上げます
今回提出致しました昭和十二年度歳入歳出總豫算追加第二號は、歳入六百十餘萬圓、歳出二千八百八十餘萬圓でありまして、差引歳入不足額千五百六十餘萬圓となつて居りますが、右の歳入不足額に對しては、昭和十二年度豫算實行上行ひました歳内節約に依る財源餘裕額の中より充當する計畫であります、右歳入豫算の内譯は森林收入の増加二十餘萬圓、專賣局益金の増加百十餘萬圓、刑務所收入の増加四百三

十餘萬圓、治水事業費分擔金の増加二十餘萬圓、その他二十餘萬圓であります。

次に歳出豫算に計上致しました金額は經常部千二百餘萬圓、臨時部千五百餘萬圓でありまして、其主要なる経費は、北支領事館警察に要する経費の増加四百十餘萬圓、検丁及新兵旅費の増加百四十餘萬圓、警察費連帶支辨金の増加二百三十餘萬圓、内國稅拂戻金の増加三百萬圓、刑務所軍需作業施行等に關する経費の増加二百七十餘萬圓、小學校教員俸給費臨時補助に要する経費二十餘萬圓、馬の生産増加施設に關する経費五十餘萬圓、中國地方其他各地災害復舊及應急施設費百十餘萬圓、農山漁村應急施設に關する経費の増加五十餘萬圓、石油消費規正實施に要する経費二十餘萬圓、青年移民に關する経費六十餘萬圓、傷痍軍人保護應急施設に要する経費十餘萬圓、臨時軍事費特別會計へ繰入百十餘萬圓等であります。

右の内北支領事館警察に要する経費は、北支の情勢に即應して居留民保護取締等の完備を期する爲め、領事館警察を擴充せんとするものであります。北支事件費の増加は、曩に追加豫算として經費を經たる外務省所管に於ける居留民救護費、電信料其他交上所要の經費に於て、其後の情勢に依り更に増加する必要に至つた額を計上致したものであります。小學校教員俸給費臨時補助に要する経費は、今次事變に依り召集せられたる小學校教員の補充の爲め市町村財政に困難を來せるものに對し、其俸給費の一部を補助せんとするものであります。農山漁村應急施設に關する経費の増加は、事變の擴大に伴ひ更に是等の施設を擴充する必要がありまして、之に要する経費の増加を計上致した次第であります。青年移民に關する経費は從來實施し來りました滿洲移民事業の成績に鑑み渡航容易なる青年を滿洲に移住せしむる要がありますので、是が移住に必要な指導養成等を行はんとするも

於けると同様之が大部分を公債に依ることとし、公債及び繰替借入金四十四億五千三百四十餘萬圓を計上致しました。

公債金以外の歳入は合計四億三千三百十餘萬圓でありまして、今其内譯に付き大體を申し上げます。先づ第一には一般會計よりの繰入金三億千八百三十餘萬圓であります。是は今回の増稅及び煙草の値上等に依る増收額を繰入るものであります。

次は各特別會計よりの繰入金であります。通信事業千六百萬圓、帝國鐵道四千萬圓、關東局四百二十餘萬圓、朝鮮總督府二千六百四十餘萬圓、臺灣總督府千三百八十餘萬圓、樺太廳二百六十餘萬圓、計一億三百十餘萬圓であります。此の内通信事業及び帝國鐵道の分並に關東局の三百五十餘萬圓、朝鮮總督府の千七百五十餘萬圓、臺灣總督府の千二百萬圓、樺太廳の二百三十餘萬圓、計九千三百三十餘萬圓は、昭和十三年度本豫算編成の際既に豫定せられ、それら當該特別會計の歳出豫算として計上せられた額であり、殘餘は今回の増稅及び煙草の値上に依る増收額の一部であります。

尙ほ北支事件特別稅收入は、内地に於きましては稅法が昭和十二年度限り廢止となる爲に、同十三年度に於ける收入額は九百餘萬圓に減少致しますが、外地に於きましては豫定の通り賦課することに相成つて居りますので、各特別會計の昭和十三年度本豫算の歳出に計上致してあります額を其儘受入れることに致してあります。

尙ほ歳入總額が歳出に比較致しまして三千六百五十餘萬圓を超過致して居りますが、是は第七十一議會に於きまして御協賛を得ました歳入豫算中、北支事件費借入金三千六百五十餘萬圓は之が借入實行を見合はせることと致のましたから、之に依る歳入不足に充當する必要がある爲め増額致したのであります。

以上申述べました豫算の實行上必要な諸法律案及び他會計の豫算

のであります。臨時軍事費特別會計へ繰入は、本年一月三十一日實行致しました煙草値上に依り、本年度に於て増加すべき專賣局益金收入を臨時軍事費財源として一般會計より繰入れんとするものであります。検丁及新兵旅費、警察費連帶支辨金、内國稅拂戻金等は何れも補充費であります。豫算に不足を告げましたので其増額を計上致したのであります。

次に昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加特第一號は、對支文化事業關東局、海軍工廠資金、海軍火藥廠、帝國大學、官立大學、帝國鐵道、朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、臺灣總督府並に健康保險の各特別會計に關するものであります。何れも必要避くべからざる經費を計上致してあります。

豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追第一號は、一般會計に於ては、軍需關係資材確保損失一價金に關するものであり、特別會計に於ては海軍工廠資金特別會計の造船資材購入費に關するものであります。

次に臨時軍事費豫算追加に付御説明申し上げます。支那事變に關する軍事の經費と致しましては、曩に帝國議會に於て協賛を經た次第であります。事變の推移に伴ひ更に必要なる經費として追加計上を要する金額は歳入四十八億八千六百五十餘萬圓、歳出四十八億五千萬圓であります。先づ歳出に付き大體を申し上げます。陸軍臨時軍事費三十二億五千七百萬圓、海軍臨時軍事費十億四千三百萬圓、豫備費五億五千萬圓であります。之が内容に付ては軍事の計畫の機密を要するは勿論、戰機は且夕變化極りなきものであります。前同同様之が明細なる内譯を示すことは出来ませぬが、差支なき範圍に於て陸海軍大臣より各々其の所管の事項に付き説明がある筈であります。

次に歳入に付て説明致します。今回の臨時軍事費財源も前同に

案も引續き提出の運びとなつて居ります。何卒御察議の上速に御協賛あらんことを希望致します。

滿鐵重工業部門の

「滿重」移讓を衝く

宮澤氏と政府委員の問答

○宮澤委員 私は滿洲經營並に北支の開發に付て御尋致したいと思ひます。先づ滿洲の問題に付きましては、對滿事務局總裁である陸軍大臣に御尋を致したいと思ひますが、昨年十二月十七日滿鐵の高級社員が連袂辭表を提出したと云ふこととありますが、此問題に對する其後の成行はどうなつて居りますか。

○杉山國務大臣 只今御尋のやうなことは耳にしたこともありませんが其後落着いて別は大したことはないやうに承知して居ります。

○宮澤委員 此度滿洲重工業會社が出来まして、滿鐵の重工業部門に關する一切の仕事を此會社に移しました結果、滿鐵は經營が困難にならぬのではないかと思ふのであります。殊に國策遂行の爲に各方面に新線を延ばしました結果、當然收支償はなくなるものと思ひますが、滿鐵の今後の經營に對しましてはどのやうな御方針を持つて居られるのでありますか。

○杉山國務大臣 今後に於ける滿鐵は只今御話になりました滿洲重工業株式會社で經營致します事業以外のことは、悉く滿鐵に於て運行することにいたします。

○宮澤委員 滿洲重工業以外のことは、皆滿鐵でやらせるから滿鐵の經營は成立つのだと云ふ意味でありますか、只今の所では是だけのものを取られた後の滿鐵と云ふものは、然らば新にどう云ふ仕事を取入れて滿鐵の經營が成立つやうになるのでありますか、其點を伺ひたい若し陸軍大臣が何でしたら對滿事務局長でも宜しうございませうから伺ひたい

○町尻政府委員 對滿事務局長がまだ見えて居りませぬから、私より代つて御答申上げます、今の點は滿鐵の方に於きましても色々の失費が、治外法權の撤廢に基きまして相當に減の出て来る所も澤山あると思ひます、それから滿鐵其もの、經營と云ふことは移民及び重工業の發展に伴ひまして、收益も相當に増加すること、私共は考へて居ります、それで何時になつたら赤字になるかと云ふ點は、今はつきり申上げられませぬけれども、利益の部分だけを取上げたると云ふ譯ではございませぬので、相當失費減になつた點もございませぬ、さうして一方重工業其他の爲に必要な日本人の移住、隨つてそれに伴ふ貨物の移動が多くなつたと云ふやうな見地から、交通専門にやりましても収益率はさうひどく下つて行くものではないと心得て居ります、尙も詳細は次長がお出でになりましたから、次長から申上げます

○宮澤委員 只今の御説明に依りますと、滿洲が今後各方面に充實をして行くから、其交通を受持つて居る滿鐵の收入を増して来るだらう是は御話の通りであると思ひます、併ながら是は十年とか、二十年とか先のことでありまして、こゝ五六十年の間は只今の新線を敷設した方面は損失になるに決つて居るのであります、滿鐵の經營はこゝ暫くの間非常に困難であらうと思ふ、重工業を除いたことは別と致しましてそれ以外にも滿鐵としては、只今陸軍大臣の御話になつたやうな漫然たる話でなくして、もう少し具體的の計畫を持つて重工業を除いた後

は極めて重大であるにも拘らず、實際は其仕事をして居らない、若しも三十年間も少し相當な人が行つて滿鐵が相當な經營をやつて居つたならば、今日の日本の生産擴充にどの位大きな使命を果して居つたか分らない、それを一年や二年で大騒ぎをして生産擴充の線に合せようと云ふことは、滿鐵が滿洲經營を捨て、居つた、滿洲經營に非常な怠慢であつたと云ふことであります、又一方から言へば、滿鐵が滿洲經營を本式にやつて其効果を擧げて居つたならば、滿洲事變は起らなかつたかも知れない、滿洲事變を起さずして、滿洲は今日の如く日本一と一緒に居るやうになつて居つたかも知れない、斯う云ふ意味に於きまして滿鐵の歴代の當局者はあの滿鐵の儲かる中に於て金を使つて唯遊んで居つたに過ぎない、本當の國策遂行と云ふことを頭に置いてやつて居らなかつたと思ふ、然るに滿鐵が唯収益があれば宜いと云ふことでもなく、滿洲に於てはまだ爲すべき仕事は澤山ある、殊に滿鐵の交通と云ふ部門に關つて爲すべき仕事は澤山ある、それ等に於て鐵の重工業を除いた後に、滿鐵の大きな使命を果させるやうに之を働かせて行く政府の御考はないか、若しあるならば承りたい、斯う云ふ事でありませぬ

滿鐵の鐵道關係

○原政府委員 滿鐵の鐵道の關係であります、從來滿鐵の社線と申しますものが、元々極く短かい千軒ばかりであつたのであります、それが滿洲の國有詰り國線を經營致しまして、從來社線で經營して居りました約十倍の鐵道の經營に當つて居るやうな事情であります、隨て鐵道の關係に於きましても、滿鐵の鐵道に對する職分と云ふものは從來に十倍した結果になつて居る、尙ほ滿洲奥地に於きまして將來段

滿鐵はどう云ふ風にして立つて行くかと云ふ御計畫がなくてはならぬと思ふのであります、それを承りたい

○原政府委員 御答致します、滿鐵の經理の狀況であります、大體重工業關係の事業を滿洲重工業に移轉致しました、併ながら此重工業關係の利益と、其滿鐵の繰入金資金の利息とを比較して見ますと、現在に於きましては大した差はないのであります、隨ひまして之を滿洲重工業會社に移轉致しました、滿鐵現在の經理狀況に於ては左したる差はないのであります、それと一方御承知の滿鐵附屬地の行政權を滿洲國の方に委譲致しまして、其關係で約年額七百萬圓ばかりの經費の減と云ふ關係になつて居ります、尙ほ新線の建設に付きましては、當初は新線建設の部分だけは赤字が出て参りましたが、新線の建設に依りまして、漸次滿洲の發展に伴ひまして、運賃収入は毎年相當増加して居ります、現に昨年と本年との實績を調べて見ますと、運賃収入に於きまして二千萬圓以上の増収がある、さう云ふ風な現情でありますから、重工業關係の事業を滿洲重工業株式會社に讓渡しまして、滿鐵の經理と致しましては、全然支障のないやうに將來行くと思ふのであります

○宮澤委員 私の伺ひますことは只今の御答で半分は分りましたが、滿鐵が收支はなれば困ると云ふことも勿論であります、隨つて只今御話のやうに、滿洲重工業の問題は別として――重工業を移したことは、現在に於てさうであるかも知れませぬが、將來は此重工業の部門から相當な、殊に昭和製鋼あたりからは非常な利益が擧る筈でありますから、其將來擧る利益がなくなると云ふことは別と致しまして、滿鐵としては、單に滿鐵の收支が、運賃が上つて良くなつたと云ふだけでなく、滿鐵としてもつと外に滿鐵經營の上にする仕事はないか、斯う云ふ意味であります、滿鐵の滿洲に於ける今日迄の使命と云ふもの

々と鐵道が敷設されました、滿鐵の國內の鐵道交通の運輸の職分と云ふものは頗る重大になつて参ります、尙ほさう云ふ風な事情でありませぬから滿洲國の開發の爲にする鐵道事業、それに附随しました未墾地の開發等に付きましては、是は滿鐵としては相當力を盡さなければならぬ、尙ほ鐵道運輸業以外に、又今度重工業に移しました事業の外に滿鐵は港灣も經營して居る、それから油の製造にも關係して居る、御承知の確安にも關係して居る、それから國內の運輸、鐵道以外に自動車並に一般の貨物、さう云ふ事にも關係して居る、斯う云ふ事業を通しまして將來の滿洲の開發には相當滿鐵としては盡すべき職分と範圍が十分あるのであります、其點に於きまして政府は滿鐵をして十分活躍せしめなければならぬと思ふのであります

○宮澤委員 滿洲重工業會社の目的は滿洲の重工業開發にありますが主として自動車、飛行機の事業を滿洲に於てやる、斯う云ふことであるさうであります、其自動車、飛行機の仕事はどの位な規模を以てどの位な年度割で、滿洲に於て滿洲重工業をしてやらせようと云ふのであります、承りたいと思ひます

○杉山國務大臣 滿洲重工業株式會社の今後に於ける自動車及び飛行機の製作に付きましては、内地の是等に關する工業を壓迫することなくして、滿洲の需要は固より、大陸方面に於ける發展も期して計畫を致して居るのであります、其詳細に付きましては政府委員の方から申上げます

○原政府委員 自動車と飛行機の製造の計畫であります、實は是は滿洲重工業株式會社が成立して間もないのでありますから、具體的の計畫のことは會社としては立つて居りませぬ、是から段々具體的の計畫に入るやうになつて居りますが、其際には今陸軍大臣から御述べてなりましたやうに、我國の自動車工業並に飛行機工業等と能く連絡協

議致しまして、お互に相反することのないやうに措置する考で居ります

○宮澤委員 私實は一寸驚くのでありますが、滿洲重工業會社を作りました一番大きな目的は、滿洲で自動車と飛行機を造らせたい、詰り日本の國防の點から自動車、飛行機の工場を滿洲に於て持たないで、何時でも朝鮮海峡を渡つて内地から補給すると云ふことでは困る、斯う云ふ所にあります、其大きな目的達成の爲に此事業をやらせる、斯れに付ては昭和製鋼所も持つて行き、滿洲も持つて行く、滿洲の事業を擧げて此滿洲重工業會社に與へてやる所以のものは、飛行機事業と自動車事業を滿洲に於て興せたいと云ふことであります、それは會社の計畫が立たないとか、何とか云ふことではなく、政府の方で其計畫を以て使命を達成させる爲に會社を作つたのであります、會社を作る前から此目的があり、此目的の爲に會社を作つたのである、會社が出来てからそんなことを考へて貰ふのではなくて、内地の自動車工業を壓迫するとかしないとか云ふことは別問題であります、場合に依つては壓迫して貰ふ、滿洲に於て此使命を達成する場合がありますかも知れない、其計畫を會社の自由に御任せになつて居ると云ふのであります、政府は計畫を持つて居らないのでありますか

○原政府委員 會社と致しましては、一應の計畫は出来て居るかも知れませぬ、滿洲國政府と連絡を取つて一應の豫定計畫は立つて居ると思ひますが、まだ我が日本政府に對して是でどうであるかと云ふ事業計畫の協議には接して居りませぬ

○宮澤委員 滿洲と日本の産業開發に付きましては、日滿經濟共同委員會に於て總て其根本策を定めてやらせる譯であります、隨て今日滿洲の重工業を此一會社にやらせると云ふことに付きましては、政府にちやんと計畫があつて、其計畫をやらせる爲に國策の見地から此會社があるものであります、併し自動車工業とか、飛行機工業とか云ふ高度の精密な技術を要するものは滿鐵ではやり難い、茲に鮎川氏を連れて來ると云ふ所の道理があると思ふ、日産五萬の株主があるから連れて來ると云ふことを陸軍大臣は度々仰しやがるが、是は意味を成さぬ、鮎川氏を連れて來ると云ふことはそこに私は意味があると考へる、滿洲重工業會社の一番大きな目的は、或はそれは間違つて居るかも知れませぬが、私共はさう思ふ、其間違つて居らぬかは別として、自動車と飛行機を滿洲に於てやらせると云ふことの爲に鮎川氏を連れて來た、さう云ふ譯でありますから、そこに政府の計畫がなくてはならぬ、私は多數の細かいことを伺はうと云ふのではない、又製造能力の詳しいことを伺はうと云ふのではない、今陸軍大臣は滿洲並に大陸に於ける需要に應ずると云ふのであります、其需要にも應ずるでありませう、併し大體今産日産を滿洲に移したことは、是は兎に角先般も陸軍大臣は、法的の滿洲の權益は拋棄したが實際の實際の權益は拋棄しないと云ふ御答辯があつた程でありまして、私共も滿洲國の權益は日本が何處までも持たなければならぬと云ふことはない、是等は時勢の變化に依つてはどのやうに變つても宜いと思ひますが、併し此重大なる計畫を行ふ其目標になる計畫と云ふものは、只今對滿事務局長の御話のやうに會社に於てまだ考へて居らぬとか、考へて居ると云ふ問題ではなくして、政府に其計畫がなければならぬと思ふ、此問題は十月二十幾日でしたか對滿事務局から發表されましたが、實は私共は其扱ひが輕いと思ふのであります、私は是等のものを滿鐵から滿洲重工業に移す計畫は政府から堂々と聲明をして、國民の諒解を求められなければならぬ、形の上からは先般陸軍大臣の御答辯の通り法的には滿洲の權益を拋棄して居るのであります、滿洲の重工業に關する限り、それです、さう云ふことは政府がちやんと國民の諒解を得らる

に移したのでありますから、此會社創業の以前に於て、政府に於てちやんと其計畫を持つて居らなければならぬのであります、其計畫がなくて唯滿洲の重工業を日産にやらしたと云ふことならば、それは何の爲にやらしたのでありますか、それが分らなくなつて來るものでありますから會社の計畫を伺ひたいと云ふのではなくて、政府の持つて居る此會社をして爲さしめようと思つて計畫を伺ひたいのであります

滿重設立の目的 國防産業發展を期す

杉山陸相答ふ

○杉山國務大臣 此度滿洲重工業株式會社を設置することになりまして其主なる目的は滿洲に於ける國防資源を開發し、國防産業を速に發展せしめようと思つて居るのであります、隨て此重工業株式會社の事業と致しましては、國防上に重大なる影響を持つて居り、又國防上から此會社に要求します所の飛行機の數並に自動車の數と云ふものは考へて居る所があるのであります、併ながら其數を茲に自動車の數と云ふものは考へて居る所があるのであります、併ながら其數を茲に御説明致しますことは、國防上の見地から申上げることを差控へたいと存じます

○宮澤委員 私は其數字を伺ふのではありませぬ、一體是は私の想像であるかも知れませぬから、政府の御考が私と違つて居るなら訂正して戴きたいのであります、滿洲に於ける國防資源の開發と云ふことだけであるならば、滿鐵でも十分出来るのであります、又現にやりつべきものであらうと思ふ、此點に付きまして、私は多數や、さう云ふ細かい國防の機密に觸れるやうなことを伺はうと云ふのではない、大體どう云ふ計畫で以て、どう云ふ年月にはどう位完成するか、差支ない範圍に於てそれを伺ひたいのであります

○町尻政府委員 御答致します、只今のことは的確な數量は申し上げられませぬけれども、兎に角自動車は滿洲國の道路の建設に伴ひまして可なり多くの自動車を盛に使ふやうにしたい、是はあの方面に萬一事件があつた際には、最も國防上重要であると云ふこと、それから飛行機は相當の數量をどん／＼造つて貰ひたい、併し今どれだけ造り得るか云ふことは、御承知の如くそれに要する機械其他がどれ位取入れられるかと云ふことも關聯がございしますが、將來の日本の飛行機の全需要量はどれ位増加するかと云ふことにも關聯致しますから、確實に是れ位のものを作ることは實際は細かい數字は決つて居らぬと思ひます、併ながら非常な大量を造ると云ふ意味に於て、殊にそれが相當の利益ばかり御られない、さう云ふ場合には他の重工業を開發致しました利益をそこに突込むと云ふことで計畫をやつたのであります

○宮澤委員 それならば其問題は其程度に致しますが、唯斯う云ふ點は如何であるか然らば飛行機と自動車の工場は最後の計畫の何分の一であるか、何割であるか知りませぬか、先づ最初の計畫を、例へば今年の中なら今年の中に、其飛行機も自動車も工場の設備から機械の設備から直ちに掛ると云ふことであります、何年か先に掛ると云ふことであります、それを承りたい

○町尻政府委員 成べく早く掛らなければならぬ、それは今年直ぐに掛り得るか、機械等は來年でなければ入り得ないかと云ふことは、私共詳細承知して居りませぬが、成べく早く、成べく大量に造るやうにして貰ひたいと云ふ要求はして居ります

○宮澤委員 それから此滿洲重工業開發會社の監理法には、其仕事として鋼鐵業、輕金屬業、自動車製造業、航空機製造業、石炭工業と此五つになつて居ります、所が聞く所に依りますと、閣議の決定に於ては此外にまだ石炭工業の中にも所謂「オイルセール」を造る仕事も之に移す、さうして今滿鐵が撫順でやつて居ります、又今度滿鐵が羅子溝とか云ふ所へ、三十萬尾とか、最後には七十萬尾かの大きな計畫もやつて居ります、それも滿洲重工業會社に移すと云ふ話もあります、又石炭を原料とする化學工業、現に滿鐵でやつて居る硫酸若くは液化事業に關するものも之に移すと云ふことも伺つて居ります、それから大豆工業も之に移すことになつて居ると云ふことを伺ひますが、閣議決定の大體を御話を願ひたい

○原政府委員 今御話の五つの事業以外には此重工業會社にはやらせないことになつて居ります

東邊道の鐵礦も 將來は滿重で開發

原對滿事務局次長答ふ

○宮澤委員 それから昨日か昨日此重工業會社に滿鐵から移す株式の價格評價が新聞に載つて居りました、是は其通りであらうと思ひますが、其外に東邊道の此度發見されました鐵礦及び炭礦はは滿洲重工業の方へ移すのでありますか、移さないものでありますか、若し移すものと致しますれば、どのやうな條件に依つて之を移すのでありますか

○原政府委員 將來やはり東邊道の鐵礦は滿洲重工業會社に移すと云

○原政府委員 本溪湖の方は滿洲國政府が從來四〇%株を持つて居つた、其四〇%は滿洲重工業會社に譲渡することになつて居ります、あとの殘部を如何に處置するかと云ふことは、まだ確定して居りませぬ是もやはり鐵礦一元化と云ふ見地から致しまして、成べく早く適當に之を滿洲重工業會社に移すのが適當であらうと云ふ方針になつて居ります

慎重に事業を經營せよ

○宮澤委員 日産をして滿洲重工業會社をやらせることになりました結果、内地に於ける日産の仕事は成べく縮少をして、さうして日産の本店が滿洲に移つたと同様、其日産の有する技術並に資本と云ふものを滿洲に持つて行つて滿洲經營に當らせる、斯う云ふことでありませうが、日産の内地に於ける自動車工業は、内地に於て從來通りやらせるのでありますか、其儘工場を滿洲に移して、滿洲で之を基として始めようかと云ふ御計畫でありますか、承りたい

○原政府委員 只今の所日産の自動車の工場を向ふへ移してやらせようかと云ふことには決つて居らないのであります

○宮澤委員 私が此質問を致します一つは、政府の滿洲重工業をやらせようかと云ふ考へ方と、鮎川氏の考へ方とは違つて居ると思ふのであります、それで私は此政府の思ふ通りにならなくなる虞がありますので、政府に念を押したいのであります、聞く所に依れば、日産が今度滿洲に進出した日産側の希望は、滿洲に行つて仕事をやりたいと云ふのではない、滿洲に於ける昭和製鋼所の持つて居る——是は日本に於きましては日鐵を除いては一番大きな製鐵所、それを自業の鐵の材料を樂に得たいと云ふことを彼は考へて居る、それが今日日産側から

ふ豫定であります、さう致しまして、それは今の所では滿洲國政府が其權利を支出の形式に於て計上する、斯うなつて居りますから、それを幾らに評價するかと云ふことは決定致して居りませぬ

○宮澤委員 さうしますと、東邊道の鐵礦炭礦は、現在の所では、まだ移してない、幾らで今後どう評價して移すかと云ふことは決つて居らないと云ふことであります、私もそれを伺ひまして聊か安心したのであります、御承知の通り、先般昭和製鋼所を移します時に、弓張嶺の鐵礦と云ふものは、今まで東邊道の鐵礦の發見される前は、滿洲に於ける唯一の寶であつた、さうして昭和製鋼所は之を二十萬尾であるとか、四十萬尾であるとか、或は二億尾とも稱する人があつた、之を持つて居ることが昭和製鋼所の非常な強味であつた、此度之を譲渡するに付ては、滿鐵株主の間に於ても非常な異議があつたやうであります、是は遂に其儘滿洲重工業に移されることになつた、所が東邊道の鐵礦と炭礦は、聞く所に依りますと、世界に殆ど二つとないもので、之を發見したのが爲に、滿洲は其値打を十倍したと言はれるやうな非常な大きな寶であります、而も其鐵礦は聞く所に依ると、全部表面に露出して居る、中に七二%もある、其かけらを其儘採れば金鎚の柄にもなる、こんな寶が今まで滿洲にあつたことを知らないで、而も其側には炭礦がある、石炭が出る、是は全く製鐵の理想境が此處に出來たと云ふやうな所であるさうであります、恐らく是は是は價格に評價することは私は出來なからうと思ふのであります、隨て之を一つ重工業會社に開發せしめる場合に於きましては、私は特に此點を考慮して、政府に於かれましては、此一會社に此資源を獨占させると云ふやうなことに付ては、重大な考慮を拂つて戴きたいと思ふのであります、尙ほ本溪湖の煤鐵公司はどう云ふことになつて居りますか、承りたい

滿洲に進出した大きな原因である、斯う云ふことを世間では言つて居る、滿洲に行きますと、斯う云ふことを言つて居ります、あれは非常な陰謀で、二き三すけのやつた事である、二き三すけと云ふのは何の事かと聴きますと、滿洲の東條英機の機と、星野直樹の樹と、岸信介の介と、松岡洋右の右と、鮎川義介の介と、二き三すけの陰謀であるあなたがそんな事を「ホテル」で言つて御覽なさい、憲兵に引張られると云ふことを言つて居る、そんな事は嘘か本當か知りませぬが、さう云ふことを言はれる裏面には、詰り日産があつた滿洲の鐵の資源を自分の手に入れたいのだ、斯う云ふことを考へて居るのだと云ふことを友人筋は言つて居るのであります、所が鮎川社長は茲に斯う云ふことを言つて居ります、滿洲重工業に付て飛行機工業、自動車工業をやると云ふが、そんなことは急に出来るものではない、是は鮎川氏の談でさう言つて居る、ぼつ／＼やつて行かなければ急に手の著くことではない、大きなことは此東邊道の鐵礦の開發と、昭和製鋼所の仕事なんだと云ふことを言つて居ります、鮎川社長方針を語るとあつて、初めは製鐵礦山業、外資輸入の必要と云ふことを語つて居ります、茲に細かい事は讀みませぬが、自動車、飛行機をやることは二の次だ、自分の方は東邊道の鐵を開拓して、其資源が欲しいのだと云ふことを自ら茲に語つて居るのであります、隨て私はさう云ふことを恐れますが故に、是は政府に於て日滿經濟共同委員會の決定に基いてやつて行くのでありますから、恐らくは政府は日産の内地に於ける自動車工業は是以上大きくはさせないだらうと思ひます、何となれば是れ以上大きくやらせれば滿洲の方で鐵を使はないで、こつちを持つて來てやると云ふことになりませぬから、滿洲に於てやらせる方が私は適當であると思ひます、鮎川社長が此方針に背くならば、鮎川社長を罷めさせて他の人に送れば宜いのであります、何も鮎川氏でなければならぬと

云ふことではないのであります。さう云ふ方針を以て政府は斯う云ふやうなことに付て満洲重工業の使命を達成せしむるやうに努力せられたと思ふのであります。併し私共素人でありながら、一體自動車とか飛行機とか云ふ工業はそんなに良いものが急に出来るものではない。是は先程、陸軍大臣は御見えになりませぬでしたが、私は今度の軍需生産力擴張に付ても軍需品が非常な急激な生産擴張の爲に粗末なものが出来る。さう云ふ心配はないかと言ひましたら、海軍大臣は其心配はないと言はれましたが、是は常識で考へて見ても、自動車や飛行機の此急激な擴張をやる時に、やり損ひが出来ると、ぼろが出来ると云ふことは當然であります。又出来て差支ないものであります。それに構はずどん／＼やつて、さうして最後に其目的を達するより仕方がないのではありません。併し満洲のやうな他の文化の進んで居らぬ所では、斯う云ふ精密工業は一つの会社だけで造つたのでは間に合はない。他の一般工業が進んで、文化の程度の高い所であれば、斯う云ふことは成功するものではない。それを満洲で農業をするやうな積りで、満洲に持つて行つて、自動車工業と飛行機工業をやる。其爲には東邊道の鐵を使ふ。其他一切の利益を擧げて是が培養にするのだ。是が國策上必要であれば、已むを得ないのであります。吾々から考へれば、もう少し他にやり方がありさうなものだと思ひます。そんな無駄をしないので、此東邊道の鐵や昭和製鋼所の利益があれば、それを満洲開發の爲に向けてやればもつと満洲の開發を、國防の部門から見ても早く目的を達成し得るとも考へるのであります。是は意見の相違であります。斯う云ふことに付ては私共と考へ異にして居つても、それはそれで先づやつて行かれる。併し私が只今憂へて居るやうな事柄が若し實現をし、さうして實際になつて自動車も飛行機もやれなかつた、又鮎川氏

はやる気があつても、事實は其鐵材を持つて来て内地の仕事の原料にどん／＼使つて行つて、満洲の開發は出来ないと言ふやうなことになる。一體此大きな仕事をした責任は誰が負ふのであります。か、誰が責任を負つた所が、それは失敗したら國家の損失で已むを得ますまいけれども、斯くの如きことはもう少し慎重にやつて載きたいさうして單純な或る一部の機關で斯う云ふことをどし／＼決定しないで、もう少し國論に聽いて、世間に聽いて、もう少し慎重に考慮さるべきものではないかと思ふ。軍用上必要だと言ひますけれども、聞く所に依れば自動車とか、飛行機の修理とか組立の工場さへあれば必しも軍用上差支ない。寧ろ能率の擧る内地に於て、此様な工業は發達させて行つた方が宜いのではないか。滿洲支那からは原料を持つて来て之を日本で工業化して製品にすると云ふことが定石である。隨て是が失敗に終らないことを私は希望致しますけれども、現在の世間の批評から言へば、只今申したやうな行違ひもあり、喰違ひもあり、又其仕事が目く行くかどうかと云ふことは、中々危険であると思ふのであります。而も内地では自動車工業法に依つて内地の自動車を補助してやらせる。滿洲國は又日産を通じて滿洲國で自動車工業、飛行機工業を保護する。斯う云ふことで兩方内地の仕事は壓迫させないと言ひますが、併し是は兩方共政府の補助を與へて、さうして是がどん／＼出来て来て、そこに兩方が競争すると云ふやうなことにならないとも限らないと思ふのであります。此點は私は政府に於て十分に一つ誤りのないやうにやつて載きたいと思ふのであります。

外資誘致に不安

○北委員 日産問題に付て私も色々心配して居ることがあるのであり

ます。軍の方で日支事變の將來の發展に鑑みまして、重工業の充實を圖ると云ふ。其御心配は極めて吾々も同情する一人であります。此度日産をして經營せしめると云ふことに付ては、吾々は多大の懸念を持つて居ります。日本の重工業に關係のある財閥と言へば、三井もあれば、三菱もあれば、住友もある。其他日鐵とか色々かの会社がありますから、さう云ふ会社に「シンヂケート」を作らしてやらせれば成績が擧るのではないか。聞く所に依れば、飛行機の如きは鮎川さんの今迄の会社の経験だけではやつて行けぬと云ふことは、友人筋は皆言ひます。私は是は多大の懸念を持つて居る。而も資本も乏しい。それで鮎川さんの話の中にも、十億乃至十五億の資本は亞米利加から輸入せねばならぬ、所が社債を募ると云ふても、社債を募る譯に行かぬから、結局株を賣るのであります。所が松岡滿鐵總裁はそれに付て非常に心配して、株は持たせるけれども、表決権のない株にしようとする非常に努力したさうです。さうして松岡さんの友人の本多熊太郎さんの所に行つて、それは自分が努力して居るから心配するなと言つた。所が遂に其努力が効がなかつた。結局四割九分の株を持つては、亞米利加人が株主になつて表決権を持つ。之に付ては本多さんも非常に心配されて私に言ひました。私共非常に深憂に堪へないのであります。滿洲國は日本の生命線であると言ふが、生命線にある會社の株の四割九分を外國人に持たせると云ふことは、どうも私は譯が分らぬ。殊に當局は或は其點まで御氣付きでないでありませうけれども、最近に於ては亞米利加に於て猶太人の財的勢力が益々増しつゝあるのみならず、政治的勢力も増して居ります。今日「シルベ・グループ」銀黨と云ふものは六十萬人の會員を持つて居るのであります。猶太人の政治的勢力の進出に對して非常な反抗運動をやつて居ります。其雜誌の調査に依りますと「ハル」國務長官は猶太人である「モルゲンタウ」と云ふ今

の大藏大臣も猶太人である。労働長官も猶太人である。紐育の知事も市長も猶太人である。私共が大正七年亞米利加に行つた時分には、大抵「アイルランド」系の者が紐育に於て市長となり、知事となつたものであります。此頃は猶太人が取つて代つて居る。此頃の「ルーズベルト」の「ブレイン・トラスト」も猶太人が非常に多いのであります。殊に無冠の大統領と言はれる大統領を自由に操つて居る者も猶太人であり、現に支那に於ける英國の「サツスーン」財團の活躍は目覚ましいものがあります。私は此滿洲重工業の株を切賣りすれば、それを買ひに来る者は必ず亞米利加の猶太人であると思ふ。國防に非常に關係のある、殊に警戒を要する所の事業が、四割九分の株を持つて、さうして表決権まで持つと云ふことになると、どうも吾々は國防上非常に不安に堪えませぬ。此點に付て當局は大層深刻な御心配をなさつて居る際でありますから、どう云ふ豫防策がありますか、準備がありますか、其點を篤と承りたいと思ひます。

○原政府委員 外資を入れます方法と致しましては、今御話のやうに株を持たせると云ふ方法もありません。株を持たせませう場合には、四九%と仰しやいましたのは、是は滿洲重工業株式會社の子會社に付てでありまして、それは必ずしも四九%持たせると云ふ趣旨ではないのであります。今御心配のやうな軍事上の機密が漏洩することがあり、或は滿洲の重工業の或る部門が外國資本の爲に支配されると云ふことは絶対にあつてはならぬのであります。四九%を入れるか、入れぬかと云ふことに付ても、是は實際の場合に於て相當考究しなければならぬものだらうと思ひます。尙ほ親會社の株の持ち方に付きましては、別途の方法を講じて居ります。外國から資本を入れます場合に於ては、必しも株を持たして資本を入れると云ふ方法のみではなからうと思ふのであります。或は借入金を致しますか、或は社債で以

て募りますか、或は機械等を輸入致しまして、それを現物の延拂に致しますか、爲替の決済に遺憾なきを期する各種の方法はあらうと思ひます、四九%まで表決権のある外國資本を入れると云ふことは決して居らないのでありまして、又假に表決権を持つて居ります株を外國に與へます場合に、今御心配のやうな點は十分帝國政府と致しましては満洲國と協調の上御心配のないやうに十分取計み積りで居ります。

○北委員 只今の御答では私は十分に安心出来ませぬ、十分に警戒すると云ひますけれども、外國の資本が満洲、日本の生命線に入つて來ると言ひますけれども、而も表決権を持つて居る、さうして自動車とか飛行機とか云ふ軍事上重要な産業に、直接間接關係すると云ふことは、非常な危険で私は憂慮に堪へないのであります、私も關聯質問でありまして、是れ以上長く時間を取るのも御氣の毒ありますから、他日の機會に質問致しますが、此御答辯では満足出来ませぬ、原さんの言明だけでは安心は出来ませぬ、もう少し大きな近衛總理大臣あたりから責任を負うて御答辯がないと、苟も日清日露の二大戦役、又満洲事變の大きな犠牲を拂つて居るのでありますから、輕々しく一高官の言明位では吾々は安心出来ませぬ、恐らくは世界的に勢力を張つて居る猶太人の活動などに付ての認識が極めて不足ではなからうかと思ふのであります、歐洲大戰後に希臘と「トルコ」との戦の時に於ても「ザハロフ」と云ふ猶太人の軍需工業家が、希臘政府を使懸せしめて、さうして戦争が始つて居る時には、「トルコ」にも、それから希臘にも軍需品武器をうんと賣つて、戦争させる準備をしたと云ふことは隠れなき事實であります、而も支那に於ても今日軍需方面の猶太財閥が非常に活動して居ることを、私は色々事實に於て知つて居ります、是は安心なりませぬ、私は警告の意味を述べて質問を打ち切ります。

○宮澤委員 此満洲重工業に關しましては滿鐵事務局から其理由を發

とに關して、只今も廣く日本の各方面の仕事をして居るからやらせると云ふ意味は、日産五萬の株主を豫定すと云ふ事柄であらうと思ひます、が、是は意味を成さないと云ふのであります、其考へ方が今日まで陸軍當局の頭にくつ付いて居つて、遂に此満洲重工業會社の如き一資本家に一切任せると云ふやうな事になつて來たものではないか例へば満洲事變の起りました後に、本庄司令官は、滿洲は日露戦争以來日本の農村其他の大家の血と膏に依つて、其犠牲に依つて得たものであるから、滿洲から生れる利益は之を資本家に獨占させないで、廣く國民大衆に分たなければならぬと云ふことを聲明されて居る、考へ方としては結構であります、併し實際滿鐵の株を募集した時にどうでありましたか、ちつとも廣くならないで、やはり一部の金持に集つてしまつたのであります、又それが假になつたとした所が、滿鐵は日本の國家が株を半分持つて居るのでありますから、日本の國民である者は全部或る意味に於て之に關係をして居るのでありますけれども、滿鐵の株主の六萬三千人とか、或は日産の五萬の株主と云ふやうなものの一部の者である、それが他の株式會社よりは額が廣いから、それが國民大衆を代表すると云ふやうなことは意味が成つて居らぬ、私共は若し此目的にして機宜に適したものであり、必要なものであつて、さうして其力があるものならば、資本家であらうが何であらうが運れて來てやらせて、さうして其利益を壟斷するやうなことをさせなければそれで宜いであらうと思ふのであります、さう云ふ考へ方が何時も何か陸軍の方々の頭にこびり付いて居つて、さう云ふ所へ持つて行かうとして、やり損つては引戻し、やり損つては引戻す、滿洲の經營に致しまして、さうしてやつて見たがそんなことは出来ない、そこで今度は滿洲國と滿鐵とでやり、兎に角資本家財閥を入れないと云ふ立前でやつて來たけれども、松岡總裁の此二年間の滿鐵の經營の如き

表されて居るのは、日本産業五萬の株主を豫想する、鮎川氏に經營を一任す、飛行機自動車の工業をやるとか、東邊道の鐵道は非常に大切なものであるから開發すると云ふことを言つて居るだけで、何故に日産を特に連れて行つてやらせたか、滿鐵だけではいけない、成程滿鐵は此數年間資金を得ることが出来ないで苦しんで居つたことも一つの原因でありませう、又飛行機、自動車をやらすのには、滿鐵の現在の機構を以てしてはやり悪いから、外から入れると云ふことも必要でありませう、其他内地に於ける是等の關係業者の中、特に日産を選んだ理由、又それが成程さうであると云ふことを今まで實際發表せられて居らない、此豫算總會に於ても屢々質問がありました、其發表がありませぬので、私は此機會に於て對滿事務局總裁たる陸軍大臣から、國民の納得の行くやうに、殊に是は滿洲に於ける日本の權益を滿鐵から賣つたのであります、非常に大きな事柄でありますから、國民の納得の行くやうに一つ御説明を承りたい。

○杉山國務大臣 此度の滿洲重工業株式會社を設定しましたことは、此時局に於きまして最も迅速に是が設けられました、最も早く作業が出来得るやうに望んで居つたのであります、斯の如き考の下に日産を引入れた方が宜しくはないか、此日産を引入れたことに付きましては御承知の如く、日産會社は内地の各種の子會社に對する親會社でありまして、此會社を重工業の方に當てますことが、廣く國民の滿意して居ります所の力を重工業會社の中に背負ひ込むことが出来るのである、又一方に於きましては其人其人に付ては鮎川氏は技術家である、斯う云ふ方面に於ける經驗を持つて居るものであると云ふ、二點の見地より鮎川氏を重工業會社の社長に當らしめて、又日産會社をして重工業會社に入らしめた方が適當であると考へたのであります。

○宮澤委員 議論をしても仕方がないのであります、私は此度のこ

は御承知の通り資金が行詰つてしまつた、世間では斯う言つて居ります、松岡總裁が狐を馬に乗せたやうなことを言つて歩いて居つて危く誰も金を出さない、それが滿洲の經營が出来なくなつた原因であります、此二年間滿洲經營を捨て、置いて内地へ來て政治運動をやつて居つた、それは事實であります、滿洲のことは全く捨て、置いて、さうして滿鐵三十年の歴史を持つて居る機構の中から、日産に重工業を取られて、社員が「ストライキ」を起したら、今度は北支へ進出するから我慢しろ、滿洲が危くなつて來て、十二月十七日にある「ストライキ」が起つた、そこで内閣の諒解を得たかどうか知らぬが、實質上は北支に進出するのだ、斯う云ふことを言つて居ります、今度北支に産業開發會社が出来るとありますが、それに對して松岡總裁は二月の十日東京を出發して滿洲へ歸る時に斯う云ふことを言つて居る、北支の經濟開發は滿鐵でやらなければならぬ、北支は石炭が一番大切である、石炭は鐵道の輸送に依らなければならぬから、滿鐵でやらなければならぬ、北支産業開發會社が出来ると云ふが、そんなものが出ればならぬ、北支産業開發會社が出来ると云ふが、そんなものが出ればならぬから滿鐵を捨て、置いて、さうして滿洲の經營が出来なく自分二年間も滿鐵を捨て、置いて、さうして滿洲の經營が出来なくなると、今度は北支那の方へ行つて又手を延ばしてやる、是は悪い意味から云へば、個人の野心を逞うする爲に斯う云ふことをやつて居るとも考へられる、さうして滿鐵は今日資金が梗塞して、漸く各方面から口を利用して内地から金を持つて行く、是は滿鐵の經營が軌道に乗つて居らぬ、若し是が軌道に乗つて居れば、或る意味から云へば日産に斯う云ふことをやらせないでも滿鐵でもやるのであります、鮎川氏の技能が必要ならば鮎川氏を滿鐵の總裁にしたら宜い、日産の技術が必要であると言はれるけれども、今日自動車は日産よりも豊田で出

来て居る、飛行機に至つては他の會社の方がもつと良いのが出来る、其處から技術者を持つて来て出来る、斯う云ふやうに、今二き三すの陰謀など、云ふことを世間で言ふて居るのでありますから、私は此點に付て陸軍大臣の御考慮を煩したのであります、殊に私共昨年の暮に滿洲に行つて見ましたが、滿鐵總裁がよく歸つて来たと言つて居つたのであります、滿洲では絶対に歸らないと思つて居た、滿洲の土は踏めるものではないと言つて居る、それが歸つて、あのやうな社員と總裁との關係、それから滿洲に於ける各方面との關係、滿洲國との關係に於て、よくあの總裁で仕事が出来ると言はれて居るのであります、若も松岡氏でなくて他の人であつたら一日でも居ればはしませんが、松岡氏は軍の或る方面と非常に關係が深い、自らも斯う云ふことを言つて居ります、自分にはちやんと軍の方には手が入つて居る、隨て自分はこの地位を護つて行けるのだと云ふことを言つて居る、さう云ふやうな關係に於て、今日此重大な時局に色々な個人的な情實に於て、此滿洲經營の重大な責任を持つて居る人が、依然としてさう云ふ我儘を言つて居られると云ふことは、私は許し難いことであると思ふ、實際私は滿洲の實情を見ましたが、松岡氏の手では一つも仕事が出来ない誰もあの人の言ふことを肯く者がありません、而も是が今度の北支は方に迄も手を延ばす、滿鐵の人と技術とを北支に使ふことは私共必要であらうと思ひます、併し滿鐵をして直ちに北支に手を著させると云ふやうなことは、百害有つて一利無きこと、私共は考へて居るのであります、此點に關して陸軍大臣の滿鐵經營に關する、殊に其人的陣容に付て御考を伺ひたいと思ふのであります

○杉山國務大臣 松岡總裁が如何なることを申したか私は存じませぬが、政府としては松岡總裁は適任なる人であると認めて居るのであります、滿鐵の北支に對する進出に付きましては、是は現在に於きま

て居るのであります、又今御話のやうに滿鐵の人と其技術とを北支の方に持つて行つて使ふと云ふことは、是は當然さう行かなければならぬ、日本の持つて居る一つの寶でありますから、それを分けて行くと云ふことも當然であらうと思ひます、併し滿鐵の今の機構で、殊に滿鐵はもう殆ど或る意味から言へば官僚化して、斯う云ふ非常時に外へ派遣した者は思ふやうに働きますけれども、實際滿洲に行つて見るともの仕事は中々出来なくなつて居るのであります、非常に官僚化して居るのであります、是は此處へ鮎川氏のやうな人を持つて行つて、重工業を取上げて滿洲に清新な氣を入れると云ふことは、成程一方から見ると宜いことかと思ひます、滿鐵に刺戟を與へて宜いことかとも考へます、併し今陸軍大臣は、今の松岡總裁の今日の滿洲に於ける輿望、滿洲に於ける信任と云ふものは、あのやうな状態で仕事が出来ると政府だけが信用しても、滿洲に於ける滿鐵の社員、滿洲國の役人、關東軍、其の他の人が信任をしなければ仕事は出来ない、其事情を能く御調べ下さつて、國家の爲に善處されんことを私は希望して已まないのであります

次に北支の開發に付きまして、此度三億五千萬圓かの北支産業開發會社が出来ると云ふことでもあります、是は北支は只今の所、或る意味に於て戦時下に在りますので、殆ど占領地域と同様な事態でありますから、軍に於て是が指導を爲され、軍に於て諸般の計畫を立て、行かれることは、現下已むを得ないと思ふのであります、併し北京天津に行つて見ますと、もう今日は支那人の側には戦時氣分はないのであります、全く落着いてしまつて、夜でもちやんと商賣をやつて居ります、隨て現在に於ては、やはり平時に於ける體制を以て之に向ふ方が私は支那人の心を掴む上からも、亦人心を安定させる上からも必要であると思ふのであります、やはり今日いや暫くは軍の統制下に置い

て此作戦が續いて居ります此狀況に於きましては、事變の當初より滿鐵の人並に材料が北支に進出を致しまして、軍と協力をし、或は軍の指揮下に入りまして、軍の作戦に非常なる努力を致して居るのでありますから、作戦の繼續致します間は、此姿勢で進まなければならぬと思つて居ります、併ながら既に御承知の如く北支に於ける經濟開發方針が決定せられまして、交通通信其他の各部門に亘りまして、主要なる事業は一つの開發株式會社に編成されまして、其下に子會社として是等の各事業を進めることになつて居るのでありますから、作戦が終りました後に於ては滿鐵が其名を以て北支に進出すると云ふことは無いものと信じて居ります、併ながら實際上に於て北支に於ける交通を完全にして行きます爲に、又從來大陸に於ける交通の經驗を持つて居ります滿鐵と致しまして、將來交通事業を致します爲に、是等の人員、材料を使用すると云ふことになることは、自ら明かであると存じて居ります

大陸開發の frontline で奮闘する滿鐵社員

宮澤氏政府の善處を望む

○宮澤委員 北支に於ける滿鐵社員の仕事と共應した非常なる働きと云ふものは、私共も之を目のあたり見まして感激して居るものであります、全く只今のやうな殆ど高級社員が全部辭表を出すと思ふやうなことがあるにも拘らず、日夜軍の行動と相應じまして、社員が殆どど血みどろの努力をして居ることは、私共現地を見て能く承知をして、諸般の産業開發をやるのであります、或は支那の北京に出た新政府と日本政府との間には、何か日滿經濟共同委員會のやうなものを設けて、平時に於ける體制を整へて、産業開發に向ふ時期もそろ／＼近付いて居るのではないか、斯う思ふのであります、此點に對する御方針を承りたいと思ひます

○杉山國務大臣 只今宮澤君から北京、天津附近は平靜に復して居ると云ふ御話であります、是は晝間、或は或る時期に於てはさう云ふ事柄があるかも知れぬけれども、全面的に治安維持が出来が居るとは私共は信じて居らぬのであります、殊に北京の西方の山地には、共軍並に共産匪が集團をして出沒して居るのであります、斯の如き事態に於きまして、之を全く文政に復すると云ふことは、是は困難な事情であります、やはり此作戦の續いて居り、又治安が十分に維持の出來ませぬ間は、軍司令官の下に置いて置かなければならぬと考へて居るのであります、併しながら一方に於て只今宮澤君の御話になりましてやうに、支那人の人心を把握して、諸般の事業を進めて行くことと云ふことに付ては、軍と致しまして専ら力を拂つて居るのであります、是等の見地より最近内地より立法、行政、經濟、金融、其他諸般に亘りまして有力なを聲望であり、信頼し得べき人に北支に出て貰ひまして、是等の力に依りまして、産業經濟、金融、其他の方面の發達を期したいと存じて居ります、日滿兩國の經濟協會の如きは既に其實現に努力をして居るやうな状態でありまして、只今宮澤君の御希望になつたやうな點に向ひましては、十分に力を盡して居るのであります

○宮澤委員 私は最後にもう一つ御伺致しまして、私の質問を終りましたと思ひます、北支に對する我國の對策と致しましては、秘密會でもありました機会に私の質問を留保致しまして、御尋したい點が二三あります、唯もう一つ私は只今の御答辯に關聯して伺ひたいのは、此

度軍の顧問として平生飢三郎氏が赴任せられると云ふことであります。一體滿洲でも同様であります。殊に北支那に於きましては、是は世間でもう屢々言はれて居つたことであります。彼處に一生骨を埋むるやうな覺悟を持つて居る大きな人物をやつて、支那に對する日本の國策遂行に當らせ、支那人とも十分諒解をさせてやらなければならぬ。今日までは主として軍が當られて居つたのであります。一年か二年すると更迭してしまふ、折角支那人が此人はと思つて信頼して話をして居つても、一年か二年すると更迭してしまふから、其人が更迭すると次の人は何を言ひ出すかも知れない、安心して日本人とは話が出来ないと云ふやうなことが、今日まで屢々言はれて来たことは、政府に於ても十分御承知のことであらうと思ふのであります。隨て平生氏が若し適任であるならば、老人で氣の毒ではありますけれども、北支に骨を埋めて貰ふと云ふ覺悟を以て彼に行つて貰ふ人でなければならぬと思ひます。然るに平生氏は日鐵の社長を辭めるのは厭だ、日鐵はどう云ふ所であるかと言へば、今日日本に於て此日鐵のやうな大きな使命を持つて居る会社は少いのであります。此會社に力を入れなければならぬことは、もう分り切つて居る、其社長であつて、力を入れなければならぬ人が、片一方の會社を辭めるとは厭だ、兩方俺はやるのだ、十五日づゝ股に掛けて歩くのだ、其意氣は壯とすべきものがあります、併ながら日本にはまだ幾らでも支那に行つて働く人もあれば日鐵の社長をやる人もあります。然るに斯の如き人を無理に煩さなければならぬと云ふことはどう云ふことであるか、私の想像する所に依れば、恐らく中央と出先の軍との間に於ける意見の一致が、到頭こんな所へ持つて来た、是は結局情實であります。若し情實を捨て、眞に國策を行ふと云ふ考があるならば、私は平生氏の無理に——平生氏が適任ならば北支に連れて行くが宜い、それなら日鐵の社長を

辭めさせたら宜い、日鐵の社長と兩方やると云ふ老人の我儘を受入れて、其儘之に従つて行かなければならぬと云ふやうな事態では、私は今日の日本の内外の重大なる時局に處する政府の御決心を疑ふ者であります。私は先程も貿易行政のことで申上げたのであります。斯う云ふやうな考へ方、政府部内に於けることは何でも情實をやつて行く、併し國民に向つては、其他に向つては、一切の情實は許さないので金縛りで行くのだ何でも強制するのだと云ふやり方は、決して國民の信頼を得る所以でないと私は思ふのであります。此點に付きまして私は松岡總裁に對すると同様、陸軍大臣に於て特に私は御考を願ひたいと思ふのであります。其他北支の點に付きまして伺ひたいことがありますが、是は秘密會の時に譲りまして、私の質問は是で一應終りたいと思ひます。

第一號追加豫算

賀屋國務大臣説明

○賀屋國務大臣 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加第一號並に同各特別會計歳入歳出總豫算追加第一號に付き説明致します。今回の豫算案は、大體に於きまして曩に提出致しました臨時軍事費豫算追加第一號に直接關聯を有するもののみであります。先づ昭和十三年度歳入歳出總豫算追加第一號は歳入歳出共に三億八千六百四十餘萬圓であります。右歳入豫算の内譯は、支那事變特別税法制定に依る増加三千八百二十餘萬圓、臨時相稅措置法制定に依る減少三百七十餘萬圓、煙草値上等に依る專賣局益金の増加千二百餘萬圓、歳入補填の財源に充つべき公債金の増加千三百餘萬圓であります。

以上は只今議題に供せられて居ります豫算案に關する大體の説明であります。何卒御審議の上速に御協賛あらんことを希望致します。

朝鮮の産金獎勵

松山委員要望す

○松山委員 昨年の第七十一議會の産金獎勵法の時分に、私共に委員會で説明せられたのは、今金の生産は四十萬、五年の後に之を八十萬にするのだ、斯う言つて居られる、所が今度の議會に出て来たのには朝鮮と内地と合せて百三十一萬の生産をするのだと云ふことを居られる、併し先程私が申しましたやうに、英國及び其領土内に於ては五百五十二萬の生産である、私共は英國に負けたゞけに日本の此金生産を殖やすことは出来ると思ふ、是は此間中私は特別委員會に於て其委員になつて、色々質問應答に依つて其數字は確め得たのであります。今度政府が産金振興株式會社法案を作り、或は重要礦物増産法案を作る時に、其政府の言つて居る所を聴きますと、日本の内地に於ては大體六産金會社と云ふものを目標にして居るらしい、朝鮮に於ては二萬圓以上の生産のある約七百五十の金礦と云ふものを目標として、さうして金の増産計畫をして居る、いま朝鮮が一番著しい混雜を避ける爲に、朝鮮が一番見込がある所でありませうから、朝鮮のものに依つては御伺して見ようと思ふ、朝鮮の方で今日金礦の許可せられて居るのが四千九百ある、其中で今申しまする總督府が目標と致して居るのは七百五十です、あとの四千餘の金礦は貧礦であるのか、貧礦の爲に相手にしないのか、資金が足りない爲に、是が立派な金礦になり得ないのかと云ふことが問題であります。許可せられたのは四千九百です。

歳出豫算の内譯は、臨時的増税並に負擔軽減に關する臨時的措置に伴ひ要する經費三百餘萬圓、國債整理基金繰入金の増加六千六百二十餘萬圓、臨時軍事費特別會計と繰入三億千七百餘萬圓でありまして、何れも大藏省所管に計上致してあります。

右の内臨時的増税並に負擔軽減に關する臨時的措置に伴ひ要する經費は、支那事變特別税法の制定、臨時利得税法の改正並に臨時租稅措置法の制定に伴ひ、是が徵稅其他に要するものであります。

國債整理基金繰入金の増加は、支那事件公債其他の公債の發行額増加するに伴ひ、利子及び發行諸費と必要と致しますので、是が相當額を一般會計より國債整理基金特別會計へ繰入れんとするものであります。

臨時軍事費特別會計へ繰入は、支那事變特別稅收入、臨時利得税法改正に依り増加すべき臨時利得稅收入及び煙草値上等に依り増加すべき臨時利得稅收入及び煙草値上等に依り増加すべき專賣局益金收入を監事軍事費財源として一般會計より繰入れんとするものであります。

次に昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加第一等は專賣局、國債整理基金、公債金、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及び其他陸海軍の作業會計等の各特別會計に關するものであります。

右の内各外地特別會計に屬するものは、何れも内地に順應して實施する臨時的増税並に負擔軽減等に關する臨時的措置等に伴ふ歳入の増減及び是が徵稅費並に臨時軍事費特別會計へ繰入の増加等に關するものであります。又各外地特別會計の繰入金は、臨時的増税及び煙草の値上に依る歳入の増加額より徵稅費等を控除したるもの、八割を繰入れんとするものであります。其金額は關東局七十餘萬圓、朝鮮總督府八百九十萬圓、臺灣總督府二百八十餘萬圓、樺太廳三十餘萬圓、計千二百八十餘萬圓であります。

其外に出願をして許可せられて居ないのはまだ三萬あるんです。出願順序で許可すると云ふのだから、此三萬は悪いものばかり残つて居るとは言へないと思ふ。此中には良いものも相當にあるだらうと思ふ。資金を與へ、十分に努力を加へたならば、此中から随分良い金額が出て來ると思ふ。即ち朝鮮で申しますならば、いま朝鮮で産金の目標は此七百五十の金額なんです。所が皆合せれば金額が三萬五千ばかりある。此意味に於て朝鮮が向ふ五箇年間に七十五萬まで殖やさうと云ふことでありますが、是はうんと殖やすことが出来る、それは一つは金が足りぬのです。それから一つは人物人間をうんと養成しなければならぬ、人間の養成にも幾分か、極めて少額の豫算が計上せられて居ることは私も見ました。併し是は足らぬと思ふ。うんと金の増産に力を入れるならば、資金を豊富に供給すること、人物を供給すると云ふことに於て政府が努力するならば、又國務大臣が金が非常時財政の爲に必要であると云ふことを痛感せられるならば、日本の産金額と云ふものは今日よりうんと殖やすことが出来ると思ふのであります。先程申しますやうに、是が今日の日本の非常時財政の生きる唯一の途である。斯様に私は考へるのであります。當局の御答辯はなくても宜しうございます。若し又私の意見として御聞き下さつても宜しうございます。是は國務大臣に特に此點は注意して戴きたいと云ふ意味に於て、私の質問を打ち切ります。

○實業國務大臣 産金の獎勵の非常に重要でありますことは、全く御同感であります。今御示しになりましたことを一々其通り實行致すと申上げる譯ではありませんが、全く御趣旨には同感で、有ゆる力を盡して、今後も最善の努力を致したいと思ふのであります。

文部省も間接には何等かの御世話が出来て居る筈でございます。然るに亞米利加の二世は是と異なる立場にあるものでありますから、文部省が直接手を下すと云ふ方法が今の所はないと思ひます。併ながら各府縣の移住協會の中で自發的に二世の父兄を通じて日本の事情を教へると云ふことが必要であり、又二世の爲には、就職問題などに付て必要だと云ふので、不十分ではありませうけれども、移住協會が色々な方法を講じて、日本の事情を教へ込むやうな方法、又日本語を教へるやうな方法を講じて居ると思ひます。大正九年に私が「カリフォルニア」を二度目に旅行致しました時に、或る日本語の學校へ参りました。話をしてやつたことがありましたが、其時は儘か其土地の日本人會が經營して居つたと思ふのでありますけれども、其後承る所に依ると、日本人が日本語の學校を經營することが出来なくなつたとか云ふのでございまして、其地方の父兄が申合せまして、さうして日本語を教へる機關を維持して居ると云ふ次第でありまして、各府縣の移住協會は、さう云ふ地方の自治的團體に呼び掛けましてさうして日本語の教育、又日本の事情の教育、或は随ひまして日本精神の教育なども、或る程度までは行はれて居ることと思ふのであります。但し移住協會が自發的に御手傳して居ると云ふやうなものでありますから、十分なこととは行はれて居らないのであります。只今の鈴木さんの御話に於ては、只今外務大臣より御答になりましたが如く、近頃は亞米利加及び布哇に於ける第一世の父兄達が、どうしても自分等の子女に祖國を見學させなければならぬと云ふので、見學團とか、觀光團とか云ふものも、毎年幾らかやつて居ります。それから、或る府縣に於きましては、小學校から或は中學校や、女學校なども、祖國で教育を受けさせなければならぬと云ふので、今大分内地に歸つて居ると思ふので

米國に於ける邦人第二世の國籍教育方策

○鈴木(文)委員 米國に於ける邦人第二世の國籍及び教育方針如何
○内ヶ崎政府委員 只今鈴木さんよりの亞米利加に於ける我が第二世の教育上の困難なる事情、又吾々日本人の立場から考へて見まして、好ましくならざる状況の下にあると云ふことに付きましては、私共御同感でございます。而して之を如何にするかと云ふことに付きましては、只今外務大臣よりの御説明がありました如く、極めて困難な問題であると思ふのであります。第二世が思ひ／＼の米國の學校の教育を受けまして、米國に於て就職問題でぶつ付かれますと、實際上斯う云ふ現象が現はると云ふことを聞いて居るのであります。若し單に英語を話すとか、或は書くことに巧みなる者を求むると云ふことであれば、それは米國人を雇ふ方が宜しい、然るに日本と關係の事業其他に於て人を要する場合に於ては、日本語が出来る者、或は日本の新聞雜誌が續める者、又は日本の事情に通ずる者を雇ふ方が宜しいと云ふやうな譯で、さう云ふ時には第二世にして日本語、日本文に通じ又日本の國情に通じ、若くは東洋の事情に通じて居る者の方が優先權を有して居ると云ふことでございます。そこで第二世が就職問題でぶつ付かれました、さう云ふやうなことが自分の運命を開拓するに有利であると云ふことを自覺致して居るさうでございますから、之に對しては亞米利加に居る第二世であるから、謂はゞ亞米利加の市民でございまして、それに對して文部省が手を下して直接教育すると云ふことは出来ないことでございます。若し諸外國に於ける日本の移民に對して教育することであるならば、それは直接外務省が監督致して、

あります。又中等學校以上のものに對しましては、東京では早稻田國際學院と云ふのがありまして、それは第二世ばかりではありませぬ、東洋諸國の學生達も收容して居りますけれども、中心になつて居るのは第二世の教育であると思ふのであります。それから天理外國語學校に於きまして、主として第二世の教育を行ふ所の學校が設けられてあるさうであります。それから女子の教育に付ても、府下千歲村にある惠泉女學院と云ふのが第二世の女子の教育をやつて居るさうであります。今の所は其數字を申上げることは出来ないものであります。何れ取調の上追つて鈴木さんに御報告することが出来るかも知れないと思ふのであります。さう云ふやうな風にして、祖國へ歸り來れる者に對しましては、不十分ではございますけれども、外務省でも補助する或るものに對しては近頃は拓務省でも補助を致し、文部省でも指導の位地に立つて居りまして、十分の教育を施したいと思つて居るのであります。鈴木さんの期待に背かないやうな、又希望に副ふやうな十分な教育が出来ないと思ふのでありますけれども、まあ今の所はさう云つたやうな方法で切抜けまして、將來は文部省と致しまして、何等かの合法的方法を以て、もつと徹底した十分なる教育を、米國に於ける第二世達が受け得るやう力を致したいと思ふ次第でございます。

百萬移民計畫不變

支那事變に依る影響なし

平野委員に大谷拓相答ふ

○平野委員 拓務省に於きましては、昨年百萬戸滿洲農業移民と云ふ

ものを考へられて、天下に發表されました、吾々洵に御同感の至りで賛成を致して居つたのであります、其後の成績に付ても、相當者々やつて居らるゝと信じて居ります、此百萬戸農業移民の問題に付ては、満洲に日本人を多數入れると云ふ目的が御ありになつたことも固よりであります、我國の農村問題に關聯を致しまして、日本の農村の土地と人口の關係と云ふ點から見ると、土地が人口に比して足りない、言換へれば、人口が多過ぎる、そこで百萬戸の農民と云ふものを満洲へ持つて行けば、内地の土地開拓が解決すると云ふ點を含まれて農林當局に於ても、拓務當局に於ても、此案を相當に睨んで居られたやうに思ひます、所が今回支那事變が始つて、色々政府が各方面に於て答辯されて居る所を聴きますと、農村に於て、段々に人が足りなくなつて来た、殊に勞力が足りなくなつた、隨て生産力が減退した、我國の農村の勞働力と云ふものをどうするかと云ふことを盛に問題にして來て居る、私は之を冷靜に農民の立前から見ると、農村は土地が足らぬから、百萬戸遣るのだと云つて計畫を立て、置きながら、戰爭が起つて、一寸勞力が足りなくなると、直ぐ今度は農村に於て勞力が足らぬからと云ふことは、百萬戸移民政策と矛盾して居る、斯う云ふやうに何か一つの事が起れば、直ぐ前の政策が變つて、言換へますと、農林大臣が更り、拓務大臣が代れば、直ぐそこで政策が變ると云ふことが農村の慥む所であり、是に於て拓務大臣は、此百萬戸農業移民と云ふ問題と、現在農林大臣が考へて居られる所の農村の勞力不足と云ふ此矛盾に對して、どう云ふ考を持つて居られるか、之を一つ承りました。

○大谷國務大臣 平野君に御答致します、滿洲移民の計畫は、此事變に付て農村の勞力には、餘り影響して居ないと思ふのであります、併し滿洲に移民をさせます場合には、農林當局並に内務當局とも能く打

合せを致しまして、土地が足りなくなつて、人の勞力の餘つて居る場所は、無論其土地からの移住を奨励致して居ります、土地があつて耕し手が無いと云ふやうな地方からは成べく募集しないやうに致して居るのであります、昨年及十三年度の六千戸と云ふものに付きましては之を全國の各市町村に割當てますと、餘り影響のある程の戸數にはなないのであります、又成程御説の通り、現今勞働力の不足があつて、地方に依つては、殊に馬の缺乏などに依つて農村が困つて居ると云ふやうな事情もあるのであります、滿洲移民に於きましては、今回青少年の移民を致すのであります、是もやはり年々農村から都會に流出する所の青少年の數は數十萬の多數に達して居るのであります、今回の事變が起りましたも、やはり農村から都會に流れ出ます農民の子弟は三十萬もあらうかと思はれるのであります、其中から成べく滿洲へ移住をさせると云ふやうな方法を執つて居りますので、各省とも連絡致しまして、滿洲移民の計畫と、内地の農村の勞力の問題と齟齬なきやうに之を圖りたいと存じて、其様にやつて居る次第でございます。

○平野委員 さうしますと、支那事變に依つて百萬戸移民問題と云ふことに付ては、何等の方針の變更なきもの、斯う解釋して宜しうござりますか。

○大谷國務大臣 左様御承知を下さつて差支ありません。

滿洲移民によつて

人口食糧問題解決

稲田委員と拓相の問答

○稲田委員 拓務大臣若くは對滿事務局長の總裁に對して、御尋致して見たいと思ひますが、今日日本人の人口が、毎年々々百萬内外殖えつゝあります、それは申上げる迄もなく農村の増加人口を殆ど中心として居るものであります、此人口食糧問題を政治的に捌け口を考へられなければならぬ所の拓務大臣若くは外務大臣、或は最近に於ては對滿事務局總裁は過去に於て此農村人口問題、日本の人口食糧問題の解決に對しまして如何なる方法を執つて居られますか、現在如何なる方法を執つて居られますか、現在如何なる方法を執りつゝあられますか、將來如何なる方法を執らうとして居られますかと云ふことを先づ拓務大臣に對しまして、御訊致します。

○大谷國務大臣 稲田君に御答致します、我國が年々百萬近い人口の増加を致して居ります、其爲に農村に於きましては、一人當りの耕地反別は、驚くべき僅かな面積になつて來て居ると云ふことに付きましては、政府として考慮しなければならぬことと存じます、此人口問題に付きましては、移民と云ふことも一つ考へられます、又其他の生産工業の上からも人口問題は考へられるのであります、主として私此移民と云ふことに付ての方から申しますと、滿洲國に日本の大量移民を行ふと云ふ計畫は、昭和十二年度を初年度と致しまして、二十箇年の間に百萬戸、五百萬人を送り出すと云ふ計畫をして居るので

あります、之だけを以て唯單に全體の人口増殖問題を解決するとは参りませぬ、其他に「ブラジル」であるとか、南洋であるとか云ふ方面にも、日本の國力の又ぶ限り移民をすると云ふことは必要であります、主として此滿洲移民を二十箇年の間に百萬戸、人口に之を換算しますと五百萬人と云ふ計畫であります、其先づ初年度と致しまして、五箇年に十萬戸を移すと云ふ計畫を實行致したのであります、其他に更に本年度は少年、青年の移民を初年度と致しまして三萬人、本豫算に御請求を申上げて居るのであります、之を以ちまして滿洲の移民計畫を進めて行きたいと存じます、青少年の移民は本年度は三萬人であります、尙ほ是は將來に滿洲の發展に伴ひ、又延ては滿洲國防の上にも是が非常に役立つ所の一つのものにならうと存じます、明年度も續いて送りたいと存じて居るやうな次第であります。

○稲田委員 只今の拓務大臣の御話に依りますと、滿洲移民を中心にして人口食糧の問題の捌け口を求めて居られるとの御答辯であります、此匪賊の横行致して居ります、而も氣候風土の宜しからざる滿洲に於きましては、豚の如き生活をして居る滿洲人、一日に一戸十錢か二十錢かで生活し得る滿洲人、之を相手に致しまして、我國の移民は一日に一圓内外の生活を要して居ります、滿洲人が西瓜を一箇作るのに三錢、四錢で作得るものでありますならば、日本人は二十錢、三十錢掛ければ西瓜が一つ作れない、日本人は豆腐一丁五錢でなければ賣れないが、滿洲人はそれを二錢で賣つて生活すると云ふやうに、地球上、寒帯であらうが、到る處青山のあります彼の支那人を相手に致しまして、即ち生活力も經濟力も世界の人類中一番旺盛なる人間を相手に致しまして、さうして完全なる移民の成功が出來得ませうか、算盤の持てる經濟的移民の成功が出來得ると思はれまするか、此點に付きまして拓務大臣の御答辯を願ひたいと思ひます。